横瀬町地域防災計画

平成２８年９月

横瀬町防災会議

〔目　　次〕

第１部　総　　則 1
第１節　計画の目的 3
第１　趣旨 3
第２　計画の用語 3
第３　計画の位置付け 4
第４　計画の構成 4
第５　計画の修正 4
第６　計画の習熟 4
第２節　横瀬町の概況 5
第１　自然的特性 5
第２　社会的条件 8
第３節　災害履歴 10
第１　風水害等 10
第２　地震災害 12
第４節　被害想定 14
第１　予想される災害（風水害等） 14
第２　地震被害想定 15
第３　町の災害特性 24
第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 25
第１　趣旨 25
第２　町 25
第３　県関係機関 25
第４　指定地方行政機関 27
第５　消防機関 29
第６　陸上自衛隊第32普通科連隊 29
第７　指定公共機関 29
第８　指定地方公共機関 30
第９　秩父広域市町村圏組合 31
第10　公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者 31
第６節　住民及び事業者の基本的責務 33
第１　住民の果たす役割 33
第２　事業者の果たす役割 33
第７節　防災対策の基本理念 34
第１　基本的視点 34
第２　防災対策の基本理念 35
第３　減災目標 36
第２部　風水害・ 事故災害対策編 39
第１章　災害予防計画 41

第１節　防災組織整備計画 41
第１　防災関係機関 41
第２　相互応援体制の整備 42
第３　消防 44
第４　自主防災組織の整備 45
第５　民間防火組織の整備 46
第６　事業所等の防災組織の整備 47
第７　ボランティア等の活動環境の整備 48
第２節　防災意識の高揚 49
第１　基本方針 49
第２　防災教育計画 49
第３　住民等に対する防災知識の普及 50
第４　地区防災計画の策定 52
第３節　防災訓練計画 53
第１　基本方針 53
第２　実施計画 53
第４節　防災活動拠点計画 56
第１　基本方針 56
第２　防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備 56
第５節　災害情報体制の整備 58
第１　基本方針 58
第２　情報通信設備の整備及び安全対策の推進 58
第３　情報収集伝達体制の整備 58
第４　情報処理分析体制の整備 59
第５　住民とのコミュニケーション環境の整備 60
第６節　避難予防対策 61
第１　基本方針 61
第２　避難計画の策定 61
第３　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保 63
第４　動物愛護 65
第７節　物資及び資機材等の備蓄 66
第１　基本方針 66
第２　食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備 66
第３　防災用資機材の備蓄 70
第４　燃料の調達体制の整備 71
第５　医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備 72
第６　家庭における備蓄促進 72
第８節　医療体制等の整備 74
第１　基本方針 74
第２　救急救助 74

第３　初期医療体制の整備 75
第４　後方医療体制の整備 75
第５　医療保健応援体制の整備 76
第９節　水害予防計画 77
第１　治水対策 77
第２　治山 77
第３　砂防 78
第４　内水氾濫 78
第１０節　土砂災害予防計画 80
第１　基本方針 80
第２　地すべり危険箇所の予防対策 80
第３　土石流危険渓流の予防対策 81
第４　急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策 81
第５　山地災害危険地区の予防対策 83
第６　土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の確立 83
第１１節　孤立防止対策 85
第１　基本方針 85
第２　孤立防止対策計画 85
第１２節　防災まちづくり計画 86
第１　基本方針 86
第２　防災まちづくり計画 86
第３　道路・橋梁の整備計画 87
第４　ライフライン施設の防災対策 87
第５　建築物等の防災対策 88
第６　農地関連施設の防災対策 88
第１３節　災害時に備えた要配慮者対策 89
第１　基本方針 89
第２　社会福祉施設等入所者の対策 89
第３　避難行動要支援者の安全対策 91
第４　要配慮者全般の安全対策 92
第５　外国人への対策 94
第６　観光客等の対策 94
第１４節　帰宅困難者対策 95
第１　基本方針 95
第１５節　遺体の埋・火葬体制の整備 97
第１　基本方針 97
第２　遺体の収容所及び埋・火葬の体制整備 97
第１６節　環境衛生対策 98
第１　基本方針 98
第２　廃棄物の処理 98

第３　防疫対策 98
第１７節　住居の確保体制の整備 99
第１　基本方針 99
第２　被災住宅の応急修理 99
第１８節　文教対策 100
第１　基本方針 100
第２　文教対策 100
第２章　災害応急対策計画 101
第１節　活動体制計画 101
第１　目標 101
第２　活動体制 101
第２節　動員配備計画 111
第１　職員の配備体制 111
第２　職員の動員体制 112
第３節　事前措置及び応急措置等 114
第１　町長の事前措置及び応急措置 114
第２　救助法の適用基準 114
第４節　相互応援協力計画 117
第１　目標 117
第２　市町村間の相互応援 117
第３　県への応援要請 117
第４　民間機関との応援協定 118
第５　応援受入体制の確保 118
第５節　注意報及び警報伝達計画 119
第１　目標 119
第２　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等 119
第３　気象注意報・警報等の伝達 123
第４　異常な現象発見時の通報 125
第５　町における措置 125
第６　自衛措置の取組 127
第７　伝達不可能時の対応 127
第６節　災害情報通信計画 128
第１　目標 128
第２　被害状況等の報告通報系統 128
第３　災害情報計画 130
第４　災害通信計画 133
第７節　災害広報広聴計画 141
第１　目標 141
第２　災害広報資料の収集 141
第３　住民への広報 141

第４　報道機関への発表 142
第５　災害時の心得 142
第６　公聴活動及び相談窓口の開設 142
第８節　水防計画・土砂災害防止計画 144
第１　目標 144
第２　水防体制の確立 144
第３　水防活動 145
第４　その他の水害予防 145
第５　土砂災害防止計画 146
第９節　孤立地域対策活動計画 150
第１　孤立実態の把握対策 150
第２　救助・救出対策 150
第３　通信手段の確保 150
第４　食料品等の生活必需物資の搬送 150
第５　道路の応急復旧活動 150
第１０節　交通対策計画 151
第１　目標 151
第２　交通応急対策計画 151
第３　交通規制計画 152
第４　緊急輸送道路の確保 154
第５　緊急通行車両確認等 154
第１１節　災害救助保護計画 156
第１　避難計画 156
第２　救急救助・医療救護計画 166
第３　遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画 170
第４　要配慮者等の安全確保対策 171
第５　帰宅困難者対策 174
第１２節　生活支援計画 177
第１　食料供給計画 177
第２　衣料、生活必需品等供給計画 179
第３　救援物資の供給体制の確立 180
第４　給水計画 180
第５　応急住宅対策 182
第６　被災住宅の応急修理計画 184
第７　建築物災害応急活動計画 184
第８　文教対策計画 185
第９　応急保育計画 188
第10　広聴活動 188
第１３節　障害物除去計画 189
第１　目標 189

第２　実施計画 189
第１４節　輸 送 計 画 191
第１　目標 191
第２　輸送の基本方針 191
第３　調達計画 191
第４　緊急輸送計画 192
第５　配車計画 192
第６　応急救助のための輸送 192
第１５節　要員確保計画 193
第１　労務供給計画 193
第２　奉仕団及び公共的団体活用計画 193
第３　災害ボランティアに関する計画 194
第４　事業者との連携 194
第１６節　自衛隊災害派遣要請計画 195
第１　目標 195
第２　自衛隊の災害派遣基準等 195
第３　災害派遣活動の範囲 195
第４　災害派遣の要請 196
第５　災害派遣部隊の受入体制の確保 197
第６　経費の負担区分 197
第７　派遣部隊の撤収 197
第１７節　環境衛生整備計画 198
第１　廃棄物処理計画 198
第２　防疫活動 200
第３　動物愛護 201
第１８節　応援受入計画 202
第１　国からの応援受入れ 202
第２　地方公共団体からの応援受入れ 202
第３　ボランティアの応援受入れ 203
第４　公共的団体からの応援受入れ 203
第１９節　竜巻・突風等対策 204
第１　基本方針 204
第２　現 況 204
第３　予防・事前対策 204
第４　応急対策 206
第５　復旧対策 207
第２０節　雪害対策 208
第１　基本方針 208
第２　現況 208
第３　予防・事前対策 208

第４　応急対策 211
第５　復旧対策 213
第３章　災害復旧復興対策計画 214
第１節　迅速な災害復旧 214
第１　趣旨 214
第２　災害復旧事業計画の作成 214
第３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 214
第４　災害復旧事業の実施 216
第２節　計画的な災害復興 218
第１　趣旨 218
第２　復興に関する事前取組及び復興対策本部の設置 218
第３　復興計画の策定 218
第４　災害復興事業の実施 219
第３節　生活再建等の支援 220
第１　趣旨 220
第２　被災者の生活確保 220
第３　被災者への融資等 220
第４　被災者生活再建支援制度 225
第５　埼玉県・市町村被災者安心支援制度 227
第６　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 230
第７　被災者に対する保護・職業のあっせん 230
第８　生活保護 231
第９　被災者の相談窓口の設置 231
第４章　事故災害等対策計画 233
第１節　火災対策計画 233
第１　火災予防 233
第２　消防活動 236
第３　大規模火災予防 238
第４　大規模火災対策 241
第５　林野火災予防 242
第６　林野火災対策 245
第２節　危険物等災害対策計画 248
第１　危険物等災害予防 248
第２　危険物等災害応急対策 249
第３　高圧ガス災害応急対策計画 249
第４　火薬類災害応急対策計画 250
第５　毒物・劇物災害応急対策計画 250
第６　サリン等による人身被害対策計画 251
第３節　放射性物質事故災害対策計画 253
第１　放射性物質事故災害予防 253

第２　放射性物質事故災害応急対策計画 255
第４節　文化財災害対策計画 263
第１　文化財災害予防 263
第２　文化財災害応急対策 263
第５節　農林業等災害対策計画 264
第１　凍霜害予防 264
第２　農林業等災害対策 264
第６節　道路災害対策計画 266
第１　道路災害予防 266
第２　道路災害応急対策 267
第７節　鉄道事故・施設災害対策計画 270
第１　目標 270
第２　鉄道事故対策計画 270
第８節　航空機事故対策計画 272
第１　目標 272
第２　航空機事故対策 272
第３部　震災対策編 273
第１章　震災予防計画 273
第１節　建築物・施設等の耐震性向上 275
第１　基本方針 275
第２　現況と実施計画 275
第２節　防災まちづくり計画 280
第１　「都市における震災の予防に関する計画」の策定 280
第３節　地盤災害の予防 280
第４節　地震火災等の予防 281
第１　基本方針 281
第２　実施計画 281
第５節　震災に強い地域（社会）づくり 283
第１　基本方針 283
第２　住民の役割 283
第３　自主防災組織の整備 283
第４　民間防火組織の整備 283
第５　事業所等の防災組織の整備 283
第６節　防災教育計画 284
第１　住民等に対する防災知識の普及 284
第７節　防災訓練計画 284
第８節　調 査 研 究 285
第１　基本方針 285
第２　実施計画 285
第９節　震災に備えた体制整備 288

第１　応急活動体制の整備 288
第２　防災活動拠点計画 288
第３　災害情報体制の整備 288
第４　相互応援体制の整備 288
第５　ボランティア等の活動の整備 288
第６　消防 288
第７　危険物 288
第８　救急救助・医療体制等の整備 288
第９　避難 288
第10　物資及び資機材の備蓄 289
第11　帰宅困難者対策 289
第12　孤立防止対策 289
第13　遺体の埋・火葬体制の整備 289
第14　環境衛生対策 289
第15　住居の確保体制の整備 289
第16　文教対策 289
第17　災害時に備えた要配慮者対策 289
第18　動物愛護 289

第２章　震災応急対策計画 290

第１節　応急活動体制 290
第１　活動体制 290
第２節　災害情報の収集 291
第１　地震情報等の収集伝達体制 291
第３節　災害広報広聴活動 292
第１　県、市町村、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議） 292
第４節　自衛隊災害派遣 292
第５節　応援要請・要員確保 292
第６節　応援の受入れ 292
第７節　救助法の適用 292
第８節　消 防 活 動 293
第１　目標 293
第２　消防 293
第９節　救急救助・医療救護 294
第１０節　水防・土砂災害対策 294
第１　土砂災害等の防止 294
第１１節　避　　難 295
第１　避難活動 295
第２　避難所の開設 295
第１２節　孤立地域対策活動計画 296
第１３節　交 通 規 制 296

第１４節　緊 急 輸 送 296
第１５節　飲料水・食料・生活必需品の供給 296
第１６節　帰宅困難者支援 296
第１７節　遺体の取扱い 296
第１８節　環 境 衛 生 296
第１９節　公共施設等の応急対策 297
第１　目標 297
第２　公共建築物等 297
第３　ライフライン施設 298
第４　その他公共施設等 299
第５　一般建築物等 300
第２０節　応急住宅対策 300
第１　被災住宅の応急修理 300
第２　応急住宅の供給 300
第３　住宅関係障害物除去 300
第２１節　文 教 対 策 300
第２２節　要配慮者等の安全確保対策 300
第３章　震災復旧復興対策計画 301
第１節　迅速な災害復旧 301
第２節　計画的な災害復興 301
第３節　生活再建等の支援 301
第４章　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 302
第１節　計画の位置づけ 302
第１　策定の趣旨 302
第２　基本的な考え方 302
第３　前提条件 302
第２節　東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 304
第１　目標 304
第２　東海地震注意情報の伝達 304
第３　活動体制の準備等 305
第３節　警戒宣言に伴う措置 306
第１　目標 306
第２　警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報 306
第３　活動体制 307
第４　広報 307
第５　警備、交通対策 308
第６　公共輸送対策 309
第７　教育・医療関係機関・社会福祉施設対策 309
第８　ライフライン対策 313
第９　生活物資等輸送対策 314

第５章 火山噴火降灰対策 316
第１　基本方針 316
第２　火山噴火の概要 316
第３　予防・事前対策 317
第４　応急対策 317
第５　復旧対策 319
第４部　複合災害対策編 321
第１　趣旨 323
第２　基本方針及び対策の方向性 323
第３　予防・事前対策 323
第４　応急対策 325
第５部　広域応援編 327
第１　基本方針 329
第２　事前対策 329
第３　応急対策 329
第４　復旧・復興対策 331

資料編 ..... （資料編目次を参照）

第１部　総　　則

第１節　計画の目的

【関係機関・総務部】

第１　趣旨

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、町の地域にかかる災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、横瀬町、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以降、「防災関係機関」という）が、その有する全機能を有効に発揮するとともに、住民との積極的な協力により防災活動が効果的に実施されるよう、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めるものとする。

１　町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

２　防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画

３　災害応急対策に関する計画

(1) 防災組織に関する計画

(2) 情報の収集及び伝達に関する計画

(3) 災害防除に関する計画

(4) 被災者の救助保護に関する計画

(5) 災害警備に関する計画

(6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画

(7) その他の計画

４　災害の復旧、復興に関する計画

５　その他必要と認める計画

第２　計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１	町	横瀬町
２	町防災計画	横瀬町地域防災計画
３	本部	横瀬町災害対策本部
４	本部条例	横瀬町災害対策本部条例（昭和40年条例第14号）
５	県	埼玉県
６	県防災計画	埼玉県地域防災計画
７	県本部	埼玉県災害対策本部
８	県支部	埼玉県災害対策本部秩父支部
９	災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
10	救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
11	消防本部	秩父広域市町村圏組合秩父消防本部
12	防災関係機関	指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等
13	協定締結団体等	災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者

第３　計画の位置付け

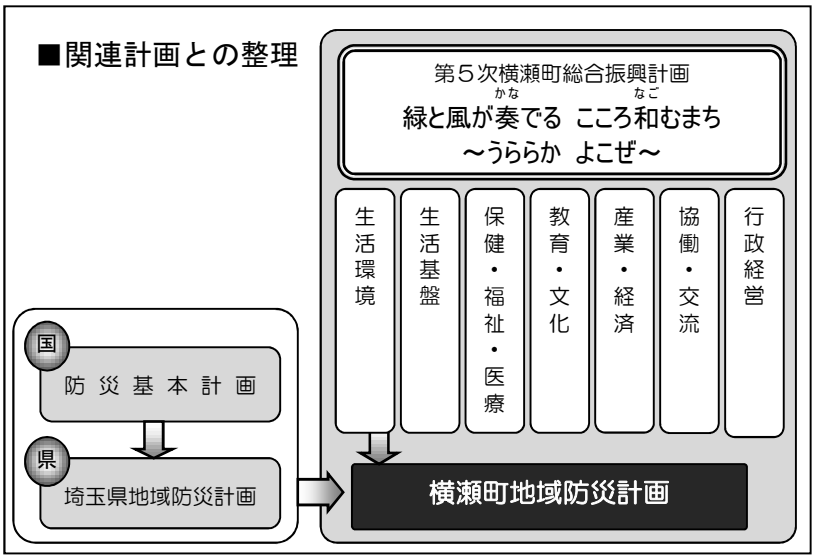

災害対策においては、国や県との連携が重要となるため、国の防災基本計画及び県防災計画との整合を図る。

また、町の上位計画である第５次横瀬町総合振興計画では、将来像を「緑と風が奏でる こころ和むまち」とし、行政と町民が協働し、「安心や活力の向上」を図っていくことを基本方向としている。

町防災計画の策定にあたっても、総合振興計画の将来像の実現に向けた取組の一環として、行政と町民が一体となって、地域防災力の強化などを図る。

第４　計画の構成

この計画は、本編及び資料編で構成する。本編の構成は、次のとおりとする。

本編		
	第１部　総則	
	第２部　風水害・事故災害対策編	
		第１章　災害予防計画
		第２章　災害応急対策計画
		第３章　災害復旧復興対策計画
		第４章　事故災害等対策計画
	第３部　震災対策編	
		第１章　震災予防計画
		第２章　震災応急対策計画
		第３章　震災復旧復興対策計画
		第４章　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画
	第４部　複合災害対策編	
	第５部　広域応援編	
資料編		

第５　計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかにこれを修正することとする。

第６　計画の習熟

各課等は、不断に危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第２節　横瀬町の概況

【関係機関・総務部】

第１　自然的特性

１　位置

本町は県西部、都心から 70 キロ圏内に位置し、隣接する市町は東から南にかけてときがわ町、飯能市、北から西南が秩父市である。東西 8.2km、南北９km、面積 49.49km^2 の町域をもつ。

２　地勢

自然資源の宝庫として知られる雄峯武甲山を南に仰ぎ、武川岳、二子山、正丸峠、丸山海抜 900m 前後の奥武蔵高原が広がっている。西南から北方は秩父市との境に低い丘陵が連なり、四面山岳丘陵に囲まれ、正丸峠に源を発する横瀬川の清流が武甲山麓より発した生川やその他小河川と合流し、町の中央を蛇行して秩父市方面に流れ、荒川へ注いでいる。この流れに沿って山地部に芦ヶ久保地区があり、横瀬地区にわずかに平坦地が開けており、総面積の 80%以上が山林である。

３　地質

本町は、盆地地域（町の北西部、秩父盆地の南東隅を占める河岸段丘の広い地域）と山地地域（町の大部分を占める、武甲山、二子山などを屋根とする地域）に分かれている。

地層は秩父古成層、第三期層、第四期沖積層から構成されて山地全部と平地の一部は古成層で占めている。

秩父山地は、中古生界及び新生界からなり、北部の二反沢から丸山にかけて御荷鉾緑色岩類が、南部には砂岩、粘板岩、石灰岩、輝緑凝灰岩などが分布している。盆地地域の地質は、礫岩、砂岩、泥岩などで構成されている。

４　気象

本町は、周囲を山で囲まれた盆地の中にある。太平洋型の盆地気候で、雨量は８月から９月にかけて最も多く、１日の最大降水量は 300 ㎜前後になることもあり、台風の経路によっては大雨をもたらすことがある。また、夏は雷雨も多く発生し、集中豪雨や降ひょうになることもある。冬は雨が少なく著しく乾燥する。

気温は全体に山地の特徴を有し、昼夜の温度差は著しい。

湿度は、過去 30 年間の年平均 70%台で他所と変わらないが、冬から春にかけては最小湿度 10%以下を記録することもあり、特に近年は低く、８%以下を観測することもある。

風は一般に弱いが、地形により差異が大きい。

なお、昭和 56（1981）年から平成 22 年（2010 年）までの過去 30 年間の秩父特別地域気象観測所のデータを平均すると、年間降水量は 1333.1mm、年平均気温は 13.1℃、年平均湿度は 73.0%となっており、降雨量及び気温は上昇傾向がみられる。

〔平年値（秩父特別地域気象観測所）〕

統計期間	降水量（mm）	平均気温（℃）	最高気温（℃）	最低気温（℃）	相対湿度（%）
1961～1990	1238.9	12.5	18.9	7.2	73
1971～2000	1276.4	12.8	19.1	7.6	72
1981～2010	1333.1	13.1	19.3	8.1	73

５　活断層の状況

国及び県の調査では、本町直下には活断層の存在はこれまでに確認されていないが、県内では複数の活断層が確認されている。県北部から東部にかけては「関東平野北西縁断層帯」があり、「深谷断層」（確実度Ⅰ、活動度Ｂ※1）をはじめとする「関東平野北西縁断層帯主部」と平井断層をはじめとする「平井－櫛挽断層帯」から構成されており、それぞれの断層帯は一つの区間として活動する場合、大規模な地震が発生する恐れがある。

町周辺では、飯能市内に「名栗断層」（確実度Ⅱ、活動度Ｃ）が約 10km の距離で走っている。名栗断層は立川断層帯の一つであり、断層帯の全体の長さは約 33km で、おおむね北西－南東方向に延びている。将来マグニチュード 7.4 程度の地震が発生すると推定され、その際に北東側が相対的に２～３ｍ程度高まるたわみや段差が生じる可能性がある。今後 30 年の間に地震が発生する可能性は、我が国の活断層の中ではやや高いグループ※2に属している。

また、秩父市内には長さ約７km の「浦山口断層」（確実度Ⅲ、活動度Ｃ）が走っている他、ときがわ町から、越生町、毛呂山町、日高市にかけて南北に渡る「越生断層」（確実度Ⅱ、活動度Ｃ）があり、同断層は西側隆起の逆断層である。

国においては、東北地方太平洋沖地震による地殻変動の影響も踏まえ、更なる調査、研究を進めていく方針を示している。活断層によるいわゆる直下型地震が発生した場合には、大きな被害が発生するため、町においても、国や県の調査状況の把握に努め、対策を検討していく必要がある。

※１　確実度と活動度について、日本では次のランクに分けている。
　確実度　Ⅰ：活断層であることが確実なもの
　　Ⅱ：活断層であると推定されるもの
　　Ⅲ：活断層の疑いのある形状
　活動度　Ａ：第四紀における平均変位速度（＊）１～10ｍ／千年
　　Ｂ：〃 0.1～１ｍ／千年
　　Ｃ：〃 0.1ｍ以下／千年
　＊平均変位速度：断層の累積変位量をその変位量を得た断層変位基準の形式年代で割り算したものをいう。
※２　地震発生の可能性：「高いグループ」３％以上
　　「やや高いグループ」0.1％以上－３％未満

〔地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要〕

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表しており、県内においては、以下のとおりとなっている。

〔地震調査研究推進本部が公表した県内の断層帯の評価の概要〕

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模（ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	①立川断層、②名栗断層	7.4程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10000年～15000年程度
						約20000年～13000年前
関東平野北西縁断層帯（主部）	③深谷断層、④江南断層、⑤綾瀬川断層（北部）	8.0程度	ほぼ0%～0.008%	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.03%	13000年～30000年程度
						約6200年～2500年前
関東平野北西縁断層帯（平井－櫛挽断層帯）	⑥平井断層、⑦神川断層、⑧櫛挽断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明
						不明
元荒川断層帯（綾瀬川断層）	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される					
荒川断層	活断層ではないと判断される					

6　土砂災害危険箇所の状況

山林が大半を占める本町では、土石流や地すべり、崖崩れといった自然現象の発生のおそれのある箇所が多数ある。また、土砂災害防止法により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる場合に指定される土砂災害警戒区域も芦ヶ久保地区内に複数ある。

〔土砂災害警戒区域の指定箇所（秩父県土整備事務所）〕
（平成28年3月末現在）

区域指定数		
土石流	急傾斜地	合計
20(6)	36(7)	56(13)

※(　)は土砂災害特別警戒区域

第２　社会的条件

１　人口及び世帯

(1) 人口

本町では、近年は人口減少が続き、平成22年10月１日現在では9,039人となっている。なお、埼玉県推計人口による平成28年１月１日現在の総人口は8,428人となり、減少が更に進んでいる。

年齢構成別にみると、15歳未満及び15～64歳は人口が減少しており、総人口に占める比率も低下している。一方、65歳以上は増加しており、総人口に占める比率は26.3％と４人に１人以上が高齢者であり、全国の高齢化率（23.0％）を上回っている。

従業地・通学地による人口をみると、町外での従業・通学者は2,905人に上り、人口の３分の１近くを占める一方、町外在住で本町に就業・通学している人口は1,228人となり、夜間と昼間とでは人口構成が異なる。そのため、地域の防災体制や帰宅困難者等の対応について検討していく必要がある。

〔人口（各年10月１日現在 国勢調査）〕

		総人口	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成17年	人数(人)	9,684	1,483	5,995	2,206
	割合(%)	100.0	15.3	61.9	22.8
平成22年	人数(人)	9,039	1,230	5,433	2,376
	割合(%)	100.0	13.6	60.1	26.3

〔従業地・通学地による人口（平成22年10月１日現在 国勢調査）〕

	総数(夜間人口)	従業・通学していない	自宅で従業	自宅外の町内で従業･通学	町外で従業･通学	従業地・通学地不詳	従業地・通学地による人口(昼間人口)	町外在住
人数(人)	9,039	3,678	477	1,933	2,905	46	7,409	1,228

(2) 世帯

一般世帯数は減少しており、平成22年10月1日現在3,075世帯となっている。一般世帯の多くを占める核家族世帯に大きな変動は見られないが、単独世帯は606世帯に増加しており、その多くは世帯主が65歳以上で、273世帯に上る。高齢者夫婦世帯も372世帯と大きく伸びており、災害時に支援を必要とする世帯が増加している様子がうかがえる。

〔世帯構成（各年10月１日現在）〕

		一般世帯	核家族世帯	単独世帯	うち 65歳以上	(再掲) 高齢者夫婦世帯※
平成17年	世帯数(世帯)	3,125	1,846	569	220	303
	割合(%)	100.0	59.1	18.2	7.0	9.7
平成22年	世帯数(世帯)	3,075	1,844	606	273	372
	割合(%)	100.0	60.0	19.7	8.9	12.1

※夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯　　資料：国勢調査

２　産業

人口減少に伴い、本町の 15 歳以上の就業者数は減少しており、平成 22 年 10 月 1 日現在は 4,085 人となっている。産業別では、第３次産業（2,485 人、61.4％）が最も多く、次いで第２次産業（1,405 人、34.7％）、第 1 次産業（156 人、3.9％）となっている。人数はいずれも減少しており、

第２次産業の減少が特に進んでいる。

また、本町は豊かな自然環境に恵まれ、文化的な観光資源が豊富であり、農業においても観光農園の取組が進み、観光は本町の重要な産業となっている。県内外からの観光客も多く、平成 20 年には約 66 万人が本町に訪れている。災害対策にあたっては、こうした観光客の安全確保についても考慮していく必要がある。

〔産業別就業者数（各年10月１日現在 国勢調査）〕

		15歳以上就業者数	第1次産業	第2産業	第3次産業
平成17年	人数(人)	4,447	185	1,664	2,590
	割合(%)	100.0	4.2	37.4	58.2
平成22年	人数(人)	4,085	156	1,405	2,485
	割合(%)	100.0	3.9	34.7	61.4

３　土地利用

土地利用の状況をみると、山林が最も多くの面積を占めており（2,937.1ha、59.5%）、次いで、その他（1,038.5ha、21.0%）となっている。宅地（184.0ha、3.7%）、畑（180.7ha、3.7%）、田（41.2ha、0.8%）は１割に満たない状況である。

町民の多くは大字横瀬地区に居住しており、住宅・商業・工業・農業が混在する土地利用の形態となっている。また、土砂災害等の危険箇所もあるため、関係法令や開発行為に関する指導要綱などに基づく適切な指導に努めながら、自然環境の保全と町の発展の均衡を図りつつ、地域特性に応じた総合的かつ計画的な土地利用を進める必要がある。

〔地目別土地面積（平成22年１月１日現在資料：埼玉県市町村勢概要）〕

	総　数	田	畑	宅　地	池　沼	山　林	牧　場	原　野	雑種地	その他
面積(ha)	4,935.0	41.2	180.7	184.0	0.3	2,937.1	－	482.0	71.2	1,038.5
割合(%)	100.0	0.8	3.7	3.7	0.0	59.5	－	9.8	1.4	21.0

(注)小数点１位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

４　交通

(1) 道路

道路は、一般国道299号が飯能市より正丸トンネルを抜け、芦ヶ久保地区から横瀬地区を沿って町内を横断し、秩父市に至る。また、主要地方道熊谷小川秩父線は秩父市定峰峠をくだって秩父市山田から本町に入り、語歌橋を経て坂氷に至り、国道299号に連絡している。

道路整備は順次進めているものの、休日など多くの観光客が訪れると交通渋滞が発生する箇所もある。町民の自家用車の利用も多いため、災害発生時における交通の混乱などが懸念される。また、自転車歩行者道未設置等の改良が必要な区間が多く、児童・生徒、高齢者の歩行者等にとって危険であり、要配慮者の安全確保策と併せて整備を検討していく必要がある。

(2) 公共交通

鉄道は、西武鉄道秩父線が池袋より飯能・吾野・正丸トンネルを経て町の南部を東西に横断し、芦ヶ久保駅・横瀬駅を通り西部秩父駅に至り、池袋までは約90分である。横瀬駅の１日当たりの利用者数は、平成23年度は一日平均約1,700人、芦ヶ久保駅は300人台半ばとなっている。

路線バスについては、西武秩父駅を起点に運行しているが、利用客が減少傾向にある。

公共交通機関は帰宅困難者や住民の移動手段として重要な役割を担っているため、関係機関との連携強化を図っていく必要がある。

第３節　災害履歴

【関係機関・総務部】

第１　風水害等

昭和以降の本町における過去の災害状況をみると、その原因は台風、降ひょう又は集中豪雨を伴った雷雨及び火災に大別されるが、主な被害内容は次のとおりである。

１　台風による被害

西暦（和暦）	地域／名称	主な被害
1947.9.15 （昭和 22）	カスリーン台風による水害	突如関東地方を襲ったカスリーン台風は、秩父山系に 610㎜の大雨を降らせた。町の中央を横断する横瀬川は驚異的に増水し、氾濫して、町内主要道路の橋梁は語歌橋一つを残しすべて流失した。 また、芦ヶ久保地区内田坂入沢の上流に豪雨による地すべりが発生し、沢流をせき止めた。たまたま付近を搬出中の材木を流水が呑み、満水した地すべりによる小湖は瞬時にして崩壊した。下流にある赤谷橋の橋脚に材木が乱積し、土砂を堰き止め、一瞬にして県道の上下流は濁流の渦と化した。この付近にある人家７戸はたちまちにして流出し、全く救助の策もなく尊い人命の犠牲は７名にのぼった。 このほか、行方不明２名、負傷者３名、流失家屋７戸、半壊２戸、床上浸水 10 戸、床下浸水 32 戸という甚大な被害をもたらした。
1966.9.26 （昭和 41）	台風第 26 号	【救助法適用】 ９月 26 日未明、秩父地方を襲った台風第 26 号は、町内の各地に悲惨なつめ痕を残し、またたく間に過ぎ去った。秩父測候所開設以来の最大瞬間風速36.2m／ｓの強風を記録し、家屋の倒壊をはじめ、田畑、山林等に今まで経験したことのない大きな被害をもたらした。 町本部の調査によると、住家の被害は全壊 20 戸、半壊 83 戸、一部破損 170 戸、床下浸水 20 戸、非住宅は全壊 36 戸、半壊 20 戸、一部破損 143 戸。さらに、公共土木施設、農作物の被害を含めると被害額は一億円にものぼり、本町にも救助法が適用される大被害となった。
1982.7.31～8.2（昭和 57）	台風第 10 号	発達した雷雲が停滞し、大雨・雷雨・洪水注意報が出されていた。さらに、８月２日には台風第 10 号が東海地方に上陸し、本県をかすめて富山湾に抜けた。秩父測候所では、午前２時頃瞬間最大風速 31.2m／ｓを観測し、７月 31 日から８月２日までの総雨量は、324.5㎜に達した。 この強風と大雨による住家の被害は、一部破損 17 戸、床上浸水９戸、床下浸水９戸、非住宅は全壊 11 戸、半壊９戸。さらに公共土木施設や農林産物、特に山林の被害がひどく、倒木面積は 518ha にも達し、被害総額は５億 1,457 万円にのぼった。 さらに、横瀬川の増水により和田地区の堤防が溢水しそうになったが、消防団及び町職員の懸命の土のう積作業により、浸水を防止した。

西暦（和暦）	地域／名称	主な被害
2001.9.10～9.11（平成13）	台風第15号	９月４日にフィリピンの東海上で発生した台風第 15 号は、発達しながら日本の南海上を北上し、９月 10 日未明関東に接近した。10 日午前３時、大雨・洪水警報が秩父地方に発令され、10 日から 11 日までに激しい雨が連続的に降り続き、横瀬町水道課設置の雨量観測点では、降り始めからの総雨量 600mm を観測した。このため、町では、警戒体制第２配備を発令するとともに、10 日午前 10 時、小学校２校、中学校１校の授業を打ち切り、一斉下校を実施した。また、横瀬川の増水により和田地区の堤防が溢水しそうになったため、10日午後１時和田地区 20 世帯 60 名に対し避難勧告を発令した。中郷６区中原団地７世帯 14 名は自主避難をした。その後、小康状態となったため、翌 11 日午前６時避難勧告を解除した。

２　降ひょう、集中豪雨を伴う雷雨被害

西暦（和暦）	地域／名称	主な被害
1974.6.6（昭和49）	降ひょう、集中豪雨を伴う雷雨被害	昭和 49 年６月６日、局地的に発生した雷雨は、異常な豪雨と３cm 大の降ひょうとなり、わずか 20 余分の間に町内を襲い、農作物等に大きな被害を与えた。 特に降ひょうによる被害は大字芦ヶ久保の森下、日向山地区から大字横瀬苅米地区が集中的に甚だしく、果樹園、野菜畑などの夏作物に大きな損害を与えた。 各被害面積は、ブドウ 13.3ha、イチゴ 3.0ha、プラム８ha、馬鈴薯 10ha、きゅうり 1.4ha、ナス 1.4ha、小麦 3.5ha、大麦 1.5ha、トマト 0.3ha、桑 2.5ha、梅 0.5ha、ビニールハウス 500m^2。総被害面積 45.5ha、被害額は 9,000 万円にのぼった。

３　火災による被害

西暦（和暦）	地域／名称	主な被害
1984.5.9（昭和59）	山林火災	昭和59年５月９日午後３時30分頃、県民の森南側、林道丸山線沿いの山の斜面から計５ヶ所にわたって放火と思われる出火があった。秩父消防署、小川消防署をはじめ横瀬町、都幾川村、玉川村、東秩父村の各消防団の中継、送水及び団員のジェットシューターによる消火活動により、午後６時、杉、桧、雑木林など約２ha を焼いて鎮火。しかし、山林でしかも５ヶ所からの出火のため、本部と現場及び水利の元ポンプと中継ポンプとの指示伝達等に困難をきわめた。 なお、４月 27 日から５月 11 日までの 15 日間に、本町をはじめ都幾川村、玉川村、越生町、鳩山町、嵐山町、小川町、東松山市、飯能市で放火と思われる山林火災が 34 箇所も発生した。
1984.6.2（昭和59）	大字芦ヶ久保字上の山	昭和59年６月２日午後６時55分頃、本町大字芦ヶ久保字上の山 1191 番地、標高 600mの山中の住宅（空家）より出火。現場は、水利もなく道路も山道しかない急傾斜地のため、小型動力ポンプ７台を中継送水し、山林への延焼拡大を防いだ。しかし、無線機がなかったため、団員の伝令での中継送水となり、迅速さ、正確さを欠きスムースな送水ができなかった。また、夜間の山中でしかも急傾斜地のため、非常に危険を伴う消火活動であった。

西暦（和暦）	地域／名称	主な被害
1993.5.25 （平成５）	大字芦ヶ久保地内	平成５年５月 25 日午後１時 30 分頃、本町大字芦ヶ久保地内、山中寺院の本堂より出火。現場は、山林内で活動条件も悪く、周囲山林への延焼の危険性が大きかった。消防団は、各分団の連携により消火栓、防火水槽から中継放水を行うとともに、補水のため約 800m下の横瀬川より、小型動力ポンプで中継送水した。約４時間にわたる消火活動により鎮火した。

４　大雪による被害

西暦（和暦）	地域／名称	主な被害
2014.2.14 ～ 15（平成 26）	町内全域	【救助法適用】 急速に発達しながら進んだ低気圧の影響で、関東甲信は２月８日（土）、記録的な大雪となった。さらに翌週の２月 14 日（金）朝から 15 日（土）にかけて激しく雪が降り、県内全域に大雪警報が発令され、最深積雪は秩父で 98cm、山間部はそれ以上の積雪となった。 〔町の対応〕 ２月 16 日　ＡＭ８：30 町本部を設置。 ２月 17 日　県が救助法の適用決定。 大雪による孤立者救援・救助及び病人等生命の危機のある者や孤立者の救出等のため、秩父地域に自衛隊派遣決定。 積雪による国道 299 号、県道及び町道の通行障害となり、昼夜を問わず除雪を進め、徐々に通行障害は解消に向かう。 ２月 19 日　国道 299 号通行規制解除 ２月 23 日　自衛隊撤収 〔町内の被害状況〕 ・人的被害：死亡１名、軽傷２名。 ・住家被害：住家の一部損壊 ・農業用ハウス、物置及び車庫（カーポート）の倒壊多数。 ・積雪による国道 299 号、県道及び町道の通行障害。 ・積雪及びなだれによる西武秩父線不通。

第２　地震災害

町周辺及び県に被害を及ぼした地震は次のとおりである。

西暦（和暦）	震源地(地域)／地震名(災害名)	M	主な被害
818．．（弘仁９）	(関東諸国)	7.5 以上	（相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数。）
878.11.1 （元慶２）	(関東諸国)	7.4	（相模、武蔵を中心に被害。圧死者多数。）
1649.7.30（慶安２）	(武蔵・下野)	7.0	川越を中心に被害。圧死者多数、町屋 700 軒ばかり大破。
1855.11.11 （安政２）	(江戸)／安政江戸地震	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者３名、負傷者 1,724 名、家屋全壊 27 棟。幸手付近で家屋 3,243 棟が全壊同様となる被害があり、そのほとんどは液状化によると思われる。
1923.9.1 （大	神奈川県相模湾	7.9	死者・行方不明者 411 名、負傷者 497 名、家屋全壊

西暦（和暦）	震源地(地域)／地震名(災害名)	M	主な被害
正 12)	北西沖／関東地震(関東大震災)		9,268 棟。
1931.9.21（昭和６）	埼玉県北部／西埼玉地震	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者 11 名、負傷者 114 名、住家全壊 63 棟。
2011.3.11（平成 23)	太平洋三陸沖／東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	9.0	宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km の海底を震源とした海溝型地震で、日本における観測史上最大の規模を記録した。震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約 500km、東西約 200km の広範囲（およそ 10 万平方キロメートル）に及び、震源域に近い東北地方の太平洋岸では大規模な津波も発生した。地震動は宮城県北部で震度７を観測した地域もあり、本州・東日本の広範囲で強く揺れ、関東地方では液状化現象も多発した。この地震による死者・行方不明者は１万９千人に上る。 本町では震度５弱を観測し、町内全域で長時間の停電が起きたほか、建物の一部損壊などの被害が発生した。 また、福島第一原子力発電所事故によって放射性物質が拡散したため、本町においても放射性物質測定などを行っている。

(注)主な被害は県内の被害。県内の被害が特定できない場合は（　）内に全体の被害を記述。

資料：「日本の地震活動」総理府地震調査委員会編

第４節　被害想定

【関係機関・総務部】

町に発生する災害又は発生が予想される災害は、おおむね次に掲げるとおりである。

第１　予想される災害（風水害等）

１　雨と災害（浸水害、土砂災害）

本町において、大雨が降りやすい時期は、７月を中心として６～９月にかけて多く、６～７月は梅雨、８月は寒冷前線や雷雨、９月は台風や秋雨の時期の低気圧に原因している。近年は、日本各地で短時間に局地的に降る集中豪雨による被害が多発しているが、秩父特別地域気象観測所のデータによると、2001～2010 年（平成 13～22 年）の 10 年間で、１日の最大降水量が 200 ㎜以上の大雨は５回発生している。また、平成 23 年８月７日に、芦ヶ久保で、1 時間に 103 ミリの記録的短時間大雨を観測し、埼玉県記録的短時間大雨情報 第 1 号が発表された。

〔降水量（秩父特別地域気象観測所）〕

	1941～1950	1951～1960	1961～1970	1971～1980	1981～1990	1991～2000	2001～2010
1 日の最大降水量が 200 ㎜以上の回数(回)	6	4	1	3	3	3	5
1時間当たりの最大降水量が 50 ㎜以上の回数(回)	3	4	3	1	3	2	0

(1) 梅雨による水害

梅雨期による水害は、台風による水害とほぼ同様の頻度で発生している。梅雨前線による集中豪雨は、梅雨末期に起こることが多く、梅雨末期の集中豪雨と呼ばれている。梅雨前線による雨は、台風による雨と違い、比較的長時間にわたって降ることが多い。

(2) 局地的集中豪雨による水害

局地的原因（地形、局部的な風の収束）により起こると考えられている集中豪雨は、豪雨の範囲が狭く、10数km離れた所では、雨量が中心地域の一割にも満たないような降り方をすることもある。局地的に短時間に集中して多量の雨を降らし、大被害を与えることもあり、台風襲来時、雷雨のときなどに起こりやすく警戒の必要がある。

(3) 長雨

６月、７月の梅雨期はもちろんであるが、３月から４月にかけて、さらに９月中旬から10月中旬にかけても、しばしば前線が停滞して長雨をもたらす。これらの時期に集中豪雨があったり、台風が襲来すると甚大な被害をもたらす。

(4) 台風

北太平洋の西部に発生する熱帯低気圧のうち、特に強いもので、中心付近の最大風速が17.2m以上のものを台風と呼ぶ。その影響を大別すると、雨量はそれほどでもないが強風の伴うものを「風台風」といい、風は強くないが集中豪雨を降らせ、水害を起こすものを「雨台風」という。

２　火災

火災の発生、拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係を持っている。火災は、低温で火気使用率が高い冬季から春季に多数発生する。出火原因についてみると、火災の多くは、火気取扱いの不注意や不始末からの失火によるものなど、そのほとんどは人間の過失又は故意によるものであ

り、火気の取扱いには十分な注意を払う必要がある。

また、産業の発展と生活様式の多様化等に伴い、家庭用品においても危険物品が増加し、火災発生の危険性は増大しつつある。

3　土砂災害

秩父山地の土砂災害の特徴は地すべり、崩壊、土石流発生などである。山間部に発達する沖積低地はその多くが壮年期から晩年期の急峻な地形であるためにＶ字谷を呈する。このため、河床勾配が急な支谷に沿って土石を伴う流下・土石堆積型水害の危険性が潜在的に高いことが特徴である。

土砂災害は、これまで豪雨や連続降雨などにより発生することが多かったが、近年は、新潟県中越地震をはじめ、大規模地震においても土砂災害が発生している。本町では、土砂災害防止法により、特別警戒区域に指定されている箇所も多数あるため、ソフト・ハードの両面からの対策が求められる。

〔本町で予想される気象災害等〕

・大雨災害
浸水害、土砂災害
・その他の降雨災害
土壌浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水・干災害（用水不足）
・風災害
風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）
・雪害
積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、なだれ災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故）
・酷寒（気温低下）災害
凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）
・酷暑（気温上昇）災害
膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（山林火災、木造家屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）
・霜害
農作物被害
・雹（ひょう）害
人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶
・雷害
人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損
・霧害
交通視界困難
・湿度害
疾病
・人為災害（大規模事故）
県内で過去に生じた大規模事故は、火災及び列車事故となっている。

第２　地震被害想定

1　地震被害想定調査の概要

埼玉県は、平成 24～25 年度の２か年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施した。本調査は、本県では今回が５回目の実施となる。

２　想定条件

(1) 想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行われた。

○季節・時刻３ケース	
	・冬５時 －大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース ・夏12 時－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース ・冬18 時－火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
○風速２ケース	
	・３m/s － 平均的な風速のケース ・８m/s － 強風のケース

(2) 想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の５つの地震とした。

〔想定地震の一覧〕

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説 明
海溝型	東京湾北部地震	７．３	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30 年以内に南関東地域でM7 級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	７．３	
	元禄型関東地震	８．２	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30 年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	８．１	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30 年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	７．４	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

〔想定地震の断層位置図〕

(3) 活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定された。

関東平野北西縁断層帯は３点(北、中央、南)、立川断層帯は２点(北、南)のパターンを設定された。

３　想定される震度

(1) 地震規模（マグニチュード）及び地震動

想定地震での本町の最大震度は、震度４から震度５強と予測されているが、中でも「関東平野北西縁断層帯地震」は町の北東部一帯が震度５強になると予測される。

〔マグニチュード及び最大震度の予測〕

	マグニチュード	町内の最大震度
東京湾北部地震	7.3	4
茨城県南部地震	7.3	4
元禄型関東地震	8.2	4
関東平野北西縁断層帯地震		
破壊開始点:北	8.1	5強
破壊開始点:中央	8.1	5強
破壊開始点:南	8.1	5強
立川断層帯地震		
破壊開始点:北	7.4	5強
破壊開始点:南	7.4	5強

〔関東平野北西縁断層帯地震〕

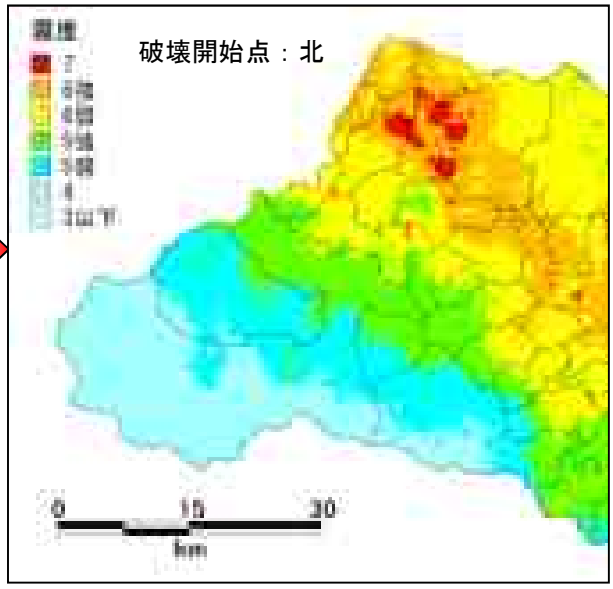

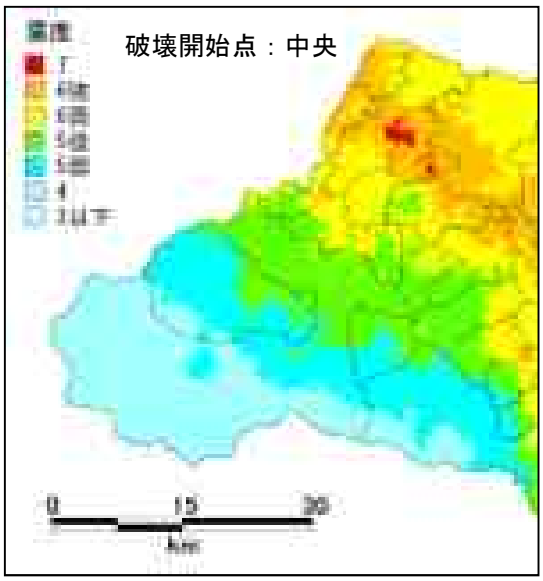

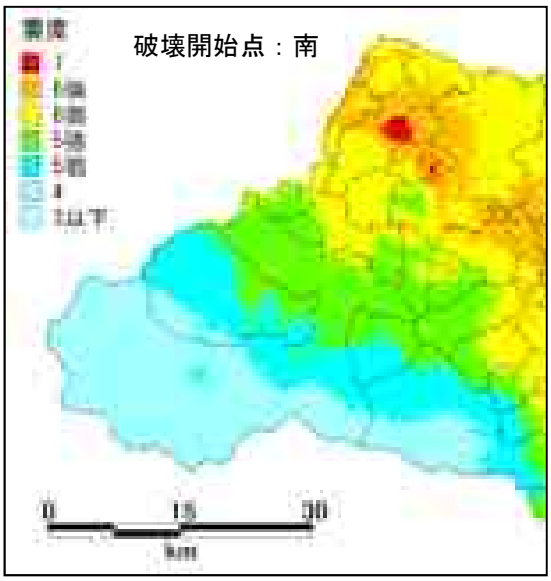

４　被害予測

(1) 液状化

液状化については、いずれも「極めて低い」ランクとなっている。

〔液状化可能性ランク別面積率〕

	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
極めて低い	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
やや高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

関東平野北西縁断層帯地震では、ランクＡ、ランクＢの危険度が高い急傾斜地が数箇所見られる。

〔急傾斜地崩壊危険箇所数〕

	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
箇所数	24	24	24	24	24	24	24	24
ランクＡ	0	0	0	1	1	1	0	0
ランクＢ	0	0	0	15	16	16	2	6
ランクＣ	24	24	24	8	7	7	22	18

(3) 建物被害予測

全壊はいずれの想定地震でも予測されていないが、半壊は関東平野北西縁断層帯地震で数棟予測されている

〔要因別建物被害一覧表（全壊棟数）〕

			東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	揺れ		0	0	0	0	0	0	0	0
	液状化		0	0	0	0	0	0	0	0
	急傾斜地		0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
夏12時	揺れ		0	0	0	0	0	0	0	0
	液状化		0	0	0	0	0	0	0	0
	急傾斜地		0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
冬18時	揺れ		0	0	0	0	0	0	0	0
	液状化		0	0	0	0	0	0	0	0
	急傾斜地		0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	3m/s	0	0	0	0	0	0	0	0
		8m/s	0	0	0	0	0	0	0	0

〔要因別建物被害一覧表（半棟数）壊〕

	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
揺れによる被害	0	0	0	5	12	10	0	0
液状化による被害	0	0	0	0	0	0	0	0
急　傾　斜　地	0	0	0	0	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	5	12	10	0	0

(4) 人的被害予測

死者は発生しないが、負傷者は関東平野北西縁断層帯地震で若干発生すると予測されている。要救助者については、発生の見込みはないと予測されている。

〔人的被害集計結果の一覧表〕

			東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	風速3m/s	死者	0	0	0	0	0	0	0	0
		負傷者	0	0	0	1	2	2	0	0
		うち重傷者	0	0	0	0	0	0	0	0
	風速8m/s	死者	0	0	0	0	0	0	0	0
		負傷者	0	0	0	1	2	2	0	0
		うち重傷者	0	0	0	0	0	0	0	0
夏12時	風速3m/s	死者	0	0	0	0	0	0	0	0
		負傷者	0	0	0	1	3	2	0	0
		うち重傷者	0	0	0	0	0	0	0	0
	風速8m/s	死者	0	0	0	0	0	0	0	0
		負傷者	0	0	0	1	3	2	0	0
		うち重傷者	0	0	0	0	0	0	0	0
冬18時	風速3m/s	死者	0	0	0	0	0	0	0	0
		負傷者	0	0	0	1	2	2	0	0
		うち重傷者	0	0	0	0	0	0	0	0
	風速8m/s	死者	0	0	0	0	0	0	0	0
		負傷者	0	0	0	1	2	2	0	0
		うち重傷者	0	0	0	0	0	0	0	0

〔要救助者数予測結果の一覧表〕

		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬５時	木造建物内	0	0	0	0	0	0	0	0
	非木造建物内	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
夏12時	木造建物内	0	0	0	0	0	0	0	0
	非木造建物内	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
冬18時	木造建物内	0	0	0	0	0	0	0	0
	非木造建物内	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 交通網の被害予測

道路交通は被害想定では影響が及ぶことはないと考えられているが、道路被害は町域のみならず、周辺道路環境の状況にも大きく左右されることを踏まえて対策を検討していく必要がある。

鉄道についても大きな被害が発生しないと考えられるが、帰宅困難者等への対応も含め、鉄道事業者との連携が重要になると考えられる。

(6) ライフラインの被害予測

ア　電力

停電被害は、関東平野北西縁断層帯地震において若干発生すると見込まれている。しかし、東日本大震災では、町全域で停電し、交通施設等にも影響が及び、大きな混乱を招くこととなったため、電源確保は大きな問題となった。

〔停電被害予測結果一覧表〕

ケース	風速		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
直後（火災なし）		停電世帯数(直後)	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電人口(直後)	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電率(%)(直後)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
冬5時	3m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電人口（1日後）	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電率(%)(1日後)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電人口（1日後）	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電率(%)(1日後)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
夏12時	3m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電人口（1日後）	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電率(%)(1日後)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電人口（1日後）	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電率(%)(1日後)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
冬18時	3m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電人口（1日後）	0	0	0	1	1	1	0	0
		停電率(%)(1日後)	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00
	8m/s	停電世帯数(1日後)	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電人口（1日後）	0	0	0	1	1	1	0	0
		停電率(%)(1日後)	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00

〔電力電柱被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	3m/s	電柱被害	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
夏12時	3m/s	電柱被害	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
冬18時	3m/s	電柱被害	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

イ　通信

通信関連の被害はないものと予測されているが、東日本大震災では通信ビルが被災するケースもあったため、役場や医療機関など、災害拠点となる施設において通信が途絶し、情報の収集や伝達において大きな支障が生じ、多様な通信手段の確保の必要性が認められた。

〔不通回線被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	3m/s	不通回線数	0	0	0	0	0	0	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	不通回線数	0	0	0	0	0	0	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
夏12時	3m/s	不通回線数	0	0	0	0	0	0	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	不通回線数	0	0	0	0	0	0	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
冬18時	3m/s	不通回線数	0	0	0	0	0	0	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	不通回線数	0	0	0	0	0	0	0	0
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

〔通信電柱被害予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
夏12時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
冬18時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	0	0	0	0	0
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

〔携帯電話不通ランク予測結果一覧表〕

ケース	風速	項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
冬5時	風速3m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		ランク	－	－	－	－	－	－	－	－
	風速8m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		ランク	－	－	－	－	－	－	－	－
夏12時	風速3m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		ランク	－	－	－	－	－	－	－	－
	風速8m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		ランク	－	－	－	－	－	－	－	－
冬18時	風速3m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		ランク	－	－	－	－	－	－	－	－
	風速8m/s	停電率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		不通率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		ランク	－	－	－	－	－	－	－	－

ウ　ガス

被害想定は都市ガスとなっているが、東日本大震災では、プロパンガスの事故なども起きている。また、流通網と供給基地自体が被災により広範囲で機能停止、あるいは寸断され、速やかな復旧には至らないケースが見られた。

エ　上水道

関東平野北西縁断層帯地震の破壊開始点が南の場合には、本町においても、断水世帯は約 20 世帯、断水人口は約 60 人に上ることが予測されている。

〔配水管・断水予測結果一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
被害箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
被害率（箇所/ｋｍ）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00
断水率（%）（1日後）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	0	0
断水世帯数（1日後）	0	0	0	0	3	21	0.00	0.00
断水人口(人)（1日後）	0	0	0	1	9	61	0	0

オ　下水道

関東平野北西縁断層帯地震では 700 人あまりが下水道被害による影響を受けると考えられ、立川断層帯地震でも破壊開始点が南の場合は 400 人近くに影響が及ぶと予測されている。

〔下水管・断水予測結果一覧表〕

項目	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊開始点：北	破壊開始点：中央	破壊開始点：南	破壊開始点：北	破壊開始点：南
被害延長（ｋｍ）	0	0	0	2	2	2	0	1
被害率（%）	0.0	0.0	0.0	30.2	30.8	30.8	4.5	16.4
機能支障人口（人）	0	0	0	714	729	729	107	387

(7) その他の被害予測

ア　避難者

想定地震の中で本町に影響が及ぶと考えられる関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合は、避難者は、地震発生後１日目は 3 人程度、1 週間後は 7 人程度、1 ヵ月後は 12 人程度となっている。

イ　帰宅困難者

帰宅困難者はいずれの想定地震においても発生することが予想されているが、関東平野北西縁断層帯地震では休日昼間に地震が発生した場合は、帰宅困難者は休日であれば 1,400 人から 1,600 人に上ると考えられる。

ウ　災害廃棄物

被害想定では災害廃棄物の発生は予測されていないが、東日本大震災では、大量の災害廃棄物が発生し、その処理には多くの費用を要するだけでなく、被災した自治体だけでは処理が難しく、さらには、復興計画にも影響を及ぼすものとなったため、処理体制についてあらかじめ検討、整備をしておく必要がある。

第３　町の災害特性

本町では、風水害については、台風に伴う大雨などにより大きな被害が発生した歴史があるが、地震については、大きな被害をもたらすような記録は確認されておらず、県地震被害想定調査でも大きな被害は発生しないと考えられている。

しかし、平成23年の東日本大震災では、本町で震度５弱が観測され、長時間にわたる停電が発生し、交通機関等にも支障が生じた他、福島の原子力発電所事故による放射能汚染の問題、計画停電など、これまで想定していなかった多様な事態が発生している。また、本町で最も影響が及ぶと考えられる関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合には、町民の生活に支障を及ぼす様々な被害が生じ、また、その他の地震においても、帰宅困難者の対応や、他地域からの避難者の受入などの対応が求められる可能性がある。

また、本町は土砂災害危険箇所が複数あり、台風や大雨、地震等が引き金となって、崖崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害が発生しやすいため、国や県と連携を図りながら、ハード・ソフト両面からの対策により土砂災害の発生リスク軽減を図っていく必要がある。

さらに、社会的特性からみると、本町では、人口減少及び少子高齢化、核家族化や小家族化が進み、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯などが増え、災害時に支援を要する者が増加しているため、要配慮者への支援体制の充実も必要である。

第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

【関係機関・町】

第１　趣旨

防災に関し、町、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第２　町

町は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の執行機関及び防災関係機関の協力を得て、おおむね次に掲げる事務を処理する。

１　防災会議に関する事務

２　災害予防

(1) 防災に関する組織の整備に関すること。

(2) 防災に関する訓練の実施に関すること。

(3) 防災に関する物資・資材の備蓄、整備、点検に関すること。

(4) 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。

(5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。

３　災害応急対策

(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。

(2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。

(3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。

(4) 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関すること。

(5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。

(6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。

(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。

(8) 緊急輸送の確保に関すること。

(9) 避難の勧告、指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設、管理に関すること。

(10)農産物、家畜、林産物等に対する応急措置に関すること。

(11)災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

(12)前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

４　災害復旧・復興対策

第３　県関係機関

県は、県域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第４条第１項）

１　秩父地域振興センター

(1) 県災害対策本部秩父支部の設置に関すること。

(2) 県災害対策本部秩父現地災害対策本部の設置に関すること。

(3) 災害情報の収集及び報告に関すること。

(4) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 災害応急対策活動に必要な応援措置に関すること。

(6) 秩父防災基地の運営に関すること。

２　秩父保健所

(1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。

(2) 医療品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること。

(3) 各種消毒に関すること。

(4) 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。

(5) ねずみ族、害虫駆除に関すること。

(6) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。

(7) 災害救助食品の衛生対策に関すること。

(8) 災害時の上下水道の衛生指導に関すること。

(9) 病院、診療所及び助産所に関する対策に関すること。

３　秩父福祉事務所

(1) 社会福祉施設の被災状況の収集に関すること。

(2) 被保護者の安否確認及び保護の実施に関すること。

(3) 日本赤十字社埼玉県支部との連絡に関すること。

４　秩父県土整備事務所

(1) 降水量及び水位等の観測通報に関すること。

(2) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。

(3) 水防管理団体との連絡指導に関すること。

(4) 河川、道路及び橋梁等の被害状況の調査及び応急修理に関すること。

５　秩父農林振興センター

(1) 農畜林水産被害状況の調査に関すること。

(2) 農作物共済、家畜共済及び農業用建築物等の共済に関すること。

(3) 農林業災害融資に関すること。

(4) 主要農産物の種子及び苗の確保に関すること。

(5) 農作物病害虫防除対策に関すること。

(6) 防除機具及び農薬の調整に関すること。

(7) 治山、森林管理道施設の応急対策に関すること。

６　秩父警察署

(1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。

(2) 警告及び避難誘導に関すること。

(3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。

(4) 交通秩序の維持に関すること。

(5) 犯罪の予防検挙に関すること。

(6) 行方不明者の捜索と遺体の見分（検視）に関すること。

(7) 漂流物等の処理に関すること。

(8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

7　北部教育事務所 秩父支所

(1) 教育関係の被災状況調査に関すること。

(2) 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること。

(3) 災害給付及び施設の災害貸付けに関すること。

(4) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。

(5) 教員の確保に関すること。

(6) 応急教育の方法及び指導に関すること。

(7) 教科書及び教材等の配給に関すること。

(8) 重要文化財の防災対策に関すること。

(9) 被災地学校の災害対策指導に関すること。

(10) 被災地学校の給食指導に関すること。

第４　指定地方行政機関

1　関東農政局

(1) 災害予防対策

ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。

(2) 応急対策

ア　管内の農業・農地･農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。

イ　飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。

ウ　農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。

エ　営農技術指導、家畜の移動に関すること。

オ　災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。

カ　応急用食料・物資の支援に関すること。

キ　農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。

ク　食品の需給・価格動向や表示等に関すること。

ケ　関係職員の派遣に関すること。

(3) 復旧対策

ア　農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。

イ　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

2　関東地方整備局

管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

(1) 災害予防

ア　震災対策の推進

イ　危機管理体制の整備

ウ　災害・防災に関する研究、観測等の推進

エ　防災教育等の実施

オ　防災訓練

カ　再発防止対策の実施

(2) 災害応急対策

ア　災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

イ　活動体制の確保

ウ　災害発生直後の施設の緊急点検

エ　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

オ　災害時における応急工事等の実施

カ　災害発生時における交通等の確保

キ　緊急輸送

ク　二次災害の防止対策

ケ　ライフライン施設の応急復旧

コ　地方公共団体等への支援

サ　「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣

シ　支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）」の派遣

ス　被災者・被災事業者に対する措置

(3) 災害復旧・復興

ア　災害復旧の実施

イ　都市の復興

ウ　被災事業者等への支援措置

３　東京管区気象台（熊谷地方気象台）

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集及び発表に関すること。

(2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。

(3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関すること。

(4) 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。

(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。

(6) 災害発生時（発生が予想される時を含む）において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと。

(7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

４　関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。

(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

５　埼玉労働局（秩父労働基準監督署）

(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。

(2) 職業の安定に関すること。

６　関東財務局

(1) 災害査定立会に関すること。

(2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。

(3) 地方公共団体に対する融資に関すること。

(4) 国有財産の管理処分に関すること

7　関東総合通信局

(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。

(2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。

(3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。

(4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

第５　消防機関

1　秩父消防署東分署

(1) 消防に関する施設及び組織の整備に関すること。

(2) 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練に関すること。

(3) 災害発生の予防及び被害の拡大防止に関すること。

(4) 災害発生による被害の調査、報告及び情報の収集に関すること。

(5) 被災者の救難、救助及びその他保護に関すること。

(6) 避難の誘導に関すること。

(7) 消防水防の通信及び気象情報の収集、伝達に関すること。

2　横瀬町消防団、横瀬町消防支援隊

(1) 災害時の消防、水防活動に関すること。

(2) 被災者の救出及び避難の誘導に関すること。

(3) 非常警戒及び防火診断に関すること。

(4) 災害時における応急復旧作業に関すること。

第６　陸上自衛隊第32普通科連隊

1　災害派遣の準備

(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。

(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。

(3) 県計画と合致した防災訓練の実施に関すること。

2　災害派遣の実施

(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。

(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第７　指定公共機関

1　日本郵便㈱（横瀬郵便局、芦ヶ久保郵便局）

(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。

(2) 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

2　東日本電信電話㈱埼玉事業部、㈱ＮＴＴドコモ（埼玉支店）

(1) 電気通信設備の整備に関すること。

(2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。

(3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

3　東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社

(1) 災害時における電力供給に関すること。

(2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

4　日本放送協会（ＮＨＫ　さいたま放送局）

(1) 防災知識の普及に関すること。

(2) 災害応急対策等の周知徹底に関すること。

(3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

5　日本通運㈱埼玉支店

災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

6　日本赤十字社埼玉県支部

(1) 災害応急救護のうち、医療、財産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。

(2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。

(3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

7　ＫＤＤＩ㈱

(1) 重要通信の確保に関すること。

(2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。

第８　指定地方公共機関

1　(一社)埼玉県医師会、(一社)埼玉県歯科医師会、(公社)埼玉県看護協会

(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。

(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。

(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

2　(一社)埼玉県ＬＰガス協会

(1) ＬＰガス供給施設の安全保安に関すること。

(2) ＬＰガスの供給の確保に関すること。

(3) カセットボンベを含むＬＰガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。

(4) 自主防災組織等がＬＰガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。

3　西武鉄道㈱

(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。

(2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

4　㈱テレビ埼玉

(1) 防災知識の普及啓発に関すること。

(2) 応急対策等の周知徹底に関すること。

(3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

5　㈱エフエムナックファイブ

(1) 防災知識の普及啓発に関すること。

(2) 応急対策等の周知徹底に関すること。

(3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

6　(一社)埼玉県トラック協会

災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。

7　(一社)埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

第９　秩父広域市町村圏組合

1　災害時における火葬及び霊柩業務に関すること。

2　災害時における廃棄物の処理、施設の防災管理及び復旧に関すること。

3　災害時における消防、救助及び救急業務に関すること。(「第５　１秩父消防署東分署」参照)

第10　公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

1　西武観光バス㈱秩父営業所

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

2　ちちぶ農業協同組合

(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

(2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。

(3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。

(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。

(5) 農作物の需給調整に関すること。

3　秩父広域森林組合

(1) 町が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること。

(2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。

4　横瀬町観光産業振興協会等商工業関係団体

(1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。

(2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。

(3) 救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。

5　医療機関

(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。

(2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。

(3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

6　自主防災組織及び自治会等自治組織

(1) 防災知識の普及及び防災訓練に関すること。

(2) 災害時における応急対策に関すること。

(3) 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防、物資の配給、防犯その他町が実施する応急対策に関すること。

7　横瀬町社会福祉協議会

(1) 災害時における独居高齢者、障がい者等への援護活動の実施に関すること。

(2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

8　社会福祉施設経営者

(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。

(2) 災害時における収容者の保護に関すること。

9　秩父郡市医師会

(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。

(2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。

(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

10　秩父郡市歯科医師会

(1) 災害時における歯科医療及び救護活動の協力に関すること。

(2) 地域の災害医療能力の向上に関する業務に関すること。

11　秩父郡市薬剤師会

災害時における医薬品の確保協力に関すること。

12　土木建築業者

災害時における応急対策及び災害復旧の協力に関すること。

13　自動車運送事業所

災害時における緊急輸送の協力に関すること。

14　金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

15　ＬＰガス取扱事業所

(1) 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること。

(2) ガス施設の防護管理並びに災害時の応急措置及び復旧に関すること。

16　婦人会等団体

災害時における応急対策活動及び義援金品等の募集に関すること。

17　防火対象物の管理者

(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。

(2) 災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧に関すること。

18　危険物等施設の管理者

(1) 施設の整備等災害予防対策に関すること。

(2) 災害時における危険物等の保安措置、防災活動に関すること。

19　その他

(1) ガソリンスタンド

①　災害時における施設の保安措置に関すること。

②　災害時におけるエネルギー安定供給の協力に関すること。

(2) 清掃業者

災害時における清掃活動の協力に関すること。

(3) レンタル・リース業者

災害時における建設機械、防災施設・用品等の確保協力に関すること。

(4) 食料品小売業者

災害時における飲食料品の安定供給の協力に関すること。

第６節　住民及び事業者の基本的責務

【関係機関・町】

第１　住民の果たす役割

住民は「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点に立って、町が提供する各種災害対策情報等を活用し、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具等の転倒防止、出火防止対策、住宅用火災警報器の設置など、災害に対する備えを講じるとともに、災害発生時には住民自らが隣近所、地域で協力し合い、被害の軽減及び拡大防止に努めるものとする。

第２　事業者の果たす役割

事業者は、従業員及び来訪者の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、町や防災関係機関、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力向上の寄与に努める。また、耐震化など施設・設備の安全対策や食料、飲料水等の備蓄、帰宅困難者対策、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるものとする。

第７節　防災対策の基本理念

【関係機関・町】

第１　基本的視点

平成23年３月11日に発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震は、大きな揺れや大規模な津波の発生に加え、原子力発電所事故による放射性物質の拡散という事態も発生し、極めて甚大な被害をもたらした。この地震は、私たちに災害の発生を防ぎきれないことや、１つの災害が他の災害を誘発することなど、改めて自然の猛威を見せつけるものとなった。

しかし同時に、私たちはこの巨大な地震災害から、自助・共助の重要性や災害対策に想定外があってはならないことなど、さまざまな課題や教訓を得られることとなった。これらの教訓をしっかりと受け止め、更なる災害対策の向上につなげていくことが急務となっている。

災害対策にあたっては、被害を最小化する「減災」を進め、早期回復を図ることが重要となり、住民の生命、身体及び財産を保護するために様々な事態に適切・迅速に対応しうる実効性のある仕組みの再構築を図っていく必要がある。そのため、町は防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として公助の強化に努め、災害対応に当たっては住民の安心を確保するため、スピーディーな判断と柔軟な発想で臨むこととする。また、行政が全ての事象に対応することには限界があり、行政としての支援が困難な場合もあり得ることから、住民や事業者による自助・共助の取組も重要となる。

こうした認識を共有して災害対策を進めていくため、以下の基本的視点に基づき、計画の作成を行うものとする。

❶　被害の最小化、減災 災害は発生するという前提に基づき、いかなる災害が発生した場合にも、その被害を最小にするという「減災」の立場に立ち、防災関係施設及び設備の整備といったハード面と、情報、教育、訓練といったソフトの両面から防災体制の整備を図り、その被害を最小にするという「減災」の立場に立った防災対策を展開する。
❷　危機管理体制の整備：公助 防災対策は、災害に対する日常からの取組が重要であるため、町は災害対策の中枢機関として災害対応能力が高められるよう、各種施策の実施に際し防災の考えを組み込むとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
❸　自助・共助の強化 災害に対しては、「自分の命は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という自助・共助が不可欠となることを広く啓発し、家庭における取組（家具の固定、災害用伝言サービスの利用、家庭内備蓄等）を促進することで自助を強化するとともに、自主防災組織などの共助の能力を高める。
❹　男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の推進 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点から防災・減災対策を推進していく。
❺　多様な機関との連携強化 行政、関係機関、各種団体、地域住民、事業所など、多様な主体による災害対策活動が効果的に展開されるように、各主体の連携強化を図り、町一体となった災害対策の推進を図る。 特に、町は、県、近隣及び協定締結市町村をはじめとする防災関係機関、協定締結団体等と、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

第２　防災対策の基本理念

本町のこれまでの災害の主なものは、長雨や台風による豪雨、風害、土砂崩れ、降ひょう、火災、農作物への被害などである。

しかし、東日本大震災では、本町でも震度５弱の揺れが生じ、建物の一部損壊や町内全域で長時間にわたる停電が発生し、交通機関にも支障が及び、さらには福島の原子力発電所事故により放射性物質が拡散するなど、多くの町民に不安をもたらす事態となった。また、この地震により、国や都道府県においては被害想定の見直しを進めており、南海トラフ巨大地震など、これまでの被害想定を大きく上回る被害想定が公表され、住民の災害に対する関心も高まっている。

そこで、本計画では、町が一体となって災害対策を推進していくため、「自助」「共助」「公助」における災害対応能力を高めることを重視し、町の災害特性や社会特性なども踏まえ、これまでの防災や減災のための対策や体制などを点検し、計画の必要な見直しを行うとともに、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害対策の教訓を活かしながら、予防・緊急対応・復旧復興体制の充実・強化を図る。

特に本町では、人口減少や少子高齢化が進んでいることを踏まえ、災害対策を推進するにあたっては、相互に助け合う仕組みづくりが重要になると考えられる。災害から一人でも多くの貴重な生命、身体及び財産を守るためには、災害対策を日常生活の一部としてとらえ、「自らの命は自らが守る」という自己責任原則による“自助”の考え方、「自らのまちは自らが守る」という“共助”の考え方を浸透させ、日常的に防災・減災のための活動展開を図るとともに、公助として町は防災体制の整備や個人・地域の取組を支援するなど、それぞれの役割及び責任を果たしながら、地域防災力の向上に努めるため、本計画の基本理念を『「自助」「共助」「公助」の調和による災害に強いまちづくり』とする。

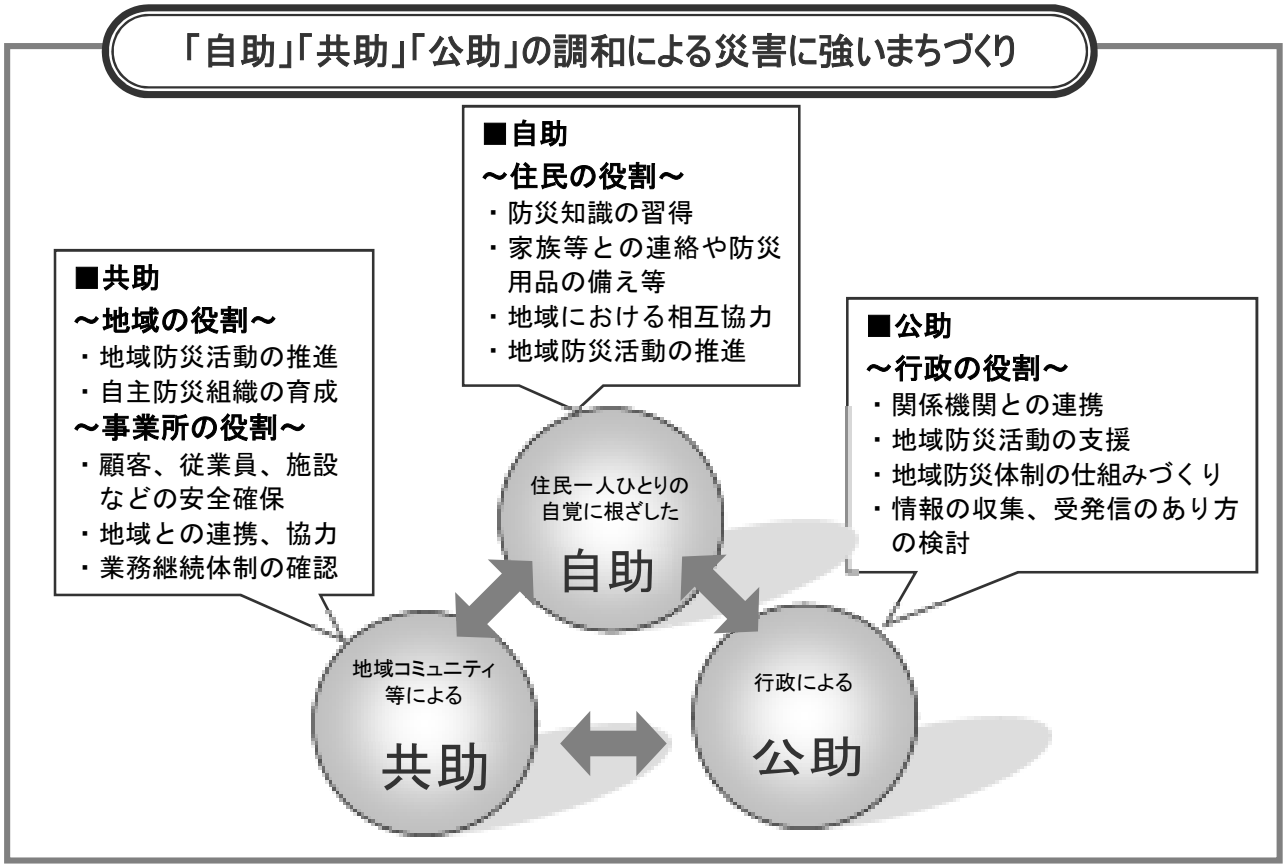

第３　減災目標

国においては、大規模な地震に対応するために、被害想定に基づく人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的な減災目標を定め、目標達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標等を定める地震防災戦略を策定した。県でも平成26年３月に「首都直下地震に備える埼玉減災プラン」において減災目標[1]を設定し、具体的な取組を掲げている。

県の被害想定では、本町は深刻な被害の発生は予測されていないが、関東平野北西縁断層帯地震では、建物の半壊や負傷者の発生、電気や水道などのライフラインの被害が予測されている。また、高齢化が進んでいることや、土砂災害特別警戒区域が町内に多数あることなどを踏まえて、いかなる災害においても被害を最小限に抑える、特に人的被害を出さないことを目標とし、以下について重点的に取り組むものとする。

1　要配慮者対策の充実

個別プランを作成し、関係機関との情報の共有化を図り、避難行動要支援者の避難誘導の円滑化等、要配慮者対策の充実を図る。

2　防災組織の育成強化による減災

町の防災力の強化を図るため、消防団員の確保・育成に努める。また、地域住民が効果的な防災活動を行えるよう、自主防災組織活動マニュアルを作成するなど、活動の促進、活性化に向けて指導する。

3　土砂災害対策の充実

県と連携し、土砂災害の指定及び対策の推進を図るとともに、説明会及び土砂災害ハザードマップの作成・配布による周辺住民への注意喚起、避難路や避難所の選定、避難勧告のあり方等、安全避難対策の充実を図る。

4　内水氾濫対策の推進

大量の大雨により、雨水が河川に流入できずに発生する内水氾濫の被害を防ぐため、危険箇所の調査や水防資器材の整備を行うとともに、状況によりハザードマップを作成するなど、住民への周知及び注意喚起を図る。

5　町の災害対策中枢機能の強化

防災行政無線のデジタル化を順次進めていく。また、災害対策拠点となる庁舎だけでなく、避難所などの施設における非常用電源の確保を順次進めていく。

6　帰宅困難者対策の強化

関東平野北西縁断層帯地震の被害想定では、休日の場合、1,400 人から 1,600 人に上ると考えられるため、一時滞在施設の確保、支援物資の供給の充実などを図り、帰宅困難者対策の強化を図る。また、住民に対しても、家族との連絡や徒歩帰宅の備えについて周知を図るなど、一斉帰宅の抑制を図る。

※1　「首都直下地震に備える埼玉減災プラン」減災目標
【減災目標１】死者・負傷者を約4,000人減少させる（約５０％）
【減災目標２】避難者（１週間後）を約３万人減少させる（約５０％）
【減災目標３】ライフラインを６０日以内に９５％以上復旧する

7 建物の耐震化の整備促進

地震による住宅倒壊の危険解消を図るため、住宅、特定建築物、防災上重要な町有建築物の耐震化に努める。

8 二次災害への備え

首都直下地震等が発生した場合は、長期にわたる停電や燃料枯渇などによる二次災害のおそれがあるため、万が一の事態に備え、役場や避難所などの防災拠点の電源・燃料の多重化や、町外からの避難者の受入れ、帰宅困難者対策等を進める。

第２部　風水害・事故災害対策編

第１章　災害予防計画

第１節　防災組織整備計画

【関係機関・町】

第１　防災関係機関

１　基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進して、防災組織の万全を期するものとする。

２　現況

各関係機関において災害対策を実施する組織が編成及び整備されているところであるが、今後、さらに充実強化させていく必要がある。

また、地震などの広域化する傾向のある現在の災害に的確に対応していくため、各関係機関相互の協力体制、補完体制の構築についても、さらに進めていくものとする。

３　防災に関する組織

(1) 防災会議

町に、横瀬町防災会議を置く（災対法第16条）。

防災会議の組織及び運営については、関係法令、横瀬町防災会議条例（昭和40年条例第13号）及び「横瀬町防災会議の権限に属する事項のうちで会長が専決できる事項について」の定めるところによるものとし、その任務及び組織については、次のとおりとする。

ア　任務

(ｱ) 町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(ｲ) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(ｳ) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

イ　組織

防災会議は、町長を会長として、各防災関係機関の代表をもって組織する。なお、今後は自助・共助・公助に基づく町の災害対策の充実を図るため、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者、女性の参画促進を図っていく。防災会議の庶務は、総務課がこれに当たる。

(2) 本部

ア　町の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町長は、町防災計画の定めるところにより、本部を設置することができる（災対法第23条）。

イ　本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に、検討、見直し、検証を図る。

ウ　応急対応、復旧復興のための人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努め

る。

資料編	**◦１－１　災害対策本部の組織及び構成** **◦１－６　横瀬町防災会議委員** **◦７－１　横瀬町防災会議条例** **◦７－２　横瀬町防災会議に関する要綱** **◦７－３　横瀬町防災会議の権限に属する事項のうちで会長が専決できる事項について** **◦７－４　横瀬町災害対策本部条例**

４　防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

５　業務継続計画（ＢＣＰ）※2の策定

町は、災害に備えて平常時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、住民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施しなければならない。

応急活動を行う一方で、町の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、町は、災害時に各課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、発災時には非常時優先業務を最優先に実施する。

第２　相互応援体制の整備

１　応援協力体制の充実

(1) 市町村間の相互応援

ア　全体計画

町長は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結している。

町は、災害時の応援要請手続きの円滑化を図るため、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアル整備、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化などを行い、職員への周知を図るとともに、平時から、協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

イ　現況及び短期計画

町は、県内の市町村との相互応援協定を締結している。今後は、広域災害にも備え、近隣のみならず、県外の市町村との相互応援協定の締結に努める。

(2) 町と防災関係機関の支援協力体制

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営がなし得るようにするものとする。

※2　業務継続計画（ＢＣＰ）：ＢＣＰとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、発生した災害に適切に対応するとともに、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容としては、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

そのため、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

(3) ライフライン関係機関との連携強化

ライフライン関係機関との連携強化により、広域支援体制の充実を図る。

資料編　◦８－８　災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 **◦９－９　電気設備等の復旧に関する要請書**

2　応援受入体制の整備

(1) 専門的技術職員の応援受入体制の整備

町は県及び他市町村と連携し、専門的技術職員の応援受入体制の整備に努める。

ア　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。

イ　他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。

ウ　他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

(2) 国の応援受入体制の整備

ア　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

イ　応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

(3) 公共的団体からの応援受入体制の整備

町域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

3　広域支援に対応するための体制整備

災害時における相互応援協定等を締結している市町村の地域で大規模な災害が発生し、その被害の規模が被災市町村で対処できないものであると判断したときは、町は、支援対策会議を開催し、速やかに支援を実施する。

なお、相互応援協定等を締結していない自治体で甚大な被害が発生した場合にも、必要に応じ直ちに支援対策会議を開催する。

また、物資の支援や職員の派遣等の支援要請について、直ちに支援の措置が講じられるようマニュアル化する。

4　公共的団体等との協力体制の確立

(1) 基本方針

町は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において災害応急対策等に関し積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

公共的団体等は、非常災害時直ちに被災者の救護活動に協力することができるよう日頃から訓練を行うものとする。

資料編　◦10－２　自治会等の状況

(2) 協力体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

ア　異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。

イ　災害時における広報等に協力すること。

ウ　出火の防止及び初期消火に協力すること。

エ　避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。

オ　被災者の救助業務に協力すること。

カ　炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。

キ　被害状況の調査に協力すること。

町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議し、災害時における協力業務及び協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第３　消防

１　総合的な消防力の強化

火災の消火活動、倒壊建物からの人命の救出・救助活動及び傷病者への応急処置や医療機関へ搬送する救急活動など、災害に対処し被害を最小限にとどめるため、消防職員・団員及び消防施設・資機材並びに消防水利等の総合的な消防力の整備を図る。また、大規模、広域的な災害に備えて、相互応援協定を締結している消防機関との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

資料編　◦８－２　消防相互応援協定（埼玉西部広域事務組合）
◦８－４　秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書
（秩父広域市町村圏組合、秩父市、皆野町、長瀞町、小鹿野町）
◦８－６　比企広域市町村圏組合　消防相互応援協定

２　消防団の充実・強化

(1) 消防団組織の充実強化

消防団は、団員の高齢化の進展に伴い、団員数が年々減少傾向にある。しかし、大規模な災害発生に伴う同時多発・広域複合的な災害の消防活動には、地域と密接に繋がり指揮系統が整備されている消防団員の活動が欠かせない。

ア　町は、消防団員の確保に向けて、消防団活性化総合計画（昭和63年２月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域と事業所や各種団体の連携協力による消防団のイメージアップを図り、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別消防団員制度の活用等、消防団の活性化とその育成、技術の向上に努める。

イ　公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

ウ　消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合には、町の消防団のみでは災害対応が困難なため、他の市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

(2) 消防資機材の整備

消防団車庫の耐震性の確保等安全性の向上及び情報連絡用の通信機器の充実を図り、地域の活動拠点としての機能を整備し、災害による火災の延焼防止及び救出・救助等の活動に有効な資機材を増強し、東日本大震災の教訓から必要となる資機材なども配備する。

資料編　◦５－１　消防団の現況（横瀬町消防団）
◦５－３　消防団施設・装備の現況

３　消防水利等の整備

町は、これまで防火水槽の整備を推進してきているが、災害に伴う火災の発生時における消火栓

は、水道施設の破損等による断水又は極度の機能低下を防ぐため、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

４　消防広域応援体制の整備

町は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、消防本部と協力し、緊急消防援助隊指揮支援本部が設置される場合に備えて、当該指揮支援本部と町本部、消防本部、消防団、県内の消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整並びに自衛隊、警察、ＤＭＡＴ等の関係機関との活動調整が図られるよう、指揮支援本部の設置場所、情報共有方法等について定めておくものとする。

資料編　◦５－２　防火水槽・消火栓設置数

第４　自主防災組織の整備

１　趣旨

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず住民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、住民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

２　自主防災組織の整備

本町では、自主防災組織は整備されているが、活動状況は団体により異なっているため、各団体の活動の活性化を促進していく必要がある。

(1) 組織化の推進

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、以下の点に留意する。

ア　地域住民が自主的な行動を行えるよう、行政区単位での結成育成を図るとともに、必要に応じて班を設けるものとする。

〔組織編成〕

役員：防災責任者及びその任務、班長及び任務

会議：総会、役員会、班長会等

イ　昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう、組織を編成する。

ウ　地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。

エ　研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて女性の参画促進に努める。

(2) 自主防災組織の活動内容

〔役割（参考例）〕

平常時	・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 （例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布） ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例　初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）

	・地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）
発災時	・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意） ・避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

なお、地域住民が効果的な防災活動を行えるよう、これらの活動内容を誰もが理解できるような活動マニュアルを作成し、指導するものとする。

(3) 活動の充実・強化

町は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。

①自主防災組織の結成の促進　（結成の働きかけ、支援等）

↓

②自主防災組織の育成・支援　（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）

↓

③活動のための環境整備　（資機材及び訓練用の場所等の整備等）

ア　町は、自主防災組織活動の活発化を図るため、消防機関や町社会福祉協議会、学校、民生委員・児童委員、地域の各種活動団体など、地域との交流機会の充実に努めるとともに、自主防災組織同士の情報・人的交流が深まるように場・機会の提供、ネットワーク網の構築に取り組む。

イ　既存組織の活動の活性化やリーダーの育成を図るため、県の自主防災組織向けの講習会への参加促進や、他市町村の自主防災組織の取組事例についての紹介など、組織への指導・助言を行う。一つの組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

ウ　活動拠点や資機材等の支援、助成など、必要に応じて支援を行う。

(4) 自主防災組織の周知

地域に自主防災組織が浸透するように、自主防災組織の目的や活動の内容などを周知し、災害時に地域住民との円滑な協力体制が構築できるように努める。

第５　民間防火組織の整備

１　趣旨

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及のため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ等の支援及び新たな組織の育成を図るものとする。

２　活動内容

活動内容は、次のとおりである。

幼年消防クラブ	知識の習得、啓発活動

３　結成促進及び活性化

消防署と連携し、幼稚園児を対象とした幼年消防クラブ活動支援を図るとともに、小学生を対象とした少年消防クラブや中高生を対象とした防火クラブ、婦人防火クラブなど、新たな防火組織の結成

の促進について、消防機関や学校等と検討していく。

第６　事業所等の防災組織の整備

１　趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。そこで、町内に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図るとともに、事業所等における事業継続のための取組を支援する。

２　防災組織の整備

(1) 一般企業

町は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 施設内の防災組織の育成

町は、学校、医療機関及び町民会館等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(3) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

町は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガスは、爆発性、可燃性、毒性及び支燃性等の特性をもっており、災害時には一般住民の援助は期待できず、また消防機関の活動にも限界がある。したがって、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の指導を受け、防災訓練の実施等防災組織の充実を図る。

(4) 事業所内の防災組織の育成

町は、各事業所が自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(5) 関係機関への協力体制の確立

災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織の整備を促進して、民間協力機構の充実を図る。このため、特に次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

ア　民生委員・児童委員、日赤奉仕団及び自治会

イ　農林商工関係団体

ウ　ＰＴＡ、婦人会及びその他の団体

エ　その他の公共的団体

第７　ボランティア等の活動環境の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、日頃から町内のボランティア団体等との連携を積極的に推進し、社会福祉協議会や日本赤十字社等と協力してボランティア等の活動環境の整備を行う。

１　支援体制の確保

(1) 災害ボランティア活動の環境整備

町は、町社会福祉協議会と連携し、災害時におけるボランティアの受入れ、ボランティア活動の調整などを実施する組織として、災害時に災害ボランティアセンターが速やかに設置できるよう整備する。

災害ボランティアセンターの設置・運営については、町及び町社会福祉協議会が協定を締結し、具体的な実施手順等について定めておく。なお、運営については、町社会福祉協議会及びボランティア団体が主体となって行うものとするが、町のみではボランティアが不足する場合は、県社会福祉協議会に応援を要請するため、応援要請の手順や連絡体制等、活動環境を整備する。

(2) ボランティア関係機関等と連携

町及び町社会福祉協議会は、ボランティア関係機関等と連携し、災害時に備えたボランティア関係機関等とのネットワーク化を図る。

(3) ボランティア受入体制の整備

ボランティア活用のためには受入側の体制整備が重要であることから、受入窓口（社会福祉協議会ボランティアセンター）の設置や活動拠点の確保など、受入体制づくりを推進する。

２　災害ボランティアの育成及び登録の促進

町は、町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成に努める。

また、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

ア　一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ　特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、
救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等

ウ　ボランティアコーディネート業務

第２節　防災意識の高揚

【関係機関・総務部、教育部】

第１　基本方針

１　趣旨

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることを目的として、防災教育を行うものとする。また、住民に対し、広く防災知識を普及し、防災に対する関心を高めるとともに、自主防災思想のかん養を図り、自助、共助による防災活動を促進するため、住民向けの防災教育及び啓発活動を行うものとする。

２　防災知識の普及における要配慮者等への配慮

防災知識の普及を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域における支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。

第２　防災教育計画

１　防災に従事する職員に対する教育

(1) 町職員

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる町職員については、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、以下に示すような防災教育を行う。

ア　初動マニュアル等

発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した防災ガイドブックを作成、配布し、周知を図る。

初動マニュアルの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

(ｱ) 初動参集・動員基準

(ｲ) 参集途上の情報収集

(ｳ) 救助、応急手当

(ｴ) 初期消火

(ｵ) 避難誘導

(ｶ) 避難所の開設、運営

(ｷ) 災害情報の取りまとめ

(ｸ) 広報活動

(ｹ) その他必要な事項

イ　現地訓練の実施

地域における対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

ウ　研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、研修会及び講演会等を実施する。

エ　防災機器操作の習熟

防災情報の収集伝達機器及び浄水器等、災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

(2) 消防

消防団員に対し、消防の本質と消防責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の錬成を図り、もって公正明朗、かつ、能率的に職務を遂行し得るよう教育する。

(3) 水防

水防業務に従事する団員に対して、水防法令、水防計画及び実務に対する講習会、研究会等の実施又はその指導を行う。

(4) 防災研修会等の実施

災害発生の予知、気象、災害防止、被害の軽減及び災害復旧その他に関する調査研究等に基づく講習会の開催及び災害関係法令等に対する研修会の実施、防災手引を配布して防災教育の向上に努める。

第３　住民等に対する防災知識の普及

１　住民等に対する防災教育

(1) 学校教育

学校における防災教育は、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

ア　学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、ＡＥＤ研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

イ　教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

ウ　教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

(2) 社会教育

町（総務課）では出前講座を行い、消防・防災に関する防災教育を実施している。

今後とも、関係機関、団体等と連携して、職場、一般家庭にある社会人を対象に、随時適当な機会を通じて、講演会、講習会、実演等により防災知識の向上を図る。

(3) 事業所等における防災教育

事業所や医療機関、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

消防本部は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員

に対する防災教育を推進する。

(4) 災害に関する各種資料の収集・提供

町は県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

２　住民向けの普及・啓発

(1) ９月１日を中心とする防災週間、災害の発生しやすい時期、１月15日から１月21日までの「防災とボランティア週間」、東日本大震災などの大規模災害が発生した時期に防災広報を行う。

(2) 啓発用のパンフレットの配布、講演会・研修会・出前講座の開催、広報紙やホームページの活用など、様々な方法により防災知識の普及を図っていく。

(3) 埼玉県防災学習センター等の活用

町は、常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く住民に対して普及・啓発を行う。

また、他の防災活動拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど住民の自発的な防災学習に活用する。

(4) 防災教育用設備、教材の貸出

町は防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

〔防災知識の普及内容〕

ア　災害の種別、特性、一般的知識	イ　災対法及び関連法の主旨
ウ　災害時における心得	エ　町防災計画の概要
オ　被害報告及び避難方法	カ　町の災害特性及び過去の災害の状況
キ　災害復旧時の生活確保に関する知識	

３　住民の防災能力の向上

住民は、町その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

(1) 実践的な訓練の導入

町は、住民を対象とする訓練に災害図上訓練（ＤＩＧ※3）や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ※4）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

(2) 家庭内の三つの取組の普及

住民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

※3　ＤＩＧ（Disaster Imagination Game）：大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※4　ＨＵＧ（Hinanzyo Unei Game）：避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

１　家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
２　災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
３　家庭内で備蓄を行う（最低３日間（推奨１週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。

町は、三つの取組を中心に、住民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

(3) 防災総点検

住民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、町、県、住民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

〔主な点検例〕

各主体	点検事項
家庭	・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル１７１」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物施設の安全点検
自主防災組織	・地域の危険性の把握 ・避難行動要支援者等要配慮者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品) ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検
学校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

第４　地区防災計画の策定

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

(1) 町は、地区居住者等に対し、地区防災計画の提案手続等を周知する。

(2) 町は、地区防災計画の策定にあたって、必要な支援を行う。

第３節　防災訓練計画

【関係機関・総務部】

第１　基本方針

１　趣旨

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図るものとする。

２　現状

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、町、県、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、住民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。

３　防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域における支援体制が整備されるよう、要配慮者を含む地域住民による実践的な訓練に努める。また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

あわせて、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

第２　実施計画

１　総合防災訓練

関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、関係機関が合同して実践的な防災訓練を実施、あるいは図上により総合防災訓練を行う。この訓練を通して各役割の認識を深める。実施の際には、業務継続計画（ＢＣＰ）を踏まえて行うものとする。

訓練の内容は、そのつど参加機関が協議するが、おおむね次の事項について実施する。

(1) 初動活動訓練、通信・情報の収集・伝達訓練、災害広報

(2) 避難誘導、救出・救護、医療訓練、炊き出し、その他救助訓練

(3) 消防訓練

(4) 土砂災害に関する避難訓練

２　個別防災訓練の実施

町は、次の個別防災訓練を行う。

(1) 防災行政無線による通信訓練

災害時における通信確保を図るため、国、県の実施する訓練に積極的に参加する。

(2) 災害情報収集伝達訓練の実施

町は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保つとともに、情報の収集、判断、伝達等の訓練を実施する。

ア　訓練の種類

(ｱ) 災害情報収集伝達訓練

(ｲ) 通信連絡訓練

(ｳ) 非常通信訓練

イ　実施の方法

(ｱ) 災害情報の収集伝達機器を、日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る。

(ｲ) 気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する。

(ｳ) 被害の状況及び処置を報告及び連絡する。

(3) 非常参集訓練の実施

応急対策を実施するための配備計画に基づき、年１回、町職員の非常参集等動員訓練を実施する。

(4) 水防訓練の実施

水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

(5) 消防訓練の実施

ア　消防団に対する訓練

災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、消防団において山林火災防火演習、文化財防火演習をそれぞれ年に１回実施しており、今後も継続していく。

実施責任者	実　施　場　所	訓　　練　　事　　項
分　団　長	各分団機械器具置場付近	各分団で団員の招集を行い服装の点検及び操法訓練を実施する。
消 防 団 長	町　　内	人員、機械器具の点検及び消防操法訓練を行う。
		特別点検を行い、全てについて点検する。

イ　役場、学校における防火訓練

役場、町内の学校、保育所及び幼稚園においては、防火訓練を年に１回実施しており、今後も継続していく。

対　象　者	実施場所	訓　　練　　事　　項
横瀬町役場職員	横瀬町役場	火災発生の想定により、水、消火器等により初期消火について訓練を行う。
小 学 校 職 員	小　学　校	消火器の使用要領及び建物初期消火について訓練を行う。
中 学 校 職 員	中　学　校	消火器の使用要領及び建物初期消火について訓練を行う。

(6) 避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法（昭和23年法律第186号）第８条の規定に基づく防火管理者等が実施する。

〔訓練の種類〕

ア　町が実施するもの

災害時における避難の勧告及び立退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。

イ　防火管理者が実施するもの

学校、社会福祉施設、医療機関、事業所、作業場、工場、旅館その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

ウ　児童・生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに年に１回、避難訓練を実施し、非常災害に対し臨機応変の処置がとれるよう、常にその指導に努めており、今後も継続していく。

〔避難訓練〕

対　象　者	種　類	実施場所	訓　　練　　事　　項
児童・生徒及び教職員	避難訓練	各小中学校	避難及び誘導、重要書類搬出
幼稚園児及び保育所児童	避難訓練	幼稚園・保育所	避難及び誘導
園児、児童・生徒	避難訓練	児童館	避難及び誘導

エ　自主防災組織におけるの訓練

本章「第１節第４　自主防災組織の整備」を参照。

オ　避難行動要支援者等の訓練

地域、団体、施設等が行う避難行動要支援者等の避難誘導の訓練等に対し、資料や情報の必要な支援を行う。

(7) 事業所、自主防災組織における避難訓練等

ア　事業所における訓練

事業所は、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

イ　自主防災組織等の訓練

町及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（ＤＩＧ）や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ）などを実施する。

(8) 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

町は、幼児、児童・生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、要配慮者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

(9) その他の訓練

上記訓練のほか、県が実施する九都県合同防災訓練、応急復旧訓練、徒歩帰宅訓練及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）合同訓練等への参加に努める。

３　訓練への参加促進

町は、広報紙や町ホームページなど多様な手段を用いて訓練の周知を行うとともに、訓練のテーマや開催方法についても工夫、検討を重ね、各種防災訓練に多くの住民の参加促進を図る。

４　訓練の検証

(1) 訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

(2) 評価及び検証の方法

ア　訓練後の意見交換会

イ　アンケートによる回答

ウ　訓練の打ち合わせでの検討

(3) 検証の効果

ア　評価や課題を整理し、町防災計画及び業務継続計画（ＢＣＰ）の見直し資料とする。

イ　町の防災訓練に対する助言や参考資料とする。

ウ　次期の訓練計画に反映する。

第４節　防災活動拠点計画

【関係機関・総務部、建設部】

第１　基本方針

１　趣旨

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、本部を設置する庁舎の耐震性、耐火性、耐水性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動が実施できるよう、防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

２　現況

既存の施設を災害時に活用できるよう、機能の拡大を図っている。

第２　防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備

１　防災活動拠点の整備

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置付け、緊急車両の出入りや物資の搬出入の容易性が高まるよう、必要な整備を推進する。

(1) 災害対策活動拠点　→　町役場庁舎（代替施設：町民会館）

町庁舎は、災害対策活動の中心拠点となるため、耐震・耐火・耐水対策に万全を期するとともに、災害により町のライフラインが分断された場合にも、町本部として機能するように、非常用電源をはじめとする必要なエネルギー、通信手段のバックアップを確保する。

なお、災害対策本部室は庁舎内の２階２０１会議室に設置することを基本とし、災害対策を行う上で必要な諸設備を整備する。

(2) 避難拠点　→　指定避難場所

(3) 物資備蓄拠点　→　防災倉庫

(4) 物資集積拠点　→　総合福祉センター

(5) 物資輸送拠点　→　横瀬町防災ヘリポート（町民グラウンド）

２　緊急輸送ネットワークの概要

(1) 県指定緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。なお、本町では国道299号が指定されている。

ア　高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

イ　アの道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

(ｱ) 県本庁舎

(ｲ) 県出先庁舎

(ｳ) 市町村庁舎

(ｴ) 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊の庁舎、事務所等

(ｵ) 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）

(ｶ) 県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点

(ｷ) 広域避難場所

(ｸ) 臨時ヘリポート

(2) 町による緊急輸送道路の指定検討

町は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、町域の県指定緊急輸送道路と町の防災活動拠点を結ぶ町道、また町の防災活動拠点同士を結ぶ町道を町の緊急輸送道路として指定することを検討し、拡幅等の必要な整備を推進する。

(3) 県指定緊急輸送道路等の整備

県指定緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図るとともに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

町は、県指定緊急輸送道路の指定管理者に対して、必要に応じて協力を行うものとする。

資料編	**◦４－１　指定緊急避難場所等一覧** **◦６－１　ヘリポート指定地** **◦６－２　県指定緊急輸送道路（町内）**

(4) 緊急輸送に向けた応急復旧資機材の整備

町は、災害時における緊急輸送の確保のため、応急復旧資機材の備蓄及び調達体制の整備を行う。

第５節　災害情報体制の整備

【関係機関・総務部】

第１　基本方針

１　趣旨

町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

町及び防災関係機関は、最新の情報通信技術の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築するものとする。また、夜間に災害が発生した場合等に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を確保しておくものとする。

２　留意点

(1) 最新の情報通信技術の成果を踏まえる

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術を防災情報システムに適用することが可能となりつつあり、こうした成果を踏まえ整備する。

(2) 災害ごとの特性、地域特性及び時間特性を踏まえる

様々な災害の種類、地域特性及び時間特性により必要となる災害情報の種類や収集伝達に関するポイントが異なってくる。夜間に災害が発生した場合や、大規模事故等被害が一部の地域に限られた場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を整備する。

第２　情報通信設備の整備及び安全対策の推進

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、町は、以下のような安全対策を講じるものとする。

１　非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

２　災害に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止装置を整備する。

３　システムのバックアップ

防災無線システムを、地上系と衛星系での２重化、クラウド型防災情報システムの整備などに努める。特に、町庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制を整備する。

４　防災行政無線のデジタル化

双方向通信、データ通信機能等を確保し、避難の円滑化、災害情報の収集・把握・伝達の迅速化を図るため、防災行政無線のアナログ方式をデジタル方式に更新していく。

５　災害情報のための電話の指定

町は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

第３　情報収集伝達体制の整備

１　情報総括責任者の選任

町は、災害情報の収集、報告に当たらせる者として、災害情報の統括責任者を選任する。

２　情報収集体制の整備

(1) 被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

資料編　◦８－９　災害時の情報交換に関する協定

(2) 町は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

ア　自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム

イ　町防災行政無線システム

ウ　アマチュア無線等の情報システム

３　情報伝達体制の整備

町は、避難所、出先機関、防災対策拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、パソコン通信システム、防災情報メール等を有効的に活用する。また、観光や仕事で町に訪れる滞在者に対しても災害情報が周知できるように、エリアメールを配信する。

４　情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

第４　情報処理分析体制の整備

(1) 災害情報の種類

- 災害情報
  - 災害時にとりかわされる情報
    - 観測情報……地震計等からの情報
    - 被害情報……物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
    - 措置情報……県、町、防災関係機関の行う対策に関する情報
    - 生活情報……ライフライン等生活に関する情報
  - 事前に準備すべき情報
    - 地域情報……地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
    - 支援情報……防災組織、対策手順、基準等の情報

(2) 災害情報データベースの整備

町は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースを整備し、防災訓練等の実施の際に活用する。

災害情報データベースシステムとして、地理情報システム（ＧＩＳ）は、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、避難行動要支援者の所在地等の多様なデータを保有できるため、整備を進める。

(3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

町は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムの整備を検討する。

(4) 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

第５　住民とのコミュニケーション環境の整備

災害時に、被害状況や避難・生活支援に関する情報を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

また、行政内部や地域住民、関係機関等が災害の危険性や予防措置について情報を共有化できるように、コミュニケーション環境の整備を図る。

１　防災情報伝達体制

町では、住民に対する防災情報の伝達手段として、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、広報車等を用いている。今後は、災害情報が確実に住民に伝わるように、ツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめ、情報伝達手段の多様化を図る。また、防災行政無線の難聴地域の解消、土砂災害（特別）警戒区域の住民への確実な情報伝達手段の整備に努める。

２　各種相談受入れ体制の整備

被災住民からの安否確認や応急復旧状況、生活再建等に関する問い合わせ、要望等に対応する体制の整備を事前に検討する。

(1) 専用電話相談窓口の設置

(2) 総合的な関係機関共同相談窓口の設置

(3) 避難場所等への巡回相談の実施

(4) 広報車による巡回

第６節　避難予防対策

【関係機関・総務部、救護部、教育部】

第１　基本方針

１　趣旨

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大や崖崩れの危険性の迫った地域の住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を作成する。

２　留意点

(1) 住民、行政及び防災関係機関の連携

町は、避難計画の策定に当たって、住民及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、避難所及び避難路は、日頃から標識等により分かりやすく標示し、住民に周知徹底しておくことが重要である。

(2) 駅等の施設の避難予防対策の推進

駅等の施設について、災害時の混乱を防止し的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

(3) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。このため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発が必要である。

資料編　◦４－３　防災倉庫及び防災備蓄品

３　現状

(1) 避難計画の策定

町は、町防災計画の中で避難計画の策定を行い、その計画に基づいて避難予防対策を実施している。

(2) 防災上重要な施設の避難計画

それぞれの施設では、防火管理者を中心として消防計画を策定しており、それらの中で避難計画を定めている。

(3) 学校等の避難計画

それぞれの学校等では防火管理者を中心として消防計画を策定しており、それらの中で避難計画を定めている。

第２　避難計画の策定

１　避難に関する指針

町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、指定緊急避難場所、避難路、指定避難所について日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

２　避難計画の策定及び改善

(1) 避難計画の策定

町は、町防災計画の中で策定した避難計画に基づき、自治会等を通じて、避難組織の確立に努めるとともに、避難訓練の実施の際に、計画の見直しを行う。

避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別プランの作成、福祉避難所の指定等を推進する。（避難行動要支援者等を含む要配慮者対策については、本章「第13節　災害時に備えた要配慮者対策」を参照。）

(2) 防災上重要な施設の避難計画

町は、福祉施設、医療機関、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者に対して、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期するよう指導する。

ア　医療機関が患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等

イ　高齢者、障がい者及び児童施設等の福祉施設においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等

ウ　駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等

エ　工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防署との連携等

(3) 学校等の避難体制

学校等においては、多数の園児、児童・生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

ア　防災体制の確立

(ｱ) 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童・生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(ｲ) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(ｳ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に実施する。

(ｴ) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

a　日常点検の実施

職員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

b　定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

イ　避難計画

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童・生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、園児、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、消防署、警察署、自治会等と密接な連携のもとに安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

また、避難対策にあたっては、以下の点に留意する。

(ｱ) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、指定緊急避難場所、指定避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等

(ｲ) 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、指定緊急避難場所、指定避難所の確保並びに教育、給食の実施方法等

第３　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保

１　指定緊急避難場所の指定

町は、地震、洪水、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。

〔指定緊急避難場所の指定基準〕

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次のa、b の条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所については、次のa～d の全ての条件を満たすこと
a 切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること
b 他の法律等により危険区域や更なる災害発生のおそれがない区域に立地していること
c 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
d 地震の揺れに対し、危険を及ぼす建築物や工作物等がないこと。

２　避難路の確保

町は、指定緊急避難場所への避難路についても、下記の基準に基づき選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について、町に協力するよう努める。

また、高齢者や障がい者、児童など、いわゆる要配慮者の歩行、通行の安全確保が図れるよう、バリアフリー化や交通安全施設の設置等を検討するとともに、夜間歩行等を考慮して、照明やロープ等の資機材を備えておく。

ア　避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
イ　避難路は、相互に交差しないものとする。
ウ　避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
エ　避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

オ　避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

３　指定避難所等の指定

町はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。

(1) 指定避難所の指定基準

ア　原則として、行政区を単位として指定すること。

イ　原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。

ウ　建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。

エ　余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。

オ　避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。

カ　発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。

キ　物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。

ク　環境衛生上、問題のないこと。

(2) 指定避難所の環境整備

ア　指定避難所に指定した建物については、早期に耐震診断、天井等落下防止対策等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、換気、照明、被災者のプライバシーの配慮や生活環境を良好に保つよう努める。

イ　地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄、給水、医療救護、情報連絡等に関する設備などの必要な資機材、台帳を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

ウ　指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

エ　指定避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。

オ　避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

また、町と当該施設職員の応援体制、役割分担、通信連絡手段等について毎年度、協議をしておく。

〔避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例〕

・ＬＰガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
・停電対応型空調機器の設置
・ガスコージェネレーションの設置
・太陽光発電や蓄電池
・ソーラー付ＬＥＤ街灯

(3) 宿泊施設との協力協定締結

指定避難所だけでは対応が困難な場合に備え、町内の旅館、民宿等と協力協定を締結しておくものとする。

(4) ペット対策

被災者が、犬や猫を連れて避難してきた場合に備えて、一時飼育場所を想定しておく。

(5) 避難所運営計画の策定

町は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

・避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
・避難所単位での物資・資機材の備蓄
・避難所の管理・運営体制
・福祉避難所の設置
・町本部との情報連絡体制
・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担
・被災者の自立支援

4　住民への周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路
・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

資料編　◦４―１　指定緊急避難場所等一覧

第４　動物愛護

1　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

町は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第７節　物資及び資機材等の備蓄

【関係機関・救護部】

第１　基本方針

１　趣旨

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

２　留意点

(1) 想定される災害の種類と対応

備蓄品目及び数量の目標値は、県の地震被害想定結果やこれまでの災害履歴等から定めるものとする。

(2) 発災時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の事業者における備蓄対策の推進を促していくことが必要である。

(3) 備蓄場所

役場駐車場等の防災倉庫に備蓄しているが、今後とも町内各地への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(4) 要配慮者や女性等への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者や女性に配慮した品目を補充していくものとする。また、食料については、アレルギー対応食品の供給体制についても整備を行う。

(5) 物資の調達体制の整備

流通業者等と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど一層物資の確保に努めるとともに、輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

３　現況

町は、町社会福祉協議会と連携しながら、町内４か所の防災倉庫（役場駐車場、町民会館駐車場、総合福祉センター脇、横瀬町活性化センター駐車場）に備蓄を行っているが、目標量には達していないため、今後品目とあわせて計画的に備蓄を推進していく。

資料編　◦４－３　防災倉庫及び防災備蓄品

第２　食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

１　食料の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア　食料の備蓄

(ｱ) 実施主体

町、県及び住民

(ｲ) 食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難住民及び災害救助従事者とする。

(ｳ) 目標数量

町人口の１割を被災人口と想定し、備蓄数量は、避難者用を県と町でそれぞれ 1.5 日分（合計３日分）以上、町の災害救助従事者用を３日分以上とする。

なお、住民備蓄は最低３日間（推奨１週間）分を目標とする。

a　備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応するものとする。例示すると以下のとおりである。

主食品	アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン等
乳児食	粉ミルク、離乳食等
その他	保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

b　要配慮者への配慮

幼児や高齢者、障がい者等の要配慮者の健康状況には特別の配慮が必要なため、町は、口への入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、町がアレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように支援する。

(ｴ) 備蓄場所

町は、避難所に指定されている施設、防災倉庫等を備蓄場所として整備するとともに、町内各地区への交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(ｵ) 食料の備蓄計画の策定

町は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておくものとする。

(ｶ) 食料の備蓄

町は、(ｵ)の食料の備蓄計画に基づき、食料を購入、更新、処分等する。

イ　食料の調達

(ｱ) 食料の調達計画の策定

町は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定及び更新していくものとする。

(ｲ) 食料の調達体制の整備

町は現在、ちちぶ農業協同組合と食料等の供給に関する協定を締結している。大規模災害発生時に食料等を円滑に調達できるよう、災害時の担当窓口との連絡方法など平素から十分に協議しておくとともに、町内の食料生産者、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

また、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品の調達に配慮する。

ウ　食料の輸送体制の整備

町は現在、ちちぶ農業協同組合、トラック協会と物資輸送に関する協定を締結している。大規模災害発生時に円滑かつ迅速に必要な物資が輸送できるよう、災害時の担当窓口との連絡方法など平素から十分に協議しておくとともに、輸送業者等との更なる協定締結を推進する。

エ　食料集積地の指定

町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、災害時における物資の輸送に関する協定を締結した機関と連携し、総合福祉センター等に集積することとする。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておく。

資料編	◦８－７　災害時における物資の輸送に関する協定書
	◦９－８　緊急輸送業務協力要請書

オ　給食能力

町が保有する給食能力は、次のとおりである。

施　　設　　名	給　食　能　力
横瀬町学校給食共同調理場	1,000食

(2) 短期計画

ア　町は、備蓄食料の更新及び見直しを行う。その際、おかゆ、減塩食品等要配慮者向けの食料の備蓄について配慮していくものとする。

イ　町は、備蓄拠点として、施設の整備を推進していく。

資料編　◦４－３　防災倉庫及び防災備蓄品

２　生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア　生活必需品の備蓄

(ｱ) 基本事項

ａ　実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

ｂ　生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ｃ　目標数量

備蓄数量は、避難者用を県と市町村でそれぞれ1.5日分（合計３日分）以上備蓄する。

なお、住民備蓄は最低３日間（推奨１週間）分を目標とする。

ｄ　備蓄品目

町民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品や衛生品等、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

想定される品目は以下のとおりである。

・毛布、タオル　・下着、靴下　・簡易食器　・懐中電灯　・ラップフィルム
・おむつ（子供用、大人用）　・生理用品　・石鹸　・ウェットティッシュ
・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り

(ｲ) 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

(ｳ) 生活必需品の備蓄

町は、(ｲ)の生活必需品の備蓄計画に基づき、生活必需品を購入、更新、処分等する。

イ　生活必需品の調達

(ｱ) 生活必需品の調達計画の策定

町は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておくものとする。

(ｲ) 生活必需品の調達体制の整備

町は現在、ちちぶ農業協同組合と生活必需品の供給に関する協定を締結している。大規模災害発生時に生活必需品を円滑に調達できるよう、災害時の担当窓口との連絡方法など、平素から十分に協議しておくとともに、町内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

ウ　生活必需品の輸送体制の整備

町は現在、ちちぶ農業協同組合、トラック協会と物資輸送に関する協定を締結している。大規模災害発生時に円滑かつ迅速に必要な物資が輸送できるよう、災害時の担当窓口との連絡方法など平素から十分に協議しておくとともに、輸送業者等との更なる協定締結を推進する。

資料編　◦８－７　災害時における物資の輸送に関する協定書
◦９－８　緊急輸送業務協力要請書

エ　生活必需品集積所の指定

町は、災害時に町内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される生活必需品を、総合福祉センターに集積することとする。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておく。

(2) 短期計画

ア　生活必需品の備蓄物資の更新及び見直しを行う。

イ　備蓄拠点として、施設の整備を推進していく。

資料編　◦４－３　防災倉庫及び防災備蓄品

３　応急給水資器材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア　基本事項

(ｱ) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

(ｲ) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関とする。

(ｳ) １日当たり目標水量

被災後の時間経過に伴って以下の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から３日	３ℓ／人・日	生命維持に最少必要な水量	耐震貯水槽、タンク車、送水管路付近の応急給水栓
災害発生から10日	20ℓ／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から15日	100ℓ／人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から21日	250ℓ／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

当面の目標として、人口の約１％にあたる人数分の３日分の飲料水量の確保を目指すものと

する。

(ｴ) 品目

ポリ袋（６ℓ）300枚

(ｵ) 備蓄場所

町上下水道課

イ　応急給水資器材の備蓄並びに調達体制の整備

町は、断水世帯想定等に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び応急給水資器材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資器材の備蓄並びに調達体制を整備しておくものとする。

また、応急給水資器材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

ウ　給水拠点の整備

現在の給水状況は、以下のとおりである。

給　水　区　域	計画給水人口（人）	区域内人口（人）	現在給水人口（人）	最大給水量（㎥）	備　　考
山口浄水場 生川浄水場 姿見浄水場	18,000	8,298	8,288	4,140	町管理
森下浄水場 大畑浄水場	500	280	280	151	〃
中井浄水場	104	106	45	26	〃
処花浄水場	52	18	18	9	〃
松枝浄水場					組合管理
計	18,656	8,702	8,631	4,326	

町は、各浄水場に緊急備蓄用としての緊急遮断弁付き配水池等の築造や配水管路内の水を利用するための機能をもった拠点の整備計画を策定しておくものとする。

また、小・中学校、大口使用者の受水槽を飲料水として確保する。そのため、これらの施設の水洗便所の緊急閉鎖、元栓の閉鎖等の緊急措置について、あらかじめ定めておく。

エ　耐震性貯水槽の整備

町は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行う。

オ　検水体制の整備

町は、耐震性貯水槽、井戸、プール、防火水槽、ため池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

(2) 短期計画

備蓄応急資器材の更新及び見直しを行う。

第３　防災用資機材の備蓄

(1) 全体計画

ア　基本事項

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、即対応が可能な町が備蓄を行うこととする。

(ｱ) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

(ｲ) 目標数量

各避難所の収容人員の計画値を目安とする。

(ｳ) 品目

a　ろ水器

b　仮設トイレ

c　救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）

d　移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）等

e　道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材

f　発動機

g　投光機

h　炊飯器

i　テント、ブルーシート

j　避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）

k　携帯電話用充電器

(ｴ) 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、町は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や自治会単位で備蓄場所を整備していくものとする。

イ　防災用資機材等の備蓄計画の策定

町は、計画値に基づき、災害時の防災用資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の備蓄計画を策定しておくものとする。その際、自主防災組織や自治会単位での備蓄体制を整備していくものとする。

ウ　防災用資機材等の備蓄

町は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災用資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(2) 短期計画

ア　町は、備蓄防災用資機材の更新及び見直しを行う。その際、要配慮者用の移送器具等の備蓄を積極的に進める。

イ　町は、新たに結成される自主防災組織に対する防災用資機材整備の助成等を検討する。

第４　燃料の調達体制の整備

大規模な地震災害発生時には、電気やガス等のライフラインに支障が生じた場合に、災害応急対策活動、住民生活に大きな影響を及ぼすため、ＬＰガスや石油燃料が確保・供給が図れるよう、県と関係団体の協定締結の状況を踏まえながら、団体支部との協定締結等、確保・供給体制の確立に向けて取り組む。

第５　医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 全体計画

ア　基本事項

(ｱ) 実施主体

原則として町が行い、県はそれを補完していくものとする。

(ｲ) 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町及び町が要請した機関とする。

(ｳ) 品目及び目標数量

災害時の医療及び助産活動のための資機材、医薬品を備蓄する。備蓄量は、地震被害想定結果等に基づく人的被害の数量を目安として整備することとする。

イ　医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、町内及び近隣市町村の薬局等におけるストックの状況等で把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

ウ　医療救護資器材、医薬品の備蓄

(ｱ) 町は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(ｲ) 災害時の医薬品等備蓄施設における医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

エ　医療救護資器材、医薬品の調達体制の整備

町は、イの医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うことを検討するよう努めるとともに、県、近隣市町村及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

(2) 短期計画

大規模災害に迅速かつ十分対応できるよう、医薬品等の備蓄場所を拡充するとともに、品目や数量の充実を図る。

第６　家庭における備蓄促進

災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されるため、他地域からの支援物資が到着するまでの間について、最低３日分程度（推奨１週間）の家庭内備蓄を指導・啓発する。

１　飲料水の備蓄

飲料水の備蓄として、ペットボトルや缶入りミネラルウォーターの利用を促進する。また、就寝の前にいろいろな容器に汲み置きしておく習慣の普及を図る。

２　飲料水以外の水の確保

食器や手洗い、水洗トイレ用、また初期消火用の水として、風呂にいつも水を張っておく習慣の普及を図る。

３　食料の備蓄

日常的な食料の備蓄習慣の普及を図る。非常食としては缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフーズ食品などがあるが、特別に備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干うどんやそば等、

日常の食品を多めに買い置きしておき、古いものから順に使用していくよう促進する。

４　非常用持ち出し袋等の普及

各家庭で、携帯ラジオ、予備電池、懐中電灯、マッチ、ろうそく、救急医薬品、常備薬など、災害時に必要と思われる品をまとめた非常用持ち出し袋を用意しておく習慣の普及を図る。

第８節　医療体制等の整備

【関係機関・救護部】

第１　基本方針

１　趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、直接災害による負傷者、人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者など、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

２　留意点

災害発生直後は、119 番回線の不通又は輻輳や交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る必要がある。

第２　救急救助

１　救急救助体制の整備

町は、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

２　傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を整備する。

(2) 搬送順位

災害発生時、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、搬送先を選定できるよう、地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等の情報を整理ししておく。

(3) 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

災害時に、重症患者を迅速に搬送できるよう、ヘリコプター離着陸場の整備を図る。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、消防機関と協力し、出動体制・搬送体制を整備させておく。

資料編	◦４－２　医療機関一覧 ◦６－１　ヘリポート指定地

第３　初期医療体制の整備

１　全体計画

(1) 初期医療体制の整備

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

ア　救護所の設置

イ　医療救護班の編成

ウ　医療救護班の出動

エ　自主防災組織等による自主救護体制の整備

オ　備蓄医薬品の種類及び数量の確保

(2) 応急救護体制の整備

ア　救護所予定施設の指定

町では、災害が発生した場合には総合福祉センターに救護所を設置する予定であり、住民に周知する。

イ　救護所のスタッフの編成

医師会、医療機関等と協議のうえ、救護所のスタッフの編成計画を定める。

ウ　救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、ただちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、平常時より救護施設予定地の設備等の点検を行う。

(3) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

ア　町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護班の活動を支援するための計画を定める。

イ　町は消防機関と協力し、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、ＡＥＤの取扱等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

(4) 被災者の健康管理

被災者の健康保持、感染病の予防や生活環境の向上、被災者の精神不安に対応するためのメンタルケアなどの実施に備え、医療機関等と連携して体制の整備を図る。

２　短期計画

(1) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療救護班の応急処置に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

資料編　◦４－２　医療機関一覧

(2) 自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

第４　後方医療体制の整備

町は、状況に応じて、町外の後方医療機関への搬送に備え、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段の充実を図る。

資料編　○ ６－１ヘリポート指定地

1　後方医療機関

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行う。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、国立病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

2　後方医療機関の機能

後方医療機関に求められる主な機能は、以下の３つである。

(1) 既存入院患者などの治療の継続

(2) 災害による傷病者の受入れ

(3) 医療救護班の派遣

3　後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、各々の医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図る。

(1) 医療施設等の耐震化及び不燃化

(2) 医薬品、救急救護資器材の備蓄及び配備

(3) 水、食料の備蓄及び配備

(4) 自家発電装置等の備蓄及び配備

(5) 医療要員の非常参集体制の整備

(6) 医療救護班の編成

(7) 傷病者の円滑な受入体制の整備

4　後方医療機関の受入状況等情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と町など各機関間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

第５　医療保健応援体制の整備

1　医薬品等の備蓄、分散配備

応急的衛生日用品、常備薬など、医療用医薬品等の備蓄を図るとともに、町内医療機関に対しても協力を要請する。また、医療機関に医薬品を供給している医薬品販売業者を通じて、必要な医薬品を迅速かつ円滑に供給が得られるよう、協力体制の確立を図る。

2　広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が町全域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、応急医療活動に必要な物資の提供や要員の派遣について、他の地方公共団体等との協力体制の確立に努める。

3　応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力要請について情報連絡するための連絡網の整備を図る。

第９節　水害予防計画

【関係機関・建設部】

第１　治水対策

１　趣旨

大雨や集中豪雨による災害の発生を未然に防止するため、県と連携し、河川の整備により洪水防御を行うものとする。

２　現状

横瀬川をはじめ、町内を流れる多くの河川は、水量の減少傾向がみられるが、近年は、短時間に大量の雨をもたらす豪雨が全国的に発生しており、河川の氾濫が懸念されるところである。

３　計画

町は県と連携し、時間雨量 50 ㎜程度の降雨に対する治水上の安全確保を図るとともに、消防機関と連携し、避難体制の整備を図るものとする。

第２　治山

１　趣旨

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという地域保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃渓流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害の防止の目的を達成するものである。

２　現状

(1) 本町においては、山腹崩壊危険地区13箇所、崩壊土砂流出危険地区35箇所、地すべり危険地区６箇所、計54箇所が指定されている。

(2) 町における治山、治水上の法的措置区域は次のとおりで、保安林の扱いがなされている。

種別／区分	水源涵養保安林	土砂流出防保安林	土砂崩壊防備林	砂防指定地
民有林	251ha	660ha	13ha	239ha
計	251ha	660ha	13ha	239ha

資料編　**◦３－１(2)　地すべり危険地区**
◦３－２(2)　崩壊土砂流出危険地区
◦３－３(2)　山腹崩壊危険地区

３　計画

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成を図る極めて重要な地域保全政策の一つであり、安全でうるおいのある生活基盤の整備等を図るうえで必要不可欠の事業である。

本町における治山事業の基本方針は次のとおりである。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。また、町は、山地災害危険地区に関する資料を提供し、地域に密着した情報の周知を図るものとする。

(2) 水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と地域の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。

(3) 豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

第３　砂防

１　趣旨

砂防とは、土砂の生産を抑制し、流送土砂を扞止調整することによって災害を防止することである。山地の斜面等は、降雨などによる表面浸食などにより削りとられ、また、渓床や渓岸は、流水による縦横浸食を起こすことによって土砂が生産され、下流域へ流送される。このため、河状は常に変化し、河床上昇等の現象をきたし、水害の原因になっている。これを防止するため、砂防堰堤や護岸工等の砂防施設の整備や砂防指定地の指定による制限行為を県に要請し、土砂を起因とする水害予防を進める必要がある。

なお、砂防指定地とは、治山上砂防のために国土交通大臣が指定した一定の土地で、土砂災害の原因となるような行為の禁止と制限、また砂防設備を整備することを目的に指定される。砂防指定地内において、禁止又は制限される行為（切土、盛土等の土地の形状変更、土石等の採取及び岩石の採掘、工作物の新築、改築、増築又は除去、立木竹の伐採若しくは伐根、家畜の放牧等）を行うときは、埼玉県砂防指定地管理条例の規定に基づき、許可を受けなければならない。

２　現状

平成 18 年度末現在、本町における砂防指定地は 16 河川となっている。

資料編　◦３－４　河川水系図

３　計画

上流域での土砂生産量や下流域へ土砂供給量の状況、渓岸等の浸食の状況等から、大きな土砂災害の発生するおそれのある箇所で、砂防堰堤や護岸工等の整備を県に要請していく。一方で、土砂災害危険箇所の周知など警戒避難体制の整備に寄与するソフト対策を進め、水害から住民の生命及び財産を守る。

第４　内水氾濫

町では、雨水と汚水を分離して河川に放流する分流式下水道を整備しており、雨水排水に関しては既存の排水施設（道路側溝等）を活用している。しかし、豪雨のときなどには、雨水が河川に放流せずに、内水氾濫を引き起こすおそれもある。特に、近年は全国的に短時間に大量の雨量をもたらす集中豪雨などが多発しており、内水氾濫の危険性が高まっているため、町は、ソフト・ハード両面から内水浸水対策を進めるものとする。

１　雨水排水対策

町では、大雨により一時的に内水氾濫の危険性が高まるため、危険箇所の調査、排水施設の整備など、雨水排水対策の充実に努める。

２　内水氾濫に備えた体制整備

内水氾濫が生じた場合に備え、消防機関等との連携強化によりパトロールや水防活動体制を整えるとともに、排水ポンプ等の水防資機材の整備・管理に努める。

また、内水氾濫に備えた避難体制の整備とともに、住民への周知を図るため、避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめたハザードマップの作成などに努める。

第１０節　土砂災害予防計画

【関係機関・建設部】

第１　基本方針

１　趣旨

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。

２　留意点

危険箇所の指定については、あくまでも定められた基準や条件等によるものであることに注意する必要がある。

第２　地すべり危険箇所の予防対策

１　地すべりの概要

(1) 地すべりとは、降雨などが粘土のような滑りやすい層にまでしみこみ、そこから上の斜面がそっくりすべる現象をいう。

(2) 地すべり危険箇所とは、地形・地質、過去における地すべりの発生の事実等から総合的に判断した箇所をいう。

(3) 地すべり防止区域とは、地下水等が原因となって発生する地すべり被害を防止するため、一定行為を制限するとともに、必要な施設を設けることを目的に国土交通大臣が指定した土地をいう。地すべり防止区域における禁止又は制限される行為（地下水に影響を与える行為、切土、盛土等の土地の形状変更、地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新設及び改良等）を行うときは、地すべり等防止法により、当該防止区域を管轄する県土整備事務所長の許可を受けなければならない。

２　地すべりの前兆となる現象

集中豪雨、長雨時に発生しやすく、常に注意しておく必要がある。地すべりの前兆なる現象は、下記のとおりである。

(1) 斜面に段差が出たり、亀裂が生じる。

(2) 凹地ができたり、湿地が生じる。

(3) 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。

(4) 石積がはらんだり、擁壁にひびがはいる。

(5) 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。

(6) 樹木、電柱、墓石などが傾く。

(7) 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

３　現況

本町における地すべり危険箇所は２箇所あり、これらの箇所は、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、又は活動が予測される区域である。

資料編　◦３－１　地すべり

４　地すべり対策

(1) 指定の促進

地すべり防止区域の指定は、告示によってその効力を生じ、その管理は、県知事が行うものであ

る。

このため、町は、未指定の地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の検討を働きかけていく。

(2) 対策工事の促進等

地すべり防止区域の指定後は、地すべり対策事業を県に要請するとともに危険箇所の周知に努める。

第３　土石流危険渓流の予防対策

１　土石流の概要

(1) 土石流とは、山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などによる大量の水と一緒に押し流されてくる現象をいう。

(2) 土石流危険渓流とは、谷地形をなし、渓床勾配３度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいう。

２　土石流の前兆となる現象

(1) 山全体がうなっているような音がする。

(2) 川の流れが濁ったり、流木が混じっている。

(3) 雨が降り続いているのに、川の水が減っている。

３　現況

町内の土石流危険渓流は、28 渓流あり、町内山間部に広く分布している。

土石流危険渓流Ⅰ	人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流	17渓流
土石流危険渓流Ⅱ	人家が１～４戸ある場合の当該区域に流入する渓流	10渓流
土石流危険渓流Ⅲ	人家が０戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流	１渓流
合　計		28渓流

資料編　◦３－２(1)　土石流危険渓流

４　土石流対策

(1) 砂防事業の推進

町内には、土石流の発生するおそれの高い渓流や保全対象となる人家が多いため、公共施設等の存する渓流について、砂防ダム・堰堤等の促進を県に働きかけていく。

(2) 土石流危険渓流の周知

町は、住民に対し、土石流危険渓流に関する資料を提供するとともにその周知に努めるものとする。

第４　急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

１　急傾斜地崩壊の概要

(1) 崖崩れとは、斜面が突然崩れ落ちる現象をいう。崩れた土砂は、斜面の高さの２～３倍にあたる距離まで被害を及ぼすことがある。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30度以上の角度をなし、その高さが５ｍ以

上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合、人家等に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

(3)　急斜面地崩壊危険区域とは、崖崩れにより相当数の居住者等に危険が生じるおそれがある土地で、崖崩れを助長し、又は誘発するおそれがないようにするため、有害な行為を制限するとともに、必要な施設を設置する目的で、県知事が指定した区域をいう急傾斜地崩壊危険区域で、禁止又は制限される行為（水を放流し、又は定住させる行為その他の水の浸透を助長する行為、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設及び工作物の設置又は改造、のり切り、切土、盛土、掘削、立木竹の伐採、土石の採取又は集積等）を行おうとする場合は、急傾斜地崩壊に関する災害を防止する法律に係る細則により、当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する秩父県土整備事務所長の許可を受けることが必要である。

２　危険度の非常に高い崖

(1)　クラックのある崖

(2)　表土の厚い崖

(3)　オーバーハングしている崖

(4)　浮石の多い崖

(5)　割目の多い基岩からなる崖

(6)　湧水のある崖

(7)　表流水が集中する崖

(8)　傾斜角が30°以上、高さ５ｍ以上の崖

以上、集中豪雨、台風時は特に注意する必要がある。

３　現況

本町における急傾斜地崩壊危険箇所は、45 箇所指定されている。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）ある箇所	自然斜面	11箇所
		人工斜面	０箇所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	人家が１～４戸ある箇所	自然斜面	13箇所
		人工斜面	０箇所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	人家が０戸だが、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性がある箇所	自然斜面	21箇所
		人工斜面	０箇所
合　計		45箇所	

資料編　◦３－３(1)　急傾斜地崩壊危険箇所
◦３－３(3)　急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

４　急傾斜地崩壊防止対策

(1)　対策事業の推進

町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が45箇所あり、このうち３箇所が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。これらの区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。

ア　行為制限

水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為の制限

イ　土地所有者等の土地保全の努力義務

ウ　改善措置の命令

エ　急傾斜地崩壊防止工事の施工

オ　災害危険区域の指定

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

町は、住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供するとともに、その周知に努めるものとする。

第５　山地災害危険地区の予防対策

1　現況

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定し、機能低位等となった荒廃地や荒廃した森林に対しては、県によって治山事業が実施されている。

本町における山腹崩壊危険地区は 14 箇所、崩壊土砂流出危険地区は 35 箇所、地すべり危険地区は６箇所となっている。

資料編	**◦３－１(2)　地すべり危険地区**
	◦３－２(2)　崩壊土砂流出危険地区
	◦３－３(2)　山腹崩壊危険地区

2　山地災害対策

(1) 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、県によって荒廃山地や山地災害危険地区を対象に、災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進が図られている。

(2) 山地災害危険地区の情報提供

町は、山地災害危険地区に関する資料を提供し、地域に密着した情報の周知を図るものとする。

第６　土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の確立

1　土砂災害警戒区域の指定

本町には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、地域住民の生命の安全を図るため、県知事により、平成 24 年 12 月現在、56 箇所が土砂災害警戒区域として指定されており、その内、13 箇所が土砂災害特別警戒区域となっている。

今後も、土砂災害のおそれのある区域について、県と協議しながら、土砂災害警戒区域の指定及び整備により、地域住民の安全確保を図る。

資料編	**◦３－５　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**

2　土砂災害警戒区域における対策

(1) 土砂災害警戒区域における対策

町は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

ア　土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、土砂災害ハザードマップを作成し、防災ガイドブックとあわせて配布するなど、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

イ　土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。

ウ　土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把

握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

エ　土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

オ　大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達システムを整備していく。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

ア　住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設の建築のための開発行為に関する許可

イ　建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ　著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告

３　土砂災害の警戒避難体制の整備

土砂災害の警戒避難体制については、以下の項目を踏まえて計画の作成及び整備にあたる。

(1) 避難勧告等の発令基準

本編第２部第２章第１「２　避難の勧告又は指示の実施」参照

(2) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(3) 土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等同一の避難行動をとるべき避難単位

(4) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

(5) 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達

(6) 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

(7) 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施

〔土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項〕

①　土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 ・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り ②　土砂災害に関する情報の伝達方法 ・避難場所 ③　その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて） ・雨量情報 ・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値） ・避難準備情報、避難勧告情報、避難指示情報 ・土砂災害の特徴・前兆現象　　・避難時の心得・携行物 ・主要な避難路　　・その他

第１１節　孤立防止対策

【関係機関・総務部、建設部】

第１　基本方針

町は、災害時の山間部集落の孤立防止対策を推進するものとする。

第２　孤立防止対策計画

１　孤立防止のための通信手段の確保

町では、孤立防止対策として、２機の衛星携帯電話を山間部集落に設置しており、地域と連携を図りながら、災害時に効果的に使用できるように、機材の点検及び維持管理に努める。

また、消防団等関係機関と協力し、町防災行政無線での山間部集落の情報収集等孤立防止の対策を推進するとともに、アマチュア無線の協力確保についても体制の確立を図るなど、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

２　災害に強い道路網の整備

山間部町道の災害予防対策を推進するものとする。

３　孤立予想地域の実態把握

平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの高齢者、障がい者など、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。また、山間部の集落が孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態も把握しておくものとする。

なお、把握に当たっては、個人のプライバシーに十分配慮するものとする。

４　自主防災組織の組織化促進

孤立が予想される地域の住民に対し、自主防災組織結成への積極的な参加を求める。

５　一時避難所の確保

孤立が予想される地域において、一時避難所の確保に努める。一時避難所には食料品等の仮備蓄も行うものとする。

６　備蓄の推進

孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第１２節　防災まちづくり計画

【関係機関・建設部】

第１　基本方針

１　趣旨

災害による市街地の被災を最小限にとどめるため、市街地の指定緊急避難場所、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする市街地の防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりを行うものとする。

２　留意点

災害に強いまちづくりは、住民との協働で行うものである。このため、住民参加による取組が必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で住民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

第２　防災まちづくり計画

１　防災まちづくりの基本的考え方

(1) 町の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

(2) 防災面からみて町の特性にあったまちづくりを図るとともに、建築物の耐水、耐火、耐震化を促進する。

(3) 大規模な広域災害に対しては、他市町村との地域連携型の対応を図る。

(4) 高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。

(5) 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、住民に親しまれ、災害時には、活動しやすい空間の整備を図る。

２　防災まちづくりの基本的施策

(1) 自然空間の計画的保全

自然地周辺の自然空間の計画的保全や行政区にまたがるオープンスペースの保全・整備を進める。また、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる農地等の自然空間の計画的保全を図る。

(2) 指定緊急避難場所、避難路の確保・安全化

自然空間や公園等を利用し、指定緊急避難場所の確保・整備を図るとともに、指定緊急避難場所までの避難路として、十分な歩道幅員があり、沿道建物の耐震・不燃化等により安全化が図られた道路等の整備を図る。

(3) 地区防災拠点の整備

公園等の地区内の避難所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう整備を図る。

(4) 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

(5) 宅地造成地の防災対策

町は、宅地造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

(6) 土地利用の適正化

住民が安全に暮らせる町土づくりを推進するため、防災面に配慮した土地区画整理事業、市街地再開発事業などを引き続き推進し、適正な土地利用を計画的に行う。

また、適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

第３　道路・橋梁の整備計画

１　道路・橋梁の整備

町内の主要な幹線道路について、防災的な側面からの整備を推進するとともに、交通のネットワーク化・安全化、交通途絶時における代替道路及び交通の確保や交通安全施設等の整備に努める。

また、橋梁についても、「横瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた長寿命化等を継続的に推進する。

２　障害物除去方法の確保

災害が起きた際、道路等の破壊がない場合でも事故車両、倒壊物、落下物等によってその機能がマヒしてしまうことが考えられるため、災害時における応急対策に関する関係機関との協定を継続する。

第４　ライフライン施設の防災対策

町は、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、各事業者との相互協力関係の充実に努める。

ライフライン施設の整備にあたっては、耐水性・耐火性の強化を図るとともに、系統の多重化や拠点の分散化等による補完・代替、バックアップ機能の確保に努める。

１　上水道施設

(1) 上水道施設の状況

本章「第７節第２　３　応急給水資器材の備蓄並びに調達体制の整備」参照

(2) 上水道施設の安全対策

上水道施設全体の防災性の向上を図るとともに、水道施設が被災した場合に備えて、上水道台帳等の整備、応急給水体制の整備、停電時への対応のための非常用電源の確保、復旧工事用資機材の備蓄等を行う。また、自らの復旧が困難な場合に、他市町村との相互応援協力体制の整備を推進する。

２　下水道施設

下水道施設全体の防災性の向上を図るとともに、下水道施設が被災した場合に備えて、下水道台帳等の整備、下水道施設の機能停止を防ぐための非常配備体制等の整備、非常用電源の確保、災害対策用資機材等の確保、他市町村との相互応援協力体制の整備を推進する。

また、下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを整備するとともに、再生水を消防用水として利用するなどの検討を行う。

３　その他のライフライン施設[電力施設、ガス施設（プロパンガス）、電気通信施設]

電力、ガス、電気通信施設といったライフライン施設は、被災した場合、社会、経済活動及び住民生活に非常に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急活動に支障をきたすことになる。

このため、町は、災害時に各ライフライン施設・設備の被災状況や復旧状況などが迅速かつ的確に把握できるよう、日頃から各ライフライン事業者との連携を図り、災害時の対応についてあらかじめ確認しておく。

各ライフライン事業者については、各施設・設備の防災性の向上を図るとともに、被災した場合に

迅速な応急対策が行えるように、災害対策用の組織体制の整備、応急対策及び復旧工事用資機材の確保・整備などに努めるものとする。

資料編	◦８－８　災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 ◦９－９　電気設備等の復旧に関する要請書

第５　建築物等の防災対策

災害による被害を防止・軽減するために、都市計画的な視点の防災構造化はもとより、個々の建築物・工作物等についても防災性・安全性の向上の促進に努める。

１　公共施設の災害予防

公共建築物の風水害・火災等防災性の強化を図るとともに、防災設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。新設又は全面移転改築　に伴う建設地の選定にあたっては、土砂災害や災害による不同沈下、浸水などの被害防止のため、慎重な地盤調査を行う。また、建築物、校庭・駐車場等のオープンスペースに対する雨水流出抑制機能の充実を図る。

２　一般建築物の災害予防

住民に対して、建築物の安全性強化に関する知識の普及・啓発、建築物の防災診断の促進に努める。また、急傾斜地等の近接住宅については、土砂災害や崩壊等から住民の生命や財産を守るため、住民への説明、周知、情報伝達・警戒避難体制の整備を行うとともに、土砂災害特別警戒区域については、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転の促進などの指導を行う。

また、家屋の被害認定調査について、協定を締結した機関との災害時の要請の手順の確認や協定締結の維持に努めるものとする。

資料編	◦８－10　災害時における家屋被害認定調査に関する協定書 ◦９－10　家屋被害認定調査に関する要請書

第６　農地関連施設の防災対策

災害による農地及び農業施設の被害を防止するため、農地関連施設の管理について指導を行い、管理の周知徹底を図るとともに、災害時に応急対策が実施できるよう、平素より関係機関との連携を図っておく。

第１３節　災害時に備えた要配慮者対策

【関係機関・救護部】

第１　基本方針

１　趣旨

近年の災害をみると、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（これらの者をいわゆる要配慮者という。）が災害の発生時において、被害を受けることが多いことから、要配慮者等の防災対策を推進していくものとする。

２　留意点

(1) 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに、地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関その他集客施設においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うことが必要である。

(2) 災害時の要配慮者に係る定義

ア　要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

イ　避難行動要支援者

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

本施策では、社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

ウ　避難支援関係機関等

避難行動要支援者の避難支援を行う地域の団体や機関、マンパワーのことを指す。災対法第49 条の 11 第２項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

第２　社会福祉施設等入所者の対策

１　災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、町及び消防本部はこれを指導する。

２　緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

3　避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

4　施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

また、施設管理者は県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

5　被災した要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

6　食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

(1) 非常用食料（高齢者向けの食料を含む。）（３日分）

(2) 飲料水（３日分）

(3) 常備薬（３日分）

(4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（３日分）

(5) 照明器具

(6) 熱源

(7) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

7　防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、町はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、町はこれを促進する。

8　地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から、近隣の自治会やボランティア団体等との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

9　情報伝達体制の整備

町は、社会福祉施設等を支援するために、通信網の整備などにより、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

第３　避難行動要支援者の安全対策

１　全体計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、町防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画として全体計画を定める。

２　要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係課で把握している要介護高齢者や障がい者等（要配慮者）の情報を集約する。

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県や医療機関等に対し、情報提供を積極的に求める。

３　避難行動要支援者の範囲の設定

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、以下のとおりとする。

〔避難行動要支援者の対象者の範囲〕

① 介護保険における要介護３以上の認定者
② 身体障害者手帳（１・２級）、療育手帳（Ⓐ・Ａ）、精神障害者保健福祉手帳（１級）を所持する方
③ 75歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
④ 妊産婦、乳幼児
⑤ 難病患者
⑥ 日本語の理解が十分ではない在住外国人等
⑦ その他（①から③までに該当しない介護保険認定者、障がい者、高齢者、傷病者、自立避難が困難な者）
※上記①～③に該当となる者は重点対象。

４　避難行動要支援者名簿の作成

町は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

なお、停電など電機の途絶が生命危機に直結する在宅人工呼吸器装着者や在宅酸素療法の重度（安静時でも室内気で耐えられない方）の方については、優先的に安否確認や救助を行えるように体制の整備に努める。

〔避難行動要支援者名簿の記載事項〕

① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 住所又は居所
⑤ 電話番号その他の連絡先
⑥ 避難支援等を必要とする事由
⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

５　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

６　避難行動要支援者名簿の活用

町は、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援関係機関等（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、町は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。

７　避難支援関係機関等の安全確保の措置

避難支援関係機関等の安全確保のため、町は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるように十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援関係機関等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

８　避難行動要支援者名簿情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

９　個別プランの策定

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別プランを策定する。

個別プランは、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

10　防災訓練の実施

町は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援関係機関等の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

第４　要配慮者全般の安全対策

１　緊急通報システムの整備

町では、ひとり暮らしの高齢者・重度身体障がい者等に対して、緊急通報システムを設置する事業を行っている。今後も、災害時における要配慮者の的確かつ迅速な救助活動が行えるよう、同事業を通じて緊急通報システムの設置を促進する。

２　防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、町その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとする。また、町は、集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう、促進していくものとする。

３　要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者を優先的に収容することができる福祉避難所として、町内では、総合福祉センター、横瀬町保育所、社会福祉法人清心会さやかワークセンター、町外では秩父市内に立地する埼玉県立秩父特別支援学校（体育館）と協定を締結している。また、災害時にすぐに避難できるように、身近な福祉避難所として、指定避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保する。

資料編　◦４－１(2)　福祉避難所

(2) 福祉避難所の整備

ア　指定された福祉避難所については、施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備を図る。

イ　視覚・聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、最低限、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努める。また、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

ウ　在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者などを受け入れる場合に備え、電源の確保を図る。

(3) 要配慮者支援班を整備

町は、福祉避難所に要配慮者支援班を整備し、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名しておく。また、自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのＯＢ、障がい者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平常時から連携を確保しておく。

4　ヘルプカード（防災カード）

町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

5　防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

6　地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や医療機関、社会福祉施設、ホームヘルパー等の関係施設等を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(2) 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っ

ておく。

(3) 巡回サービスの実施

町は、避難所に避難していない在宅や自主避難所にいる高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認や必要なサービスの内容等の情報を収集するため、見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細やかな支援体制を確立しておく。

7　相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

第５　外国人への対策

(1) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日頃から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第６　観光客等の対策

観光客等の町外者に対しては、集客・宿泊施設等で災害時の対応や避難などについて、パンフレットや掲示等によって周知を図る。また、観光客等に災害情報が伝達できるよう、エリアメールを活用する。

第１４節　帰宅困難者対策

第１　基本方針

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を近隣市町や町内の各駅長、横瀬町観光産業振興協会等と研究・協議し、実施していく。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

１　帰宅困難者の定義

大規模地震などの災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

２　帰宅困難者数の把握

県の被害想定では、関東平野北西縁断層帯地震では休日昼間に地震が発生した場合は当町の帰宅困難者は 1,400 人から 1,600 人に上ると考えられる。

３　帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

多くの町民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

(2) 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

(3) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

４　帰宅困難者等への啓発等

(1) 住民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

ア　徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認

イ　災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること。

(2) 災害時伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのＰＲ

(3) 事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請するとともに、災害時のマニュアル作成などに努めるよう指導する。また、留まった従業員が可能な範囲で、地域の災害対策活動への参加を求めるものとする。

ア　施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料や情報の入手手段の確保

イ　情報の入手手段の確保、従業員等との安否確認手段の確保

ウ　災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

(4) 徒歩帰宅訓練の実施

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施し、実施は検証する。また、訓練を通して住民への啓発のほか、隣接市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

5　一時滞在施設の確保

町は、災害の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を町役場とする。

なお、災害発生の状況により、町役場のみでは不足する場合に備え、鉄道事業者と連携し、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設における備蓄が不足する場合に備え、県防災基地等からの備蓄物資の提供を受ける方法をあらかじめ確認しておく。

町は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備しておく。

6　学校における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

7　帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

第１５節　遺体の埋・火葬体制の整備

第１　基本方針

大規模災害の場合は、通常の火葬場の処理能力を超えることも考えられるため、災害による死者、行方不明者の発生に備え、適切な捜索及び埋・火葬が行えるように、体制の整備を図る。

第２　遺体の収容所及び埋・火葬の体制整備

１　遺体収容所の選定

町は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

２　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第１６節　環境衛生対策

第１　基本方針

環境衛生は、災害に伴う二次的な災害として、感染症や食中毒の発生のおそれがあるため、大規模な災害時において、廃棄物の処理及び防疫対策を適切に行えるよう、関係機関と連携し、環境衛生体制の整備に努める。

第２　廃棄物の処理

１　災害時廃棄物処理計画の策定

大規模な災害時には、大量のがれきや指定避難所の生活ごみ等の災害廃棄物の発生が予想され、また、通常のがれき処理施設も被災の可能性があることから、災害時廃棄物仮置場の選定、確保、廃棄物運搬方法についてあらかじめ検討しておく。

２　災害時廃棄物処理場の確保

大規模な災害時には、大量の災害廃棄物が発生するだけでなく、廃棄物処理施設も被災し、処理能力が低下する可能性もあることから、周辺自治体、民間業者等と相互協力について、秩父広域市町村圏組合と災害時の廃棄物処理能力を確保する。

３　災害時アスベスト等危険物処理対策の検討

大規模な災害時には、建築年次の古い建造物の倒壊が想定され、アスベスト等の古い建築材の廃棄処理が予想される。その他の危険廃棄物と併せて、災害時の危険物処理対策及び環境汚染防止に関して検討する。

第３　防疫対策

１　防疫活動組織

町は、組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

２　防疫用資機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

第１７節　住居の確保体制の整備

第１　基本方針

家屋の被害の軽減、避難所生活の早期解消のため、県をはじめ関係機関と連携し、住宅の応急修理体制の整備を図るとともに、仮設住宅の建設に備えて、用地の選定などをあらかじめ行う。

第２　被災住宅の応急修理

１　応急措置等の指導、相談

町は県と連携し、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図る。家屋の被害認定調査にあたっては、協定を締結した機関との災害時の要請の手順の確認や協定締結の維持に努めるものとする。また、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導や相談等の体制整備を図る。

資料編	◦８－10　災害時における家屋被害認定調査に関する協定書
	◦９－10　家屋被害認定調査に関する要請書

２　応急仮設住宅の準備

(1) 用地選定

町は、応急仮設住宅適地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

〔建設用地の選定基準〕

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

(2) 適地調査

被害想定等に基づき、町は必要とする応急仮設住宅の適地を確保するため、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年１回、県に対して報告する。

(3) 設置及び供給計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画の作成準備に努めるものとする。

ア　応急仮設住宅の着工時期

イ　応急仮設住宅の入居基準

ウ　応急仮設住宅の管理

エ　要配慮者に対する配慮

第１８節　文教対策

第１　基本方針

震災時において、園児、児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、文教対策の実施体制を整備する。

第２　文教対策

１　町

(1) 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

(2) 教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

２　校長等

(1) 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

(2) 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

ア　町防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

イ　児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。

ウ　教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。

エ　勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

オ　学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第２章　災害応急対策計画

第１節　活動体制計画

【関係機関・町】

第１　目標

１　目標

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

また、町域に国の非常（緊急）災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合には、当該本部と緊密な連絡を図り、協力して災害応急対策を実施する。

２　災害対策実施時の留意事項

(1) 本部の弾力的運営

大規模な災害においては、数多くの応急対策を同時並行的に行わねばならず、職員自身も被害者で登庁不能の場合もありうるため、緊急性・弾力性のある対応が必要である。

(2) 災害対策要員のローテーション

災害対策が長期化する場合は、職員の健康管理を充分に留意し、要員のローテーションが必要な場合は各部長と協議し決定する。

(3) 外部からの応援の受け入れ

町の防災体制のみでは対応が困難なときは、自衛隊、県、他市町村等からの応援や災害ボランティアが集まることが予想されるので、各部各班は相互に連絡を取り、受入れ体制を整える。

第２　活動体制

１　体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分の概要は、次のとおりとする。具体的な日々体制等は本章第２節「第１　職員の配備体制」を参照。

(1) その他災害（風水害等）時

ア　待機体制及び警戒体制（本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進する体制）

配備体制区分		風水害等発生時の配備基準の概要	配　備　体　制　の　概　要
待機体制		・気象注意報の発表若しくは気象警報の発表が予想される場合をはじめ、警戒の必要がある場合等	・主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制
警戒体制	第１配備	・気象警報が発表された場合をはじめ、災害発生のおそれがある場合等	・情報収集及び連絡活動を主とするものの、必要に応じて応急措置等を実施する体制（本部設置の準備）
	第２配備	・上記の状況の中、災害発生の危険性が高まった場合、比較的軽微な災害が発生した場合等	・比較的軽微な災害で本部を設置する必要がなく当該災害に関係ある職員をもって対処する体制 ・災害状況により速やかに非常体制に移行する体制（本部設置の準備）

イ　非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

配備体制区分	風水害等発生時の配備基準の概要	配　備　体　制　の　概　要
非常体制	・相当規模の災害の発生が予想される場合若しくは発生した場合等	・全職員をもって対処する体制 ・本部を設置

(2) 本部の設置

町長は、必要があると認めたときは、この計画及び本部条例により、本部を設置する。

ア　設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、町長は直ちに、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間を、県消防防災課、消防団、町防災会議委員、住民、報道機関等に防災行政無線、電話等により通知及び公表する。本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

イ　本部設置場所

(ｱ) 本部は、町役場庁舎内に置く。ただし、庁舎が被災し、本部長が本部を設置できないと判断した場合には、町民会館に設けるものとする。

(ｲ) 本部室には「横瀬町災害対策本部」の標識を掲出する。

ウ　組織及び所掌事務

本部の組織及び所掌事務は、資料編に掲載のとおりである。

エ　本部の職務

(ｱ) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長がその任にあたり、本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

(ｲ) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長がその任にあたり、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(ｳ) 本部員は、各課長等をもって充て、本部会議の構成員として町の実施する応急活動等に関する重要事項について協議する。

(ｴ) 本部に部を置き、部長には関係課長等をもって充て、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(ｵ) 各部員は、関係する課等の全職員とし、部長の命を受けて応急活動等に従事する。

オ　本部会議の招集と運営

(ｱ) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。

(ｲ) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成する。

(ｳ) 本部会議の任務はおおむね次のとおりとする。

a　本部体制の配備及び廃止に関すること。

b　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

c　避難の勧告又は指示等に関すること。

d　救助法の適用の申請に関すること。

e　自衛隊の災害派遣に関すること。

f　指定地方行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び県、他市町村に対する応援の要請等に関すること。

g　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

h　その他災害対策に関する重要事項。

(ｴ) 本部員（各部長等）は、担当部の所管事項に関し、本部会議の開催を必要と認めるときは、

その旨を総務部長（総務課長）に申し出るものとする。

(ｵ) 本部会議の事務は、総務課が担当する。

カ　現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

(ｱ) 現地本部長

a　現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

b　現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

(ｲ) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、組織等に関して必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

キ　本部運営上の留意事項

(ｱ) 本部室配備要員と連絡活動

本部には、総務課の各職員並びにその他各部の連絡担当職員を配備し、連絡活動に当たるものとする。各課の連絡担当職員は、所属課長が指名する。災害の状況によっては、拡大又は縮小できるものとする。

本部室に配備する職員等	連　絡　活　動　の　基　準
総務課の職員 各課の連絡担当職員	・各部に対する連絡、通報及び本部長の指示の伝達並びに部外機関との連絡調整 ・各部及び他の防災関係機関からの災害情報の把握、整理 ・災害情報に関する資料の収集、整理及び作成並びに配布 （各部からの災害広報資料の収集並びに報道機関との連絡及び情報等の発表） （災害対策実施状況、被害報告、その他の災害情報の把握、整理）

(ｲ) 「応援隊連絡係」の設置

他の市町村からの応援を受けたとき、また自衛隊の災害派遣を受けたときは、当該応援に係る対策の主管部は、部内又は当該応援を受ける現地に「応援隊連絡係」を設置して、応援業務の円滑な実施を図るものとする。

(ｳ) 各部の留意事項

a　各部は、現地調査、他の機関、住民等から収集した被害状況等をとりまとめて、そのつど又は指示したとき、事務局（総務部）に通報する。

b　各部は、被災地の視察調査計画、応急対策の実施計画等をとりまとめて事務局（総務部）に通報する。

c　一般被害状況（特に人身、人家被害）については、警察情報との調整、確認を図る。

d　本部設置時には、勤務時間外にあっても原則として次の措置をとるものとする。

・交換業務

・防災行政無線の維持

・文書浄書要員の確保

・庁内自動車の待機

・テレビ、ラジオのモニタリング等

ｅ　総務部は、被災地、報道機関等からの被害写真等を収集整理して、関係方面に対する提供の需要に応えるものとする。

ｆ　自動車の配車調整について、総務部は次の措置をとるものとする。

・本部長、副本部長用車両の確保を図ること。

・車両の使用調整は、各部の行動日程を把握して行うこと。

・民間車両の借上げは、各部の需要をとりまとめて実施すること。

・警察に対する緊急通行車両等の確認申請手続きは、事務局（総務部）が各部をとりまとめて実施すること。

(ｴ) 報道機関に対する被害状況、応急対策状況の発表、資料の配布等は、原則として総務部が特定の場所で実施するものとする。特に各部が直接実施する必要があるときは、あらかじめ総務部に連絡をとって行うものとする。

(ｵ) 本部縮小の場合の措置

災害状況の推移に応じて、各部の配備を縮小し、又は一部の配備を解くときは、当該部長は、その旨を必ず事務局（総務部）に連絡するものとし、その非常連絡の措置を定めておくものとする。

(3) 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

各部長、各班長及び現地本部長は、本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとる。

本部は、各部、各班、現地本部の勤務状況を把握し、必要に応じ応援活動の指示を行う。

総務部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他部に応援を依頼する。

(4) 組織及び所掌事務

本部の組織及び所掌事務等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	**◦１－１　災害対策本部の組織及び構成**
	◦１－２　本部の所掌事務
	◦７－４　横瀬町災害対策本部条例

２　災害対策の活動要領

町の実施する災害応急対策の具体的な活動要領は、この計画の本章各節に定めるところによるが、その活動に当たっては、次に掲げる項目について遺憾なきを期するものとする。

(1) 警戒体制及び非常体制の活動要領

ア　本部設置前の措置

(ｱ) 気象状況の把握及び分析

(ｲ) 気象情報の迅速な伝達及び庁内広報

(ｳ) 県消防防災課、秩父地域振興センター、隣接市町その他防災関係機関との連携を強化し、配備体制及び防御の事前措置の打ち合わせ並びに警戒体制の強化指示

(ｴ) 命令の伝達及び徹底

(ｵ) 自衛隊災害派遣要請の要求等

イ　災害用備蓄資器材の点検整備

(ｱ) 災害対策用物資及び器材の点検整備

(ｲ) 医薬品及び医療資器材の点検整備

(ｳ) 防疫薬品及び防疫資器材の点検整備

ウ　水防活動

(ｱ) 水防体制の確立

(ｲ) 水防指令の徹底

(ｳ) 水防警報等の伝達及び通報

(ｴ) 水防資器材の点検整備及び輸送

(ｵ) 雨量及び水位の観測、取りまとめ及び通報

(ｶ) 水防機関との連絡強化

(ｷ) 避難、立退き及び警戒区域の設定

(ｸ) 水防管理団体への協力要請

(ｹ) 自衛隊及び警察官の出動要請

エ　情報連絡活動

(ｱ) 情報連絡体制の確立

(ｲ) 被害状況の迅速的確な把握

(ｳ) 被害速報の集計及び報告

(ｴ) 災害情報の整理

(ｵ) 水防情報の把握及び取りまとめ

(ｶ) 災害情報の各部及び関係機関への伝達及び通報

(ｷ) 気象情報の把握及び伝達

(ｸ) 命令の伝達

(ｹ) 警察等の災害情報との照合

オ　災害広報

(ｱ) 災害情報及び災害対策の報道機関への発表

(ｲ) 災害情報及び災害対策の庁内放送

(ｳ) 災害写真の撮影及び災害資料等の広報資料の収集

カ　災害警備対策

(ｱ) 避難の勧告指示及びその誘導

(ｲ) 被災者の救出救助

(ｳ) 避難所の把握

(ｴ) 交通規制

キ　本部の設置準備

(ｱ) 県消防防災課、秩父地域振興センターに対し、本部の災害対策動向の連絡

(ｲ) 本部の活動開始に必要な通信設備資器材の点検整備及び要員の動員確保

(ｳ) 救護班の活動開始準備

(2) 非常体制（本部設置）の活動

ア　本部設置時の措置

(ｱ) 本部の配備体制及び職員の動員指令の徹底

(ｲ) 報道機関に本部設置の発表

(ｳ) 県及び防災関係機関に対し本部設置の連絡

(ｴ) 応急対策用車両の確保

(ｵ) 本部の配備状況の把握

(ｶ) 被害速報の収集報告の指令（人的及び住家の被害速報の優先）

イ　本部会議

(ｱ) 災害情報、災害対策現地報告等に基づく対策の検討

(ｲ) 災害の規模及び動向の把握

(ｳ) 救助法の適用等災害対策の協議決定

(ｴ) 本部長指令

(ｵ) 自衛隊災害派遣要請の要求等

(ｶ) 災害対策の調整

(ｷ) 配備体制の変更及び本部の閉鎖

ウ　水防活動

エ　情報連絡活動

オ　災害広報

カ　災害警備対策

キ　調査班の派遣

(ｱ) 調査班の編成指示

(ｲ) 調査班の編成

(ｳ) 調査班の派遣

ク　避難対策

(ｱ) 避難の勧告指示及びその周知徹底

(ｲ) 避難状況の把握

ケ　機動力及び輸送力の確保

(ｱ) 災害対策車両の確保

(ｲ) 道路橋梁の現状把握

(ｳ) 町道、倒木等の障害物除去

(ｴ) 道路交通の確保

コ　自衛隊災害派遣要請の要求等

(ｱ) 水防活動

(ｲ) 防疫給水活動

(ｳ) 被災者の捜索及び救助

(ｴ) 孤立地帯の偵察及び救援

サ　救助法適用対策

(ｱ) 被害状況の実態把握

(ｲ) 救助法の適用基準該当の有無判定

(ｳ) 救助の種類の判定

(ｴ) 災害救助実施計画の策定

(ｵ) 救助法に基づく救援活動

シ　食料の応急対策

(ｱ) 災害用応急米穀の調達あっせん

(ｲ) 副食物等の調達あっせん

(ｳ) 乾パンの調達あっせん

(ｴ) 野菜類等の需給調整

ス　被服、寝具等生活必需品の調達あっせん

セ　給水対策

(ｱ) 給水源の確保及び給水方法

(ｲ) 給水用器材及び容器の確保

ソ　防疫医療助産対策

(ｱ) 応急医療助産活動

(ｲ) 食品衛生対策

(ｳ) 防疫薬剤等の調達及びあっせん

(ｴ) 医薬品、衛生資器材の調達及びあっせん

(ｵ) 防疫環境衛生対策

タ　農林水産応急対策

(ｱ) 水防活動（浸水、洪水防除を含む。）

(ｲ) 農林畜水産被害の把握

(ｳ) 家畜伝染病の防除

(ｴ) 森林病害虫の防除

(ｵ) 農林被害技術指導対策

チ　土木応急対策

(ｱ) 水防活動

(ｲ) 土木関係被害の把握

(ｳ) 道路交通応急対策

(ｴ) 直営工事応急対策

(ｵ) 低地域浸水の防除対策

(ｶ) 危険地域における地すべり崖崩れ被害防止対策の徹底

ツ　被害者等に対する建築資材のあっせん

テ　被災者見舞対策

(ｱ) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員の派遣

(ｲ) 被災者（死亡、行方不明、全壊半壊家屋）への見舞金等の措置

ト　被災者に対する生活確保対策

(ｱ) 物価の値上がり防止対策

(ｲ) 被災者の住宅対策

(ｳ) 世帯更生資金対策

(ｴ) 農林畜水産業復旧対策

(ｵ) 租税及び学校授業料減免対策

(ｶ) 商工業復旧対策

(ｷ) 土木教育公共施設関係災害復旧対策

(ｸ) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布方法

(ｹ) 被災者生活再建支援法に関すること。

３　夜間・休日等における体制

(1) 日常の体制

ア　当直体制

(ｱ) 平日時間外（18：00まで）

２人体制

(ｲ) 土日、祝祭日、年末年始（８：30～17：00）

２人体制

イ　指定登庁職員の指定

(2) 災害発生直後の初期対応

ア　幹部職員

本部長及び副本部長は、被害等の情報を収集分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への指令・要請等の初期対応を適切に行う。

イ　当直者

担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

ウ　指定登庁職員

(ｱ) 指定登庁職員の指定

勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策が必要となる所属の長は、「動員人員基準表」の動員基準に応じ、登庁させる職員（以下「指定登庁職員」という。）をあらかじめ指定しておく。

指定登庁職員については、大規模災害が発生した場合における交通の混乱・途絶等においても迅速な配備体制が確立できるよう、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して指定する。

(ｲ) 勤務時間外における災害情報の伝達

災害の発生が予想される場合又は職員の登庁が必要な場合、次の経路により災害情報を指定登庁職員等へ伝達する。

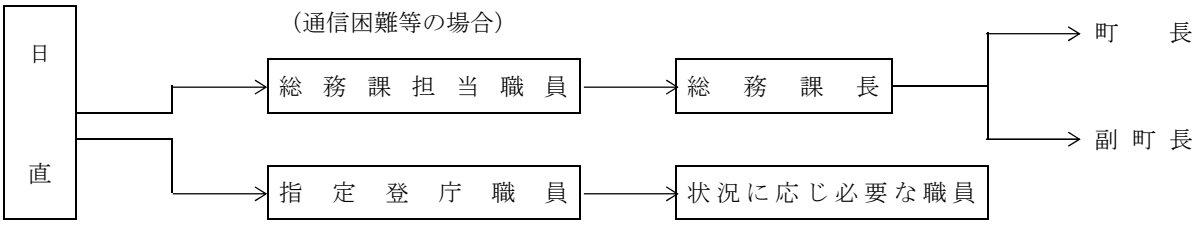

(ｳ) 指定登庁職員の登庁

指定登庁職員は、勤務時間外（夜間、休日等）における伝達経路により災害の発生の伝達があったとき、若しくはテレビ、ラジオ等により災害の情報を知ったときは、速やかに登庁する。

(ｴ) 指定登庁職員等による応急対策の実施

指定登庁職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。

主な業務は、次のとおりである。

・災害等に関する情報収集及び連絡

・災害情報の収集及び連絡

・本部設置業務、関係防災機関に対する要請

この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告するもの

とする。

エ　その他の職員

台風の接近など災害の発生するおそれがある場合は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、緊急招集に備えて自宅で待機する。

4　職員の自主参集

(1) 職員は、指定の有無にかかわらず、テレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

(2) 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、自主的に登庁するものとする。この場合、自ら又は家族が被災した職員は、家族の避難、医療機関への収容等必要な措置をとった後に登庁するものとする。

(3) 交通機関や通信の途絶、火災等により登庁することが困難な職員は、連絡して指示を受けるか、最寄りの公共施設に参集し指示を待つものとする。

(4) 出先機関の職員の参集場所は、各所属部署又は施設を原則とする。

資料編　◦１－４　災害対策本部初動動員配備連絡系統図

5　職員の応援

本部各部における災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、次の方法により他の部から応援を得るものとする。

(1) 総務部長（総務課長）に応援の作業内容、就労場所、職種別並びに人員、携帯品、その他必要事項について示し、要求する。

(2) 要請を受けた総務部は、余裕のある部から当該課と協議して動員派遣するが、本部全体をもってなお不足するときは、県に応援を要請する。

6　初動体制の整備

(1) 初動体制マニュアルの策定

(2) 非常参集体制の整備

(3) 情報伝達手段の確保

7　知事による町長に対する指示及び応急措置の代行

(1) 町長に対する指示

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。（災対法第72 条第１項）

(2) 町長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部又は一部を当該町長に代わって実施する。（災対法第73条、同法施行令第30条）

・警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること（災対法第63 条第１項）
・応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること（同法第64 条第１項）
・応急措置に支障のある工作物等の除去（同条第２項）
・市町村の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること（同法第65 条第１項）

第２節　動員配備計画

【関係機関・町】

第１　職員の配備体制

１　風水害等配備体制

配備体制		配備基準	動員計画	
待機体制		**《気象注意報の発表若しくは気象警報の発表が予想される場合をはじめ、警戒の必要がある場合等》** 例 ● 台風接近による大雨・強風等注意報が発表され、さらに気象警報に切り替わることが予想される場合 ● 大雪警報が発表（24時間降雪の深さ30㎝）された場合 ● 異常気象による現象により、住民・報道機関等から問い合わせ等が予想される場合	勤務時間内	●総務課 ●振興課･建設課職員（各課対応に必要な管理職）
			勤務時間外	●指定登庁職員
警戒体制	第１配備	**《気象警報が発表された場合をはじめ、災害発生のおそれがある場合等》** 例 ● 台風接近による大雨・暴風等警報が発表時され、災害発生のおそれがある場合 ● 土砂災害警戒情報発表が予想される場合 ● 大雪警報が発表後、更なる積雪が予想される場合（気象情報に基づき積雪が少ないうちに判断）	●各課長･議会事務局長･教育次長 ●総務課（防災担当） ●振興課･建設課（各課対応に必要な管理職等） ●消防（水防）団員	
	第２配備	**《上記の状況の中、災害発生の危険性が高まった場合、比較的軽微な災害が発生した場合等》** 例 ● 土砂災害警戒情報発表時（県河川砂防情報システムにより３時間後までに土砂災害発生警戒基準を超過すると表示された場合） ● 大雪特別警報の発表が予想される場合 ● 比較的軽微な災害が発生した場合	●町長･副町長･消防団長 ●各課長･議会事務局長･教育長･教育次長･副課長･主幹 ●総務課･振興課･建設課･健康づくり課（各課対応に必要な課員） ●消防団員	
非常体制		**《相当規模の災害発生が予想される場合若しくは発生した場合等》** ■水害、土砂災害関連 例 ● 土砂災害警戒情報発表時（県河川砂防情報システムにより２時間後までに土砂災害発生基準を超過する等表示された場合） ● 大雨注意報が発表され、夜間から明け方にかけて大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及され、かつ、土砂災害警戒情報の発表が予想される場合 ● 土砂災害の前兆現象（湧き水、渓流の水量の変化等）、山鳴り、流木等の発生が確認された場合 ● 土砂災害が発生した場合 ■雪害関連 例 ● 大雪特別警報が発表され、積雪が60㎝以上予想される場合 ● 大雪注意報が発表され、夜間から明け方にかけて大雪警報若しくは大雪特別警報に切り替わる可能性が言及され、積雪が60㎝以上予想される場合 ● 住家に影響のあるなだれ等の発生が確認された場合	●町長以下全職員 ●団長以下全消防団員	

※待機体制においては、建設課は、水防計画により体制をとる。

資料編　○１－３　職員の動員配備計画

２　配備体制の決定（風水害等の場合）

(1) 待機体制

情報の収集連絡及び災害に対する準備処置を任務として活動する体制

(2) 警戒体制（第１配備）

本部は設置しないが、情報の収集連絡、予報・警報の伝達、本部設置準備、避難準備情報の発令検討等、災害に対する準備処置・応急対策を任務として活動する体制

(3) 警戒体制（第２配備）

本部は設置しないが、情報の収集連絡、予報・警報の伝達、本部設置準備、避難準備情報の発令検討等、被害状況の調査、災害情報広報等、第１配備と同様に災害に対する準備処置・応急対策を任務として活動する体制

(4) 非常体制

本部を設置し、全職員を動員して、町の組織機能の全てを挙げて、救助その他の応急対策をもっとも強力に推進する体制

第２　職員の動員体制

１　動員体制の確立

各部長は、所属職員に対して、あらかじめ作成されている「職員の動員配備計画」の周知徹底に努めるほか、動員指令の伝達方法の確立を図っておく。

２　動員系統

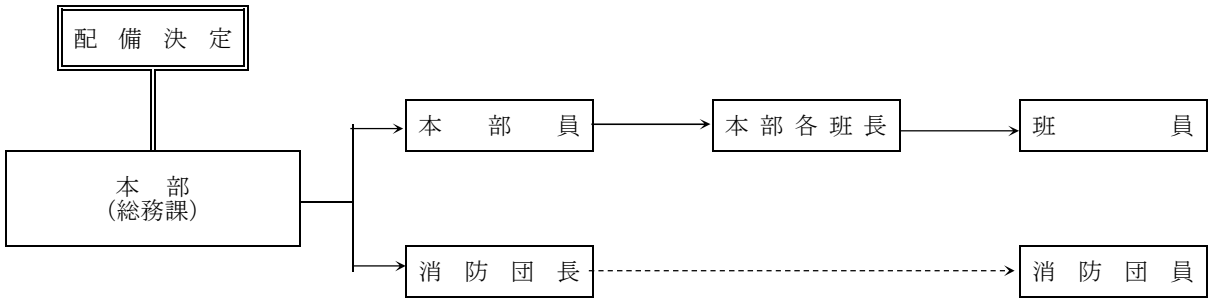

資料編　○１－３　職員の動員配備計画
○１－４　災害対策本部初動動員配備連絡系統図

３　動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

(1) 勤務時間内

庁内放送、電話及び防災行政無線等で行う。

(2) 勤務時間外

電話及び防災行政無線等で行う。

(3) 総務課は、消防団に出動要請を行う。

４　参集場所

(1) 町役場庁舎勤務者は、直ちに町役場に参集する。

(2) 出先機関の職員の参集場所は、各所属部署又は施設を原則とする。

５　情報伝達が不可能な場合の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所属部署に参集するものとする。

(1) 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

(2) 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し、速やかに登庁する。

この場合、自ら又は家族が被災した職員は、家族の避難、医療機関への収容等必要な措置をとった後に登庁するものとする。

6　非常参集

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの指定避難所等に非常参集する。

参集後、電話等により、①町の配備体制、②時間を要しても所定の配備につく必要があるかなどを確認する。所定の配備につくことができない職員又は所定の配備につくことを要しないとされた職員は、本部員の指示に従うものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属部署に参集するよう努める。

資料編	**◦１－３　職員の動員配備計画**
	◦１－４　災害対策本部初動動員配備連絡系統図

第３節　事前措置及び応急措置等

【関係機関・救護部】

第１　町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置をとるものとする。

1　出動命令等

(1) 本部員等に対して出動準備させ、若しくは出動を命ずること。

(2) 警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の出先機関その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めること。（災対法第58条）

2　事前措置

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。（災対法第 59 条）

3　避難の指示等

人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。（災対法第 60 条）

4　その他の応急措置等

(1) 応急措置の実施（災対法第62条第１項）

(2) 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

(3) 工作物の使用、収用等（災対法第64条第１項）

(4) 工作物の除去、保管等（災対法第64条、同法施行令第25条～第27条）

(5) 従事命令（災対法第65条、消防法第29条第５項、水防法第24条）

(6) 損害補償

ア　町は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。（災対法第82条第１項）

イ　従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、埼玉県市町村消防災害補償組合条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災対法第84条第１項、同法施行令第36条第１項）

第２　救助法の適用基準

1　実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、町長が行うものとする。

また、委任により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

2　救助法の適用基準

救助法による救助は、町の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を

必要とするときに実施するものとする。

(1) 町における住家の被害が40世帯に達したとき。

(2) 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が2,500世帯以上であって、町の被害世帯数が、前号の被害世帯数の２分の１に達したとき。

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が12,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

(4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

３　被害状況の実態把握及び認定

救助法の適用に当たっては、被害の把握及び認定を次の基準で行う。

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>認　定　の　基　準</th></tr>
<tr><td colspan="2">住家滅失した世帯数の算定方法</td><td>住家が滅失した全世帯数
＝（全壊、全焼若しくは流失した世帯数）
＋1/2（住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数）
＋1/3（住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住家の滅失等の認定基準</td><td>①　住家が滅失したもの
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
②　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの
損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
③　住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住家及び世帯の単位</td><td>世帯</td><td>生計を一にしている実際の生活単位をいう。</td></tr>
<tr><td>住家</td><td>現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。</td></tr>
</table>

４　救助法適用の手続き

災害に際し、町における災害が上記２の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に救助法の適用を要請するものとする。

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

県消防防災課　　電　話　048（830）8181

ＦＡＸ　048（830）8159

５　救助法による救助の種類と実施者

救 助 の 種 類	実　施　期　間	実 施 者 区 分
避難所の設置及び収容	７日以内	町
炊出し及び食品の給与	７日以内	町
飲料水の供給	７日以内	町
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から７日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは、町）
学用品の給与	教科書　１ヶ月以内 文房具　15日以内	町
災害にかかった者の救出	３日以内	町
埋葬	10日以内	町
生業資金の貸与	―	現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定＝町　設置＝県（ただし、委任したときは、町）
住宅応急修理	１ヶ月以内に完成	町
死体の捜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町
障害物の除去	10日以内	町

（注）　期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、知事あて申請し厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

６　救助法による救助の実施

救助法による救助の実施は、本章「第１１節　災害救助保護計画」に定めるところによる。

第４節　相互応援協力計画

【関係機関・総務部】

第１　目標

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

第２　市町村間の相互応援

１　町長は、町の地域に係る災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、他市町村に対して応援を求めることができる（災対法第67条）。また、その判断はおおむね次のような事態に際し行う。こうした事態に備え、あらかじめ相互に応援協定を締結するよう努める。

(1) 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断されるとき。

(2) 他市町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。

(3) 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

２　町長は、消防相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする（消防組織法第39条）。

資料編	**◦８－１　災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定**
	◦８－２　消防相互応援協定（埼玉西部広域事務組合）
	◦８－４　秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書
	（秩父広域市町村圏組合、秩父市、皆野町、長瀞町、小鹿野町）
	◦８－６　比企広域市町村圏組合　消防相互応援協定

第３　県への応援要請

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、次表に掲げる事項を明らかにして知事に要請するものとする。

要請は緊急を要するため電話等により口頭で行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

１　県の連絡窓口

担当窓口	勤務時間中		勤務時間外	
県庁	危機管理防災部 消防防災課	［電話］ 048―830―8181 県庁内線 8182～8185 直通 048―830―8181	危機管理防災部 消防防災課 （当直）	［電話］ 048―830―8111 ［防災行政無線］ ６―8111
秩父地域振興センター	総務･防災･県民生活担当	0494―24―1110	―	―

２　県防災ヘリコプターの出動要請連絡窓口

連　絡　先	電　話　番　号　等
埼玉県防災航空センター	緊急直通電話　049―297―7905 ＦＡＸ　049―297―7906 一般加入電話　049―297―7810、7811

３　要請事項等

要請の内容	事　項	備　考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	１　災害の状況 ２　応援（応急措置の実施）を要請する理由 ３　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ４　応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ５　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ６　その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合	１　災害の状況及び派遣を要請する事由 ２　派遣を希望する期間 ３　派遣を希望する区域及び活動内容 ４　その他参考となるべき事項	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	１　派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ２　派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ３　派遣を必要とする期間 ４　派遣される職員の給与その他の勤務条件 ５　その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあっせんを求める場合	（県資料　Ⅱ-2-4-26）「災害時における放送要請に関する協定」　参照 （県資料　Ⅱ-2-4-27）「災害時における放送要請に関する協定」実施要領 参照	災対法第57条
消防庁長官への消防の応援の要請	１　災害の状況（負傷者、要救助者の状況） ２　応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

第４　民間機関との応援協定

町は、大規模災害の発生に備え、あらかじめちちぶ農業協同組合と「災害時における協力支援に関する協定」を締結している。

大規模な災害が発生し、協定に基づく応援が必要と判断した場合は、協定で定められた手続に従い、直ちに応援を求めるものとする。

第５　応援受入体制の確保

町は、県、自衛隊、他市町村等からの応援を受けたときは、「応援隊連絡係」を設置し、応援業務の円滑な実施を図る。また、応援受入が長期にわたる場合、町は応援要員の宿泊のため、町有施設の提供、周辺市町村との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。また、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮する。

第５節　注意報及び警報伝達計画

【関係機関・総務部】

第１　目標

この計画は、注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定めるものである。

第２　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

１　特別警報・警報・注意報

(1) 熊谷地方気象台が発表する特別刑法・警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

ア　特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

イ　対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（５地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（３区域）に区分して発表する。

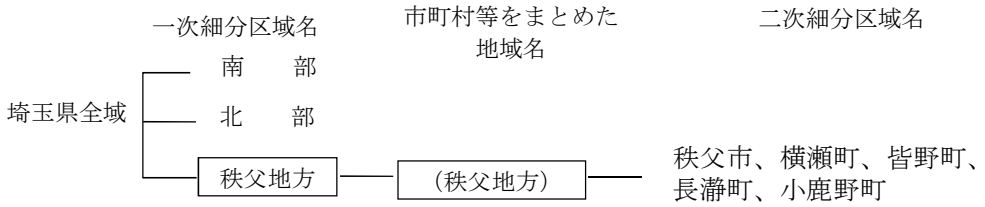

ウ　種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。

〔特別警報・警報・注意報の概要〕

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

〔特別警報・警報・注意報の種類の概要〕

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

〔注意報・警報等の種類及び発表基準（横瀬町）〕

種類			発　表　基　準	
特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警　　報	大雨	（浸水害）	雨量基準	１時間雨量60㎜
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	146
	洪　　水		雨量基準	１時間雨量60㎜
			流域雨量指数基準	横瀬川流域=14
			複合基準	平坦地：１時間雨量50㎜ かつ 流域雨量指数 横瀬川流域=5
	暴　　風		平均風速	15m/s
	暴　風　雪		平均風速	15m/s 雪を伴う
	大　　雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ30㎝

注　意　報	大　　雨	雨　量　基　準	１時間雨量40㎜
		土壌雨量指数基準	102
	洪　　水	雨　量　基　準	１時間雨量40㎜
		流域雨量指数基準	横瀬川流域=9
		複　合　基　準	－
	強　　風	平　均　風　速	10m/s
	風　　雪	平　均　風　速	10m/s 雪を伴う
	大　　雪	降　雪　の　深　さ	24時間降雪の深さ10㎝
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融　　雪		
	濃　　霧	視　　程	100m
	乾　　燥	最小湿度25％　実効湿度55％	
	な　だ　れ		
	低　　温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※1	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１　時　間　雨　量	100㎜

※１　冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値。

（注）(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

(2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等

の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(2) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

ア　記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

イ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

ウ　その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、異常天候早期警戒情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

２　気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、崖崩れ）の危険度が高まったとき、県と熊谷地方気象台が共同で発表する。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

詳細は、本章「第８節第５　土砂災害防止計画」を参照。

３　消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

(1) 最小湿度が25％以下で実効湿度が55％以下になると予想される場合

(2) 平均風速が10m／ｓ以上。ただし、降雨・降雪中は除く。

(3) 最小湿度が30％以下で実効湿度が60％以下となり、平均風速が10m／ｓ以上になると予想される場合

４　火災警報の発令

火災警報は、町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、秩父広域市町村圏組合管理者が発令し、その必要がなくなったとき解除する。

５　熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

(1) 熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市町村防災担当課責任者等へ電話連絡する。

緊急性が高い場合などには、首長又は幹部職員に直接連絡を行う。

・ 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
・ 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
(1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
(2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替えをした場合
(3) 特別警報を解除した場合
※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

(2) 町は、避難勧告や避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

第３　気象注意報・警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象注意報・警報等を発表、切替え、解除した場合は、次の機関へ通知するものとする。

〔伝達系統図〕

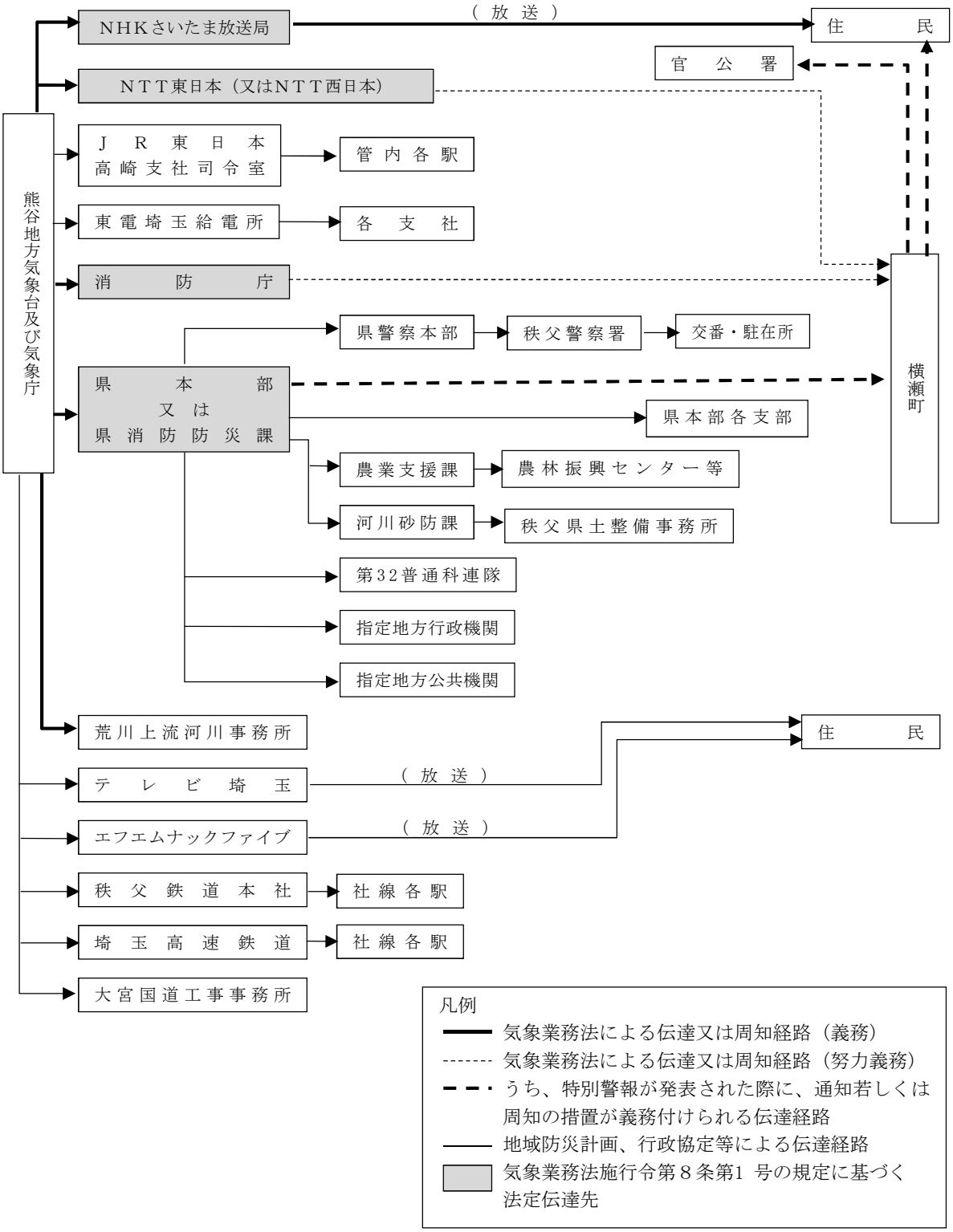
熊谷地方気象台及び気象庁
ＮＨＫさいたま放送局
（放送）
住民
官公署
ＮＴＴ東日本（又はＮＴＴ西日本）
ＪＲ東日本高崎支社司令室
管内各駅
東電埼玉給電所
各支社
消防庁
県警察本部
秩父警察署
交番・駐在所
県本部又は県消防防災課
県本部各支部
横瀬町
農業支援課
農林振興センター等
河川砂防課
秩父県土整備事務所
第32普通科連隊
指定地方行政機関
指定地方公共機関
荒川上流河川事務所
住民
テレビ埼玉
（放送）
エフエムナックファイブ
（放送）
秩父鉄道本社
社線各駅
埼玉高速鉄道
社線各駅
大宮国道工事事務所
凡例
気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路
地域防災計画、行政協定等による伝達経路
気象業務法施行令第８条第1 号の規定に基づく法定伝達先

第４　異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

１　発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない（災対法第 54 条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第２項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第３項）。

２　町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

３　前項通報のなかで気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばたつ巻、強い雹（ひょう）等

(2) 地震・火山に関する事項

ア　火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

イ　地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

４　気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

第５　町における措置

１　町の措置

(1) 町長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係団体等に伝達しなければならない（災対法第56条）。

(2) 町における注意報及び警報等の伝達の責任者は総務課長とする。

町は防災行政無線、広報車、サイレン又は警鐘、電話、メール等により、災害に関する情報を住民に伝達する。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知徹底を行うものとする。

２　勤務時間外における注意報等の伝達

町は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。以下に町における連絡体制を示す。

(1) 当直者の配置

当直員は、非常配備に該当する気象情報が県又は他の関係機関から通知され、若しくは災害発生が予想される場合には、直ちに電話等により総務課担当職員へ連絡するものとする。

(2) 関係各課の担当者への連絡等

総務課担当職員は、当直員から連絡を受けた場合は、総務課長に連絡するとともに、町長、副町長に報告をし、配備体制の指示を受け、各部長等へ防災緊急連絡網により伝達する。なお、大雨洪水注意報及び各種警報が伝達された場合は、当直員は初動対応者等が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

〔警戒段階で収集すべき情報の例示〕

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
(ｱ)気象警報等、気象情報	予側される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(ｲ)雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随 時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予想図 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市町村、消防独自の雨量観測所	・防災情報システム ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随 時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
(ｳ)危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(ｴ)住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

〔発災段階で収集すべき情報の例示〕

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
(ｱ)発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水・高潮による浸水状況 ・崖崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報 （特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報）	発災状況の覚知後即時	・町、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 （被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に）	・防災情報システム ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(ｲ)住民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

第６　自衛措置の取組

１　監視、パトロールの実施

自衛措置として、台風や集中豪雨の場合には、河川、土砂災害危険箇所等について、地域の協力を得て監視、パトロールを行うものとする。

２　ラジオ・テレビの視聴

台風、集中豪雨時、ラジオ・テレビを視聴するものとする。

第７　伝達不可能時の対応

災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができないときは、消防団による広報を要請するなど関係機関に協力要請し、警報等が速やかに住民に周知徹底するよう、応急的な措置を講ずるものとする。

第６節　災害情報通信計画

【関係機関・総務部】

第１　目標

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集するものとする。

このため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害に伴う災害情報の収集及び報告並びに災害通信等については、この計画の定めるところにより行うものとする。

第２　被害状況等の報告通報系統

１　統括的系統図

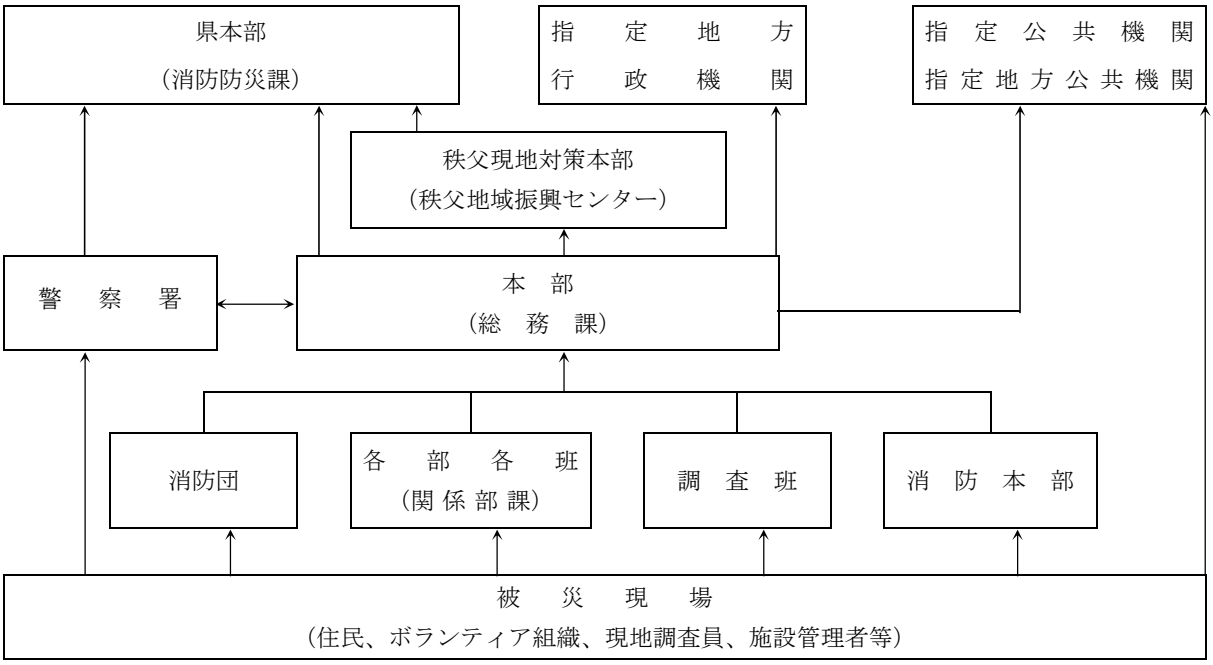

２　被害情報等の収集伝達系統

(1) 防災情報システムによる報告（被害情報等の収集伝達体制）

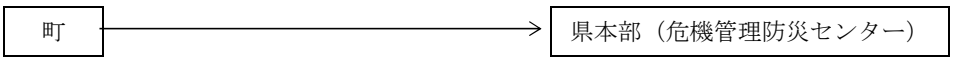

(2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合

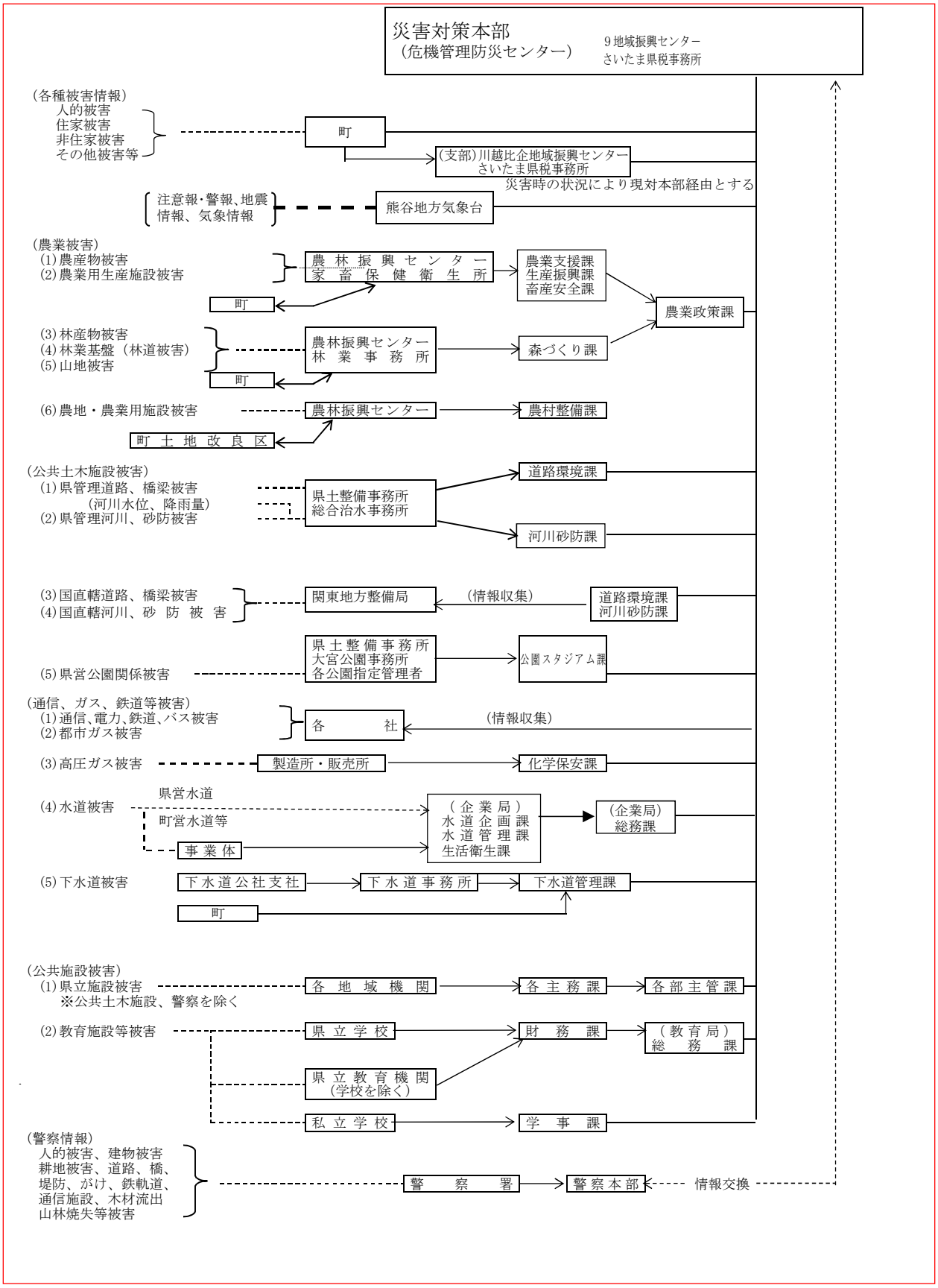

(3) 無線のみの通信連絡となる場合

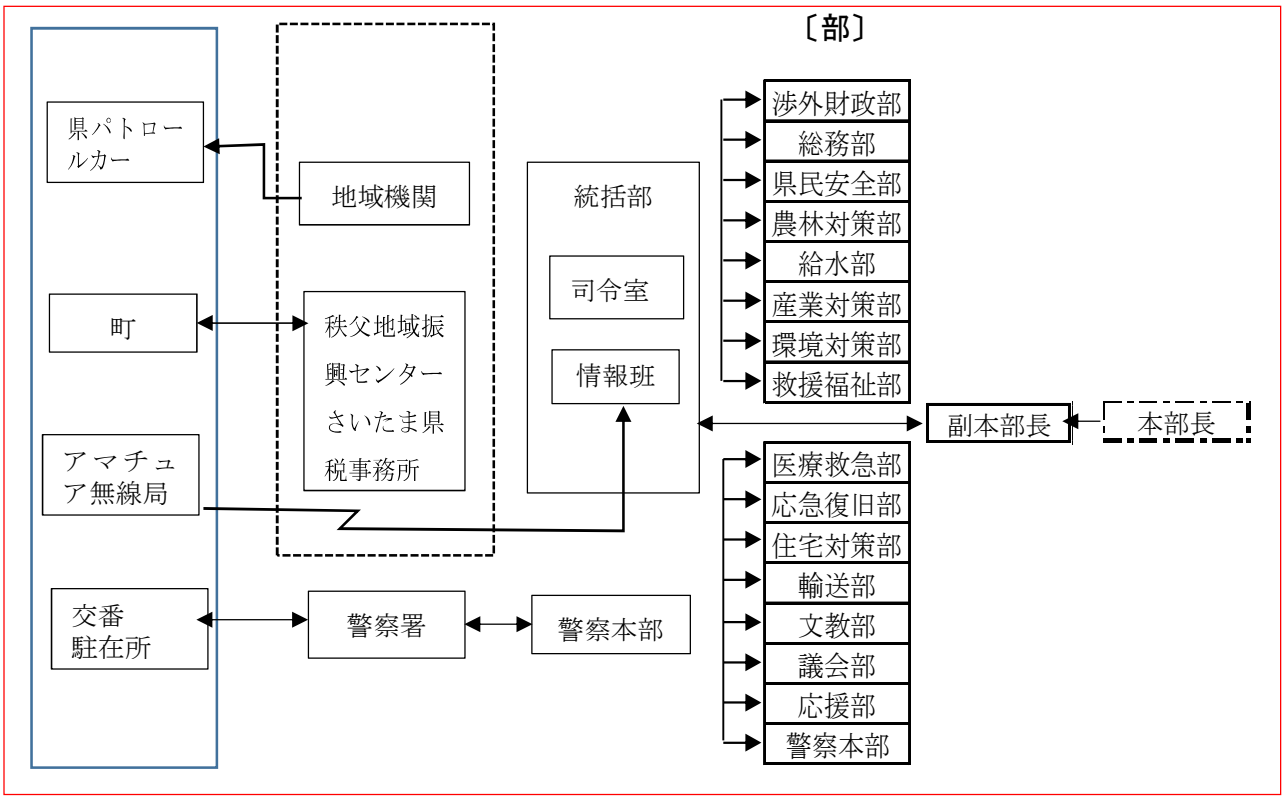

第３　災害情報計画

町は、町の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、防災情報システム（使用できない場合はＦＡＸ等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

１　基本事項

(1) 情報収集体制の整備

被害報告の迅速正確を期するため、地区又は地域別及び被害の種別ごとの部門別に、次の情報収集体制をあらかじめ整備しておくものとする。

ア　情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設

イ　報告用紙の配布

ウ　調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打ち合わせ

エ　情報収集機器の整備

オ　情報機器操作員の配置等

(2) 情報総括責任者の選任

町は、災害情報の統括責任者を総務部長（総務課長）とし、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせるものとする。なお、選任の結果を秩父地域振興センター又は秩父県税事務所に報告する。

(3) 災害情報収集体制の確立

ア　災害が発生したときは、直ちに総務部長（総務課長）をリーダーとする調査班を設置し、このもとに各部は担当分野の情報の収集を行う。

イ　災害発生が勤務時間外の場合は、指定登庁職員から被災状況を聞き取り調査するものとする。

ウ　国土交通省関東地方整備局との情報交換体制を確立し、道路や河川等の被害状況等の情報交換を行うものとする。

資料編　◦８－９　災害時の情報交換に関する協定

２　情報の収集

(1) 災害発生直後においては、負傷者の救出救助、消火活動を実施する上で必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況、住民の動向に関する情報等）等、人命救助に必要な情報の収集を第一とする。また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集するものとする。

(2) 避難所を開設したとき、又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、内訳、健康状態及び必要とされる食料・物資の量等の情報を効率的に収集するものとする。

(3) 法令等で報告を義務づけられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行うものとする。

(4) 町は、災害情報の収集に当たっては、秩父警察署と緊密に連絡するものとする。

(5) 被害の程度の調査に当たっては、本部内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。

(6) 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、被災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。

(7) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。

(8) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。

３　情報の報告

町は、町の区域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

ア　町の区域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害及び崖崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの

イ　救助法の適用基準に合致するもの

ウ　町が本部を設置したもの

エ　災害が近隣市町にまたがるもので、町における被害が軽微であっても、全体的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

オ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

カ　災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～オの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの

キ　地震が発生し、町内で震度４以上を記録したもの

ク　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告すべき事項

ア　災害の原因

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場所又は地域

エ　被害の程度

オ　災害に対してとられた措置

(ｱ) 本部の設置状況

(ｲ) 主な応急措置の状況

(ｳ) その他必要事項

カ　救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ　その他必要事項

(3) 報告の種別

ア　被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

(ｱ) 発生速報

被害の発生直後に防災情報システムによって報告する。これが使用できない場合、様式第１号の発生速報により、防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。

(ｲ) 経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について防災情報システムによって報告する。これが使用できない場合、様式第２号の経過速報により、防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。特に指示する場合のほか、２時間ごとに行うものとする。

イ　確定報告

様式第３号により、災害の応急対策が終了した後７日以内に文書で報告する。

(4) 県の報告先

ア　被害速報（発生速報、経過速報）及び確定報告

<table>
<tr><td></td><td>県災害対策本部設置前(現地対策本部又は支部設置前)</td><td>県災害対策本部設置後(現地対策本部又は支部設置後)</td></tr>
<tr><td>勤務時間内</td><td>消防防災課
・電　話　048―830―8181
・ＦＡＸ　048―830―8159
・防災行政無線　6―8181</td><td rowspan="2">秩父地域振興センター
・電　話　0494―24―1110
・ＦＡＸ　0494―24―1741
・防災行政無線9―82</td></tr>
<tr><td>勤務時間外</td><td>危機管理防災部当直
・電　話　048―830―8111
・ＦＡＸ　048―822―8119
・防災行政無線　6―8111</td></tr>
</table>

イ　消防庁への報告先

区　分 回線種別		平日（９：30～18：15） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
ＮＴＴ回線	電　話	０３-５２５３-７５２７	０３―５２５３―７７７７
	ＦＡＸ	０３-５２５３-７５３７	０３―５２５３―７５５３
消防防災行政無線	電　話	ＴＮ-９０-４９０１３	ＴＮ-９０-４９１０２
	ＦＡＸ	ＴＮ-９０-４９０３３	ＴＮ-９０-４９０３６
地域衛星通信 ネットワーク	電　話	ＴＮ-０４８-５００-９０-４９０１３	ＴＮ-０４８-５００-９０-４９１０２
	ＦＡＸ	ＴＮ-０４８-５００-９０-４９０３３	ＴＮ-０４８-５００-９０-４９０３６

(5) 被害の判定基準

別表の被害報告判定基準に定めるところにより認定する。

第４　災害通信計画

１　災害情報通信に使用する通信施設

町は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合、次の通信施設の中から状況に適したものを活用する。

(1) 報告又は通報先

県（本庁・出先機関）、防災関係機関

(2) 災害通信の種類

ア　県防災行政無線

イ　県防災情報システム

ウ　町防災行政無線

エ　一般加入電話（携帯電話を含む。）

オ　ファクシミリ

なお、電話（携帯電話を含む）については、電話回線が輻輳した場合にも優先的に接続される、災害時優先電話の登録を行うとともに、緊急時に発信機能が生かされるように、電話には目印を付け、職員への周知を図る。

資料編　◦１－５　防災関係機関連絡先一覧

２　非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第 57 条、電気通信事業法第８条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条及び第 56 条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

３　災害情報通信のための通信施設の優先使用

町が災対法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設の優先使用をする場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

警察機関、消防機関、鉄道事業者等

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

ア　災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。

イ　災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要

があると認めたとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

ア　緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。

イ　町が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協議するものとする。

４　非常通信の利用

町は、有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

(1) 非常通信の運用方法

ア　非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

(ｱ) 人命の救助に関すること。

(ｲ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。

(ｳ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。

(ｴ) 電波法第74条に規定する実施の指令及びその他の指令に関すること。

(ｵ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

(ｶ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

(ｷ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

(ｸ) 遭難者救援に関すること。

(ｹ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

(ｺ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関すること。

(ｻ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。

(ｼ) 災対法第71条第２項の規定に基づき、町長から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

(ｽ) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

イ　非常無線通信文の要領

(ｱ) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。

(ｲ) かたかな又は通常の文書体で記入する。

(ｳ) 簡単で要領を得たものとし、１通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。

(ｴ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。

(ｵ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。

(ｶ) 余白に「非常」と記入すること。

ウ　非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際

の協力を依頼しておくものとする。

エ　非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課内、関東地方非常通信協議会事務局

電　話　03―6238―1771（直通）

ＦＡＸ　03―6238―1769

５　すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

別表　被害報告判定基準

区　　分	基　　準
人　的　被　害	1　死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。 2　行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの。 3　負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷者」とは、１月以上の治療を要する見込みのもの。「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのもの。
住　家　被　害	1　住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2　棟とは、一つの独立した建物とする。 3　世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4　全壊、全焼又は流失とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した床面積その住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50％以上に達した程度のものとする。 5　半壊又は半焼とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延面積の20％以上70％未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20％以上50％未満のもの。 6　一部破損とは、全壊（焼）、流失、半壊（焼）にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7　床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。 8　床下浸水とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非 住 家 被 害	1　非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。 2　公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3　その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4　非住家被害とは非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
田　畑　被　害	1　流失とは、田・畑の耕土の厚さ１割以上が流失した状態をいい、埋没とは、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。 2　冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をう

	けたもの。
道路被害	1　道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2　道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他の被害	1　文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 2　橋梁被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。 3　河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。 4　砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって準用される天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。 5　清掃施設被害とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの。 6　崖崩れとは、崖崩れによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7　鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの。 8　被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を受けたもの。 9　水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10　電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11　電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12　ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13　ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災者	1　罹災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については、当該施設は宿泊するすべての者の集まりを１世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然２世帯として取り扱う。 2　罹災者とは、罹災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	1　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。 3　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4　「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設と

	する。 5　「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 7　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。 10　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部等	1　市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2　災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。
備　　考	1　災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2　災害の発生年月日とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3　災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4　消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5　その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。

（注）　この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

様式第１号

発　　生　　速　　報

市町村

日　時　分受信	発信者		受信者	
１　被　害　発　生				
２　被　害　場　所				
３　被　害　程　度				
４　災害に対する措置				
５　その他必要事項				

「注」内容は簡単に要を得たものとする。

様式第２号

経　過　速　報

市町村

発信者		受信者	
災害の種別		発生地域	
被害報告	自　月　日　至　月　日		
報告区分			

区分			被害	区分			被害
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没ha	
	行方不明者	人				冠水ha	
	負傷者 重傷	人			畑	流失・埋没ha	
	負傷者 軽傷	人				冠水ha	
住家被害	全壊（焼）（流失）	棟		道路被害	決壊	箇所	
		世帯			冠水	箇所	
		人		その他被害	文教施設	箇所	
	半壊（焼）	棟			病院	箇所	
		世帯			橋梁	箇所	
		人			河川	箇所	
	一部破損	棟			砂防	箇所	
		世帯			清掃施設	箇所	
		人			崖くずれ	箇所	
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所	
		世帯			被害船舶	隻	
		人			水道	戸	
	床下浸水	棟			電話	回線	
		世帯			電気	戸	
		人			ガス	戸	
非住家被害	公共建物 全壊(焼)	棟			ブロック塀等	箇所	
	公共建物 半壊(焼)	棟		罹災世帯		世帯	
	その他 全壊(焼)	棟		罹災者数		人	
	その他 半壊(焼)	棟		火災発生	建物	棟	
					危険物	件	
					その他	件	

災害に対してとられた措置

（１）　災害対策本部設置の状況　　日　　時　　分設置

（２）　市（町村）のとった主な応急措置の状況

（３）　応急要請又は職員派遣の状況

（４）　災害救助法適用の状況

（５）　避難命令・勧告の状況

市町村数　　地区数

人　員　　人

（６）　消防機関の活動状況

ア　出動人員　消防職員　　名

消防団員　　名

計　　名

イ　主な活動内容（使用した機材を含む。）

様式第３号

被　害　状　況　調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分	確　定		

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失・埋没ha		
	行方不明者		人				冠水ha		
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没ha		
		軽傷	人				冠水ha		
住家被害	全壊		棟		道路被害	決壊		箇所	
			世帯			冠水		箇所	
			人		その他被害	文教施設		箇所	
	半壊		棟			病院		箇所	
			世帯			橋梁		箇所	
			人			河川		箇所	
	一部破損		棟			砂防		箇所	
			世帯			清掃施設		箇所	
			人			崖くずれ		箇所	
	床上浸水		棟			鉄道不通		箇所	
			世帯			被害船舶		隻	
			人			水道		戸	
	床下浸水		棟			電話		回線	
			世帯			電気		戸	
			人			ガス		戸	
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			ブロック塀等		箇所	
		半壊(焼)	棟		罹災世帯			世帯	
	その他	全壊(焼)	棟		罹災者数			人	
		半壊(焼)	棟		火災発生	建物		棟	
						危険物		件	
						その他		件	

第７節　災害広報広聴計画

【関係機関・総務部】

第１　目標

町は、災害発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の要望に適切に対応するものとする。

第２　災害広報資料の収集

町は、災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成し、また、関係機関等の協力を得て収集する。

(1) 総務班の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ

(2) 県の地域機関、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ

(3) 報道機関等による災害現地の航空写真

(4) 水防及び救助等応急対策活動を取材した写真

第３　住民への広報

１　実施方法と内容

広報活動の実施	広報内容
町は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。 ①防災行政無線 ②広報車 ③インターネット ④携帯電話 ⑤ハンドマイク	①地域の被害状況に関する情報 ②町における避難に関する情報 ・避難の勧告に関すること。 ・避難施設に関すること。 ③地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・河川の水防活動に関すること。 ・救護所の開設に関すること。 ・交通機関及び道路の復旧に関すること。 ・電気、電話、水道等の復旧に関すること。 ④その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。） ・給水、炊き出し、物資配給に関すること。 ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。 ・防疫に関すること。 ・臨時災害相談所の開設に関すること等

２　災害発生後の各段階における広報の内容

(1) 災害発生直後

災害発生の旨を緊急に流す。（発生時刻、場所、被害状況等）

(2) 災害応急対策初動期

ア　住民に対する避難勧告

イ　給水、炊き出しの実施、物資の配給

ウ　避難所の開設等

エ　災害の状況

(3) 災害応急対策本格稼働期

ア　消毒・衛生・医療救護

イ　小中学校の授業再開予定

ウ　仮設住宅への入居

(4) 復旧対策期

ア　罹災証明の発行

イ　生活再建資金の貸し付け

ウ　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

エ　その他生活再建に関する情報

３　広報活動に当たっての留意点

(1) 外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障がい者に対してのファクシミリや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策に努める。

(2) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努めるものとする。

第４　報道機関への発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に伝達できるため、災害、復旧に関する情報を報道機関に対して発表する。その場合、規模が大きく、また、長期間にわたる災害については、発表時間を定めて行う等の措置をとる。報道機関との調整は、総務課（総務班）が行う。

災対法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じて行う。ただし、やむを得ない場合は町から直接要請するものとする。

第５　災害時の心得

災害時には、全ての面で悪条件が重なり、大きな被害となることが予想されるので、広報を行うに当たっては、特に次の点に注意するよう住民に周知徹底させることとする。

① 気象情報等によく注意すること。

② サイレンに注意すること。

③ 危険が迫ったときは、食料、携行品を準備するとともに、身じたくも軽便なものに変えること。

④ 火の元に十分注意すること。

⑤ 避難は、救助隊員、警察官等の指示に従うこと。

⑥ 要配慮者には、他の者が協力して援助すること。

⑦ 飲料水、食事には充分注意し、感染症予防に努めること。

⑧ 病人、負傷者は医療救護班の応急手当を受けること。

⑨ 被服、寝具、日用品等の救護物資は、被害の状況により十分に供給できないことが予想されるので、相互で協力して使用すること。

⑩ 家族、隣人等については、常に所在の把握に努め、不明な場合は係員に連絡すること。

⑪ 救助活動等の災害対策に従事できうる状態の者は、係員の指示を受け、その活動に協力すること。

第６　公聴活動及び相談窓口の開設

１　広聴活動

(1) 被災者に対する広聴の実施

町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行うものとする。必要

があれば県に広聴活動の協力を要請する。

(2) 災害情報相談センターへの協力

町は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

２　相談窓口の設置

町は、被災者からの要望、相談等に対し、総合相談窓口を開設し、速やかに関係各部及び関連機関に連絡して早期解決に努めるものとする。

各班は協力して、次のような各種相談窓口を設置する。

(1) 役場での相談窓口の設置

(2) 各避難所の巡回相談

(3) 電話相談窓口の設置

照会、連絡や相談窓口の設置状況などの連絡については、電話及びファックス等で対応するものとする。

(4) 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

町、県及び国等による支援事業についての相談及びあっせんについて実施する。

また、関係各班は、被災した女性や子どもの心身の健康を守るために、女性や子どもに配慮した健康問題や育児相談・支援に取り組むものとする。

第８節　水防計画・土砂災害防止計画

【関係機関・総務部、建設部】

第１　目標

水害が発生し又は発生のおそれのあるときは、町の定める水防に関する計画に基づき水防対策を推進する。

ただし、災対法に基づく本部が設置されたときは、本計画により本部と密接に連絡するものとする。

なお、注意報・警報の伝達については本章「第５節　注意報及び警報伝達計画」による。

第２　水防体制の確立

１　町の水防体制

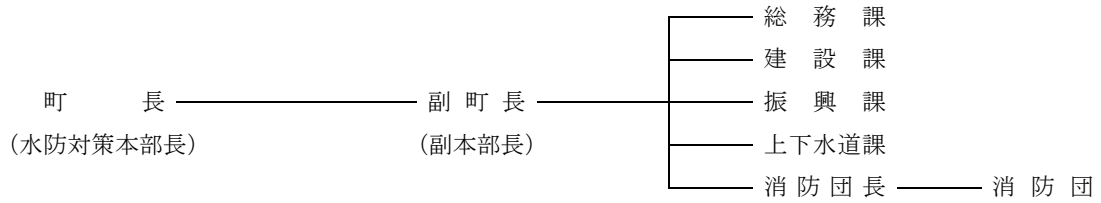

(1) 消防機関の水防組織

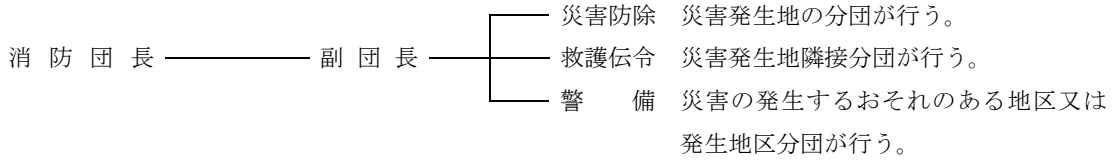

(2) 担当課の組織

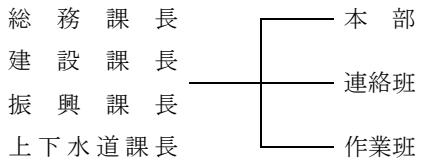

２　情報の収集

消防団及び総務課は、台風又は集中豪雨により被害の予想される場合は、関係機関から通報される情報を収集するとともに、他の関係機関又は住民に周知させなければならない。

①　気象業務法

熊谷地方気象台発表の情報伝達方法については、本章「第５節　注意報及び警報伝達計画」による。

②　水防法及び気象業務法によるもの

関東地方整備局――――埼玉県河川砂防課――――秩父県土整備事務所――――町

３　非常配備体制

水防警報等が発せられたときは、次により非常配備体制をとり水災害に対処する。

体 制 別	摘　　要	出　動　水　防　隊
第１号	比較的軽微な被害が予想される場合	総務課、建設課、振興課、上下水道課、地元分団
第２号	広範囲な被害が予想される場合	総務課、建設課、振興課、上下水道課、全分団

４　水防信号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 20 条に規定する水防信号は次のとおりである。

信　　号	サ　イ　レ　ン　信　号	摘　要　事　項
第 1 信 号	５秒　　５秒　　５秒 ○― 5秒休止　○― 5秒休止　○― 5秒休止	水防団待機水位に達したことを知らせるもの
第 2 信 号	５秒　　５秒　　５秒 ○― 6秒休止　○― 6秒休止　○― 6秒休止	水防（消防）団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの
第 3 信 号	10秒　　10秒　　10秒 ○― 5秒休止　○― 5秒休止　○― 5秒休止	区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第 4 信 号	１分　　１分　　１分 ○― 5秒休止　○― 5秒休止　○― 5秒休止	区域内の居住者が避難のため立退くことを知らせるもの

備考　１　信号は、適宜の時期継続するものとする。

２　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第３　水防活動

１　監視、警戒活動

町長は、出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び秩父県土整備事務所長に報告するとともに水防作業を開始する。

２　水（消）防機関への出動要請

町長は、家屋の浸水、倒壊、内水氾濫、土砂崩れ等の事態が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合は、水（消）防機関の出動を要請し、ハザードマップ等に基づく町内の危険箇所を巡視し、応急対策を行うなど、水災の警戒及び防御に当たらせるものとする。

３　避難

町長は、家屋の浸水、倒壊、内水氾濫、土砂崩れ等の事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要と認めるときは、必要と認める地域の住民に対して避難のための立退きを指示することができる。

この場合は、避難計画に定めるところにより、誘導、救護を行うものとする。

４　関係機関の協力

町は、町防災計画により、警察、県土整備事務所その他関係機関団体又は住民の協力を得て対処する。

第４　その他の水害予防

台風、集中豪雨等により道路、橋梁等の施設に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、建設課、振興課及び上下水道課は、当該施設を災害から保護するため必要な作業班を出動させ、災害による被害の軽減を図るものとする。

本部は、災害の情報を受けた場合、直ちに連絡班及び作業班を招集し、災害の状況を確認の上作業班を出動させるものとする。

１　連絡班

連絡班は、本部及び現場作業班より情報の収集に努め、道路、交通、水量等の把握に努める。

２　作業班

作業班は、本部の指示のもとに災害予防及び応急対策に当たるものとし、班の編成は主に地元分団である。

第５　土砂災害防止計画

１　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警戒発表後、県と熊谷地方気象台が監視する発表基準に達したときに発表される。

(1) 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(2) 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と熊谷地方気象台が協議して行う。

①　発表基準

・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合

・より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

②　解除基準

・降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測される場合

・無降雨状態が長時間続いている場合

(3) 伝達系統

伝達系統は、本章「第５節　第３　気象注意報・警報等の伝達」における伝達系統図による。

(4) 町の措置

町長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

また、土砂災害警戒情報の発表により、警戒対象となった場合に、町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し避難勧告等を発令する。

２　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第 29 条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

(1) 伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

ア　国が緊急調査を行う場合

・河道閉塞による湛水を原因とする土石流

・火山噴火に起因する土石流

・河道閉塞による湛水

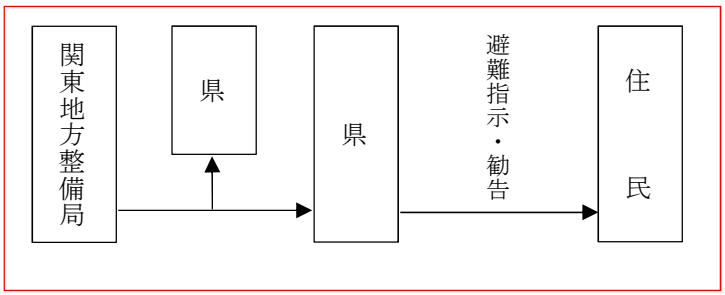

イ　県が緊急調査を行う場合

・地すべり

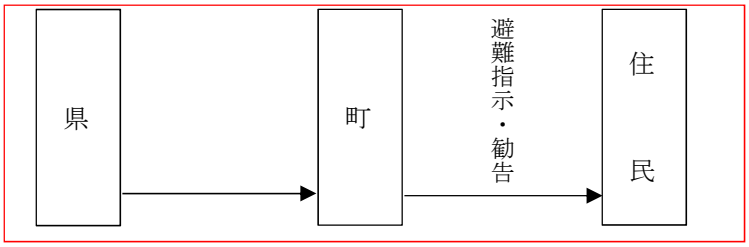

3　情報の収集・伝達

(1) 町は、雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

(2) 町は、土砂災害の発生が予想される場合、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとする。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。

(3) 町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、県及び町で把握している時間雨量と累加雨量等の 情報をＦＡＸ、電話等により伝達する。

(4) 町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

4　避難勧告等の発令

土砂災害警戒情報等の対象となった場合、町長は、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

〔土砂災害避難勧告等の発令　フロー図〕

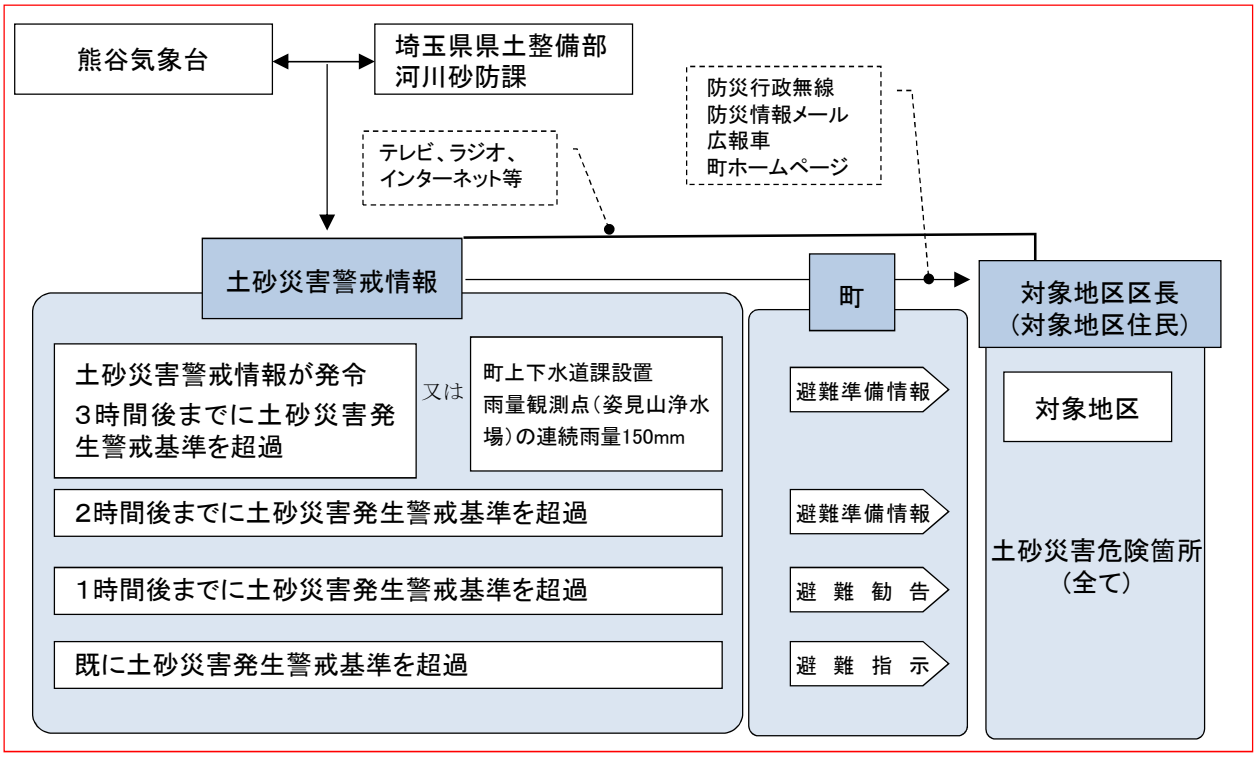

資料編
- ３－１　地すべり
- ３－２　土石流危険渓流等
- ３－３　急傾斜地等
- ３－４　河川水系図
- ３－５　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

5　避難誘導

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、自力避難が困難な避難行動要支援者等については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

6　避難所の開設

避難所の開設については、本章「第 11 節　第１　避難計画」に基づくものとする。

ただし、土砂災害警戒区域内に避難所が設置されている場合、若しくは避難路がある場合には、早期に避難準備情報を出すなど、住民の安全確保を図る。また、土砂災害警戒区域内にある避難所については、他の避難所の選定なども検討していく。

7　二次災害の防止

町は、二次災害の発生に対処するため、県と連携し、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

(1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施

(2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施

(3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施

(4) 町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(5) 町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

(6) 町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第９節　孤立地域対策活動計画

【関係機関・総務部】

災害時における孤立の内容は大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。このため、孤立が予想される地域について、被害実体の早期確認と救急救助活動の迅速な実施、緊急物資等の輸送、道路の応急復旧による生活の確保に重点を置いた対策を推進する。

第１　孤立実態の把握対策

孤立予想地域に対し、ＮＴＴ回線及び防災行政無線、衛星携帯電話等を活用して、孤立状況の確認を行うとともに、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行う。

第２　救助・救出対策

１　ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報するものとする。

資料編　◦８－５　埼玉県防災ヘリコプター応援協定

２　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意するものとする。

３　孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

第３　通信手段の確保

ＮＴＴ回線が不通になった場合は、職員の派遣、防災行政無線、衛星携帯電話等による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

第４　食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

資料編　◦８－５　埼玉県防災ヘリコプター応援協定

第５　道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

第１０節　交通対策計画

【関係機関・総務部】

第１　目標

１　目的

災害時における交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

２　留意点

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。町は、組織状態を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして的確に対処する。

第２　交通応急対策計画

１　交通支障箇所の調査及び通報

(1) 町は、町が管理する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況を速やかに調査し、速やかに県に報告する。

(2) 道路管理者は、調査班が調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を関連する道路管理者相互に連絡を取り合うものとする。

(3) 町は、前号の状況を直ちに秩父警察署、消防本部、国土交通省関東地方整備局等関係機関の長に対して相互に連絡を取るものとする。

資料編　◦８－９　災害時の情報交換に関する協定

２　応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

(1) 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷、トンネルの一部損壊、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強、トンネルの補強等、必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

(2) 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。

(3) 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、町は付近の道路網の状況により、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。

(4) 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

(5) 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。

(6) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

第３　交通規制計画

大規模災害発生時には、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このため、秩父警察署及び町は、防災関係機関との連携を図り、被災地における交通の安全と円滑な緊急輸送を確保するため、的確な交通規制を実施する。

１　交通規制実施責任者

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	(1) 災害により道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき。	歩行者 車両等	道路交通法第４条
		(2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条
警察署長	同上	災害により道路の決壊その他交通上危険な状態が発生し、必要があると認めるとき。ただし、通行の禁止又は制限をすべき区間が２以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が１か月未満のものについて実施する。	歩行者 車両	道路交通法第５条
警察官	車両等の後退又は道路交通法の定める方法と異なる通行方法の命令	(1) 災害発生時において車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、当該道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるとき。	現場にある車両等の運転者	道路交通法第６条第２項
	必要な指示	(2) 前２号の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないとき。	現場の関係者	道路交通法第６条第３項
	通行の禁止又は制限	(3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき。	歩行者 車両等	道路交通法第６条第４項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合	同上	道路法第46条第１項

２　交通対策の区分

交通対策を実施する路線は国道、県道、町道及び林道等の区分によって行うものとする。ただし、災害の状況によっては関係機関による交通対策が遅れ、間に合わない場合も予想されるため、関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり、適切な交通対策が期されるよう配慮して行うものとする。

３　交通対策

(1) 道路交通法及び災害対策基本法に基づく交通規制

ア　第１次交通規制（災害発生時に現場警察官が行う規制）

災害が発生した場合、警察官は直ちに次の規制措置をとること。

国道 299 号：坂氷交差点、根古屋交差点からそれぞれ横瀬町方面に向かう車両の通行制限を行う。

イ　第２次交通規制

災害の規模、被害の状況等に応じ、次に掲げる規制線を設定するものとする。なお、状況の変化等によっては、さらに道路を指定して規制を実施することができる。

県道熊谷小川秩父線：規制

ウ　規制路線以外の規制

規制路線以外の道路であっても交通量が比較的多い道路については、その道路と規制路線との交差点において緊急通行車両等の交通確保のため、規制路線方向への通行を禁止するものとする。

エ　迂回路

警察署長は、規制路線等の損壊又は橋の倒壊等により交通が寸断される場合を考慮し、迂回路を選定しておくこと。

オ　交通規制の要領

緊急交通路は、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限されるため、走行中の一般車両を緊急交通路以外の通路又は場所に移動させる。

(2) 道路管理者による規制

ア　第１次交通規制の場合

災害が発生した場合、走行中の全車両を道路の左側に寄せて停車させる。道路中央部分又は第２通行帯を緊急車両等の通行路として確保し、通行を禁止し、又は迂回させる等必要な措置を継続して実施すること。

イ　第２次交通規制の場合

第２次交通規制は、第１次交通規制実施後において、原則として警察署長の命令又は現場の判断により実施すること。

有線途絶の場合は、無線等で指示、連絡を行うので受令機を携帯して傍受すること。

4　発見者等の通報

災害時に道路施設の被害、その他で通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、警察官又は本部に通報する。通報を受けた者は、速やかに道路管理者に通報する。

5　規制の標識等

交通の規制をするときは道路標識等を設置して行う。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき、その他、道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときには、警察官の現場の指示によりこれを行うことができる。

(1) 規制標識

道路法及び道路交通法に基づき規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により、災対法に基づく場合は、災対法施行規則に定める様式によって表示する。

(2) 規制条件の表示

道路標識には次の事項を明示して表示する。

ア　禁止制限の対象

イ　規制する区間

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

(3) 迂回路の表示

規制を行ったときは、適当な迂回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

6　報告

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知する。

(1) 報告等の系統

各機関への報告等は次の系統によるものとする。

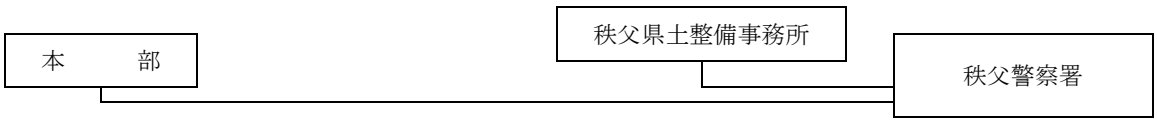

(2) 報告事項

各機関は、通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　禁止制限の種別と対象

イ　規制する区間

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　迂回路その他の状況

第４　緊急輸送道路の確保

災害時における被災者の避難、物資の輸送等を迅速確実に行えるよう、道路の確保を図るものとする。

1　優先的に確保する道路

①　一般国道299号

②　主要地方道　青梅秩父線

③　主要地方道　熊谷小川秩父線

なお、上記道路の障害物の除去等はそれぞれの管理者が行うものとする。国・県道については、原則として県が行うものであるが、県が対応できない場合は、災対法第 64 条第２項により、本部長（町長）判断で、障害物の除去その他の措置を講じる。

資料編　◦６－２　県指定緊急輸送道路（町内）

2　道路の確保の方法

町道の確保は、あらかじめ協定を締結している事業所に依頼し、発災後速やかに事業所周辺の道路の障害物の除去や応急復旧に当たるものとする。

3　放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第５　緊急通行車両確認等

1　緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、秩父警察署長に申請する。申請は所定の様式によりその都度行う。確認後は所定の標章及び証明書が交付される。

緊急通行車両使用者は、交付された標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

２　緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災対法第 50 条第１項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。

資料編　◦９－２　緊急通行車両等確認様式

第１１節　災害救助保護計画

【関係機関・総務部、救護部】

第１　避難計画

１　計画方針

(1) 緊急時に際し危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図るための計画とする。

(2) 避難所の名称、所在地及び収容人員等は資料編に掲げるとおりとする。

資料編　○４－１　指定緊急避難場所等一覧

２　避難の勧告又は指示の実施

(1) 実施責任者

ア　町長及び水防管理者

町長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退き等の勧告又は指示を行うものとする。

この場合、町長は知事に必要な事項を伝達するものとする。

イ　知事又はその命を受けた職員

(ｱ) 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。（災対法第60条第５項）

(ｲ) 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。（地すべり等防止法第25条）

ウ　警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長若しくはその権限を代行する町の職員が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。

この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。

エ　自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

この場合、自衛官は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達するものとする。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。

なお、台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高いため、町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないとき

は、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

ア　要避難対象地域

イ　立退き先

ウ　避難先及び避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）

エ　避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

オ　避難時の留意事項（例：避難行動時の最小携帯品、電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること等）

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを勧告し、若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

・町長

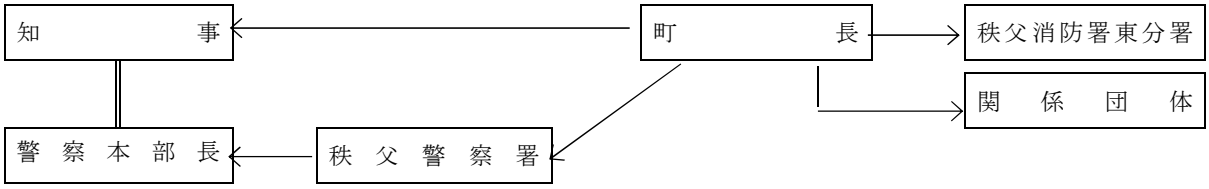

・知事又はその命を受けた職員

（洪水の場合）

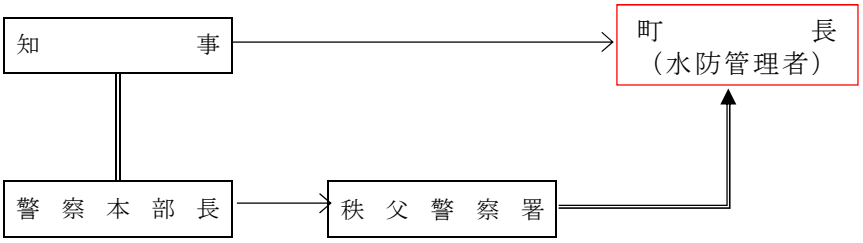

（地すべりの場合）

洪水の場合に準じる。ただし、水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

・水防管理者

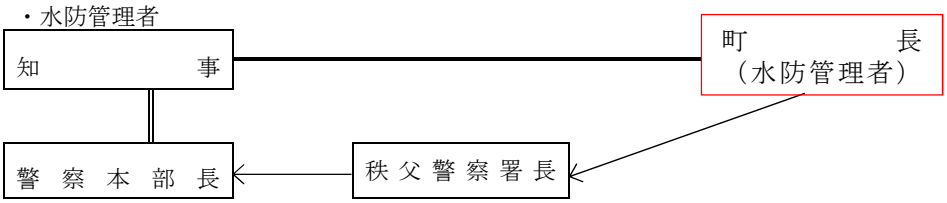

・警察官及び自衛官

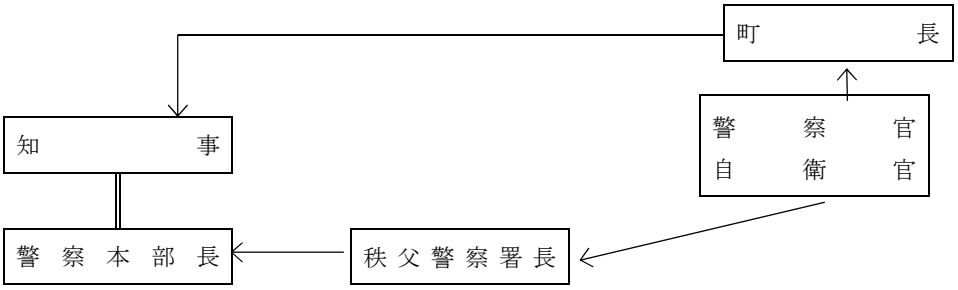

(4) 発令基準及び伝達方法

ア　町長は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を発令する。

避難勧告等の意味合いを明確化するため、避難勧告等を次の三類型とする。

避難の勧告等の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとする。

イ　サイレン、標識によるほか広報車、消防機関による周知、防災行政無線等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。

できるだけ人心を恐怖状態に陥らせないようにするとともに、火災の予防についても警告するものとする。

なお、周知の際、障がい者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難の勧告等においては、要避難対象地域、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項（例：避難行動時の最小携帯品、電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること等）を明示して行う。

〔避難準備情報〕

発 令 状 況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況
町の定める発令基準	**【水害】** 次の状況になった場合 ①　漏水等が発見された場合 **【土砂災害】** 次のいずれかの状況になった場合 ①　土砂災害警戒情報発表時（県河川砂防情報システムにより土砂災害警戒区域が存在する地域で２時間後までに土砂災害発生警戒基準を超過すると表示された場合） ②　大雨注意報が発表され、夜間から明け方にかけて大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及され、かつ、土砂災害警戒情報発表時（県河川砂防情報システムにより土砂災害警戒区域が存在する地域で２時間後までに土砂災害発生警戒基準を超過すると表示された場合） ③　強い降雨を伴う台風が夜間の発表が予想される場合から明け方にかけて接近又は通過することが予想される場合 **【雪害】** 次のいずれかの状況になった場合 ①　大雪特別警報が発表され、積雪が60cm以上予想される場合 ②　大雪注意報が発表され、夜間から明け方にかけて大雪警報若しくは大雪特別警報に切り替わる可能性が言及され、積雪が60cm以上予想される場合
伝 達 方 法	口頭伝達又は広報車、防災行政無線等を使用して行う。
住民に求める行動	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

〔避難勧告〕

発 令 状 況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況
町の定める発令基準	**【水害】** 次の状況になった場合 ①　異常な漏水等が発見された場合 **【土砂災害】** 次のいずれかの状況になった場合

	①　土砂災害警戒情報発表時（県河川砂防情報システムにより土砂災害警戒区域が存在する地域で１時間後までに土砂災害発生警戒基準を超過すると表示された場合） ②　大雨警報（土砂災害）発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③　土砂災害の前兆現象（湧き水・渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※避難勧告を発令している状況下で、さらに大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難勧告対象地区の範囲が十分であるかどうか等、再度確認 **【雪害】** 次の状況になった場合 ①　大雪特別警報が発表され、積雪が100㎝以上予想される場合 ※避難勧告を発令している状況下で、更に大雪特別警報が発表された場合には、避難勧告対象地区の範囲が十分であるかどうか等、再度確認
伝 達 方 法	①　　サイレン、標識によるほか広報車、消防機関による周知、防災行政無線等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 ②　できるだけ人心を恐怖状態に陥らせないようにするとともに、火災の予防についても警告するものとする。
住民に 求める行動	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始

〔避難指示〕

発 令 状 況	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
町の定める 発令基準	**【水害】** 次のいずれかの状況になった場合 ①　異常な漏水の進行や亀裂・地すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②　決壊や越流が発生した場合 **【土砂災害】** 次のいずれかの状況になった場合 ①　土砂災害警戒情報発表時（県河川砂防情報システムにより土砂災害警戒区域が存在する地域で、実況で土砂災害発生警戒基準を超過したと表示された場合） ②　土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③　土砂災害が発生した場合 ④　山鳴り、流木等の発生が確認された場合 ⑤　避難勧告による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合 ※大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるかどうか等、再度確認 **【雪害】** 次の状況になった場合 ①　住家に係る災害が発生した場合 ②　住家に影響のあるなだれ等の発生が確認された場合 ※大雪特別警報が発表された場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるかどうか等、再度確認
伝 達 方 法	①　　サイレン、標識によるほか広報車、消防機関による周知、防災行政無線等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 ②　できるだけ人心を恐怖状態に陥らせないようにするとともに、火災の予防についても警告するものとする。
住民に 求める行動	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ・人的被害の発生した状況

(5) 避難の勧告・指示の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者を含めて、避難を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

(6) 避難措置の解除

避難措置の解除の伝達は、勧告・指示の伝達に準じて行うものとする。

(7) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたとき警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った者は、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状　　況	措　　置	指　示　者	対 象 者
ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(ｱ) 立入制限 (ｲ) 立入禁止 (ｳ) 退去命令	(ｱ) 町長 (ｲ) 警察官（注１） (ｳ) 自衛官（注３） (ｴ) 知事（注４）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ　水防上緊急の必要がある場合（水防法第21条）	(ｱ) 立入禁止 (ｲ) 立入制限 (ｳ) 退去命令	(ｱ) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 (ｲ) 警察官（注２）	水防関係者以外の者
ウ　火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ｱ) 退去命令 (ｲ) 出入の禁止 (ｳ) 出入の制限	(ｱ) 消防吏員又は消防団員 (ｲ) 警察官（注２）	命令で定める以外の者
エ　人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第４条）	(ｱ) 引き留め (ｲ) 避難 (ｳ) 必要な措置命令	(ｱ) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注１）　町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注２）　(ｱ)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注３）　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ｱ)及び(ｲ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注４）　知事は災害によって町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって実施しなければならない。

(8) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、関係機関及び住民にその内容を周知する。また、自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の３点である。

ア　避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ　警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ　避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

３　避難誘導

(1) 避難所、避難経路の選定

町長は、災害時における地域条件等の状況を考慮し、地区ごとに、災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を選定し、住民への伝達に努めるものとする。

(2) 避難誘導

ア　住民に対し、避難の勧告・指示を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

(ｱ) 災害の発生状況に関する状況

・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）

・災害の拡大についての今後の見通し

(ｲ) 災害への対応を指示する情報

・危険地区住民への避難指示

・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請

・周辺河川や斜面状況への注意・監視

・誤った情報に惑わされないこと

・冷静に行動すること

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

イ　避難に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の要配慮者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

〔避難誘導にあたっての留意事項〕

○　避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
○　自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
○　危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
○　状況により、老幼病弱者又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
○　消防団、自主防災組織等の協力を得ながら、道路上の障害物等を除去する。

○　誘導中は、事故防止に努めること。
○　避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと。
○　避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。
・ 病弱者、障がい者
・ 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
・ 一般住民

ウ　要配慮者の安全避難

学校、保育所、児童館、幼稚園、特別養護老人ホーム等の施設の管理者は、災害に備えあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて適切な集団避難を行うものとする。

(ｱ) 学校（小・中学校の児童・生徒）、保育所・児童館・幼稚園（児童）の集団避難

a　避難誘導

(a) 校長、所長、館長、園長はあらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

(b) 教職員等は校長、所長、館長、園長の指示を的確に把握して、校（園）舎配置別又は学年別等を考慮し、あらかじめ定められた避難経路に従って迅速、確実に校（園）舎外の安全な避難場所に誘導する。

b　避難指示の周知

(a) 校長、所長、館長、園長は教職員及び児童・生徒、園児に対する避難の指示を非常ベル又は非常放送等により行い、その旨の周知徹底を図る。

(b) 校長、所長、館長、園長は教職員及び児童・生徒、園児に対する避難の指示を発したときは、直ちに町教育委員会、保育所・幼稚園、警察署、消防署にその旨を連絡する。

c　児童・生徒等の保護

教職員等は、児童・生徒等の所在を確認の上、次のように措置する。

(a) 園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。

(b) 小中学生は、名簿により人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により、教職員の引率のもとに帰宅させる。なお、心身に障がいのある児童・生徒については、緊急連絡網により通学区域ごとに、保護者の帰宅時間及び引き取りの所定の場所に連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

(ｲ) 特別養護老人ホーム等福祉施設の集団避難

a　避難誘導

施設長は、災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、施設で設置する自主防災組織により入所者を担走者と独走者とに区別し、適当な人数ごとに編成させて、職員が引率のうえ、施設が指定する避難場所又は空き地及び野外の仮設テント、その他安全な場所に避難誘導する。

b　誘導指示の周知

施設長は職員及び入所者に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨の周知徹底を図る。

c　移送の方法

(a) 施設長は自主防災組織で定める班編成により、迅速に、安全な場所への誘導をするため

避難経路を指定し、入所者を施設外の安全な場所まで移送する。

(b) 施設長は、施設外への入所者の移送について自力で歩行不可能な入所者については、施設職員等を引率責任者として、警察官、消防団員、防犯ボランティア等の協力を得て担架により移送を行う。

(c) 施設長は、避難誘導を集結した場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに、救出結果の点検を行う。

d　避難場所の設置、備蓄

施設長は、災害時における避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び記録、応急救護所の設置を図るとともに、移送に必要な医薬品、食料品、衣料、担架、車両、手押し車等を備蓄しておく。

(ｳ) 在宅のひとり暮らしの高齢者、要介護高齢者等の避難

本節「第４　要配慮者等の安全確保対策」を参照。

(3) 避難順位及び携帯品等の制限

ア　避難立退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難がおおむね終了した後とするものとする。

イ　携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障をきたさない最小限度のものとする。

ウ　なお、これらの内容をあらかじめ住民に周知しておくものとする。

(4) 避難者の確認

ア　避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立退きが遅れた者等の有無の確認に努め、立退きが遅れた者がいる場合は救出する。

イ　避難の勧告、指示に従わない者については説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。

４　避難所の開設等

町は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは避難の勧告・指示が出され住民が避難を行う場合、宿泊、給食等の一時的収容保護を実施するため、避難所を開設するものとする。

また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

なお、救助法が適用された場合には、法の定めるところによるものとする。

(1) 実施責任者

ア　災害全般について、町長が行う。

イ　夜間等の場合には、本部からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、指定登庁職員又は居合わせた職員が施設入口（門）を開け放ち、避難所開設の準備を行う。

ウ　既に避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。

エ　避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう救助法の定める実施基準に準じて行うものとする。

(2) 避難所開設の方法

ア　避難所は、学校、公会堂、町民会館、旅館、飲食店、神社、仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。

イ　開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよ

う縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

ウ　避難所を開設したときは、町はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

エ　町長は避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

①　避難所の開設の目的、日時及び場所
②　箇所数及び収容人員
③　開設期間の見込み

オ　避難所開設の報告

避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、本部に無線若しくは電話等によりその旨を報告する。本部は知事、警察署、消防等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

５　避難所の管理運営

町は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、避難所の運営を行う。運営等にあたっては、県が策定した「避難所の運営に関する指針」や地域の実情に応じたマニュアル等に基づき管理運営を行うものとする。また、以下の点に留意して適切な管理を行う。

(1) 名簿・運営記録等の作成

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。町内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、他市町村に応援要請する。

また、居住区域の割り振り、運営状況の報告、運営記録の作成等を行う。

(2) 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等、運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

(3) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

(4) 要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置するように努める。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

(5) 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

〔要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示〕

- 高齢者…紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
- 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- 肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- 病弱者及び内部障がい者…医薬品や使用装具
  膀胱又は直腸機能障がい者：オストメイトトイレ、ストマ装具
  咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
  呼吸機能障がい者：酸素ボンベ
- 聴覚障がい者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- 視覚障がい者…白杖、点字器、ラジオ
- 知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- 女性…女性用下着、生理用品などの衛生用品
- 妊産婦…マット、組立式ベッド
- 外国人…外国語辞書、対訳カード

(6) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

(7) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制の確立、必要に応じて県に医療救護班の派遣の要請等を行う。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

(8) 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができるものとする。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

資料編　◦９－４　避難者カード
◦９－５　避難収容状況調

6　福祉避難所の指定

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った社会福祉施設等へ入所を依頼して保護するものとする。

総合福祉センター、横瀬町保育所、社会福祉法人清心会さやかワークセンター、町外では秩父市内

に立地する埼玉県立秩父特別支援学校（体育館）と協定を締結している。

7　救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編　◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

8　広域一時滞在

(1) 町は、災害から被災住民を避難させることが町内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。

(2) 町は、他の市町村から避難所の協力を求められた場合は、県の支援を受けながら広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

(3) 県は、都道府県外広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合、町からの協議に基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。

(4) 避難所の運営に当たっては、５に準じる。

(5) 自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

第２　救急救助・医療救護計画

1　基本的な考え方

(1) 趣旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する必要がある。

また、より迅速・円滑に活動するため、医薬品や衛生資器材の確保、調達を進めるものとする。

(2) 活動項目リスト

ア　救急・救助

イ　傷病者搬送

ウ　医療・助産

エ　精神科救急医療の確保

オ　保健衛生

(ｱ) 感染症、二次被害予防

(ｲ) 精神ストレスへの対応

(3) 留意点

ア　効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、多数の負傷者が同時多発的に発生する。そのため、県、医師会、消防機関と連携し、効率的な出動体制・搬送体制の整備を図る。

イ　柔軟な救急救助、医療救護の実施

大規模災害時は、医療機関そのものも被災し医療行為を実施できない状態になる可能性がある。また、搬送経路となるべき道路の通行にも支障が出ると考えられるため、医療機関の選定や搬送経路の決定は、十分に被災状況に即して柔軟に対応していくことが重要となる。

ウ　消防機関、医師会等との連携

各地域における負傷者・死者の被害状況及び医療機関の被災状況等について、いかに速く正確に掌握できるかが、その後の医療救護活動を効率的に進める上でのキーポイントとなる。各医療機関、保健所、医師会及び各防災機関との情報交換・収集体制の整備を図る必要がある。

２　救急・救助

(1) 通信連絡系統

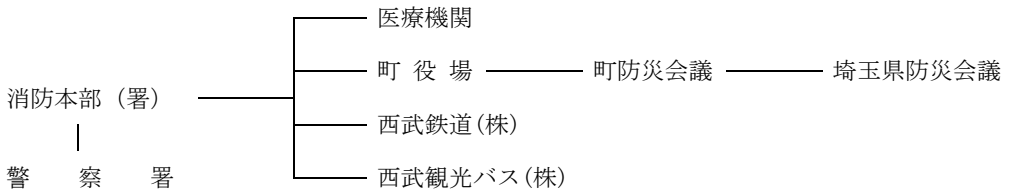

(2) 救急情報並びに救急活動

集中災害が発生した場合の収集及び伝達は迅速に行い、適切な救急活動を図る。

ア　集団災害を認知した場合、情報収集連絡班は早期に情報を収集し、災害に必要な救助隊の派遣、消防職（団）員の招集を図るとともに、医師会、救助隊、日赤、警察等の協力体制を整えるものとする。

イ　消防署・分署は、医療機関と密接な連絡を行い救急活動の円滑を図る。負傷者多数で医療機関へ収容することができない場合は、代替の施設（学校・町民会館等）と連絡をとり、収容並びに医師の派遣を要請する。

ウ　消防職員及び団員の招集

消防署・分署は、災害の状況に応じた体制を確立するため、消防職員及び団員を招集し、救急・救助にあたる。

(3) 救急・救助における出動

ア　救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と他の隊が連携して出動する。

イ　救助活動を必要としない現場への出動は、救助隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

ウ　町長は必要に応じて、埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）の出動要請を知事に依頼する。

(4) 救急・救助における活動

ア　救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。

イ　延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

ウ　延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。

エ　同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

(5) 救急・救助体制の整備

町は、消防団等を中心に、住民の協力を得ながら、各地域における救急・救出救助体制の整備を図る。

(6) 他機関への応援要請

ア　消防相互応援協定による応援要請

イ　町長による応援出動の指示

ウ　緊急かつ広域的な応援要請

エ　要請上の留意事項

(ｱ) 要請の内容　　(ｲ) 応援隊の受入体制

(7) 救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編	**◦８－１　災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定** **◦８－２　消防相互応援協定（埼玉西部広域事務組合）** **◦８－４　秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書** **（秩父広域市町村圏組合、秩父市、皆野町、長瀞町、小鹿野町）** **◦８－６　比企広域市町村圏組合　消防相互応援協定** **◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表**

３　傷病者搬送

(1) 傷病者搬送の手順

トリアージにより適切な医療を必要とする重傷病者は、消防本部その他関係機関の協力を得て、災害拠点病院等の後方医療施設へ迅速に搬送するものとする。

ア　傷病者搬送の要請

(ｱ) 消防機関は搬送用車両の手配・配車を行う。

(ｲ) 重症者など消防本部で対処できない場合は、必要に応じて、県に防災ヘリコプターやドクターヘリの要請等を行う。

イ　傷病者の後方医療機関への搬送

(ｱ) 傷病者搬送の要請を受けた消防本部その他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。

(ｲ) 救護班は、保有している自動車が使用可能な場合は、必要に応じ自動車により該当する傷病者を搬送することができる。

(ｳ) 災害の規模が大きい場合、人命第一の立場から、救護部職員、その他町職員により担架で搬送する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

ア　情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

イ　搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

ウ　搬送経路

災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

エ　ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

資料編　◦４－２　医療機関一覧
◦８－５　埼玉県防災ヘリコプター応援協定

4　医療・助産

(1) 医療・助産救護活動

ア　医療救護班の編成

原則として医師会の協力を得て、医療機関の医師等により医療救護班を編成する。

イ　県への派遣要請

医療救護活動に従事する医療従事者が不足するなど町で対応できない場合又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、次の事項を明示して県災害派遣医療チーム「埼玉ＤＭＡＴ」など、県及びその他関係機関に協力を要請するものとする。

(ｱ) 診療科別必要人員　　(ｲ) 必要医療救護班数

(ｳ) 期間　　(ｴ) 派遣場所

(ｵ) その他必要事項

(2) 救護所の設置

必要に応じ総合福祉センターや指定施設に救護所を設置するとともに、住民に周知を図る。

(3) 精神科救急医療の確保

町は、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神に障がいが認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(4) 透析患者等への対応

人工腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、県、医療機関と連携し、継続的医療の確保を図る。

(5) 救助法が適用された場合の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、資料編に掲げる範囲内において県に請求できるものとする。

資料編　◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

5　医療品、医療資器材の調達

医薬品、医療資器材の調達は次のとおりとする。

(1) 医療及び助産活動に必要な医療用資器材等の調達について日頃より計画しておく。

(2) 手許にある医療及び助産活動に必要な医薬品等を優先的に使用するものとし、薬剤師会や医薬品販売業者と協定を締結するなど、当該医薬品等が不足したときは、速やかに業者から調達する。

(3) 輸血用血液の供給は、医療機関が県を通じて日本赤十字社埼玉県支部に依頼するものとする。

6　精神保健活動

(1) 災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者等が精神に不調をきたす場合があることから、被災者の精神的ケアの対応を行うため、精神科医療機関又は県に精神保健活動班の派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

(2) 町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状

が悪化し、緊急に入院が必要な精神に障がいが認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

７　栄養指導

町は、災害の状況により、栄養指導班を編成し、避難所等に派遣し、炊き出しや給食施設の管理指導、栄養補給に関することなど、栄養指導活動を行う。

第３　遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に捜索、収容、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。なお、遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

１　遺体の捜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、町職員並びに消防団員をもって捜索隊を編成し、県・警察本部・関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに実施するものとする。

(1) 実施方法

ア　遺体の捜索は、救出に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施するものとする。

イ　遺体の捜索は、災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

(2) 応援の要請等

諸般の事情により捜索が実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあっては、県本部に応援の要請を行うものとする。

２　行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

３　遺体の処理

①　遺体収容所（安置所）の開設	町は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数を指定しておくものとする。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。
②　遺体の輸送	町は県に報告の上、遺体を警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
③　死体調査等	警察官は、検視又は死体調査を行う。 県救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
④　検案	県救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄縫合・消毒等の処理を行う。
⑤　遺体の収容	町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥　一時保管	町は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

４　遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により町が実施するも

のとする。なお、被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者及び引取り手のない者の埋・火葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

①　火葬の場所	火葬は原則として秩父広域市町村圏組合秩父斎場で実施する。
②町に漂着した遺体	遺体が町（救助法適用地域外）に漂着した場合、町は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。 （１）棺（付属品を含む。） （２）埋葬又は火葬 （３）骨つぼ又は骨箱

(2) 遺体の埋・火葬の実施

ア　遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ　焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

火葬場の所在地は、次のとおりである。

名　　称	住　　所	電　話　番　号
秩父広域市町村圏組合秩父斎場	秩父市下宮地5361	23―1678

(3) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については町が負担するものとする。

第４　要配慮者等の安全確保対策

１　避難行動要支援者等の安全確保

(1) 避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援関係機関等が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿や避難支援プラン（個別プラン）を活用し、避難行動要支援者が地域支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

ア　避難支援関係機関等は、平常時から名簿情報を避難支援関係機関等に提供することに同意した

避難行動ｈｈｂ要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

イ　避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係機関等その他の者に名簿情報を提供できる。

ウ　町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

エ　避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援関係機関等から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 安否確認及び救助活動

町は、避難行動要支援者名簿等を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援関係機関等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

町は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。

・避難行動要支援者等を避難所、福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児等の名簿に掲載されない要配慮者を考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

２　避難生活における要配慮者支援

ア　生活物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

イ　避難所における要配慮者への配慮

(ｱ) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(ｲ) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(ｳ) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(ｴ) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

ウ　避難所外も含めた要配慮者全般への支援

(ｱ) 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供に努める。

(ｲ) 相談窓口の開設

町社会福祉協議会に相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(ｳ) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(ｴ) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(ｵ) 福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

エ　応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

3　社会福祉施設等入所者の安全確保

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保するものとする。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難が必要な場合は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行うものとする。

施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を要請するものとする。

(3) 受入先の確保及び移送

町は、施設が被災した場合は、受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助するものとする。

(4) 生活救援物資の供給

町は、備蓄物資の放出及び物資の調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

(5) ライフラインの優先復旧

町は、施設機能の早期回復を図るため、電力、水道等の優先復旧を要請又は実施する。

(6) 巡回サービスの実施

町は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

4　外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

町は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

町は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

町は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保について、県に要請する。

第５　帰宅困難者対策

町内での従業者、観光客等の安全確保を図るため、関係機関と連携し、以下の対策を行うものとする。

１　情報提供等

帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

〈帰宅困難者に伝える情報例〉

・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）

・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）

・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）

・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・緊急速報メールによる情報提供 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
県	情報の提供、広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
鉄道機関	情報の提供、広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話（株）	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル(171) のサービス提供 ・特設公衆電話の設置等
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板のサービス提供

ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 （県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

２　一時的な滞在

(1)一時滞在施設の開設

災害の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、町役場を一時滞在施設として開設する。

なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の開設・運営については、避難所の開設・運営を準用する。

〔一時滞在施設の運営の流れ〕

(ｱ) 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認

(ｲ) 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定

(ｳ) 施設利用案内等の掲示

(ｴ) 電話、特設公衆電話、FAX 等の通信手段の確保

※ 一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

(2) 一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

また、安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

(3) 一時滞在施設運営

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜、帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

(4) 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること等が、一つの判断材料となる。

町は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報の収集および提供を行う。

３　帰宅活動への支援

代替輸送の発着所となる町は、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。また、町は発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

徒歩帰宅者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションとの協定に基づく支援を推進する。また、沿道の住民や事業所等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するよう努める。

実施機関	項目	対策内容
町、県、県バス協会、鉄道事業者	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	・バス輸送の実施
	トイレ等の提供	・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	沿道照明の確保	・帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第１２節　生活支援計画

【関係機関・救護部、建設部、教育部】

第１　食料供給計画

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期するものとする。

１　基本事項

(1) 災害時における食品給与

災害時における被災者等に対する食品の給与は、原則として次により実施する。

ア　給与は、町長が実施する。

イ　給与の内容は次のとおりとする。

(ｱ) 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

(ｲ) 町は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

ウ　給与する食品の品目は、次のとおりとする。

(ｱ) 前号(ｱ)米穀（米飯を含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。

なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

(ｲ) 前号(ｲ)にあっては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(2) 食品給与計画の策定

町長は、災害時の食品給与の円滑を期するため、食品の調達（備蓄を含む。）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定しておくものとする。

２　食品調達計画

(1) 事前協議

町長は、食品の調達に関する計画の策定に当たっては、被害想定等に基づく必要数量等を把握のうえ、調達先、調達数量、輸送方法その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努めるものとする。

(2) 備蓄食料の放出

防災倉庫に備蓄しているアルファ米、乾パン等を避難者等に供給する。

資料編　◦４－３　防災倉庫及び防災備蓄品

(3) 米穀の調達

ア　町は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、県に米穀の調達を要請することができる。

イ　町は、交通、通信の途絶等、被災地が孤立等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省政策統括官又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21 年5月29 日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

(ｱ) 町は、政策統括官に直接要請を行う場合は、担当職員は政策統括官付貿易業務課担当者（別

紙１）に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙２）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてＦＡＸ又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

なお、町長が直接、政策統括官に要請を行う場合は、必ず担当職員は県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

資料編　◦９－11　災害救助用米穀の引渡に関する要請書

(4) その他の食品の調達

町長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足が生ずる場合は、知事に食品の調達を要請することができる。

(5) 配給対象者及び数量の把握

ア　避難所の配給対象者については、それぞれその避難所の責任者からの報告により把握する。

イ　在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力を得て把握する。

ウ　災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て把握する。

［食料確保の基準］

配給対象	配給限度数量
①　被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	１食当たり精米換算200ｇ
②被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う場合	１食当たり精米換算400ｇ
③急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事している者に対して給食を行う必要がある場合	１食当たり精米換算300ｇ
④特殊災害（爆発、転覆等）の発生に伴う被災者に対して給食の必要がある場合	１食当たり精米換算300ｇ

３　食品輸送

(1) 輸送方法等

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行うものとして計算し、荷姿は次のとおりとして積載量を計算するものとする。

玄米	紙袋入り１袋30キログラム入り（精米換算27.3キログラム）
	麻袋入り１袋60キログラム入り（精米換算54.6キログラム）
精米	紙袋又はビニール袋入り　１袋　10キログラム入り
乾パン	段ボール箱入り　１箱128食入り
アルファ米	段ボール箱入り　１箱100食入り（10キログラム）
乾燥がゆ	段ボール箱入り　１箱50食入り
クラッカー	段ボール箱入り　１箱70食入り

(2) 輸送の分担

町が調達した食品の集積地までの輸送及び町内における食品の移動は、町が行う。

４　災害時における食品集積地

(1) 集積地の選定

町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、総合福祉センターに集積することとする。なお、当該施設の所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておく。

(2) 集積地の管理

食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

5　炊き出しの実施及び食品の配分

(1) 炊き出し等の場所

町は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の給与を実施する。

炊き出しは原則として、学校給食共同調理場、学校、町民会館、集会場、総合福祉センター等調理施設のある場所で行う。

(2) 県への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請することができる。

(3) 実施状況報告

町長は、炊き出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

6　救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編　◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第２　衣料、生活必需品等供給計画

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を期するものとする。

1　実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、救助法の基準に準じて町長が行うものとする。

2　被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与

被災者に対する被服等の給与は、次のとおり実施するものとする。

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者

(2) 生活必需品の供給計画

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定しておくものとする。

ア　実施主体

原則として町が行うものとする。

イ　生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品の給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ウ　目標数量

町人口の１割に相当する量を目標とする。

(3) 給与又は貸与の方法

ア　生活必需品の調達、給与等は、町が行うものとする。ただし、町において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、町に供給するものとする。

イ　防災倉庫に備蓄している日用品、衣服、毛布等を避難者等に供給する。

ウ　生活必需品の購入計画は、町長が災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して行う。

エ　給（貸）与基準

町長は、あらかじめ生活必需品の給（貸）与基準を定め、災害時に必要があると認めたときは生活必需品の給（貸）与を実施する。

(4) 生活必需品等の輸送

町は、調達した生活必需品を避難所等に輸送するものとする。

町長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品（備蓄及び調達物資）の輸送計画を定めるとともに、協定を締結したトラック協会と輸送手順を確認し、要請を行うものとする。

資料編　◦４－３　防災倉庫及び防災備蓄品
◦８－７　災害時における物資の輸送に関する協定書
◦９－８　緊急輸送業務協力要請書

３　救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求するものとする。

資料編　◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第３　救援物資の供給体制の確立

町は、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し運営する。

〔救援物資の集積所〕

名　　称	所　在　地	電　話	受領責任者
横瀬町総合福祉センター	横瀬町大字横瀬1240	25―0083	健康づくり課長

〔救援物資管理の運営方法〕

１　物資拠点の要員の確保

物資拠点の施設管理者は、必要な要員を確保する。

２　民間物流システムの活用

民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワー、倉庫などの施設を活用し、救援物資の受け入れ、仕分けを行う。

３　品目別の物資の受入れ

救援物資の協力を申し出る者に、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ、品目ごとに指定した倉庫に救援物資を受入れ、保管する。

４　必要な物資に関する情報の逐次発信

不足している救援物資の品目や数量、配送先の倉庫などの情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

第４　給水計画

災害のため飲料水がこ渇又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必

要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するものとする。

１　飲料水の供給

(1) 計画方法

町は、町内各所において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約３ℓ）の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援を要請するものとする。

(2) 飲料水の供給基準

被災者等に対する飲料水の供給は、次の基準で実施するものとする。

ア　対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこ渇又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者

イ　確保水量

必要給水量は、被害状況や応急復旧状況を考慮し、次の３段階に分けて順次増加していくものとする。

区　分	確保水量
第１段階 （災害直後の混乱期３日程度で拠点給水、運搬給水で対処する期間）	最低給水量は、生命維持に必要な量として１人１日３ℓとする。当面の目標として、人口の約１％にあたる人数分の３日分の飲料水量の確保をめざしていく。
第２段階 （拠点給水の時期から仮設給水栓を活用し、比較的円滑な応急給水を行うまでの期間）	炊事、洗面等の最低限の生活を営むための水量とする。
第３段階 （１戸１栓程度の給水から平常給水までの期間）	若干の不便はあるが、通常の生活に必要な水量とする。

(3) 給水方法

給水方法については、災害直後の混乱期において運搬給水方式は、人的、物的両面から非常に困難と思われるため、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

ア　拠点給水方式

指定避難（場）所及びこれに近隣する浄水場、配水池等を給水拠点に設定し、飲料水の確実な確保を図る。

イ　運搬給水方式

被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合は、有効な手段であり、次のような特別な場所は、運搬給水で対応する。

(ｱ) 救護所及び特別養護老人ホーム等

(ｲ) 災害時給食設備所

(ｳ) 本部より指示された場所

(4) 応急給水対策

次のような応急対策を行うものとする。

ア　応急給水拠点の整備を図る。

イ　ポリ容器を確保し、給水タンク又は給水タンク車を整備する。現在、町ではポリ袋（６ℓ）300枚備蓄を目標とする。

ウ　災害対策用緊急貯水槽や井戸等の緊急用水源の確保に努める。

エ　ろ水器機等の安全な飲料水確保の手段を整備する。

オ　万一に備えて、殺菌用錠剤を常備する。

(5) 水質の安全対策

給水拠点に設置する災害貯水槽については、日頃より、定期的に水質検査を実施し、残留塩素を補うために薬品の備蓄も行うものとする。また、仮設貯水施設についても使用直前に清掃、消毒を行った後で飲料水を給水するものとする。

資料編　◦４－３　防災倉庫及び防災備蓄品

2　給水施設の応急復旧

(1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、災害の発生のおそれのあるときは、必要な技術吏員の待機、資材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施する。

ア　緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。

イ　施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

(2) 水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとる。

ア　施設の損壊、漏水害を応急復旧する。職員で対応できない場合には、水道事業指定給水装置工事事業者等の応援を求め実施する。なお、町のみでは対応が困難である場合など、状況に応じて県に応援を要請するものとする。

イ　水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用等の停止及び制限等の措置をとる。

(3) 町は、上水道、簡易給水施設、一般の井戸の被害状況調査及び復旧工事は被災状況によるが、被災者の不安の軽減、生活の安定を考慮して仮復旧は１週間以内に完了するよう目指すものとする。

資料編　◦１－７　指定給水装置工事事業者一覧

3　救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できる。

資料編　◦10－１「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第５　応急住宅対策

1　既存住宅の利用

(1) 公的住宅の利用

公営住宅や他の公的住宅の空室、公営宿泊施設を一時的に供給する。

ア　公的住宅の確保

町は災害時に、県、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空室の確保を依頼し、被災者に供給する。

イ　入居資格

次のすべてに該当する者のほか、町長が必要と認めるものとする。

ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

(ｱ) 住宅が全焼、全壊又は流失した者

(ｲ) 居住する住居のない者

(ｳ) 自らの資力では住宅を確保することができない者

ウ　入居者の選定

町は、確保した空室の募集計画を策定し、空室の住宅の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、応急仮設住宅の基準に準じ、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

２　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市町村からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(1) 建設仮設住宅の設置

町は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

ア　仮設住宅の設置

設置戸数の決定	県は、町からの要請に基づき、設置戸数を決定する。 必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。
建設用地の確保	県及び町は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設予定地を定めておく。 ①飲料水が得やすい場所 ②保健衛生上適当な場所 ③交通の便を考慮した場所 ④住居地域と隔離していない場所 ⑤土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

イ　仮設住宅の供給

入居者の選定	町は県と協力し、被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者決定する。 ①　住居が全焼（壊）又は流失した被災者 ②居住する住宅がない被災者 ③自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者 ※選定に当たっては、救護班、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。 なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼育に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。
入居期間	入居期間は竣工の日から原則として２年以内とする。
要配慮者への配慮	県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

ウ　仮設住宅の管理

町は、県から委託された仮設住宅維持管理について、公営住宅に準じて行う。

エ　救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を町長に委任した場合の仮設住宅の設置費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編　◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

オ　建設業者及び労務の供給

応急仮設住宅の建設は、県若しくは町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

応急仮設住宅の建設に当たり必要があるときは、町長は農林水産省（関東森林管理局）に対し、国有林野産物（木材）の払い下げを県を通じて申請し、木材の確保を図る。

(2) 民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

ア　町は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借り上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

イ　入居資格は、(1)イに準ずる。

ウ　入居者の募集・選定は、応急仮設住宅の基準に準じ、その他の生活条件等を考慮して行う。

エ　入居者の管理は、町が、県が定める基準を基に行う。

第６　被災住宅の応急修理計画

災害により半焼又は半壊した住宅を応急修理することで、被災者の生活を当面の間維持する。実施に当たっては、関係機関の綿密な連携のもと、資材の調達や施工業者の決定を迅速に行う必要がある。

１　実施計画

(1) 実施責任者

被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。

(2) 実施基準

災害発生後、速やかに家屋被害認定調査を行い、次の基準で被害家屋の応急修理を実施するものとする。

ア　修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等により修理戸数を決定する。

イ　修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

資料編	**◦８－10　災害時における家屋被害認定調査に関する協定書** **◦９－10　家屋被害認定調査に関する要請書** **◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表**

(3) 救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

(4) 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

第７　建築物災害応急活動計画

災害により被害が生じた場合、建築物の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、被災建築物応急危険度判定に関することなど必要な措置を講じるものとする。

１　公共建築物の応急活動

町役場庁舎、小中学校、町営住宅、町民会館等について、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

２　一般建築物の応急活動

建築物の所有者は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。また、町は、被害の状況を把握し危険防止のため必要な

措置を講じるとともに、被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。応急危険度判定結果に基づき、町有の被災建築物に適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

また、二次災害防止のための応急措置を実施するに当たり、人員・資機材等が不足する場合は県に支援を要請する。

第８　文教対策計画

文教施設、設備の被害又は児童・生徒等の被災により通常の教育が実施できない場合の応急教育の方法、教材等の調達・配給その他について定めるものである。

１　留意点

校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保など、早期に授業の再開、継続ができるよう配慮する必要がある。

２　児童・生徒の安全確保

(1) 災害により授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとする。

(2) 災害が比較的広範囲に及ぶと予想される場合で、教育委員会が児童・生徒の安全確保のため一斉に臨時休業の非常措置を必要と判断したときは、防災行政無線等を通じて周知徹底を図る。

(3) 災害により精神的又は心理的ストレスを受けた児童・生徒に対してカウンセリング指導を行う。

３　応急教育計画の樹立

校長は学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急教育や指導の方法などにつき明確な計画を立てておくものとする。

４　災害時の体制

(1) 町

所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。

(2) 校長

ア　状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

イ　災害の規模、児童・生徒、職員、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連絡し、災害対策に協力するため校舎の管理に必要な教職員を確保するなど、万全の体制を確立する。

ウ　状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。

エ　避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。

オ　準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。

カ　応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

キ　児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

ク　学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

５　応急教育の準備

(1) 町

所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

(2) 校長

ア　教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、教育委

員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。

イ　被災地区の教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ　前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。

エ　応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。

オ　避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。

カ　避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

キ　校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

6　応急教育の方法等

ア　文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

イ　応急教育実施の予定場所

学校が被災した場合は、教育委員会は当該学校長と協議し、授業の緊急確保のため次により教育の場を確保する。

(ｱ) 同一学校内の被災をまぬがれた他の施設を利用する。

(ｲ) 町内の他の学校を利用する。

(ｳ) 町民会館等最寄りの公共施設を利用する。

(ｴ) 天幕、プレハブ等により仮設施設を設置する。

(ｵ) 青天の場合は、屋外広場を利用する。

必要がある場合は、隣接市町に被災児童・生徒についての教育事務の委託を行う。

ウ　応急教育の方法

(ｱ) 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

(ｲ) 通学路の被害状況に応じ、通学についての危険防止措置を講ずる。

(ｳ) 必要がある場合は、家族との臨時連絡体制を考慮する。

(ｴ) 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので、授業のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。

エ　給食等の措置

(ｱ) 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

(ｲ) 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

(ｳ) 学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるので、学校給食及び炊き出しの調整に留意するものとする。

(ｴ) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

オ　教育実施者の確保

教職員の被災に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので、当該学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者の確保に努める。

7　教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童・生徒に対する学用品の給与は救助法の基準に準じて行うものとする。調達及び配給の方法については、教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画をたてておくものとする。

ア　実施機関

学用品の調達、配分等は、町が行う。ただし、町による調達が困難と認めたときは、県に調達を依頼するものとする。

イ　給与基準

(ｱ) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒に対して行う。

(ｲ) 学用品の給与は、被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

a　教科書（教材を含む。）

b　文房具

c　通学用品

ウ　給与の時期

災害発生の日から教科書（教材を含む。）については１月以内、文房具及び通学用品については、15 日以内とする。

エ　救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編　◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

8　奨学金貸与の措置

被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与を必要と認められる者については、貸与について特別の措置を講ずるものとする。

9　学校が地域の避難（場）所となる場合の留意事項

ア　校長は、避難（場）所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。

イ　校長は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。

ウ　避難生活が長期化する場合においては、校長は、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

10　その他の事項

ア　学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休業の措置を含め、児童・生徒等の登下校の安全確保に努める。

イ　学校以外の教育機関においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休館（所）を含む適切な措置を講ずる。

ウ　児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

エ　学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

11　文化財の応急措置

建造物が被災した場合には、町は、教育委員会やボランティアによる被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

(1) 被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。

(2) 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。

(3) 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

第９　応急保育計画

災害時における保育所、児童館を利用している児童の安全を確保するため、施設管理者は次の措置を講ずるものとする。

１　児童の保護の場所の確保

施設が被災した場合、保育所、児童館を利用する児童を保護する場所の確保については、次の事項に留意する。

(1) 近隣の災害を免れた施設の利用

(2) 最寄りの公共施設の利用

(3) 天幕等仮設施設の利用

２　児童の保護

保育所、児童館を利用する児童の保護に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 医療、食料等の確保については、被災を免れた地域からの援助や、日本赤十字社埼玉県支部からの緊急援助等を得て、適切な措置を講ずる。

(2) 通入所児童の保健衛生に対する配慮

(3) 必要に応じて、家族との連絡体制の確立

(4) 通入所児童の通所時の安全確保

(5) 児童の遊具等の確保

(6) 臨時施設開設に伴う職員の確保

第10　広聴活動

町は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行うものとする。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

また、町は、県と協力し、情報収集や提供等により、災害情報相談センターの業務に協力する。

第１３節　障害物除去計画

【関係機関・建設部】

第１　目標

１　目的

災害に際して、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

２　留意点

道路上の障害物については、避難路の遮断や緊急物資の輸送に支障をきたすことから、町は、緊急時に使用する道路として優先的に通行を確保すべき路線についてあらかじめ計画を立てておくことが必要である。

第２　実施計画

１　住宅関係障害物の除去

(1) 実施責任者

ア　障害物の除去は、町長が行うものとする。

イ　第一次的には町保有の器具、機械を使用して実施する。

ウ　労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町からの派遣を求めるものとする。

(2) 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施するものとする。

(ｱ) 対象

障害物の除去の対象となるものは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力をもってしては障害物の除去ができないものとする。

(ｲ) 除去の方法

賃金職員等あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。

(3) 救助法が適用された場合の費用等

住宅に対する障害物の除去の費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編　◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

２　道路等の障害物の除去

(1) 道路上の障害物

ア　実施責任者

道路上の障害物の除去について道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、土木班と調整の上、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路管理者が行うものとする。

イ　応急復旧による交通の確保

道路管理者は、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

(2) 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者

が行うものとする。除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

３　障害物の集積場所

町長が管理する道路にかかる障害物の集積場所は、次の表のとおりである。なお、当該施設では不足するような場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

(1) 交通に支障のない町有地を選ぶものとする。

(2) 町有地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結するものとする。

場　　所　　名	集積可能面積
町　民　会　館　駐　車　場	4,706㎡

４　道路管理者に対する連絡

国道又は県道に障害物が堆積し通行不能となった場合は、直ちにこの旨を道路管理者に通報し、これらの除去を要請するものとする。

通知先は、次のとおりである。

区　　分	通　　知　　先	電　話　番　号
一般国道・県道	秩父県土整備事務所	0494―22―3715
一　級　河　川	秩父県土整備事務所	0494―22―3715
砂　防　指　定　地	秩父県土整備事務所	0494―22―3715

５　必要な人員・機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、実施機関現有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

町所有の資機材は、次のとおりである。

区　分	台　数	所　　属
軽トラック	4	建設課、上下水道課

資料編　◦１－９　建設事業者一覧
**　　◦４－４　保有防災資機材の状況**

第１４節　輸 送 計 画

【関係機関・総務部】

第１　目標

この計画は、災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、車両等の調達、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期する。

第２　輸送の基本方針

１　基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

(1) 住民の安全を確保するために必要な輸送

(2) 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送

(3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

２　輸送の対象

各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

(1) 第１段階（被災直後）

ア　救助・医療活動の従事者及び医薬品等

イ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ　医療機関へ搬送する負傷者等

エ　自治体等の災害対策要員、ライフライン施設保安要員など初動の災害対策に必要な人員・物資等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第２段階（おおむね被災から１週間後まで）

ア　第１段階の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　疾病者及び被災地外へ退去する被災者

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第３段階（おおむね被災から１週間後以降）

ア　第２段階の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

第３　調達計画

各部班において、輸送に必要な車両等は、災害発生時点で各々保有する車両等を第１次的に使用し、さらに不足を生ずる場合は総務部（総務班）において集中調達する。

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合には、県に対して調達のあっせん、また人員及び物資の輸送を要請する。また、災害時における物資の輸送に関する協定を締結した機関等に輸送を要請する。陸路での輸送が困難な場合、県若しくは自衛隊にヘリコプターでの航空輸送を要請する。

資料編	◦６－３　公用車一覧 ◦８－７　災害時における物資の輸送に関する協定書 ◦９－８　緊急輸送業務協力要請書

第４　緊急輸送計画

緊急輸送に当たっては、県や町の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。そのため、県と町は相互に連携して輸送業務の調整を行う。

資料編　◦６－２　県指定緊急輸送道路（町内）

第５　配車計画

総務部（政策財政班）が集中調達した車両等の関係各部への配車計画は、次のとおりとする。

１　配車

各部に対する車両等の配分は、災害の状況に応じて定める。

２　配車手続

各部で車両等を必要とするときは、配車請求書を総務部（政策財政班）に提出し、総務部（政策財政班）は、これに基づき集中調達した所要車両等を請求部に引き渡す。

第６　応急救助のための輸送

応急救助のための輸送は、次のとおりとする。

１　輸送の範囲

(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資

(2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

(3) 自治体等の災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資

(4) 医療機関へ搬送する負傷者等

(5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(6) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(7) 疾病者及び被災者の被災地外への輸送

(8) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(9) 災害復旧に必要な人員及び物資

(10) 生活必需品

２　救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編　◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第１５節　要員確保計画

【関係機関・総務部、救護部】

第１　労務供給計画

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

１　要員確保

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

(1) 被災者の避難
(2) 医療及び助産における移送
(3) 被災者の救出
(4) 飲料水の供給
(5) 救助用物資の整理分配及び輸送
(6) 遺体の捜索
(7) 遺体の処理
(8) 緊急輸送路の確保

２　費用

町における通常の実費とする。

３　救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用に要する費用については、資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

資料編　◦10－１　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第２　奉仕団及び公共的団体活用計画

災害時の応急対策実施に際し、日赤奉仕団、婦人会等の民間組織の活用を図る。

１　奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、ボランティア団体、婦人会をもって編成する。

２　活動の内容

奉仕団は、非常災害時には次の実際活動に奉仕する。

(1) 災害現場における負傷者の応急手当と患者の搬送（技術取得者に限る。）
(2) 安全地帯への誘導、危険個所の発見と関係方面への連絡や立入禁止措置等
(3) 救護所や避難所の設置準備、その場所の掲示と広報、その中でいろいろな手伝いや被災者の世話等
(4) 被災者や救助関係者への炊き出し給食
(5) 被災者の搬出家財等の監視や整理
(6) 義援金品の募集とその受付事務、集まった物資の整理、荷造り輸送、被災者への適正な配分等に必要な労力の奉仕
(7) 関係機関の行う被害調査や人員、物資の輸送、その他の救護活動に必要な労力の奉仕
(8) 破損した橋や道路等の復旧作業、被災現場の後片づけ、防疫活動及び被災者の厚生援護等に必要な労力の奉仕

第３　災害ボランティアに関する計画

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関等だけでは十分に対応できないことが予想されることから、各種ボランティア団体の活用を図るものとする。

１　ボランティア団体等の協力

各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての労務の供給を受ける。

２　ボランティアの受入と活動の支援

(1) 町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

ア　ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

イ　町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

３　情報提供

ボランティア活動が円滑に行われるよう、埼玉県社会福祉協議会の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(1) 災害支援ボランティア活動の例示

ア　一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ　特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護 メンタルケア、介護、外国語通訳、手話 等

ウ　ボランティアコーディネート業務

エ　災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

〔専門分野（例）〕

・ボランティアコーディネーター	・心のケア
・乳幼児保育	・介護・障がい別の専門ボランティア（手話通訳 他）
・外国語通訳	・情報・通信
・土木・建築	

オ　砂防ボランティア

(ｱ) 渓流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡

(ｲ) 土砂災害に関する知識の普及活動

(ｳ) 土砂災害時の被災者の援助活動

カ　応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

第４　事業者との連携

町は、事業者との連携を図り、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

第１６節　自衛隊災害派遣要請計画

【関係機関・総務部】

第１　目標

災害の態様及びその規模から自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

第２　自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の３原則が満たされることが基本となっている。

１　公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

２　緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

３　非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

第３　災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の救援のため必要があり、かつ、その実体がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握
(2) 避難者の誘導、輸送
(3) 避難者の捜索、救助
(4) 水防活動
(5) 消防活動
(6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
(7) 診察、防疫、病害虫防除等の支援
(8) 通信支援
(9) 人員及び物資の緊急輸送
(10) 炊事及び給水支援
(11) 救援物資の無償貸付又は贈与
(12) 交通規制の支援
(13) 危険物の保安及び除去
(14) 予防派遣
(15) その他

第４　災害派遣の要請

１　連絡系統

陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統図

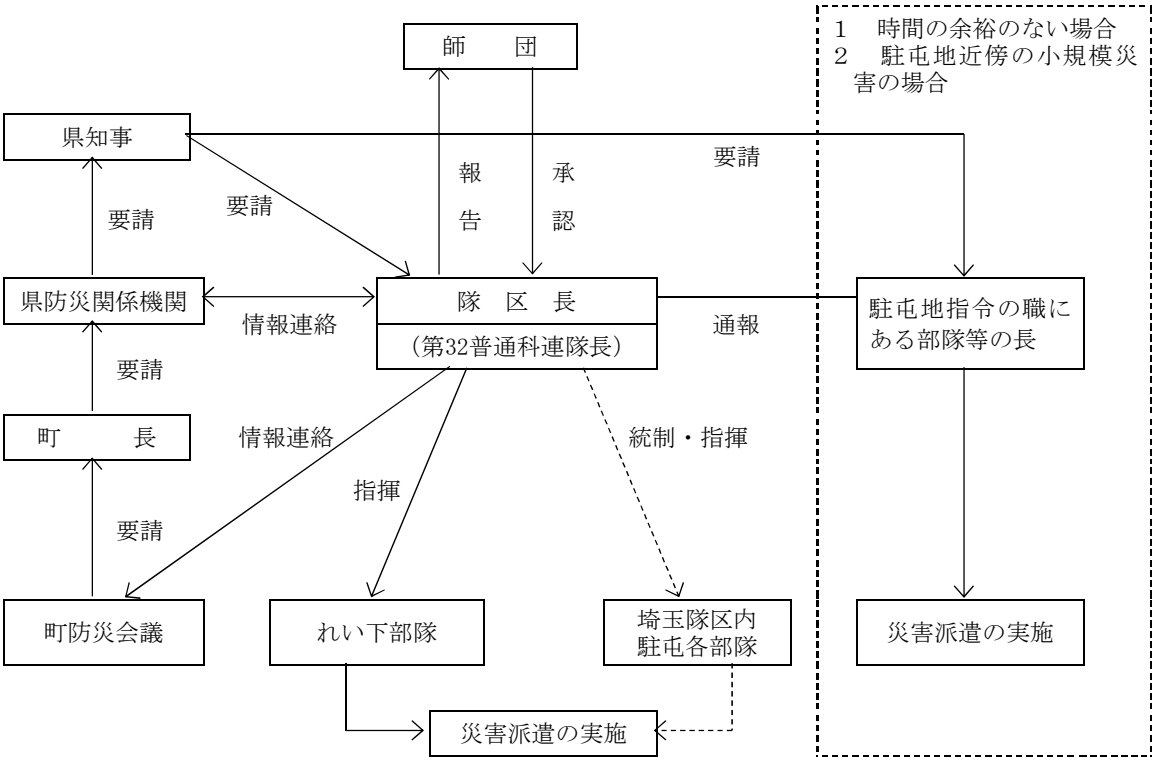

２　県に対する災害派遣要請の依頼

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、町長が行うものとする。

(2) 町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア　提出（連絡先）

県危機管理防災部危機管理課

イ　記載事項

(ｱ) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ) その他参考となるべき事項

(3) 緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接次の部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

部隊名（駐屯地）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第32普通科連隊（さいたま）	第３科長	部隊当直司令	048―663―4241～５ 内線　202・205 時間外　302・218

第５　災害派遣部隊の受入体制の確保

１　緊密な連絡協力

知事、町長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

２　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

３　作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする充分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

(1) 作業箇所及び作業内容

(2) 作業の優先順位

(3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

４　自衛隊との連絡窓口一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

５　派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

(1) 本部事務室　町役場

(2) 宿舎　町民会館

(3) 材料置き場（野外の適当な広さ）　町民会館

(4) 駐車場（車一台の基準３ｍ×８ｍ）　町民会館

(5) ヘリポート（２方向に障害物がない広場）　横瀬町民グラウンド

資料編　◦６－１　ヘリポート指定地

第６　経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

１　派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

２　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

３　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等

４　派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

５　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

第７　派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、派遣部隊の長に協議して行う。

第１７節　環境衛生整備計画

【関係機関・経済部】

第１　廃棄物処理計画

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれきの収集、運搬、処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図るものとする。

１　実施責任者

(1) 町は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行うものとする。

(2) 町は、必要により県に対して、他市町村への広域的な支援要請を行うものとする。

２　仮設トイレ等のし尿処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかに町水質管理センター及びし尿処理施設の被害状況の有無、被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 収集方法

ア　し尿の収集は、業務委託業者により実施する。

イ　収集順位は、避難所等緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って実施する。

(3) 処理方法

収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、必要に応じて近隣の他処理施設への搬送及びトイレの使用制限等を行う。

(4) 仮設トイレの設置

町は、速やかに避難所、住家密集地等に仮設トイレの設置を図る。仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

また、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行うものとする。

町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

(5) し尿処理施設及びし尿処理業者

ア　し尿処理施設

施　設　名	所　　在　　地	電話番号	処理能力	管　　理　　者
清　流　園	秩父市荒川上田野1583―１	54―0232	80kl／１日	秩父市

イ　し尿処理業者

業　者　名	所　　在　　地	電話番号	所　有　台　数
(有)伊藤衛生社	皆野町大字皆野2345番地	62―0528	４台

３　生活ごみの処理

(1) 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び被災した場合の施設の復旧見込みについて電話等により確認する。

また、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに生ごみ（厨芥類）の収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

(2) 収集方法

ア　ごみの収集は、委託業者により実施するものとし、ごみの量が大量若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借上げるとともに、被災地住民、消防団員、ボランティア等の協力を得て迅速に実施する。

イ　収集場所は、指定の場所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積場所を設置し、緊急処理を必要とする区域から実施する。

(3) 収集順位

保健衛生上の観点から次のものを優先して収集する。

ア　腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ　浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

(4) 処理方法

ア　可燃ごみ及び不燃ごみは、各処理施設で処分する。

イ　ごみ処理施設が被災した場合又は処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、ごみ処理施設の確保を図る。

(5) ごみ処理施設及び収集業者

ア　ごみ処理施設

施　設　名	所　　在　　地	電話番号	管　　理　　者	備　考
秩父クリーンセンター	秩父市栃谷1477	24―8050	秩父広域市町村圏組合	可燃ごみ
秩父環境衛生センター	秩父市山田1100	23―8921	秩父広域市町村圏組合	不燃ごみ

イ　ごみ収集委託業者

業　者　名	所　　在　　地	電話番号	所　有　台　数
秩父通運株式会社	秩父市大字大野原1707番地の２	22―3035	８台

４　がれきの処理

災害時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、予想される被害想定から災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場を確保する。

(1) 処理体制の確保計画

がれきの処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に処理するが、原則として次の体制を確保して行う。

ア　住宅・建築物（個人・中小企業）

災害廃棄物処理事業として町が解体・処理を行う。

イ　公共・公益施設

施設管理者において処理する。

(2) 処理対策

ア　仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋などのがれきは、仮置き場に搬入する必要がある。がれきの仮置場は、次の表のとおりである。

場　　所　　名	集積可能面積
町　民　会　館　駐　車　場	4,706㎡

イ　分別収集体制の確保

災害時において大量に発生するがれきを効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要とされるので、その確保策の検討を図る。

ウ　適正処理・リサイクル体制の確保

がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

５　環境汚染が懸念される廃棄物の処理

町は、石綿等の有害廃棄物を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処理に努めるものとする。

６　応援協力要請

町長は、町のみでは清掃業務が不可能又は困難な場合は、県、他市町村に応援を要請し、緊急事態の収拾処置にあたる。

また、町は、あらかじめ民間の清掃関連業者、し尿処理関連業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

７　住民への協力要請

大量に発生するごみ、し尿等の処理や一時保管が困難とならないよう、地域住民に対し廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するよう広報を行う。

第２　防疫活動

災害に伴う二次的な災害としての感染症の発生蔓延の防止、食中毒の発生予防のため、町は県の指導のもと、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期すものとする。

特に避難所を開設した場合は設備が応急的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、必要な防疫措置を実施するものとする。

１　防疫業務

町は、保健所の指導や協力を受けながら、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

２　被災者の健康対策

避難所及び在宅の被災者に対して、保健師による心身の健康対策を推進し、必要に応じて適切な措置をとる。

３　感染症患者等に対する措置

(1) 感染症の患者発生に対する措置

平成11年度から県の感染症指定医療機関については、「感染症法」の規定により入院措置等の対応がなされたため、速やかに保健所から蔓延防止の指示を仰ぎ協力する。集団発生した場合は、感染予防対策により、発生地区及び離散家族等の入院医療機関の掲示を避難所又は公共施設に行う。

なお、集団発生時に道路等が寸断され、患者を移送できない場合等も、仮設収容先又は臨時医療機関先等を掲示する。ただし、患者等のプライバシー保護のため、患者氏名は一切掲示しないこと

とする。

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

〔感染症指定医療機関（平成28年1月4日現在)〕

種　別	病　院　名	住　　所	電話番号	病床数
第一種感染症	埼玉医科大学病院	毛呂山町大字毛呂本郷38	049―276―2034	4

※第二種感染症指定医療機関（平成27年４月１日現在）は、県内では、埼玉県済生会川口総合病院、深谷赤十字病院、(医)本庄総合病院、東松山市立市民病院、循環器呼吸器病センター、独立行政法人国立病院機構東埼玉病院、埼玉医科大学病院、埼玉県立精神医療センター、さいたま市立病院、埼玉県済生会栗橋病院が指定されている。

第３　動物愛護

１　目標

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

２　計画

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

ア　町は県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

イ　避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

ウ　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

(3) 情報の交換

町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

ア　各地域の被害及び避難所での動物飼育状況

イ　必要資機材、獣医師の派遣要請

ウ　避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

エ　他市町村への連絡及び応援要請

(4) その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察、保健所の協力を得て収容、管理する。

第１８節　応援受入計画

【関係機関・総務部】

第１　国からの応援受入れ

１　趣旨

大規模、緊急又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国からの応援及びあっせんを円滑に受け入れる。

２　受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、必要な災害活動のあっせんを行う権限を有しているので、県及び町は、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

３　町が行う対策

(1) 受入体制の整備

ア　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

イ　応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

(2) 応援受入の対応

ア　受入窓口（「応援隊連絡係」の設置）

イ　応援の範囲又は区域

ウ　担当業務

エ　応援の内容

第２　地方公共団体からの応援受入れ

１　趣旨

大規模な災害により、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの応援を円滑に受け入れる。

２　受入体制の確立

他の地方公共団体の専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、町は、県及び他市町村と連携し、受入体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

ア　応援協定市町村

イ　県内他市町村

ウ　県外の他市町村

(2) 応援活動の種類と機関

ア　災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）

イ　医療応援に関連する業務（例：医療班の派遣、医薬品の提供等）

ウ　被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）

エ　災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

３　町が行う対策

(1) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受入れる。

(2) 受入れへの対応

ア　受入窓口（「応援隊連絡係」の設置）

イ　応援の範囲、区域及び制約条件

ウ　担当業務

エ　応援の内容

オ　交通手段及び交通路の確保

第３　ボランティアの応援受入れ

災害ボランティアについては、本章「第15節　第３　災害ボランティアに関する計画」を参照。

第４　公共的団体からの応援受入れ

１　趣旨

大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。国内の公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

２　受入体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 町が行う対策

その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 公共的団体と活動の例示

ア　公共的団体

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業（協）、森林組合、商工業（協）、生活協同組合等

イ　活動

(ｱ) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。

(ｲ) 災害時における広報等に協力すること。

(ｳ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。

(ｴ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。

(ｵ) 被災者の救助業務に協力すること。

(ｶ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。

(ｷ) 被害状況の調査に協力すること。

第１９節　竜巻・突風等対策

第１　基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、住民への注意喚起を行うとともに住民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第２　現 況

1　竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間 10～20 個程度発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などにともなって発生するが、 台風シーズンの９月頃に最も多く確認されている。

2　特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百ｍであり、数 km にわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。

台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個別単位でみると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

3　その他の突風

(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数百ｍから十km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもある。

4　竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

5　課題

竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。

第３　予防・事前対策

1　竜巻の発生、対処に関する知識の普及

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及啓発を行う。

（参考）住民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る！」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等）

(2) 学校における竜巻の発生、対処に関する知識の普及

ア　竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。

イ　竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

ウ　安全管理体制の充実を図る。

2　竜巻注意情報等気象情報の普及

町は熊谷地方気象台及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、住民への普及啓発を行う。

3　被害予防対策

(1) 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

(2) 低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

4　竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5　情報収集・伝達体制の整備

(1) 住民への伝達体制

ア　事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。

イ　防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

(2) 目撃情報の活用

町や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6　適切な対処法の普及

住民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

〔竜巻から命を守るための対処法〕

・頑丈な建物への避難
・窓ガラスから離れる
・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
・避難時は飛来物に注意する

〔具体的な対応例〕（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24 年８月 15 日））

(A)竜巻注意情報発表時、(B)積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C)竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的変化	対処行動例
(A)竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にア

	クセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（５～10　分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B)積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C)竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 （ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したときなお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典：気象庁資料をもとに作成

第４　応急対策

１　情報伝達

(1) 町は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

(2) 町は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう町単位の情報の付加等を行う。

〔例文１〕

> 現在、竜巻注意情報が発表され、○○町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

〔例文２〕

> 先ほど、○○町内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

２　救助の適切な実施

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

３　がれき処理

竜巻・突風等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

４　避難所の開設・運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

５　応急住宅対策

竜巻・突風等の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

６　道路の応急復旧

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第５　復旧対策

１　被害認定の適切な実施

竜巻・突風等による被害認定を適切に行い、住民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

２　被災者支援

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

第２０節　雪害対策

第１　基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、なだれ災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、住民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第２　現況

１　発生状況（平成26年２月の大雪の状況）

２月 13 日 21 時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15 日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約 1,500 メートル付近は－６℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14 日早朝から雪が降り続き、秩父地方では１週間前（２月８日から９日）に引き続き大雪となり、最深積雪は秩父で 98cm、熊谷で 62cm となった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治 29 年以降の最深積雪である。

２　大雪災害の特徴

秩父地方は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

近年は大雪の頻発する傾向があるが、その原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給することによると考えられている。

第３　予防・事前対策

１　住民等が行う雪害対策

(1) 自助の取組

ア　自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、水道管の凍結対策、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

イ　町は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。

(2) 町への協力

ア　積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について行うものとする。

２　情報通信体制の充実強化

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

(2) 住民への伝達及び事前の周知

ア　町は熊谷地方気象台と協力し、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪･積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。

イ　住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

(3) 防災関係機関との情報共有

町は、県及び関係機関と協力し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

3　雪害における応急対応力の強化

(1) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

町は、必要な防災用資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

〔雪害に対応する防災用資機材（例）〕

・除雪機　・スノーシュー　・かんじき　・ストック　・そり ・スノーダンプ　・スコップ　・長靴　・防寒具　・防寒用品 ・ポリタンク

4　避難所の確保

町は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

5　孤立予防対策

(1) 孤立集落が必要とする支援の想定

孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

(2) 孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

〔孤立のおそれがある地区〕

・平成26年２月の大雪で孤立した地区 ・集落につながる道路等において迂回路がない地区 ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い地区 ・地すべり等土砂災害危険箇所が孤立のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い地区 ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い地区

(3) 救援実施に必要な体制整備

ア　集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

イ　孤立するおそれのある地区においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話又は衛星携帯電話の配置を検討する。

ウ　孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要となるヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。

エ　気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

(4) 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け

合いが重要になるため、地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

(5) 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

町は、孤立するおそれのある地区については、最低７日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

6　建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7　道路交通対策

(1) 道路交通の確保

ア　道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

イ　道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

(2) スノーポール等の設置

(3) 雪捨て場の事前選定

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定しておく。選定に当たっては、あらかじめ土地所有者等と協議を行い、発災時における連携を図る。

(4) 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町は県及び防災関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

(5) 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

8　鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、町等と連携しながら広く住民に周知する。

9　ライフライン施設雪害予防

(1) ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

(2) ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

10　農林水産業に係る雪害予防

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第４　応急対策

１　応急活動体制の確立

(1) 町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

(2) 初動期の人員確保

町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

２　情報の収集・伝達・広報

(1) 本章「第５節 第２ 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等」参照

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、防災情報システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 住民への情報発信

異常な積雪又はなだれ等が発生若しくは発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

(4) 積雪に伴いとるべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、住民に周知する。

（例）
○　不要不急の外出は極力避ける。
○　外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
○　道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
○　交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
○　自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
○　安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
○　除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

３　道路機能の確保

(1) 効率的な除雪

ア　異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

イ　降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

ウ　道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

(2) 除雪の応援

ア　町は、自らの除雪の実施が困難な場合、県等に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

イ　除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるととも

に、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4　救出・救助及び孤立地区への支援の実施

(1) なだれ事故に対する応急対策

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロール等を実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

(2) なだれ発生に伴う避難

町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、住民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

住民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

(3) 孤立地区の応急対策

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり、孤立した地区の住民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

ア　状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を県に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

イ　救援の要請

町は、県に救援の要請をする場合、孤立地区の状況（食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請）について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）が分かるように行うものとする。

ウ　医師の派遣・物資の輸送等

町は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

エ　交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

5　避難所の開設・運営

町は、なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により住家を失った住民や、交通途絶により孤立し救助した住民を収容するため、避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

本章「第 11 節　第１　避難計画」参照。

6　医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要援護者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

本章「第 11 節　第２　救急救助・医療救護計画」参照。

7　ライフラインの確保

ライフライン事業者は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

(1) ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や住民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

(2) 町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等の提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

8　地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な場合や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第５　復旧対策

1　長期化する雪害への対応

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが長期間継続する。そのため、積雪後は、なだれによる災害防止に取り組む。

(1) なだれ対策の実施

ア　気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、住民への注意喚起を行う。

イ　道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制又は解除を行う。

2　農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、被害が発生した場合必要な支援措置を講ずる。

第３章　災害復旧復興対策計画

第１節　迅速な災害復旧

【関係機関・町】

第１　趣旨

災害復旧計画は、災害発生後被害を受けた各施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧の実施を図るものとする。なお、この計画は、災害応急対策を講じた後の被害の程度を十分検討して作成するものとする。

第２　災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、以下に示すとおりである。

1　公共土木施設災害復旧事業計画
2　農林水産業施設災害復旧事業計画
3　都市災害復旧事業計画
4　上下水道災害復旧事業計画
5　住宅災害復旧事業計画
6　社会福祉施設災害復旧事業計画
7　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
8　学校教育施設災害復旧事業計画
9　社会教育施設災害復旧事業計画
10　復旧上必要な金融その他の資金計画
11　その他の計画

第３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1　法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
(3) 公営住宅法
(4) 土地区画整理法

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(7) 予防接種法

(8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助

(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(10) 水道法

２　激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。

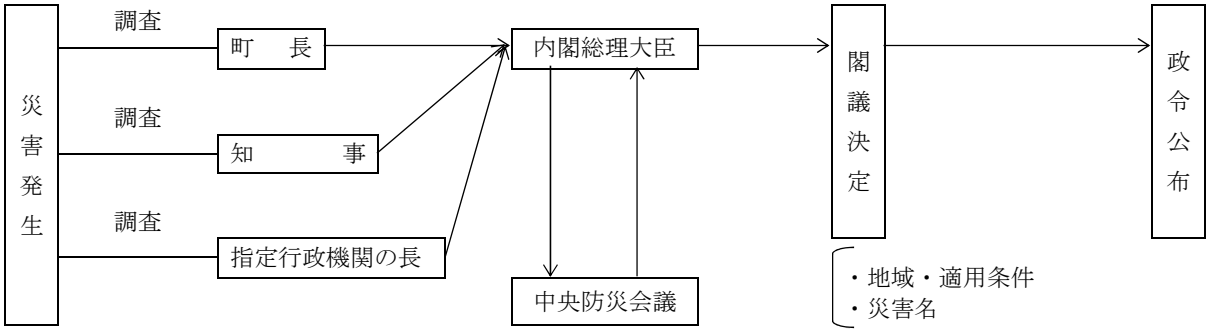

(1) 財政援助措置の対象

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(ｱ) 公共土木施設災害復旧事業

(ｲ) 公共土木施設復旧事業関連事業

(ｳ) 公立学校施設災害復旧事業

(ｴ) 公営住宅災害復旧事業

(ｵ) 生活保護施設災害復旧事業

(ｶ) 児童福祉施設災害復旧事業

(ｷ) 老人福祉施設災害復旧事業

(ｸ) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

(ｹ) 障害者支援施設等災害復旧事業

(ｺ) 婦人保護施設災害復旧事業.

(ｻ) 感染症指定医療機関災害復旧事業

(ｼ) 感染症予防事業

(ｽ) 堆積土砂排除事業

(ｾ) たん水排除事業

イ　農林水産業に関する特別の助成

(ｱ) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(ｲ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(ｳ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(ｴ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

(ｵ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(ｶ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

(ｷ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ　中小企業に関する特別の助成

(ｱ) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(ｲ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

(ｳ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　その他の財政援助及び助成

(ｱ) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(ｲ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(ｳ) 日本私学振興財団の業務の特例

(ｴ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例

(ｵ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例

(ｶ) 水防資材費の補助の特例

(ｷ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(ｸ) 産業労働者住宅建設資金融通の特例

(ｹ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(ｺ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(ｻ) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

(2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第４　災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

１　公共事業について

公共土木施設災害復旧（道路、橋梁、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設）事業の取扱い手続きは、次のとおりである。

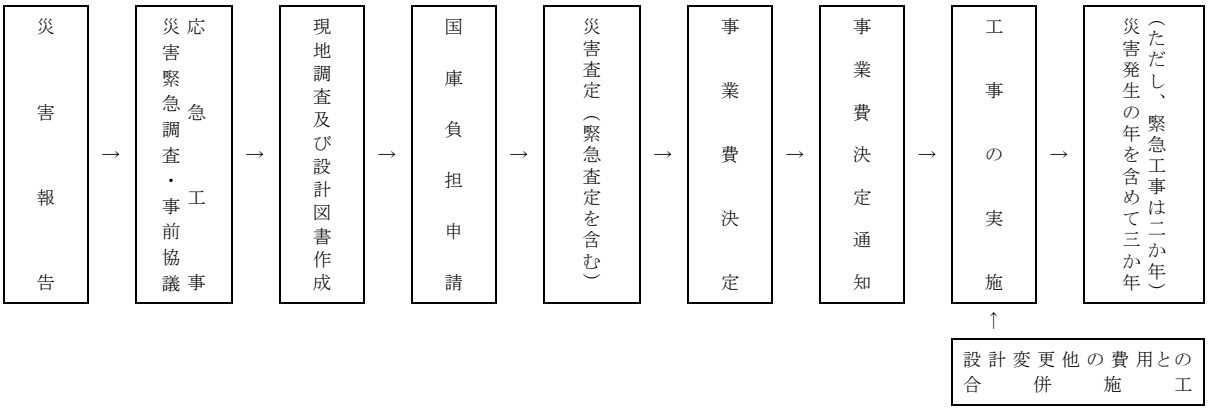

２　小災害の措置について

上記以外の小災害で、将来再び出水等の際に被害の原因となると認められるものは、町単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

第２節　計画的な災害復興

【関係機関・町】

第１　趣旨

１　趣旨

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係者との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

２　留意点

(1) 迅速な意思決定等の必要性

災害発生後、被災状況を的確に把握し、現況復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定することが必要である。

(2) 国、県、町の密接な連携

災害復興は、国、県、町の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業推進は望めない。特に、都市計画決定や事業許可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、町間の十分な調整作業が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、町の密接な連携が必要である。

(3) 民意の反映

災害復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。

(4) 復興基礎データの整備

復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図る。

第２　復興に関する事前取組及び復興対策本部の設置

１　復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

２　復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第３　復興計画の策定

１　災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

２　災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

当該計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第４　災害復興事業の実施

１　市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から１週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要があり、当該業務の実施のための体制を整備する。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第５条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

２　災害復興事業の実施

(1) 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 県は、町が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

第３節　生活再建等の支援

【関係機関・町】

第１　趣旨

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、民生安定を講じる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

第２　被災者の生活確保

１　町税等の徴収猶予及び減免等

(1)　町長は災害のため、地方税法（昭和25年法律第226号）又は横瀬町税条例（昭和30年条例第26号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立に関するものは除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

(2) 町長は、災害による町税の減免については、横瀬町税条例第51条、第71条及び横瀬町国民健康保険税条例（昭和33年条例第９号）第25条の規定によるもののほか、特に必要があると認めたときは、当該災害のための減免措置を講ずるものとする。

(3) 町は、国税・地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置に関することや、日本郵便㈱が行う郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策について住民に周知する。

第３　被災者への融資等

１　被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」の貸付を相談支援とともに行う。

〔住宅の補修等に必要な経費〕

貸付条件等	
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）　※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：６月以内の据置期間経過後、７年以内 利率：年1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

〔災害を受けたことにより臨時に必要となる経費〕

貸付条件等	
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）　※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付使途	滅失した家財の購入、転居費用等

貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：６月以内の据置期間経過後、７年以内 利率：年1.5％（連帯保証人がいる場合は無利子）

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

〔建設資金融資〕

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、１戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流失して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	①基本融資額：建設資金 1,460万円以下 ②特例加算額：建設資金 450万円以下 ③基本融資額（土地取得資金）970万円以下 ④基本融資額（整地資金）390万円以下
利率	基本融資額年1.20％ 特例加算額年2.10％
償還期間	耐火・準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え３年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

〔補修資金融資〕

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20％
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え１年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、横瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）に基づき実施する。

〔災害弔慰金の支給〕

対象災害	①県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②当該市町村の区域内において、自然災害により５世帯以上の住居の滅失があった場

	合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が５以上の市町村が３以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	①上記の災害による死亡者（３か月以上の行方不明者を含む。） ②住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	①生計維持者が死亡した場合500万円 ②①以外の場合250万円
費用負担	国１／２、県１／４、町１／４

〔災害障害見舞金の支給〕

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者とする。
支給額	①　生計維持者　　250万円　　②①以外の場合　　125万円
用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

〔災害援護資金の貸付〕

対象災害	県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が１か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①世帯員が１人　　220万円 ②　〃　２人　　430万円 ③　〃　３人　　620万円 ④　〃　４人　　730万円 ⑤　〃　５人　　730万円に、世帯員の人数から４人を除いた者１人につき30万円を加算した額 ⑥住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	①療養期間が１か月以上である世帯主の負傷 ②住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の１／３以上の損害
貸付金額	①世帯主の１か月以上の負傷　　限度額　　150万円 ②家財の１／３以上の損害　　〃　　150万円 ③住居の半壊　　〃　　170(250)万円 ④住居の全壊　　〃　　250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失　　〃　　350万円 ⑥①と②が重複　　〃　　250万円 ⑦①と③が重複　　〃　　270(350)万円 ⑧①と④が重複　　〃　　350万円 ※（　）は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち３年間

利率	年３％。ただし、据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の２／３を国庫補助、１／３を県負担とする。

２　被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施している。

なお、町及び秩父商工会議所は、被災企業の把握に努め、制度の広報並びに説明を行い、融資事務の支援を行うものとする。

〔経営安定資金（災害復旧資金）〕

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ①　原則として引続き６か月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの ②　保証対象業種に属する事業を営むものであること ③　経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けた者	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合　　１億円） 運転資金5,000万円（組合の場合　6,000万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内　運転資金７年以内
	利率	大臣指定等貸付 年１．２％以内（平成２６年度） 知事指定等貸付 年１．３％以内（ 〃 ）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。 法人は原則として代表者以外の連帯保証人は不要。
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還　据置期間２年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

３　被災農林関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるようにする。町及び農業協同組合等防災関係機関は、各々の制度について、被災関係者への周知、説明を行い、必要に応じ、被害認定を行うなど、融資事務並びに支援を行う。

(1) 資金融資

〔天災融資法に基づく資金融資〕

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛け金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	３～６年以内（ただし、激甚災害のときは４～７年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）

融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

〔埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資〕

貸付の相手	被害農業者
貸付対象事業資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3．5％以内
償還期限	６年以内（据置１年）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	町長の被害認定を受けたもの

〔㈱日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）〕

農林漁業 セーフティネット資金	［目的］ 災害を受けたときや、社会的・経済的環境の変化により、資金繰りに支障をきたしている場合等のための資金。 ［返済期間］10年以内（うち据置期間３年以内） ［融資限度額］一般600万円 特認年間経営費等の３/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合） ［貸付金利］（参考）平成28年1月21日現在　0.30～0.45％
農林漁業施設資金	［共同利用施設］ 協同組合又は連合会等が所有する共同利用施設の復旧。 ［主務大臣指定施設］ 農業用施設、農機具、林業用施設、漁業用施設等の復旧 果樹の改植・補植

(2) 農業災害補償

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲：25a以上(秩父地域は20a以上)当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入)、果樹（ぶどう、なし)、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭)、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物)、畑作物（スイートコーン、大豆、茶)、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚)、任意（建物、農機具)
支払機関	農業共済組合

４　義援（見舞）金・義援物資の受入・配分計画

被災者にあて寄託された義援金品は、必要とする人に必要なときに、迅速かつ確実に配分されるよう、町は、それぞれ義援金品の受付けについての計画を樹立しておくものとする。

(1) 義援金・義援物資の受付

義援金・義援物資の受付は、総務部（政策財政班）で行うものとし、寄託者に受領書の発行等を行う。また、学識経験者や義援金団体を代表する者などを含む義援金配分委員会の設置を図る。

(2) 義援金・義援物資の配分

ア　県又は日赤から送付された義援金・義援物資を日赤奉仕団等関係団体の協力を得ながら、被災地区、被災人員及び世帯、被災状況等を勘案の上、人員を単位として被害状況確定後、町社会福祉協議会、職員等の協力を得て義援金・義援物資の支給、配分を行うものとする。

イ　町は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。

(3) 義援金品の保管場所

義援金・義援物資の保管は総務部（政策財政班）が担当する。また、義援物資の保管場所は町役場庁舎とする。

第４　被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度から居住安定支援制度が創設された。

さらに、平成19年度に住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円を合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。

１　被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊世帯等の被害を受けたと認められる世帯（居住安定支援制度のみ該当）

<table>
<tr><td>支給額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当額の金額の３／４の額）
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸（公営
住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</td></tr>
<tr><td>町</td><td>①住宅の被害認定
②罹災証明書等必要書類の発行
③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</td></tr>
<tr><td>県</td><td>①被害状況のとりまとめ
②災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示
③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付</td></tr>
<tr><td>被災者生活再建支援法人</td><td>①国への補助金交付申請等
②支援金の支給
③支給申請書の受領・審査・支給決定
④申請期間の延長・報告</td></tr>
<tr><td>国（内閣府）</td><td>被災者生活再建支援法人への補助金交付等</td></tr>
</table>

２　支援金の支給手続き

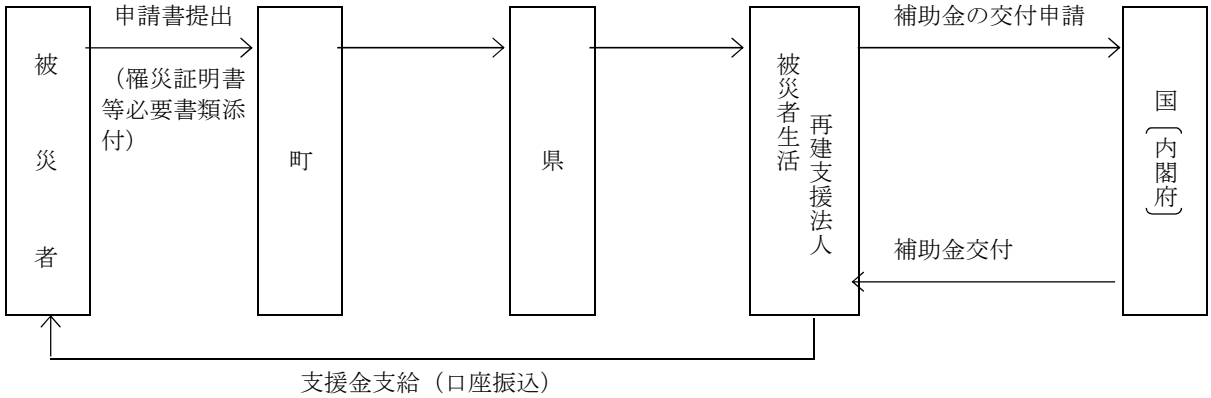

※　県では、支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

第５　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記第４）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年４月１日以降に発生した自然災害から適用）。

〔埼玉県・市町村生活再建支援金の概要〕

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害）
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第２条第１項(2)で定めるもの
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）
① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸（公営
住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計２００（又は１００）万円
※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>町</td><td>① 住宅の被害認定
② 罹災証明書等必要書類の発行
③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付</td></tr>
<tr><td>県</td><td>① 被害状況のとりまとめ
② 支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定
③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付
④ 被災世帯主へ支援金の支給
⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求
⑥ 申請期間の延長決定</td></tr>
</table>

〔埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続〕

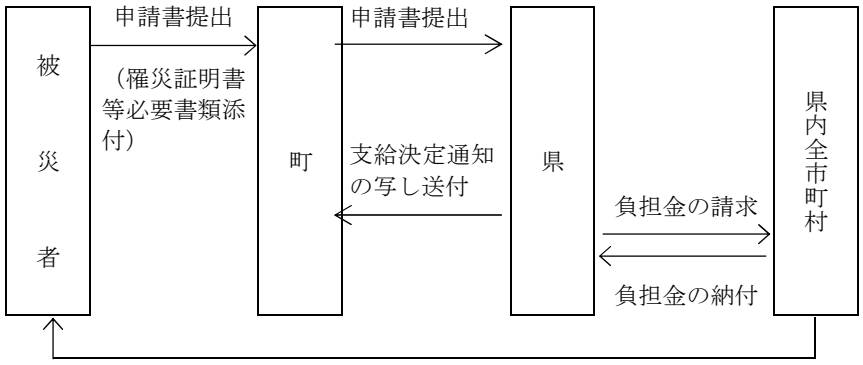

※　県では、支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

〔埼玉県・市町村家賃給付金の概要〕

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第３条に規定する世帯）。 ①　全壊世帯に身体障がい者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②　全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③　公営住宅等に入居すると１週間に１日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④　公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤　公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥　その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額６万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が５人以上である場合には、給付金の額は月額９万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長１２月とする。
町	①　住宅の被害認定 ②　罹災証明書等必要書類の発行 ③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	①　被害状況のとりまとめ ②　支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③　被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④　被災世帯主へ給付金の支給 ⑤　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥　申請期間の延長決定

〔埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続〕

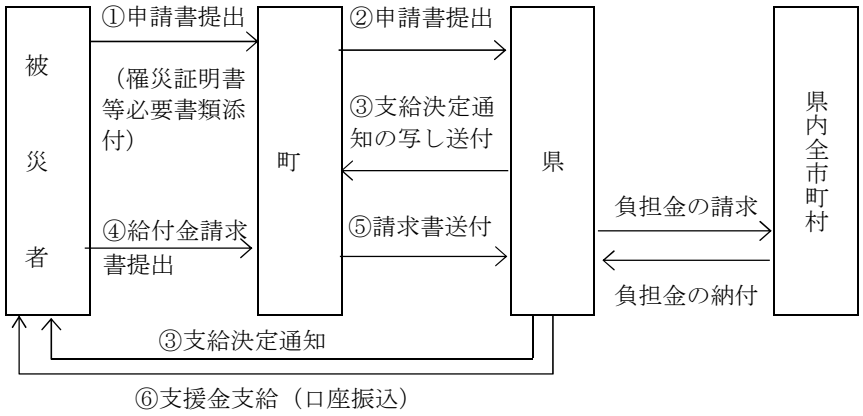

〔埼玉県・市町村人的相互応援の概要〕

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 （要請市町村）	①　県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②　県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③　派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④　派遣職員の受入れ
被災地以外の市町村 （派遣市町村）	①　派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②　県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③　要請市町村から派遣要請書を受領 ④　職員の派遣
県 （統括部、支部）	①　要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②　派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③　要請市町村から派遣要請書を受領 ④　県の派遣機関による職員の派遣

〔埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続〕

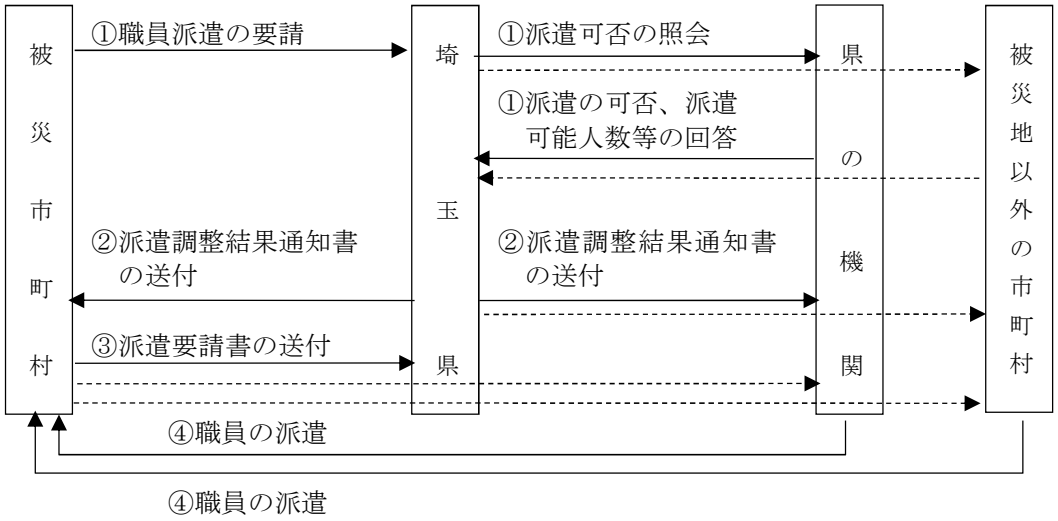

第６　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果を基に罹災証明書を発行する。

１　被災者台帳の作成

被災が発生したとき、町は被害状況を調査しこれを被災者台帳とする。

〔被災者台帳の記載（記録）内容〕

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）

２　台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

３　罹災証明書の発行

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

４　被災者支援業務の標準化

町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

資料編　○９－１　罹災証明書

第７　被災者に対する保護・職業のあっせん

町は被災者相談窓口を開設し、県と密な連携のもと被災者支援を行う。

１　保護対策

(1) 通院していた病院が倒壊等の被害に遭い治療が受けられなくなった労働者、賃金が支払われない又は解雇された労働者及び事業活動の停止により、賃金、労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

(2) 危険物・有害物の漏えいのおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場整備の運転の再開時における安全措置について監督指導を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

(3) 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康被害防止等の措置について監督指導を実施し、安全衛生の確保に努める。

(4) 一般被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域にある労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。

(5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

２　職業あっせん等

(1) 災害による事業の閉鎖又は事業活動の縮小等により、失業した人に対して、埼玉労働局による臨時職業相談窓口や雇用保険の失業等給付に関する措置、県（産業対策部）における職業訓練について紹介する。

(2) 被災者に対し、職業相談に関する窓口の設置や、町内をはじめ他市町の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

第８　生活保護

被災者の恒久的生活確保のため、町は、生活保護法に基づく保護の要件に適合していると思われる被災者に対しては、県と連携し、その申請手続を行う。

第９　被災者の相談窓口の設置

被災者の総合相談窓口である被災住民相談所を早期に開設し、不安の解消を図る。

なるべく早期に被災者からの多様な要望等に対処するため、相談内容とスタッフを充実させる。また、相談窓口で、罹災証明、応急危険度判定の手続き等の事務手続きが１回で済むようにするため、国、県及び行政以外のライフライン関係者をまじえたスタッフ体制をとるものとする。

１　被災住民相談所の開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、目安として、避難所が開設した時から３～４日後に災害相談窓口を開設する。

なお、避難所が多数の場合は、自動車等による巡回相談の形式をとる。

２　相談内容の充実強化

被災者からの要望に対し的確に対応するため、相談体制の充実強化を図る。

(1) 相談内容

ア　応急住宅のあっせん

イ　各ライフラインの復旧の見通し

ウ　各種法律相談

エ　建物応急危険度判定の手続き

オ　医療相談

カ　各種融資資金の相談

(2) 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するためには、県と連携し専門家を派遣してもらい、相談スタッフの充実を図る。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらえるような体制をとるものとする。

〔被災住民相談所の例〕

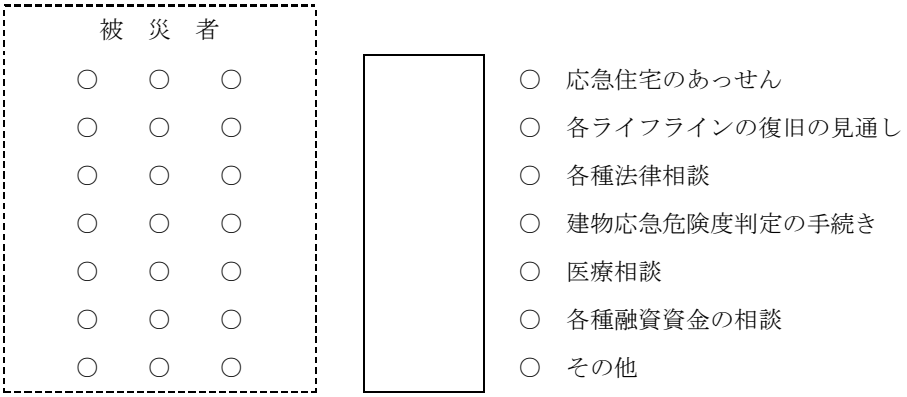

第４章　事故災害等対策計画

第１節　火災対策計画

【関係機関・総務部、消防部】

第１　火災予防

１　基本方針

町は消防本部と連携し、消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

２　消防計画の作成

町は、消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するため、消防計画の作成を図る。

３　火災予防対策

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

(1) 火災発生原因の制御

ア　防火管理者制度の効果的な運用

(ｱ) 学校、工場等収容人員50人（医療機関、ホール等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに、当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。

(ｲ) 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

イ　防火診断

消防法で定める防火対象物以外の個人の住居に対し、防火診断を行う。

防火診断は原則として外部より執行可能な部分（炊事場、風呂場、引込み口等、火災の発生のおそれがあり、通常屋外より直接出入りできる場所）について実施する。実施方法は、消防団員により年１回以上実施する。

ウ　消防法第８条に定める防火対象物の火災予防

消防法で定める資格を有する防火管理者により、次のことを実施する。

(ｱ) 当該防火対象物の消防計画の作成とその計画に基づく自主管理、消防訓練の実施の徹底を図る。

(ｲ) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検、整備、火気取扱い又は使用上の監督の徹底を指導する。

(ｳ) 消火設備、警報設備、避難設備等の設置及び維持の技術上の基準に適合するよう図る。

エ　消防法第７条による建築同意

建物の建築される以前において、建築同意を求められた場合、付近の状況、建物の概況、設置されるべき消防設備等について検討し、火災予防に万全を期する。

オ　予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

(ｱ) 予防査察の実施区分

防火対象物における火気取扱等を主眼として検査する。

(ｲ) 定期検査

定期的に実施し、防火対象物における火気取扱、消防用設備、管理状況等全般について検査する。

(ｳ) 特別検査

特に必要と認めるとき、臨時に実施する。

カ　防火思想の普及

火災の発生を未然に防止するため、次の要領により、防火知識の向上と防火思想の普及啓発に努めるものとする。

(ｱ) 児童・生徒等に対する普及計画

a　出前講座、防火講話を通じて普及、啓発を図る。

b　防火作文、習字、ポスターを募集し、防火思想の向上を図る。

c　学校等で行う消防署見学を通じて、消防教育を行う。

(ｲ) 一般住民に対する防火思想の普及、啓発

a　ポスター、立看板、横断幕等の掲出により警戒心を喚起する。

b　自治会、女性団体等の会議等の機会を利用して、防火思想の普及、啓発を図る。

c　防火映画会等を開催し、防火知識の向上を図り、予防思想の普及に努める。

d　町広報、新聞等に防火に関する記事を掲げ、一般家庭の火災予防に資する。

e　火災予防運動期間、歳末、異常気象時等に防災行政無線を通じて広く一般住民に対し、防火意識の高揚を図る。

f　消防訓練等を通じて、防火知識及び防火思想の普及を図る。

キ　火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、発生地の消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

(2) 耐災環境の整備

ア　消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、本町も団員の定員割れが続き、新規の団員確保は依然厳しい状況にある。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

(ｱ) 消防団装備の機械化、軽量化

(ｲ) 消防小型ポンプ自動車等の重点配置

(ｳ) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う。

(ｴ) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る。

(ｵ) 団員の処遇改善

(ｶ) 消防支援隊との協力体制の強化

イ　町消防の連絡協調の推進

町の消防行政の向上を図るため、秩父消防本部、他市町村との連絡協調を図る。

ウ　消防関係機関相互間による消防業務の協力

町消防団は、秩父消防署東分署より警防、予防、救急について専門的な指導、助言を受ける。

エ　消防団員に対する教養訓練の徹底

消防団員の消防に関する知識及び技術の向上を図るため、関係機関による教養訓練等に派遣するよう努める。

オ　消防水利の整備

(ｱ) 現状

消防水利の充足率は、消火栓を含め92.1%である。地震発生時には水道施設の破損等により断水又は消火栓の機能低下及び建物等の倒壊により使用不能となることが予想される。このため防火水槽の整備を図る必要がある。

(ｲ) 計画目標

避難の安全を図るため消防水利については避難場所及び避難道路周辺の充足率の低い場所から、火災拡大防止のため優先的に整備し、自然水利の利用、学校プール、事業所等が保有するプール、池等についても効率的な利用の推進を図る。

(ｳ) 警防活動上消防水利の設置を要する場所

防火水槽の設置は、用地の確保等が至難であるが、公共施設等の周辺や避難場所等で設置可能な場所に整備する必要がある。耐震用貯水槽の整備の促進を図るとともに町内全域に整備が必要である。

カ　初期消火の強化

(ｱ) 現状

火災予防対策として、各家庭において住宅用火災警報器、消火器の設置などが必要である。

(ｲ) 計画の目標

a　各家庭及び職場などに出火の防止、初期消火要領の普及を図るとともに、住宅用火災警報器や消火器具の設置の指導を図る。

b　地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識・技術の普及を図り、地域住民による自主防災組織の育成指導を図る。

c　事業所等については、防火管理者等を対象とした防災研修を実施し、消防法に基づく消防計画の作成指導並びに消防訓練等自衛消防の強化を図る。

d　推進事項

(a) 家庭及び職場に消火器等消火器具の設置指導

(b) 事業所等の自衛消防組織の育成指導

(c) 自主防災組織の育成

(d) 地域ぐるみの消防訓練

(e) 災害発生時の防災行動の啓発

キ　出火防止知識の普及

災害時の出火防止措置を強化するため、広報誌、各種印刷物、チラシ等を広く配布し、次のような防災意識の普及啓発を図る。

(ｱ) 普段から、たとえ小さな地震のときでも火を消し、電源を切る習慣の徹底

(ｲ) 感震自動消火装置付き器具の点検・整備

(ｳ) 電気製品及び屋内配線の漏電防止等の点検・整備

(ｴ) 火を使う場所の不燃化の徹底

(ｵ) 灯油、ベンジン、アルコール等家庭における危険物の安全管理の徹底

(ｶ) 住宅用火災警報器・消火器の設置、風呂水の汲み置き、バケツの備え等消火準備の徹底

ク　民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

(ｱ) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、幼少年消防クラブの育成支援や少年消防クラブ、婦人防火クラブの設立促進など、民間防災組織の育成強化に努める。

(ｲ) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

(ｳ) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資機材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にならしめるための諸施策を講ずるものとする。

資料編　○５－３　消防団施設・装備の現況

第２　消防活動

１　目標

消防活動の主たる目的は、人命の安全と財産の保護である。特に大規模地震が発生した場合は、同時多発火災が想定されることから、消防力を持ってしても鎮火することが不可能な場合もある。従って、地域住民の防災意識を高めるとともに、積極的な協力体制を整備するため次の事項に留意し、対策を推進する。

(1) 火災の発生状況から消防力の強化によって鎮圧可能が予想される区域にあっては、発生する火災あるいは大火の発生防止を目標とした施策を推進する。

(2) 火災の発生件数が多く延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域にあっては、住民の避難上安全を確保するための対策を行う。

(3) 工場等の特殊火災は、大量の消防力の投入が必要なため、自衛消防体制の強化を促進する。

２　消防団による消防活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防団員は、災害時には直ちに消防器具置場に参集し、ホースの増強及び必要資材を車両に積載して出動準備を行う。

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防機関と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

なお、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命の安全確保を重点として対処する。防御の原則は次のとおりとする。

ア　消防力に比較して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に鎮滅を図る。

イ　火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きさを考慮して火災を防御する。

ウ　火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を挙げて避難者の安全確保のための防御に当たる。

エ　避難路、避難（場）所の確保・防御に当たる消防隊は、避難者が集団的に通過する場所付近を重点的に防御する。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

資料編	**◦５－１　消防団の現況**
	◦５－２　防火水槽・消火栓設置数
	◦５－３　消防団施設・装備の現況

３　他の消防機関に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、町の地域における消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

資料編	**◦８－２　消防相互応援協定（埼玉西部広域事務組合）**
	◦８－４　秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書
	（秩父広域市町村圏組合、秩父市、皆野町、長瀞町、小鹿野町）
	◦８－６　比企広域市町村圏組合　消防相互応援協定

(2) 知事への応援要請方法

ア　要請の内容

町長は、知事に対して応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(ｱ) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

(ｲ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

(ｳ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員

(ｴ) 町への進入経路

(ｵ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ　応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入体制を整える。

(ｱ) 応援隊の誘導方法

(ｲ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認

(ｳ) 応援隊の活動拠点の確保

第３　大規模火災予防

１　基本方針

(1) 趣旨

住宅密集地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

２　災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア　消防用設備等の整備、維持管理

町は、多数の者が出入りする学校、町民会館等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

イ　建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進するものとする。

(ｱ) 市街地開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

(ｲ) 消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

ア　情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、協定締結市町村、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ　通信手段の確保

町は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、本編「第１章　第５節　災害情報体制の整備」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア　職員の体制

町及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

(3) 消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

町は、平常時から消防団、消防支援隊及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動が効果的に実施できるよう、町の防災活動拠点同士を結ぶ道路、また町の防災活動拠点と県指定の緊急輸送道路を結ぶ道路など、緊急輸送に使用する主要道路から順次拡幅等の整備を推進する。

なお、町の防災活動拠点は、本編「第１章　第４節　防災活動拠点計画」の定めるところによる。

また、町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 避難収容活動への備え

ア　避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、町は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。

なお、避難路の指定については、本編「第１章　第６節　避難予防対策」に準ずる。

イ　避難所

町は、都市公園、町民会館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また町は、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

町、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア　訓練の実施

町及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

町及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

資料編	**◦４－１　指定緊急避難場所等一覧** **◦６－２　県指定緊急輸送道路**

4　防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町は、関係機関の協力を得て、年２回春季と秋季に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。

町は、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施するなど、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対し、消火器や住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域における支援体制が整備されるよう努めるものとする。

第４　大規模火災対策

１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア　大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ　大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。

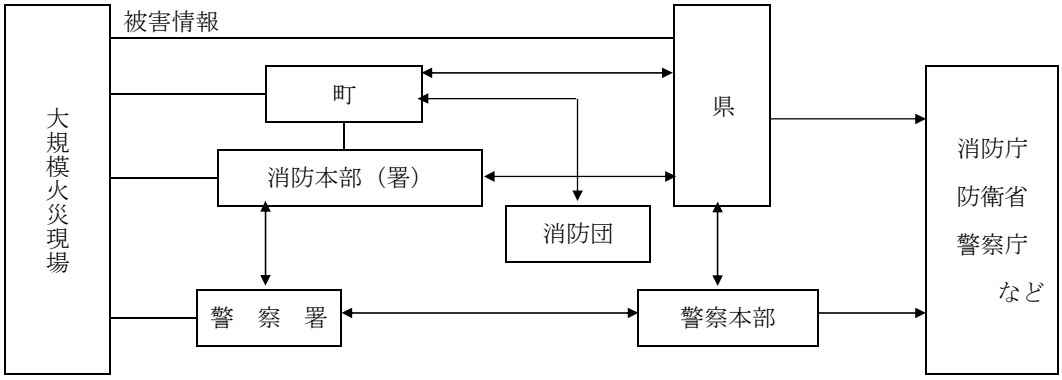

ウ　応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

町は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

３　消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火

活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

4　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等から情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

資料編	**◦６－１　ヘリポート指定地** **◦６－３　公用車一覧**

5　避難収容活動

発災時における避難誘導については、本編「第２章　第 11 節　第１　避難計画」に準ずる。

6　施設・設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7　被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第５　林野火災予防

1　基本方針

(1) 趣旨

本町の森林面積は、区域面積の80％以上を占めている。林野火災は、地形の制約等の状況からして、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定めるものとする。

(2) 留意点

計画の策定に当たっては、事業主体ごと、次の事項に留意する。

ア　林野火災に強い地域づくり

イ　迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

ウ　防災対策の充実

(3) 現状

林業従事者の減少にともなう森林管理の不足、自然との接触を求めるハイカー等の増加により、林野火災発生による森林に隣接した住宅への火災危険が高くなっている。

２　実施計画

(1) 町

ア　林野火災に強い地域づくり

(ｱ) 危険地域の把握

町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努めるものとする。

(ｲ) 火災巡視等

町は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

イ　迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

(ｱ) 情報の収集・連絡関係

ａ　情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、協定締結市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。

ｂ　情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努めるものとする。

ｃ　通信手段の確保

町は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、本編「第１章　第５節　災害情報体制の整備」に準ずる。

(ｲ) 消火活動体制の整備

町は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。

また、平常時から消防本部、消防団、消防支援隊及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

(ｳ) 避難収容活動への備え

ａ　避難誘導

町は、林野火災に備えて避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとす

る。

ｂ　避難所

町は、山小屋、避難壕、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努めるものとする。また避難所として指定された建物については、必要に応じ、点検・整備を行うものとする。

また町は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な措置を、住民や入山者及び施設管理者に周知するものとする。

(ｴ) 施設・設備の応急復旧活動

町は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(ｵ) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

(ｶ) 防災訓練の実施

ａ　訓練の実施

町は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

ｂ　実践的な訓練の実施と事後評価

町が訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ウ　林野火災予防対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たきびなど、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図るほか、林野火災の多発時期を中心に、主として森林を対象に次の対策を講じ、林野火災の予防に努めるものとする。

(ｱ) 森林の保全巡視

森林火災、樹木の盗採損傷などの森林被害の発生を防止するため、県や森林組合等と連携して、森林の保全巡視を行う。

(ｲ) 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（２月～３月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起するものとする。

(ｳ) 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起するものとする。

(2) 町、森林所有者及び林業関係団体における林野火災に強い地域づくり

ア　町、森林所有者

森林管理道等の整備

町は、防火森林管理道の整備及び維持管理を実施するものとする。

町及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成するものとする。

森林所有者は、造林にあっては、下刈、枝打、除伐等を行い、消火活動に資するものとする。

イ　林業関係団体

森林巡視等

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進するものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア　災害応急体制の整備

(ｱ) 職員の体制

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(ｲ) 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前から関係機関との連携を強化しておくものとする。

イ　緊急輸送活動への備え

林野火災発生時の緊急輸送活動が効果的に実施できるよう、町の防災活動拠点同士を結ぶ道路、また町の防災活動拠点と県指定の緊急輸送道路を結ぶ道路など、緊急輸送に使用する主要道路から順次拡幅等の整備を推進する。

なお、町の防災活動拠点は、本編「第１章　第４節　防災活動拠点計画」の定めるところによる。

また、町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

資料編	◦６－２　県指定緊急輸送道路 ◦８－２　消防相互応援協定（埼玉西部広域事務組合） ◦８－４　秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書 （秩父広域市町村圏組合、秩父市、皆野町、長瀞町、小鹿野町） ◦８－６　比企広域市町村圏組合　消防相互応援協定

第６　林野火災対策

1　発災直後の情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡

ア　林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害

状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ　林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

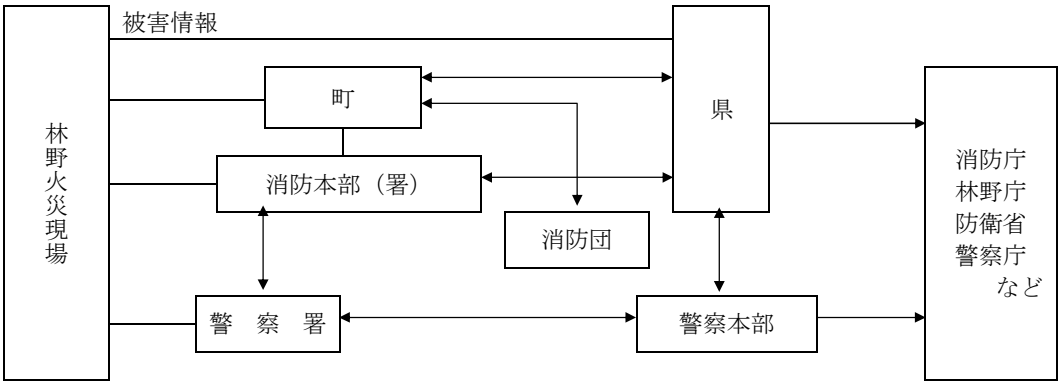

ウ　応急対策活動情報の連絡

町は、県に、応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町は、応急対策活動情報に関し、県及び関係機関と必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2　活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

3　消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度

を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

資料編	**◦６－１　ヘリポート指定地** **◦６－３　公用車一覧**

5　避難収容活動

発災時における避難誘導については、本編「第２章　第 11 節　第１　避難計画」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を勧告・指示する。

6　施設・設備の応急復旧活動

町は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急復旧を速やかに行うものとする。

7　被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8　二次災害の防止活動

町は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、県と連携してその防止に努めるものとする。

また、町は、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行うよう、専門技術者の派遣を県に要請する。危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制をとるとともに、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるよう県に要請するものとする。

9　災害復旧

町は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を目指すものとする。

第２節　危険物等災害対策計画

【関係機関・総務部、消防部】

第１　危険物等災害予防

１　基本方針

(1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(2) 留意点

町は、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

２　危険物予防対策

(1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

ア　危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

イ　立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

ア　危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

イ　危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

ウ　法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

ア　施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

イ　危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

資料編　○５－４　危険物取扱施設一覧

３　高圧ガス災害予防対策

町は、高圧ガス施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事務所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

(1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

(3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

(4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

４　銃砲・火薬類災害予防対策

町は、猟銃所持者及び火薬類施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、個人・事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

(1) 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。

(3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導に当たる。

5　毒物・劇物災害予防対策

(1) 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

(2) 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。

(3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たる。

6　自衛消防組織の強化促進

自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。また、他の事業との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

7　化学消防資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応して、秩父消防署における化学消防車等の整備を促進し、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等に対しても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

第２　危険物等災害応急対策

1　活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2　応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

(1) 危険物の流出及び拡散の防止

(2) 流出した危険物の除去、中和等

(3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置

(4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第３　高圧ガス災害応急対策計画

1　活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか、又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2　応急措置

(1) 高圧ガス災害については、必要に応じ埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年３月17日決済）に基づき応急措置を実施するものとする。

(2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア　製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ　貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

ウ　ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。

エ　充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が基準適合命令を発する。

3　町が実施する措置

災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と連携をとり、住民への危害を防止するため、立ち入り禁止区域の設定、災害内容の周知、避難勧告等の必要な措置を講ずる。

第４　火薬類災害応急対策計画

1　活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届け出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2　応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

(2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

(3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

3　町が実施する措置

災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と連携をとり、住民への危害を防止するため、立ち入り禁止区域の設定、災害内容の周知、避難勧告等の必要な措置を講ずる。

第５　毒物・劇物災害応急対策計画

1　活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が直ちにその旨を保健所、警察署又は消防本部に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

２　応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。

(2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。

(3) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

３　町が実施する措置

災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と連携をとり保健衛生上の危害を防止するために住民に対する立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難勧告等の必要な措置を講ずる。

第６　サリン等による人身被害対策計画

１　趣旨

本計画は、町の地域にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

２　活動体制

町は、町の地域に人身被害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、県及び防災関係機関等の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

３　応急措置

(1) 情報収集

町は、町の区域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、本編「第２章　第６節　災害情報通信計画」に準ずる。

(2) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(3) 救出、救助

本編「第２章　第11節　第２　救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(4) 医療救護

町は、町内に人身被害が発生した場合、本編「第２章　第11節　第２　救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

(5) 救急搬送

本編「第２章　第11節　第２　救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(6) 医療機関の確保

本編「第２章　第11節　第２救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(7) 避難誘導

町長は、本編「第２章　第11節　第１　避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の勧告又は指示を行うものとする。

第３節　放射性物質事故災害対策計画

【関係機関・町】

第１　放射性物質事故災害予防

１　趣旨

県の地域には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所が立地しており、これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に町防災計画に、その対策を定めるものとする。

２　放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 放射性物質取扱施設の把握

町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、協定締結市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ　情報の分析・整理

町は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国その他関係機関との連携を図るものとする。

ウ　通信手段の確保

町は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、本編「第１章　第５節　災害情報体制の整備」に準ずる。

(2) 災害応急体制の整備

ア　職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、町は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

ウ　広域応援連携体制の整備

放射性物質事故災害が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、他の市町村との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

ア　緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じてこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

町は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ　被ばく検査体制の整備

町は、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施するよう、保健所と連携し、検査体制について把握しておくものとする。

ウ　傷病者搬送体制の整備

町は、放射性物質事故災害が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県防災ヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

(4) 防護資機材の整備

町は、放射性物質事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

(5) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア　避難所の指定

町は、放射性物質事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

イ　避難誘導

町は、放射性物質事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。なお、ア及びイについては、本編「第１章　第６節　避難予防対策」に準ずる。

(6) 飲料水の供給体制の整備

町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、本編「第１章　第７節　第２食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

(7) 広報体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携

を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(8) 防災教育・防災訓練の実施

ア　防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

(ｱ) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。

(ｲ) 放射線防護に関すること。

(ｳ) 放射線による健康への影響に関すること。

(ｴ) 放射性物質事故発生時に町がとるべき措置に関すること。

(ｵ) 放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

(ｶ) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。

(ｷ) その他必要と認める事項

イ　住民に対する知識の普及

町は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

(ｱ) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。

(ｲ) 放射線防護に関すること。

(ｳ) 放射線による健康への影響に関すること。

(ｴ) 放射性物質事故発生時に町がとるべき措置に関すること。

(ｵ) 放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

(ｶ) その他必要と認める事項

ウ　訓練の実施と事後評価

町は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射性物質事故も考慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第２　放射性物質事故災害応急対策計画

１　目標

県の地域における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを準用するものとする。

なお、県の地域を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのＡ型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、Ｂ型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、県では、比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定している。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

２　核燃料物質等輸送事故災害対策計画

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア　事故情報の収集・連絡

(ｱ) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第２条第１項第３号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第３条第２号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

①　特定事象発生の場所及び時刻
②　特定事象の種類
③　検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
④　気象状況（風向・風速など）
⑤　周辺環境への影響
⑥　輸送容器の状態
⑦　被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
⑧　応急措置
⑨　その他必要と認める事項

町は、事業者などから受けた情報について、県、安全規制担当省庁等、隣接市町、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で情報の交換などを行うものとする。

(ｲ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。

〔燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統〕

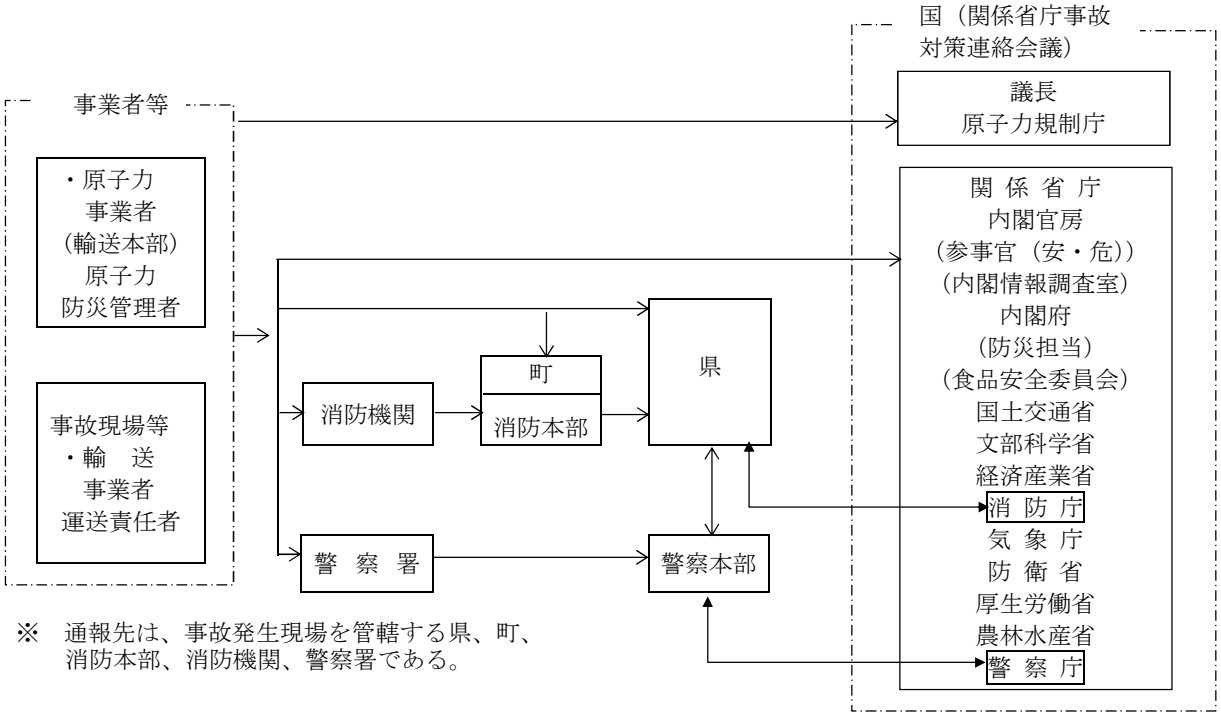

(ｳ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

町は、原子力事業者等が行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、町長は、県、国、関係機関に対し、緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

(ｴ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は町に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

イ　通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

(2) 活動体制の確立

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

(3) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア　本部の設置など

原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町は本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(4)以下の措置を講ずるものとする。

イ　本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、本部を閉鎖するものとする。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア　緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ　交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、科学技術庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配意する。

(5) 退避・避難収容活動など

ア　退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

屋内退避、避難等の措置についての指標は、「県防災計画　資料編Ⅵ-3-6（表３　ＯＩＬ※)」を参照。

※防護措置実施の基準である運用上の介入レベル（Operational Intervention Level：OIL）の考え方

イ　警戒区域の設定

(ｱ) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は、楕円形）半径15mとする。

(ｲ) 関係市町村長への屋内退避・避難等の通知

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

(ｳ) 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

ウ　退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

エ　避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握及び避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

オ　要配慮者への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握及び健康管理対策に努めるものとする。

カ　住民への的確な情報伝達活動

(ｱ) 周辺住民への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(ｲ) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

(ｳ) 住民等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(6) 各種規制措置と解除

ア　飲料水・飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

なお、ＩＡＥＡ（国際原子力機関）及び原子力災害対策指針では、防護措置実施の基準である運用上の介入レベルＯＩＬ６においては、経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準が以下のとおり設けられている。

摂　取	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

イ　解除

町及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(7) 被害状況の調査等

ア　被災住民の登録

町は、県の指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行うものとする。

イ　被害調査

町は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査するものとする。

(ｱ) 退避・避難等の措置

(ｲ) 立入禁止措置

(ｳ) 飲料水、飲食物の制限措置

(ｴ) その他必要と認める事項

(8) 住民の健康調査等

町は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、県及び医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

３　放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア　事故情報の収集・連絡

(ｱ) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町に通報するものとする。

①　事故発生の時刻
②　事故発生の場所及び施設
③　事故の状況
④　気象状況（風向・風速）
⑤　放射性物質の放出に関する情報
⑥　予想される災害の範囲及び程度等
⑦　その他必要と認める事項

町は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県へ連絡するものとする。

(ｲ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

〔放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統〕

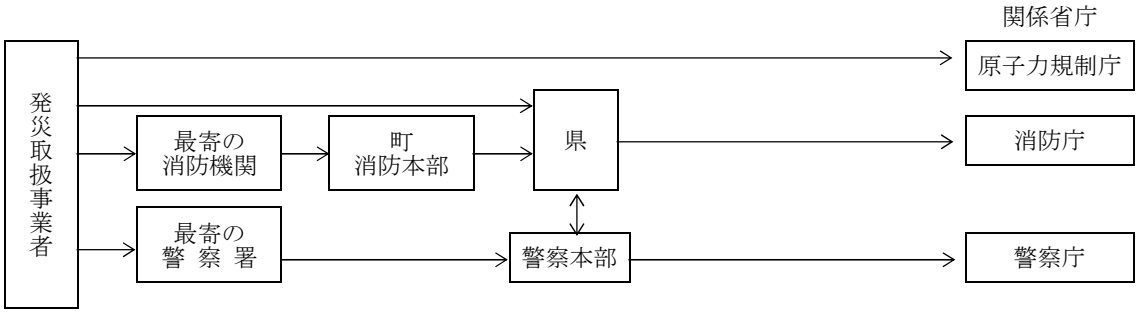

(ｳ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

イ　通信手段の確保

県及び町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

町は、本節第２の２(2)に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

４　原子力発電所事故対策計画

原子力緊急事態宣言発出時の対応、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、退避・避難収容活動など、核燃料物質等の除去等、各種規制措置と解除、住民の健康調査等については、本節第２の２(3)～(8)を準用するものとする。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県及び町による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(1) 放射線量等の測定体制の整備

町は、国及び県と連携を図りながら、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年６月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成20年３月、原子力安全委員会）等に基づき国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、住民に迅速かつ的確な情

報を提供するとともに、必要に応じて本節第２の２(6)の摂取制限等を行うものとする。

(2) 他県からの避難住民の受け入れについて

他県において原発事故が発生した場合の本県における避難住民の受け入れについては「第５部　広域応援編」に準ずる。

第４節　文化財災害対策計画

【関係機関・教育部】

第１　文化財災害予防

本町には国指定天然記念物武甲山石灰岩地特殊植物群落をはじめ、県指定無形民俗文化財２件、県指定旧跡１件、県指定天然記念物１件、町指定文化財が約40件あるなど、文化財に恵まれている。

建築物は木造が多く、その上建造物自体が老朽化しているので、相応の防護策として修理の促進が必要である。

町は、防火対策を中心に、次の事項について徹底を期すものとする。

１　火災予防体制

(1) 防火管理体制の整備

(2) 文化財に対する環境の整備

(3) 火気使用の制限

(4) 火気の厳重警戒と早期発見

(5) 消防団活動

２　防火施設の整備強化

(1) 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化

(2) 消火器、消火栓等の充実強化

(3) 避雷装置、消防用水等の整備強化

３　その他

(1) 文化財に対する防災思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動

(2) 所有者に対する啓発活動

(3) 管理保護についての助言と指導

(4) 防災施設に対する助成

第２　文化財災害応急対策

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。

県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

文化財が被害を受けた場合には、教育委員会、文化財保護審議会による被害状況報告を待って次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

(1) 被害が小さいときは、所有者と連絡をとりあって応急修理を施す。

(2) 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。

(3) 被害の大小にかかわらず、防護策を設け、現状保存を図れるようにする。なお、美術工芸品の文化財所有者、管理者の保管場所が損傷を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

資料編　◦10－３　指定文化財一覧

第５節　農林業等災害対策計画

【関係機関・総務部、経済部】

第１　凍霜害予防

１　基本方針

凍霜害から農作物を守るため、凍霜害予防対策の推進を図るものとする。

２　実施計画

(1) 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

(2) 霜注意報等の伝達

県の防災行政無線システムにより霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合等関係団体に伝達する。

第２　農林業等災害対策

１　基本方針

災害時には農業生産基盤の被災、農業用施設の損壊及び使用施設の損壊、林道・治山施設の被災等が予想されることから、農林業関係団体、県等との緊密な連携のもとに被害状況の把握及びその応急対策に努めるものとする。

２　実施計画

(1) 農業生産基盤施設の応急対策

ア　被害状況の把握

農地及び用排水路等の農業用施設の被害状況を把握し、県に報告する。

イ　応急対策

被害状況に応じ、県等との緊密な連携のもとに応急対策を行う。また、農地及び農業用施設の被害の状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手するものとする。

(2) 農作物及び農業用施設の応急対策

ア　被害状況の把握

農業協同組合等と相互に連携し、農業用施設及び農作物の被害状況を把握するとともに、被害情報を県に報告する。

イ　二次災害防止のための緊急対策

農業用施設被害の状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

(ｱ) 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置

(ｲ) 農業用燃料の漏出防止

ウ　応急対策

県、農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

(ｱ) 農作物の病害虫発生予防のための措置

(ｲ) 病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給

(ｳ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

(ｴ) 農作物の生育段階に対応した生産管理技術の指導

(3) 林道・治山施設の応急対策

ア　被害状況の把握

県、森林組合等と相互に連携し、林道・治山施設の被害状況を把握するとともに、被害状況を県に報告する。

イ　応急対策

(ｱ) 県、森林組合等と相互に連携し、林道・治山施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講ずる。

a　山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

b　地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

c　倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、住民の協力を得て速やかに除去

d　林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

(ｲ) 県から災害査定前着工の指示のあった場合は、施設の速やかな復旧工事を実施するものとする。

第６節　道路災害対策計画

【関係機関・建設部】

第１　道路災害予防

１　基本方針

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

２　実施計画

(1) 道路の安全確保

ア　道路交通の安全のための情報の充実

町長は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

イ　道路施設等の整備

(ｱ) 危険箇所の把握

町長は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

(ｲ) 予防対策の実施

町長は、以下の各予防対策に努めるものとする。

a　道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

b　道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

c　道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

d　計画的な新設、改良及び維持補修に努め、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを計画的かつ総合的に実施する。

また、町長は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(ｳ) 資機材の整備

町長は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

(2) 情報の収集・連絡

ア　災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、協定締結市町村、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行えるよう、情報通信システムの整備を推進し、災害情報の収

集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ　通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、町の整備する情報連絡システムについては、本編「第１章　第５節　災害情報体制の整備」に準ずる。

(3) 災害応急体制の整備

ア　職員の体制の整備

町は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前から関係機関との連携を強化しておくものとする。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

町は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

資料編	**◦２－１　通信施設：防災無線通信施設等の状況**
	◦６－２　県指定緊急輸送道路

第２　道路災害応急対策

1　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア　事故情報等の連絡

町長は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町村と相互に連絡を取り合うものとする。

イ　災害発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

ウ　道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

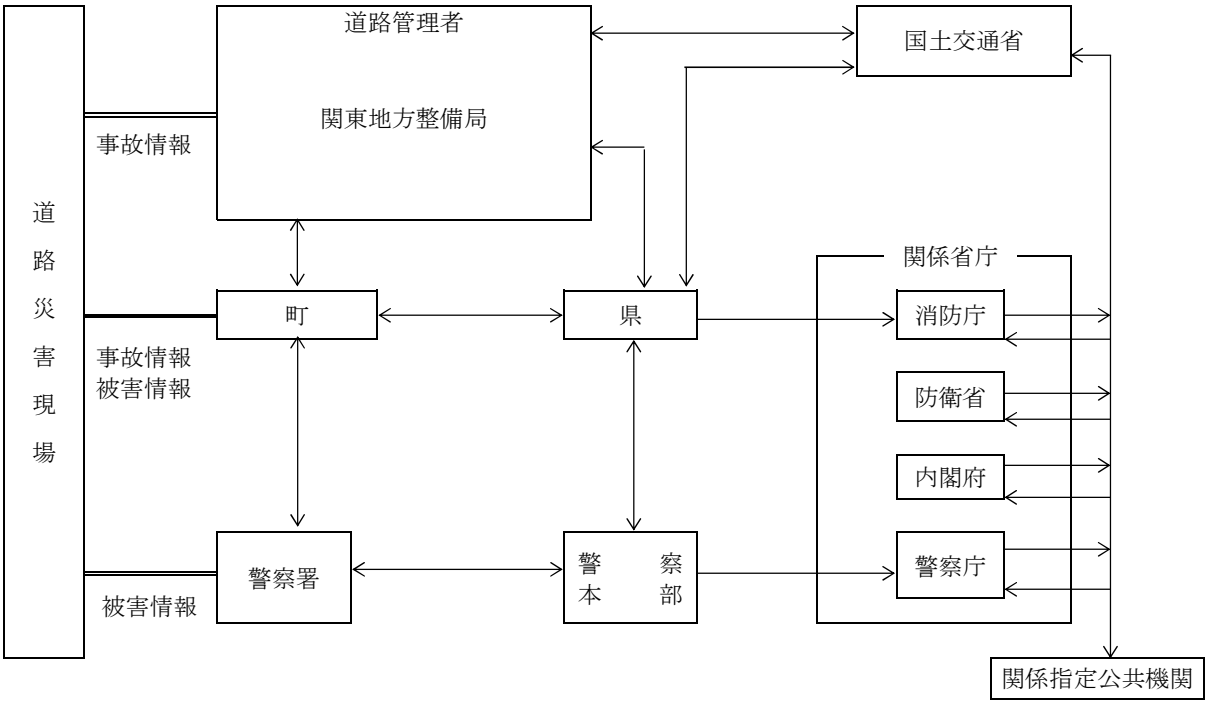

エ　応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

３　消火活動

(1) 道路管理者

町長は、県、警察等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。また、必要に応じて、あらかじめ締結している応援協定に基づき、協定締結市町村に協力を要請するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

資料編	**◦８－２　消防相互応援協定（埼玉西部広域事務組合）** **◦８－４　秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書** **（秩父広域市町村圏組合、秩父市、皆野町、長瀞町、小鹿野町）** **◦８－６　比企広域市町村圏組合　消防相互応援協定**

4　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

町長及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、町長及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

資料編　◦６－２　県指定緊急輸送道路

5　危険物の流出に対する応急対策

町長は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

6　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町長は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

7　被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

8　道路災害からの復旧

町長は、管理する道路については、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

町長は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第７節　鉄道事故・施設災害対策計画

【関係機関・町】

第１　目標

１　目的

本計画は、町の地域において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

２　現況

各鉄道事業者においては、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

第２　鉄道事故対策計画

１　活動体制

町の地域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、県及び防災関係機関、住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

２　応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、本編第２章各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

町の区域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、本編「第２章　第６節　災害情報通信計画」に準ずる。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、本編「第２章　第11節　第１　避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

(4) 救出、救助

本編「第２章　第11節　第２　救急救助・医療救護計画」に準ずる。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が消防本部に協力して行うものとする。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は本編「第２章　第16節　自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は同章「第４節　相互応援協力計画」に準ずる。

(7) 医療救護

町は、町内に鉄道事故が発生した場合、本編「第２章　第11節　第２救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるように消防機関、県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第８節　航空機事故対策計画

【関係機関・町】

第１　目標

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、町の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第２　航空機事故対策

１　活動体制

町の地域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、県及び防災関係機関、住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

２　情報収集

町の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、本編「第２章　第６節　災害情報通信計画」に準ずる。

３　避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は本編「第２章　第11節　第１避難計画」に準じ、避難の勧告又は指示を行う。

４　救出、救助

本編「第２章　第 11 節　第２　救急救助・医療救護計画」に準ずるほか、協力者の動員を行う。

５　応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は本編「第２章　第 16 節　自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は同章「第４節　相互応援協力計画」に準ずる。

６　医療救護

町は、町内に航空機事故が発生した場合、本編「第２章　第 11 節　第２　救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第３部　震災対策編

第１章　震災予防計画

第１節　建築物・施設等の耐震性向上

【関係機関・建設部、衛生部】

第１　基本方針

地震による被害を最小限にとどめるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上を積極的に行う。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図る。

また、災害時における危険性のある落下物として、屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及びエアコンの室外機等がある。また、転倒物として、塀やブロック、同種の危険物として各種の自動販売機がある。これらは、人身への被害とともに救出救助活動の障害ともなることから、安全性を確保していく。

さらに、地震時には屋内における転倒物・落下物に対しても配慮していかなければならない。中でも家具等の落下・転倒によるけがの危険性は非常に大きい。たんすや本棚など家具の転倒・落下や、割れたガラスによる負傷を防ぐことにより、住民自身が地震から自分の身を守るよう広報等により啓発していく。

第２　現況と実施計画

１　建築物

横瀬町建築物耐震改修計画に基づき、町内建築物の耐震化を促進する。

(1) 公共建築物等

町が所有又は使用する公共建築物等については、次の対策を講じる。

ア　耐震診断の実施

昭和 56 年度の建築基準法の改正以前に建築された公共建築物について耐震診断を実施し、老朽化の著しい建物又は構造上危険と判断されたものは、町の整備計画に合わせて改築を推進する。

イ　建物以外の施設の補強及び整備

(ｱ) 落下・倒壊のおそれのある物件の補強

落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものには補強工事を実施する。

(ｲ) 飛散しやすい機器等の格納、固定化

飛散しやすい機械、器具については、常備格納、固定できるようにしておく。

(ｳ) 消防施設の整備

消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

(ｴ) 建物以外の施設の点検

建物以外の施設の定期的点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

ウ　防災拠点としての機能の維持確保

公共建築物、中でも庁舎等の防災上重要な施設については、大規模地震発生直後に、水及び電力等を確保して、ライフライン系統の不測の事態にも、継続してその機能が果たせるよう、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

(2) 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町は、そのための助言、指導、支援を行うものとする。

ア　建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

具体的内容としては、建築物等の構造耐力上、防火及び避難上等の諸点についての安全確保を図る上で以下の規定がある。

(ｱ) 木造及び組積造等の一般構造規定

(ｲ) 一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止

(ｳ) 一定規模以上の建築物について、構造計算を行いその安全性を確認する。

(ｴ) 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

(ｵ) 防火区域、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限

(ｶ) 避難階段及び非常用進入口等の諸規定

(ｷ) 一定規模以上の建築物の設計及び工事監督は建築士が行う。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火災事例に鑑み、一般構造及び防火避難規定等が強化されている。

また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防災上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。

イ　耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

(ｱ) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、耐震化対策を積極的に行っていくものとする。

また、緊急輸送道路等に面する地域に存する既存建築物の所有者に対し、地震に対する安全性の確保を図るため、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて耐震診断、耐震改修及び維持保全について指導、助言又は勧告を行う。

(ｲ) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する住民等の相談に応ずる窓口を設置する。

(ｳ) 耐震診断を行う技術者の養成

耐震診断講習会の開催など、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。

(ｴ) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、住民への知識の普及・啓発に努める。

(ｵ) 建築士団体等との協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

ウ　ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

(ｱ) 市街地内のブロック塀の実態調査

町は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

(ｲ) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

町は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(ｳ) ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

町は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(ｱ)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。

また、町は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行うことを検討する等、その推進に努める。

(ｴ) 緊急輸送道路等におけるブロック塀の倒壊防止対策

緊急輸送道路等に面するブロック塀の地震に対する安全性の確保を図るため、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて指導、助言又は勧告を行う。

エ　落下物対策

(ｱ) 安全性確保の周知徹底

窓ガラスの飛散、外壁タイルの剥落、看板等工作物等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

(ｲ) 屋外広告物等の規制

道路法及び関係機関法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際して県からの改善指導を受けるよう促進する。

(ｳ) 自動販売機の転倒防止

各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に固定されているが、単なるコンクリートのボルト止め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。このため、今後、関係機関と連携して町内の通学路、避難場所に至る道路に面した物件を主な対象とする個別調査の実施を検討する。

(ｴ) 緊急輸送道路等における落下防止対策

緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保を図るため、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて指導、助言又は勧告を行う。

オ　屋内の安全対策

屋内の安全対策について広報による啓発活動を行い、次の例に示すような家庭でできる防災対策を促進する。

［家庭でできる防災対策例］

①　固定金具の普及促進
②　ガラス飛散防止フィルムの普及促進
③　内容物の散乱防止のため、両開き扉の固定方法などの知識普及
④　建物一体型の作り付け収納家具の普及

カ　空き家等の実態把握

町は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

キ　エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発する。

ク　震災時に備えた体制の整備

震災時の家屋の被害認定調査を速やかに行えるよう、協定を締結した機関との災害時の要請の手順の確認や協定締結の維持に努めるものとする。

資料編　◦８－10　災害時における家屋被害認定調査に関する協定書 　　◦９－10　家屋被害認定調査に関する要請書

２　ライフライン施設の防災対策

「第２部　第１章　第 12 節　第４　ライフライン施設の防災対策」に基づくものとするが、特に給水対策における上水道施設の地震対策として、以下の取組に努める。

(1) 上水道施設の安全対策

町は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

ア　配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

イ　石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等の老朽管及び耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

ウ　給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。なお、東日本大震災では、長周期振動で多数の貯水タンクが破損しており、その要因として、内部の水の振動が考慮されていなかったことが挙げられているため、一層の向上を図るものとする。

エ　緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を貯留できるよう、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

上水道施設全体の防災性の向上を図るとともに、水道施設が被災した場合に備えて、上水道台帳等の整備、応急給水体制の整備、停電時への対応のための非常用電源の確保、復旧工事用資機材の備蓄等を行う。また、自らの復旧が困難な場合に備え、他市町村との相互応援協力体制の整備を推進する。

３　交通施設

(1) 鉄道施設［西武鉄道］

町は、災害時に鉄道施設の被災状況や復旧状況などが迅速かつ的確に把握できるよう、日頃から事業者との連携を図り、災害時の対応についてあらかじめ確認しておく。

鉄道事業者については、定期検査や各施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、被災した場合に迅速な応急対策が行えるように、事業継続計画（BCP）の策定及び見直し、災害対策用の組織体制の整備、応急対策及び復旧工事用資機材の確保・整備などに努め、被害を最小限にとどめる。

(2) 道路及び橋梁の予防対策

ア　現況

道路（国道、県道、町道、農林道等）の地震による被害は、地すべり、地崩れ、土砂崩落、落石等が発生し、これらの現象に伴い道路付属構造物の破壊が予想される。

イ　目標

土砂崩落、落石等の危険箇所については、法面防護工の実施、また、老朽橋については架替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁についても耐震上不十分なものは整備し、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

ウ　予防対策

落石等通行危険箇所については、危険度により類別し、法面防護施設を実施し、危険箇所の解消を図っていく。橋梁については老朽橋の架替え、補修とともに既設橋梁で落橋防止対策の不足するものについては補強工事を計画的に実施していく。

4　ため池及び砂防治山施設

(1) ため池の予防対策

町内のため池は、土堤構造で経過年数が長いため、その堤体も漏水等による弱体化の傾向にあり、地震に対する安全度も計算されて築造されたものは少なく法面等も長い年月に浸食等を受けている。従って、地震の際に決壊流出することも考えられる。また、決壊流出した場合は小規模ながら人畜、家屋、農地、農作物等に被害を受けることが予想される。

本町では３箇所のため池があり、いずれも施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのある防災重点ため池の対象とはなってはいないが、老朽化の進み具合など各施設の危険度を判定し、速やかに堤体の補強並びに漏水防止、余水吐、取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行う。また、ため池などの農地・農業用施設において、周辺地域に被害を与える恐れのある箇所のハザードマップの作成配布等に努めるなど、地域の安全性の確保を図る。

(2) 砂防治山施設

大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃渓流については、砂防ダム及び護岸工等の整備を推進し、土石流防止、渓流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努めるよう県に働きかけていく。

資料編	◦ **３－１　地すべり**
	◦ **３－２　土石流危険渓流等**
	◦ **３－３　急傾斜地等**
	◦ **３－４　河川水系図**
	◦ **３－５　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**
	◦ **３－６　ため池**

第２節　防災まちづくり計画

「第２部　第１章　第12節　防災まちづくり計画」参照。

なお、県では、「都市における震災予防に関する基本的な方針」に基づく「都市における震災の予防に関する計画」の策定を市町村に推奨しており、町は策定に努める。

第１　「都市における震災の予防に関する計画」の策定

１　都市における震災の予防に関する基本的な方針

(1) 基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

(2) 基本的方針

a　防災上危険な市街地の改善と住環境の向上

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

b　基盤の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

c　市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

d　震災予防対策の推進

町は、必要に応じて震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

(3) まちの災害危険度データ整備

町は、地震災害に関する基礎的データを整備し、災害の危険性を明らかにして、住民の防災意識の高揚を図り、防災まちづくりへの住民参加を計画的、重点的に促進する。

第３節　地盤災害の予防

「第２部　第１章　第10節　土砂災害予防計画」参照。

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすものであり、平成16年の新潟中越地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震などでも土砂災害は発生している。通常の地すべりは緩斜面に多く、土層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震により引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そのため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施する。

第４節　地震火災等の予防

【関係機関・総務部、消防部】

第１　基本方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

第２　実施計画

１　地震に伴う住宅からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

ア　地震時における出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。

イ　地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

ウ　阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火が見られた。

　こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

エ　住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

２　初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

(1) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

(2) 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、

家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

３　危険物取扱施設の安全化

危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

消防法危険物取扱施設	過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。 このため、町はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
火薬類施設	火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。 このため、町は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

資料編　○５－４　危険物取扱施設一覧

第５節　震災に強い地域（社会）づくり

【関係機関・総務部、消防部】

第１　基本方針

１　趣旨

すべての住民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進するものとする。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、住民や事業所が、県や町、防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図るものとする。

２　留意点

自主防災組織の育成に際しては、町はもちろん、消防本部、消防団、民間の防災関係団体の各地域で活動している様々な団体との連携が重要である。

第２　住民の役割

住民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

１　平常時の役割

１　防災に関する学習	２　火災の予防
３　防災用品、非常持出品の準備	４　１日分の飲料水及び食料の備蓄
５　生活必需品の備蓄	６　家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
７　ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化	８　震災時の家族同士の連絡方法の確認
９　町の実施する防災訓練への参加	
10　近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加	
11　住宅の耐震化	12　地震保険への加入

２　災害時の役割

１　初期消火
２　避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
３　自主防災活動への参加、協力
４　避難所でのゆずりあい
５　町、防災関係機関が行う防災活動への協力
６　風評に乗らず、風評を広めない

第３　自主防災組織の整備

「第２部　第１章　第１節　第４　自主防災組織の整備」参照。

第４　民間防火組織の整備

「第２部　第１章　第１節　第５　民間防火組織の整備」参照。

第５　事業所等の防災組織の整備

「第２部　第１章　第１節　第６　事業所等の防災組織の整備」参照。

第６節　防災教育計画

「第２部　第１章　第２節　防災意識の高揚」参照。

ただし、住民等に対する防災知識の普及として、震災時に発せられる緊急地震速報について、以下のとおり普及・啓発に努めるものとする。

第１　住民等に対する防災知識の普及

１　緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、町は、熊谷地方気象台及び県と協力し、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

※緊急地震速報で用いる区域の名称は、「埼玉県秩父」。

〔緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動〕

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第７節　防災訓練計画

「第２部　第１章　第３節　防災訓練計画」参照。

第８節　調 査 研 究

【関係機関・総務部】

第１　基本方針

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

第２　実施計画

１　基礎的調査研究

本町の地質基盤環境、災害危険度などの地域特性を把握するため、県や防災関係機関が発表、提供する情報の収集に努め、本町の震災対策の基礎的な資料とする。

また、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、地区別防災カルテ及び防災アセスメントの実施について検討する。

なお、地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性を診断した「カルテ」から構成されるものとする。

２　被害想定に関する調査研究

地震災害は、いつ、どの程度の規模のものが発生するか全く予想ができないのが実状であるが、実際の災害により近い被害想定を計画することが適切である。

したがって、県等の指導を受けるとともに、既往地震災害の実証的研究も参考にして、現実的に想定し、万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う。

［目標設定の考え方］

地震による被害が、どこで、どの程度起こるかを究明し、予防対策及び応急対策に資するとともに総合的被害想定をたてるものとする。

３　防災都市化に関する調査研究

本町は過去の実例からも、比較的地震に強い地盤であることが立証されている。しかし、急傾斜地も多く、また道路は狭く、工場、商店、住宅等が混在し、木造建物が密集しているため、地震時による火災危険度は大である。また、近年の無秩序な開発により、法面や擁壁など人工的な急傾斜地の安全性の確保が求められている。

このような現状を踏まえ、防災的都市計画の実施により災害に強い都市構造への再編整備が必要である。

(1) 防災計画基本調査研究

ア　災害危険地区の調査

イ　地下埋設物の調査研究

ウ　危険物貯蔵所に関する調査研究

(2) 都市施設等の破壊の防止に関する調査研究

ア　学校、病院、その他公共施設の耐震診断

イ　ライフライン施設の耐震に関する調査研究

ウ　交通施設の耐震性、復旧に関する調査研究

エ　河川施設の耐震性、復旧に関する調査研究

(3) 既存建築物の震災対策に関する調査

住宅等の民間建築物の被害の防止は、人的被害や住居制約の軽減につながる。また、耐火建築物を一体的かつ計画的に建築することにより、延焼火災を防止するための延焼遮断機能を確保することも可能となる。既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための技術的な方策及び経済的な助成等の方策等について調査研究を行う必要がある。

4　地震火災対策に関する調査研究

地震の被害で最も恐ろしいのは、関東大震災の実例からも立証されているように、地震によって起こる大火災である。

したがって出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等を常に調査研究し、災害の防止策の向上に努める必要がある。

(1) 初期消火に関する調査研究

(2) 火災の拡大防止に関する調査研究

(3) 地域特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機械等の調査研究

5　避難の安全確保に関する調査

(1) 考え方

地震による火災の場合は道路の分断、建物の倒壊等の被害をもたらすため、避難場所については、一定期間ごとに安全性について調査確認することが必要である。

(2) 調査項目

ア　指定緊急避難場所が、震災用避難場所として適当かどうかの調査

イ　指定緊急避難場所とそこに至る避難道路の安全性についての調査

ウ　避難時に障害となる自動車交通の動態調査と避難の円滑化の調査研究

エ　大規模地震に伴う火災時に発生のおそれのある火災旋風による避難場所の安全性の調査検討

資料編　◦４－１　指定緊急避難場所等一覧

6　緊急輸送路網に関する調査研究

地震発生後の関係機関による応急対策の実施に当たり、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要であり、効果的な緊急輸送を行えるように緊急輸送路の確保等について調査研究を実施する必要がある。

(1) 広域応援に活用する路線と他市町村との連携を図るための道路情報施設などの調査研究

(2) 防災拠点を連携する道路の調査研究（各道路管理者の連携）

(3) 鉄道被害の代替機能の確保の調査研究

(4) 緊急輸送路の確保に関する調査研究

資料編　◦６－２　県指定緊急輸送道路（町内）

7　震災時の情報伝達に関する調査研究

震災時においては、地震情報、被害情報、被災地の状況に関する情報及び対策に関する情報等各種の情報を、行政が被災者を含めた住民へ正確かつ迅速に伝えることが極めて重要となる。

したがって、災害時の特殊状況下での情報伝達において、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究及び災害情報システムに関する調査研究等を行う必要がある。

また、緊急地震速報の利活用についても研究する必要がある。

８　震災時の社会的混乱防止に関する調査研究

震災時においては、生命の確保及び経済的・社会的秩序の維持等に対する不安からパニック等の社会的混乱状態が発生する危険性がある。

したがって、こうした大地震発生後の物価の高騰等経済的、社会的混乱の発生メカニズム及びその防止対策について調査研究を行う必要がある。

９　震災時の生活確保に関する調査研究

震災時において、被災者に対し食料、飲料水、生活必需品及び住宅等を供給し、その生活を確保することは、被災者の経済的・精神的な安定化を図るとともに、地震発生後の社会的混乱を防止する意味からも極めて重要である。

したがって、大地震発生後の迅速な物資の調達・輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置及び効果的な品目の選定等に関する調査研究を行う必要がある。

10　震災復興に関する調査研究

地震により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

したがって、事前に震災復興についての基本方針、行政上の手続き等について調査研究を行う必要がある。

第９節　震災に備えた体制整備

第１　応急活動体制の整備

「第２部　第１章　第１節　第１　防災関係機関」参照。

第２　防災活動拠点計画

「第２部　第１章　第４節　防災活動拠点計画」参照。

第３　災害情報体制の整備

「第２部　第１章　第５節　災害情報体制の整備」参照。

第４　相互応援体制の整備

「第２部　第１章　第１節　第２　相互応援体制の整備」参照。

第５　ボランティア等の活動の整備

「第２部　第１章　第１節　第７　ボランティア等の活動環境の整備」参照。

第６　消防

「第２部　第１章　第１節　第３　消防」参照。

第７　危険物

町及び消防機関は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

１　危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

２　危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

３　危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

４　災害発生時の応急活動

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

５　防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

６　従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

資料編	◦５－４　危険物取扱施設一覧

第８　救急救助・医療体制等の整備

「第２部　第１章　第８節　医療体制等の整備」参照。

第９　避難

「第２部　第１章　第６節　避難予防対策」参照。

なお、地震は行政による避難の勧告、指示等の発令をする間がなく、突発的に発生するものであるた

め、指定緊急避難所及び避難路をはじめ避難の方法について、日頃から標識等により分かりやすく標示し、住民に周知徹底しておくことが重要である。

第10　物資及び資機材の備蓄

「第２部　第１章　第７節　物資及び資機材の備蓄」参照。

第11　帰宅困難者対策

「第２部　第１章　第14節　帰宅困難者対策」参照。

第12　孤立防止対策

「第２部　第１章　第11節　孤立防止対策」参照。

第13　遺体の埋・火葬体制の整備

「第２部　第１章　第15節　遺体の埋・火葬体制の整備」参照。

第14　環境衛生対策

「第２部　第１章　第16節　環境衛生対策」参照。

第15　住居の確保体制の整備

「第２部　第１章　第17節　住居の確保体制の整備」参照。

第16　文教対策

「第２部　第１章　第18節　文教対策備」参照。

第17　災害時に備えた要配慮者対策

「第２部　第１章　第13節　災害時に備えた要配慮者対策」参照。

第18　動物愛護

「第２部　第１章　第６節　第４　動物愛護」参照。

第２章　震災応急対策計画

第１節　応急活動体制

【関係機関・町】

「第２部　第２章　第１節　活動体制計画」及び「第２部　第２章　第２節　動員配備計画」参照。なお、地震発生時における配備体制等は、以下のとおりである。

第１　活動体制

１　地震災害における体制の種別及び配備区分

地震災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

なお、震度６弱以上の揺れが発生した場合、町業務継続計画に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策などの災害業務を行うものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">配備体制区分</th><th>地震発生時の配備基準</th><th>配備体制の概要</th><th colspan="2">動員計画</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">初動体制</td><td rowspan="2">原則として震度４の揺れが発生した場合</td><td rowspan="2">・主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制</td><td>勤務時間内</td><td>● 総務課
● 振興課・建設課職員（各課対応に必要な管理職）</td></tr>
<tr><td>勤務時間外</td><td>● 指定登庁職員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒体制</td><td>第１配備</td><td>①　原則として震度５弱から震度５強の揺れが発生した場合
②　東海地震注意報が発令された場合</td><td>・情報収集及び連絡活動を主とするものの、必要に応じて応急措置等を実施する体制（本部設置の準備）</td><td colspan="2">● 各課長･議会事務局長･教育次長
● 総務課（防災担当）
● 振興課･建設課（各課対応に必要な管理職等）
● 消防（水防）団員</td></tr>
<tr><td>第２配備</td><td>上記地震により軽微な災害が発生した場合等</td><td>・比較的軽微な災害で本部を設置する必要がなく、当該災害に関係ある職員をもって対処する体制
・災害状況により速やかに非常体制に移行する体制（本部設置の準備）</td><td colspan="2">● 町長・副町長・消防団長
● 各課長･議会事務局長･教育長･教育次長･副課長･主幹
● 総務課･振興課･建設課･健康づくり課（各課対応に必要な課員）
● 消防団員</td></tr>
<tr><td colspan="2">非常体制</td><td>①　原則として震度６弱以上の揺れが発生した場合
②　東海地震予知情報及び警戒宣言が発令された場合
③　上記地震により相当規模の災害が発生した場合等</td><td>・全職員をもって対処する体制
・本部を設置</td><td colspan="2">● 町長以下全職員
● 団長以下全消防団員</td></tr>
</table>

２　東海地震への対応

東海地震の注意情報の発表及び警戒宣言の発令に伴い警戒体制を施行した場合は、本編「第５章東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」に基づき対応する。

第２節　災害情報の収集

「第２部　第２章　第６節　災害情報通信計画」参照。

なお、地震情報の収集伝達系統は以下のとおりである。

第１　地震情報等の収集伝達体制

１　地震情報の収集伝達系統図

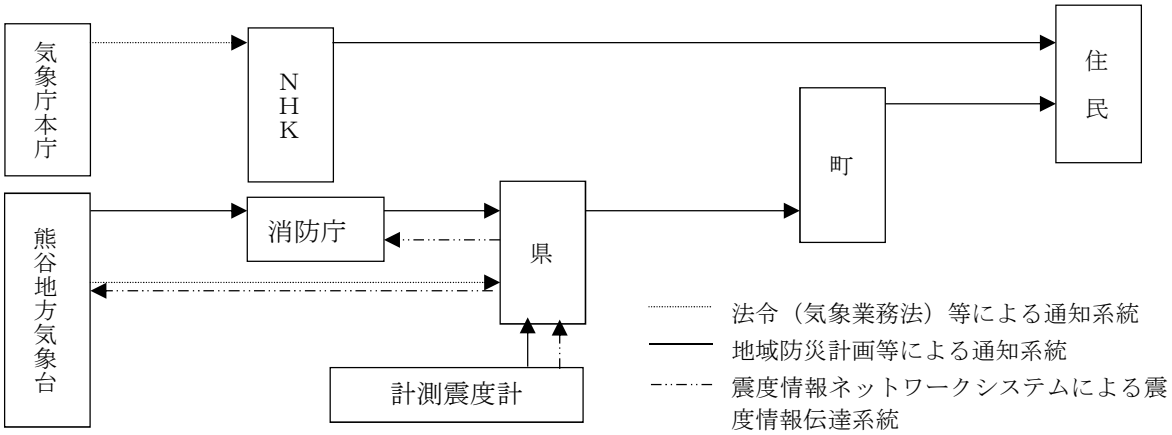

２　地震情報の収集伝達方法

町は、地震情報を収集した場合、町防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

３　震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達方法

県内で震度４以上の地震を観測した場合に、県は、防災行政無線の一斉ＦＡＸにより県内の震度分布図と震度一覧を送信することとなっている。

４　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による伝達

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）が同報系防災行政無線設備と連動し、緊急地震速報（本町で震度５弱以上の場合）や国民保護に関する情報等が放送されることとなっている。

第３節　災害広報広聴活動

「第２部　第２章　第７節　災害広報広聴計画」参照。

なお、震災時における関係機関との連携確保のために震災相談連絡会議が設置された場合は、以下のとおりとする。

第１　県、市町村、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議）

県、市町村及び関係団体との震災後の連携体制を強化するため、災害情報相談センターにおける震災相談連絡会議に参加する。（震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成）

第４節　自衛隊災害派遣

「第２部　第２章　第16節　自衛隊災害派遣要請計画」参照。

第５節　応援要請・要員確保

「第２部　第２章　第４節　相互応援協力計画」、「第２部　第２章　第15節　要員確保計画」参照。

第６節　応援の受入れ

「第２部　第２章　第18節　応援受入計画」参照。

第７節　救助法の適用

「第２部　第２章　第３節　第２　救助法の適用基準」参照。

第８節　消 防 活 動

【関係機関・消防部】

第１　目標

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

第２　消防

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

１　消防活動

機関	活動内容
消防団	①　出火防止 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。 ②　消火活動 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防支援隊・消防本部と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。 ③　救急救助 消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。 ④　避難誘導 避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。 ⑤　情報の収集 消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。 ⑥　応援隊の受入準備 応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

資料編　◦５－１　消防団の現況
**　　◦５－３　消防団施設・装備の現況**

２　応援要請

(1)　手続き

消防相互応援協定による応援要請	町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事への応援要請依頼	町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、緊急消防援助隊等応援消防隊の要請を知事に対して求めることができる。

(2)　内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア　火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況

イ　応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

ウ　応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ　町への進入経路及び集結場所（待機場所）

オ　応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

資料編	◦８－１　災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（埼玉県内市町村） ◦８－２　消防相互応援協定（埼玉西部広域事務組合） ◦８－４　秩父地域５市町消防団危機対応相互応援協定書 （秩父広域市町村圏組合、秩父市、皆野町、長瀞町、小鹿野町） ◦８－６　比企広域市町村圏組合　消防相互応援協定

第９節　救急救助・医療救護

「第２部　第２章　第11節　第２　救急救助・医療救護計画」参照。

第１０節　水防・土砂災害対策

「第２部　第２章　第８節　水防・土砂災害防止計画」参照。

地震の発生に伴う、河川施設や砂防・治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため、応急対策を講ずる。

第１　土砂災害等の防止

地震により河川、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、町は県と協力し、次のような応急復旧を行う。

１　河川施設応急対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

２　砂防施設等応急対策

砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

３　治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

４　ため池応急対策

ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第１１節　避　　難

「第２部　第２章　第11節　第１　避難計画」参照。

なお、地震発生時には、道路や建物の損壊、崖崩れ等、様々な被害が生じている可能性があるため、避難活動における住民への注意喚起に留意するものとする。

第１　避難活動

１　地震における避難の勧告又は指示の周知

〔地震における町の定める発令基準〕

避難勧告	次のいずれかの状況になった場合 ①余震等により家屋倒壊のおそれがある場合 ②余震等により土砂災害発生のおそれがある場合 ③火災拡大のおそれがある場合
避難指示	次のいずれかの状況になった場合 ①余震等により家屋倒壊が発生した場合 ②余震等により土砂災害が発生した場合 ③火災の拡大がある場合

２　避難時における住民への注意喚起

- 二次災害防止のためストーブの火、ガスの元栓、電気器具のコンセントなど、火の始末を行う。
- 外へ出るときは屋根瓦やガラス、看板、照明など落下物の危険はないか確認する。
- 傾いた建物・石塀・ブロック塀・自動販売機など、倒壊のおそれのあるものには近寄らない。
- 建物の下を歩く場合はガラス片が落ちてくる危険があるので、頭を守るようにする。
- 崖崩れの危険性がある場所からは離れるようにする。
- 道路のアスファルトがめくれたり、ひび割れしている場所には近寄らないようにする。
- 感電の恐れがあるので、たれさがっている電線に注意して触れないようにする。
- 火災が発生した場合、火災の風上へ避難する。（煙対策にぬれたタオルなどで口にあてがう）

第２　避難所の開設

避難所開設に当たっては、二次災害を防止するため、建物に応じて応急危険度判定を行う。調査判定を行う場合は、建築物内外部の構造安全性だけでなく、電気、上下水道、ガス、通信等の設備に関する安全性と使用性の調査を行う。

第１２節　孤立地域対策活動計画

「第２部　第２章　第９節　孤立地域対策活動計画」参照。

第１３節　交 通 規 制

「第２部　第２章　第10節　交通対策計画」参照。

第１４節　緊 急 輸 送

「第２部　第２章　第14節　輸送計画」参照。

第１５節　飲料水・食料・生活必需品の供給

「第２部　第２章　第12節　第４　給水計画」、「第２部　第２章　第12節　第１　食料供給計画」、「第２部　第２章　第12節　第２　衣料、生活必需品等供給計画」、「第２部　第２章　第12節　第３　救援物資の供給体制の確立」参照。

第１６節　帰宅困難者支援

「第２部　第２章　第11節　第５　帰宅困難者対策」参照。

第１７節　遺体の取扱い

「第２部　第２章　第11節　第３　遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画」参照。

第１８節　環 境 衛 生

「第２部　第２章　第17節　環境衛生整備計画」参照。

第１９節　公共施設等の応急対策

【関係機関・建設部、衛生部】

第１　目標

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を講じる。

1　避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
2　地震時における混乱の防止措置を講ずる。
3　緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
4　避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
5　収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
6　被害状況を県担当部局に報告する。

第２　公共建築物等

1　応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。

町が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。

なお、町内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士がいない場合には、あらかじめ近隣市町と協力体制を図り、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

〔被災建築物応急危険度判定活動の流れ〕

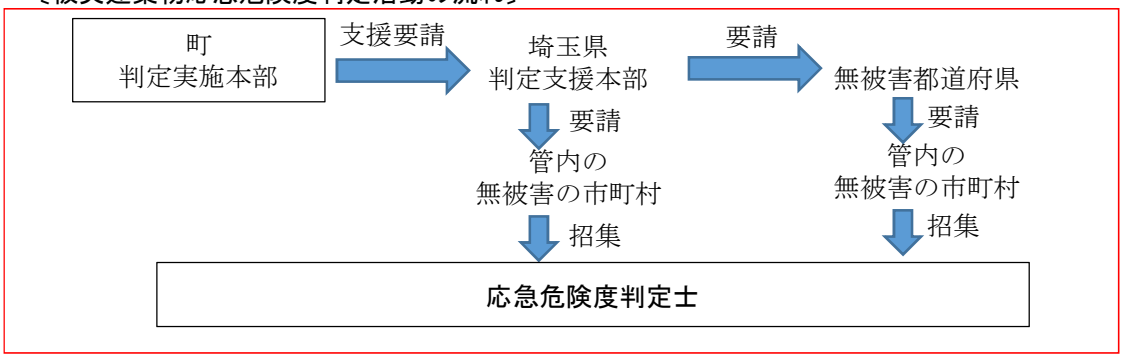

〔被災宅地危険度判定士派遣の流れ〕

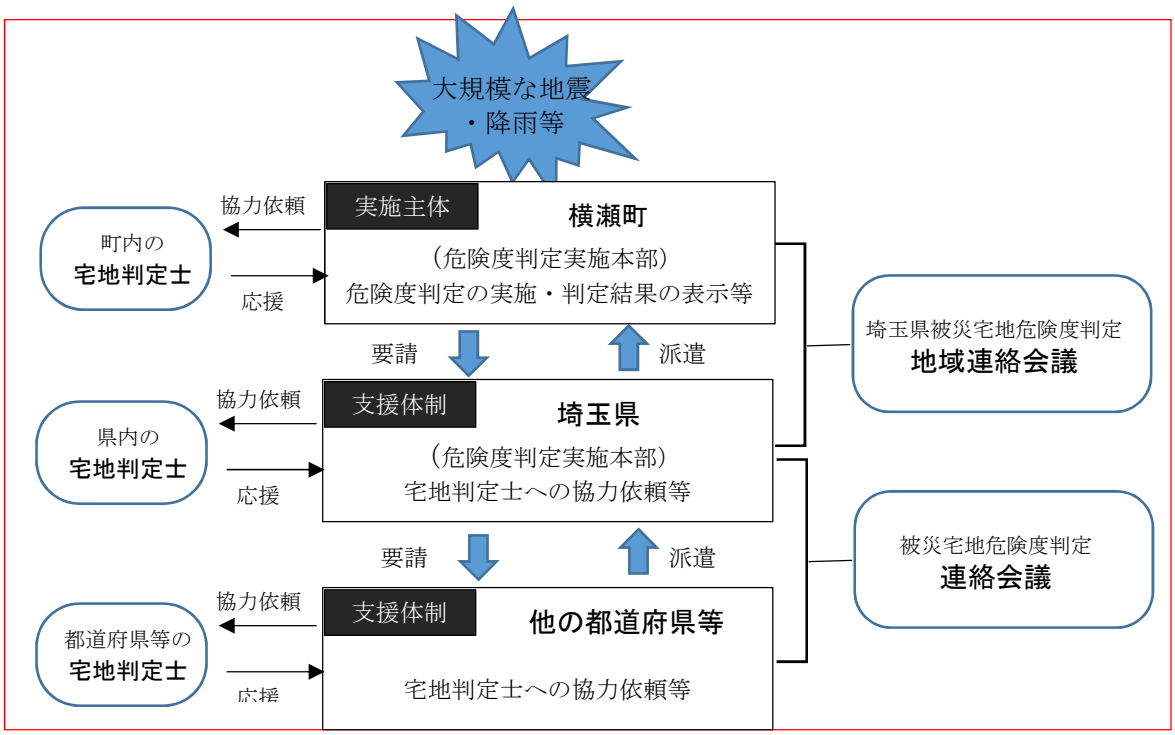

２　被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

３　応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第３　ライフライン施設

１　上水道施設応急対策

(1)　災害復旧用資器材の整備

復旧に必要な資器材については、平常業務との関連において町が保有、整備しているものもあるが、不足するものについては他市町村、関係業者から調達して対処する。

(2)　施設の点検

災害発生後速やかに水道施設の被害状況を把握する。

ア　取水、導水、浄水施設及び配水施設の被害調査は速やかに施設ごとに行う。

イ　管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況等の把握に努める。

なお、主要配水管路や給水拠点となる管路については優先的に点検する。

(3)　応急措置

ア　送配水管の損傷の場合

応急資材が入手しがたい場合は、損傷箇所に最も近い区間の仕切り弁を閉鎖し、消火栓を利用し消防ホース等により応急的に各管路を連絡する。

イ　水源及び機器の損傷の場合

予備施設を運転しながら、損傷部分の補修を行うとともに、残留塩素 0.2ppm 以上（結合残留塩素は 1.2ppm 以上）を管末において保持するよう滅菌を強化して給水を維持するが、施設が全面的に損傷して運転不能で、修理が長期にわたり、又は水源が甚だしく汚染された場合は給水を停止する。

ウ　倒壊家屋、消失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、止水栓により閉栓する。

エ　給水制限

被災の規模により給水を制限（時間給水又は制限給水）する必要を生じた場合は、本部長に報告し、住民に広報して協力を求める。

(4) 復旧作業

ア　被害状況調査及び復旧

被害状況を調査し、適切な復旧計画を定め、復旧作業を実施するための職員を動員・配備し、その活動に万全を期する。

イ　補修人員の確保

補修業者へ復旧作業を要請し、また状況により日本水道協会埼玉県支部北部地区災害相互援助に関する覚書に基づき加盟会員市町村及び建設業者へ応援を求める。

ウ　復旧資材の確保

被害状況により、復旧資材の所要量を把握し、不足資材の発注を行う。

エ　施工

原則として、浄水場に近い箇所から実施するが、緊急度、復旧資材の調達状況を考慮し、工事を実施する。

(5) 災害時の広報

発災時は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を周知させるため、町の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

2　下水道施設応急対策

町は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

町が被害を受けなかったときは、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

3　その他のライフライン（電気、ガス、電気通信施設）

ライフライン施設の応急対策は、各事業者が実施するものとする。

施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧にあたっては、関係機関と調整して各事業者が実施するものとする。

なお、ライフライン施設は、災害対策や住民生活に大きな影響を及ぼすため、町はライフライン事業との連絡を密にし、被害状況や復旧予定などに関する情報把握に努める。

資料編	**◦８－８　災害時における電気設備等の復旧に関する協定書**
	◦９－９　電気設備等の復旧に関する要請書

第４　その他公共施設等

1　不特定多数の人が利用する公共施設

(1) 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

(2) 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

２　医療救護活動施設

(1) 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

(2) 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

３　社会福祉施設

(1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

(2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

(3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

(4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第５　一般建築物等

地震時には、二次災害を防止するため、本節「第２　公共建築物等」に準じて応急措置等を行う。

第２０節　応急住宅対策

第１　被災住宅の応急修理

「第２部　第２章　第12節　第６　被災住宅の応急修理計画」参照。

第２　応急住宅の供給

「第２部　第２章　第12節　第５　応急住宅対策」参照。

第３　住宅関係障害物除去

「第２部　第２章　第13節　障害物除去計画」参照。

第２１節　文 教 対 策

「第２部　第２章　第12節　第８　文教対策計画」、「第２部　第２章　第12節　第９　応急保育計画」参照。

第２２節　要配慮者等の安全確保対策

「第２部　第２章　第11節　第４　要配慮者等の安全確保対策」参照。

第３章　震災復旧復興対策計画

第１節　迅速な災害復旧

「第２部　第３章　第１節　迅速な災害復旧」参照。

第２節　計画的な災害復興

「第２部　第３章　第２節　計画的な災害復興」参照。

第３節　生活再建等の支援

「第２部　第３章　第３節　生活再建等の支援」参照。

第４章　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第１節　計画の位置づけ

【関係機関・総務部】

第１　策定の趣旨

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード８クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年８月に静岡県を中心とする６県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14　年4　月には東京都及び三重県が追加指定され、平成24　年４月１日現在、強化地域は８都県157 市町村となっている。

県内では、東海地震が発生した場合、震度５弱から５強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部ではかなりの被害が発生することが予想され、また、本町においても東京都等へ通勤・通学等している人も多くいるため、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、町防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定めるものとする。

第２　基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

１　警戒宣言発令中においても、都市機能は極力平常どおり確保する。

２　警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。

３　原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。

４　発災後の対策は、本編「第２章　震災応急対策計画」により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて本編「第１章　震災予防計画」により対処する。

５　町の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

第３　前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりとする。

１　警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日

の昼間（おおむね午前 10 時～午後２時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

２　予想震度

県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度５弱～５強程度とする。

〔東海地震に関する情報の種別〕

種　　別		情　報　等　の　伝　達　基　準
東海地震予知情報 ［カラーレベル 赤］		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 ［カラーレベル 黄］		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 ［カラーレベル青］	臨時	強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められたときに、気象庁から関係機関に伝達される情報
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第２節　東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

【関係機関・町】

第１　目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は、東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第２　東海地震注意情報の伝達

１　伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

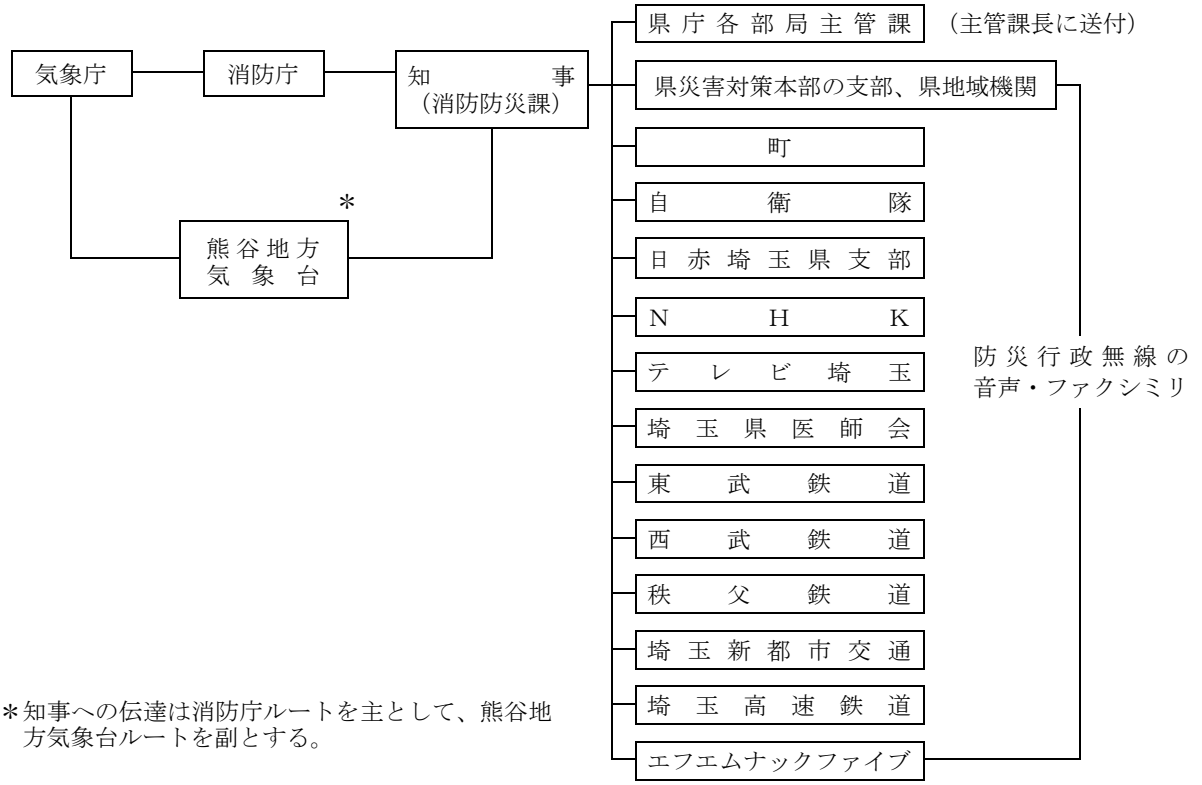

２　伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

３　伝達事項

(1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容

(2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等

(3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容

(4) その他必要と認める事項

第３　活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに本部の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

(1) 本部の設置準備に入る。

(2) 配備体制は、警戒体制とする。

(3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

本部が設置されるまでの間、総務課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。

ア　東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達

イ　防災関係機関等との連絡調整

ウ　社会的混乱防止のため必要な措置

第３節　警戒宣言に伴う措置

【関係機関・総務部】

第１　目標

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受けて、警戒宣言等の対応がとられる。本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第２　警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

１　伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の庁内及び町内関係機関、住民等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

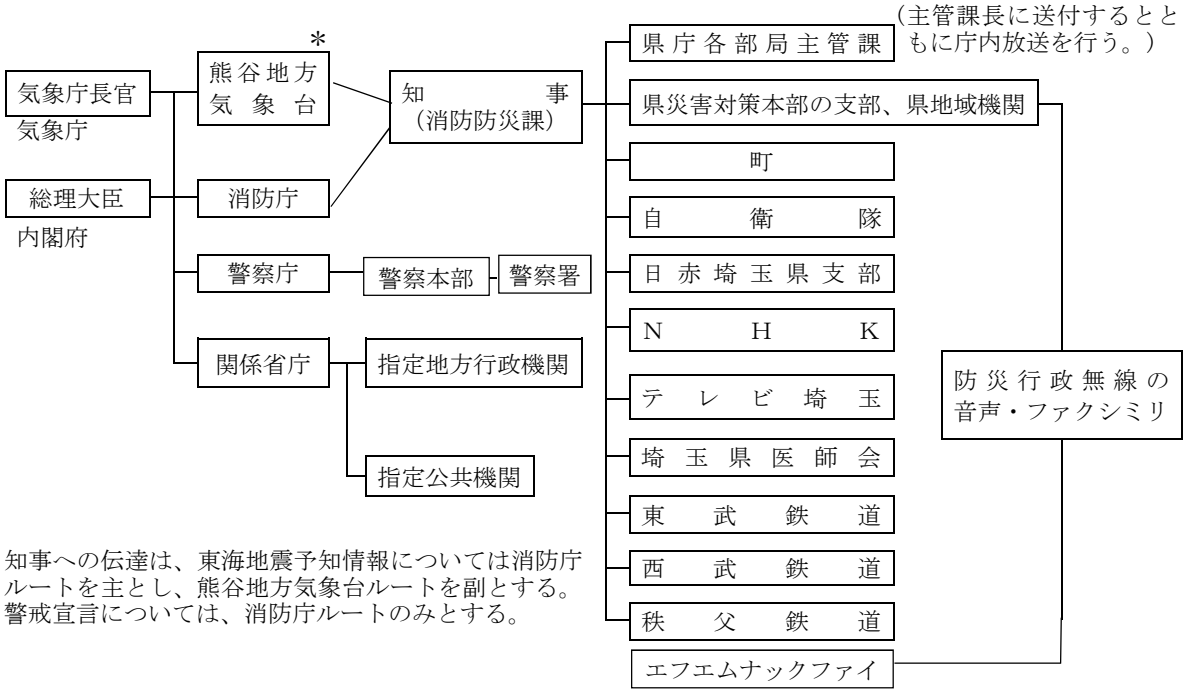

＊知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートを主とし、熊谷地方気象台ルートを副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

２　伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般住民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。

３　伝達事項

１	警戒宣言通知文
２	東海地震予知情報に関する情報文
３	警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
４	警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
５	その他必要と認める事項　例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

第３　活動体制

(1) 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、本部を設置する。

(2) 配備体制は、非常体制とする。

(3) 本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに本編「第２章　震災応急対策計画」に沿って応急対策ができるように準備するものとする。

第４　広報

警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、住民、事業所等のとるべき措置を周知させるため、広報活動を積極的に行う。

広報を行うに当たっては、自主防災組織に対しても協力を要請し、住民への周知徹底を図る。

1　警戒宣言の内容等

(1) 警戒宣言の内容の周知　　(2) 町の予想震度

2　住民及び事業所のとるべき措置

(1) 正確な情報の入手（ラジオ、テレビの情報、町の情報）

(2) 火気の使用自粛、水のくみ置き、家具類の転倒防止等の家庭での防災措置

(3) 避難の準備（非常持出品の確認、身軽な服装）

(4) 障がい者、高齢者等要配慮者の事前避難

(5) 児童・生徒等の引き取り

3　混乱防止のための対応措置

(1) 地域及び各家庭における冷静な対応の呼びかけ

(2) 駅の混乱防止（駅との協力）

(3) 自動車使用自粛など道路交通の混乱防止（秩父警察署との協力）

(4) 電話利用の自粛要請（東日本電信電話(株)との協力）

(5) 買い出し等による混乱防止（横瀬町観光産業振興協会等商工業関係団体との協力）

(6) 預貯金引き出し等による混乱防止（金融機関との協力）

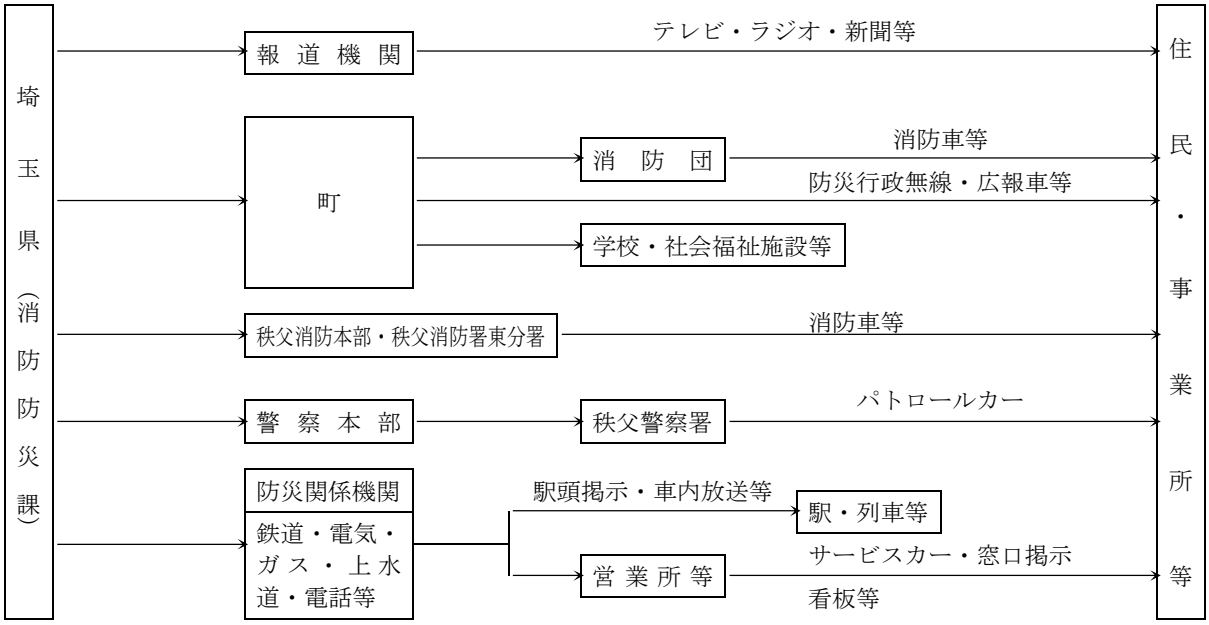

第５　警備、交通対策

１　交通対策

警戒宣言が発令された場合には、町及び防災関係機関等による避難及び緊急輸送の円滑な実施を図ることができるよう、防災行政無線、広報車、町ホームページ等を活用して、住民に対して下記事項の周知を図り、道路交通の混乱と交通事故の発生を防止する。

(1) 交通規制の基本方針

ア　埼玉県内における車両の走行は、極力抑制する。

イ　強化地域及びその隣接都県に向かう車両の通行は、極力制限する。

ウ　強化地域及び都内から流入する車両の通行は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ　避難路及び緊急輸送については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め、住民等に広く周知徹底を図る。

ア　走行中の車両

(ｱ) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では時速40キロメートル、一般道路では時速20キロメートルの速度に減速）すること。

(ｲ) カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。

(ｳ) 現場の警察官等の指示に従うこと。

イ　駐車中の車両

(ｱ) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。

(ｲ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること。

(ｳ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、サイドブレーキをかけエンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアーはロックしないこと。

ウ　車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 緊急輸送車両の確認

警戒宣言が発令された場合には、町は、地震発生時に応急対策に使用する車両については、直ちに秩父警察署に対して緊急輸送車両の事前届出を行い、地震発生時に備えるものとする。

なお、緊急輸送車両の確認は、「第２部　第２章　第10節　交通対策計画」に定めるところにより実施する。

２　道路管理者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、道路管理者は直ちに次の措置を講ずる。

(1) 緊急点検

地震発生時に交通に支障が生じるおそれのある道路・橋梁を重点的に、道路パトロール等により緊急点検を行う。

(2) 道路工事中の安全対策

工事中の箇所については、原則として工事を中止し、必要な補強その他の保全措置を行う。

第６　公共輸送対策

防災関係諸機関、報道機関並びに鉄道各社との協力のもとに、地域の実情に応じ、可能な限り運転を行う。ただし、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれがある場合又は踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

１　運行措置方針

(1) 警戒宣言発令当日の運行措置

警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転を行うので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

(2) 警戒宣言発令の翌日以降、発災又は警戒解除宣言までの運行措置地震ダイヤ（仮称）をあらかじめ作成し、減速運転を行う。なお、地震ダイヤは、一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

２　乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので、旅客の集中を防止するため、次の措置をとる。

(1) 平常時から、運行計画の概要、旅行の見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。

(2) 警戒宣言時に、報道機関を通じ運転状況の報道、時差退社等の呼びかけを行う。

(3) 駅において、放送、掲示等により協力を要請する。

３　旅客の安全を図るための措置

(1) 状況により、警察官の派遣を要請する。

(2) 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を行うとともに、旅客の誘導、一方通行等の措置を早めに行う。

(3) 適切な場内放送等により、旅客の鎮静化に努める。

第７　教育・医療関係機関・社会福祉施設対策

１　教育機関

小学校及び中学校は、警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じ、児童・生徒の生命の安全確保について万全を期する。

なお、町が管理、運営する社会教育施設等も、警戒宣言が発令されたときは開館を自粛するなど、これらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

(1) 情報の収集伝達等

ア　警戒宣言が発令されたときは、校長は直ちに対策本部（自衛防災組織本部）等を設置し、本部や関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。

イ　職員は、児童・生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒に不安や動揺をあたえないよう配慮する。

(2) 授業の中止等

ア　警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ　学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業する。

(3) 児童・生徒の保護

ア　幼稚園

園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。

イ　小・中学校

職員は、名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。

なお、徒歩又は交通機関を利用し、あるいは介添により通学している心身に障がいのある児童・生徒については、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

(4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

ア　出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ　消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ　非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

エ　化学薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア　学校と児童・生徒の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。

イ　警戒宣言が発令されたときは、前記(3)の区分により、児童・生徒を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。

ウ　登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。

エ　保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りとどける等の方策を講ずる。

(6) 私立学校等

私立の幼稚園等についても、公立学校等に準じた措置を講じて、園児等の生命の安全確保について万全を期する。

２　医療関係機関

(1) 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、秩父郡市医師会（以下「医師会」という。）を通じて民間医療機関に要請する。

ア　外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

イ　手術及び検査は、可能な限り延期する。

ウ　警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

エ　入院患者の安全確保に万全を期す。

オ　建設及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

カ　水及び食料の確保を図る。

(2) 救護救援対策

地震発生後における救護救援体制の確保が困難となることが予想されることから、次の事項についての対策を講ずる。

ア　町の対応

警戒宣言が発令された場合には、関係機関との情報交換を密にする。また、医師会に対して、出動体制を確立するよう要請する。

イ　医師会の対応

地震発生後における医療班の出動要請に備え、連絡体制を確立するとともに、医師会会員に対して出動準備するよう要請する。

３　社会福祉施設対策

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検等を行う。

また、周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、町が指定した避難所へ避難を開始する。

(1) 情報活動

ア　情報の収集・伝達

町、防災関係機関及び報道機関から正確な情報を入手し、通所者、入所者等に対して迅速かつ適切に伝達するよう努める。

イ　情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

(ｱ) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、通所者、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。

(ｲ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。

(ｳ) 保護者からの照会に対し、正確な情報を提供できるよう努めること。

(ｴ) 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。

(ｵ) 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

ウ　報告

警戒宣言に対応してとった措置について、町等に連絡する。

エ　情報責任者の選定

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて町等との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ作成されている計画に基づき、必要な要員を確保するとともに迅速・的確に防災措置を行うための組織を編成する。

計画が作成されていない施設にあっては、次のような体制で役割分担を決めること。

ア　情報班

(ｱ) 町からの情報収集

(ｲ) テレビ、ラジオによる情報収集

(ｳ) 入所者、通所者に対する情報伝達

(ｴ) 町への報告

イ　消火班

(ｱ) 火気使用器具類の安全点検

(ｲ) 油類等の保管状況点検

(ｳ) ガスボンベの転倒防止

(ｴ) 消火器具類及び消防設備の点検

(ｵ) 危険物、火気設備等に対する応急措置

ウ　避難誘導班

(ｱ) 避難経路、避難所の確認

(ｲ) 避難器具の準備

エ　非常持出班

(ｱ) 非常持出品の持ち出し準備

オ　救護班

(ｱ) 救急医薬品の準備

(3) 対応策の確認

各施設においては、入所者、通所者等の安全を確保するため、次の事項等について確認や準備を行っておく。

ア　非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。

イ　保護者との連携を図り、入所者、通所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。

ウ　地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。

エ　非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。

また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

(4) 施設の設備の整備及び点検

施設の実態に応じて整備点検を行うこととするが、おおむね次の事項について実施する。

なお、火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合については、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置しておく。

ア　火気使用設備器具

イ　火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合については、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。

ウ　発火流出等のおそれのある危険物

エ　消火用設備

オ　落下、倒壊危険のあるもの。特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。

カ　特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。

キ　工事中の建築物等の保安措置

(5) 避難

地震情報及び火災、山津波、崖崩れ等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合、又は町長等から避難、指示があった場合は、避難所への避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について町長に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

ア　保育中の園児は、利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。

イ　警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

ウ　引き取りのない園児は、園において保護する。

エ　園児の引き取りについて、事前に十分な打ち合わせをすること。

第８　ライフライン対策

１　電話（東日本電信電話(株) 埼玉事業部）

(1) 警戒宣言発令下における応急対策業務の基本的な考え方（(株) ＮＴＴドコモ埼玉支店含む）

ア　警戒関係機関等の重要通話を確保し、また一般市民の情報にも大きな支障をきたさないことを基本として必要な地震防災応急対策を実施する。

イ　平常業務については、緊急あるいは重要度の高いものを重点に実施する。

(2) 埼玉支店における業務

ア　ダイヤル通話

(ｱ) ダイヤル通話の確保

警戒宣言等が発令されると強化地域を中心に防災関係機関等からの情報連絡、対策指示等の通話及び一般市民による家族間の連絡等の通話が集中的に発生し、輻輳することが予想される。このような場合に次の対策を実施する。

防災関係機関、報道関係機関等の災害時優先電話の通話を確保する。

(ｲ) 発信通話の制限

災害時優先電話等の通話を確保するため、一般の通話を制限する。

(ｳ) 地域別の通話の制限

強化地域及び周辺地域に対し、輻輳状況により通話の制限をする。

イ　トーキー案内

警戒宣言発令時及び災害発生時に伴う輻輳により、接続不能となった場合、トーキー案内を行う。

ウ　手動通話

(ｱ) 非常、緊急通話を確保する。

(ｲ) “104”の番号案内業務は１(1)イに準じて取扱うこととする。

エ　電報

強化地域内へ向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

オ　営業窓口

通常の営業時間中、営業窓口を可能な限り開いておくこととする。

なお、警戒宣言が発令された旨を窓口、局前掲示板等により利用者に周知する。

カ　サービスオーダー工事

可能な限り行う。

キ　“113”試験台業務

可能な限り業務を取扱う。

ク　工事の中断等

警戒宣言発令により工事の責任者の判断に基づき工事中の中断措置を行う場合には、必要な保

安措置及び安全措置を行う。

２　電力（東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社）

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

(1) 要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

(2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配意した判断を行うものとする。

ア　特別巡視、特別点検及び機器調整等の実施

イ　通信網の確保

ウ　仕掛り工事・作業中の各電力施設等についての応急安全措置

(4) 社外者の避難誘導

警戒宣言が発せられたときは変電所等への見学者、訪問者に対して、関係市町村と連携の上、連絡並びに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

３　上水道（上下水道課）

(1) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

(2) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

(3) 応急復旧体制の準備を行うものとする。

４　下水道（上下水道課）

工事中の現場においては、工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに応急資機材の点検、整備を行う。

第９　生活物資等輸送対策

１　食料、生活必需品等

地震発生後に避難住民等に対して必要な食料、生活必需品等を供与できるよう、次の措置を講ずる。

(1) 防災倉庫の在庫状況の確認、搬送体制の確立

(2) 応援協定締結先への物資供給の準備依頼

資料編　◦８－３　災害時における協力支援に関する協定（ちちぶ農業協同組合）

２　輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、総務部（総務班）が一元管理、配車等を行う。不足する場合又は発災時に緊急輸送ができるよう、近隣市町村・業者に緊急調達又は輸送待機等を要請する。

３　買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

(1) 生活上必要な物資を確保するため、県と連携して、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても極力営業するよう要請する。

(2) 生活必需品等に係る事業者に対して、警戒宣言発令後も買占め、売惜しみをしないよう呼びかける。また、住民に対しても不必要な買占めを行わないよう、呼びかける。

第５章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で２～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で２ｃｍ未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明３年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第１　基本方針

富士山及び浅間山の噴火が住民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。

第２　火山噴火の概要

１　被害想定

(1) 富士山が噴火した場合

本町では、２ｃｍ未満の降灰が予想されている。

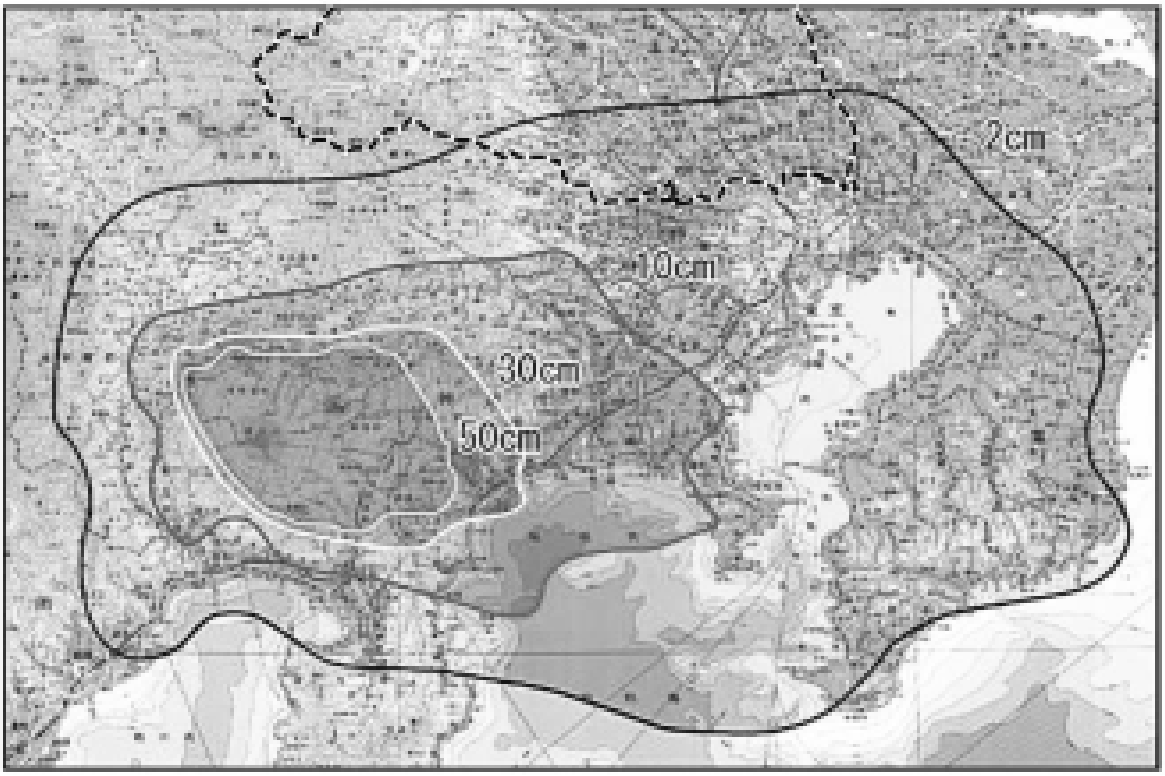

（出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」）

(2) その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、数cmの降灰堆積の可能性がある。

第３　予防・事前対策

1　事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

- 住民の安全、健康管理等
- 降灰による空調機器等への影響
- 視界不良時の交通安全確保
- 農産物等への被害軽減対策
- 上下水道施設への影響の軽減対策
- 降灰処理

2　食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進（３日分以上を目標。可能であれば１週間以上を推奨）

第４　応急対策

1　応急活動体制の確立

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

2　情報の収集・伝達

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは町内に降灰があったときは、県及び降灰があった市町村と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。

〔降灰調査項目〕

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、住民に発信する。

（例）
○　外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
○　家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
○　自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

住民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、ツイッター、データ放送など）も活用する。

3　避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4　医療救護

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

(1) 降灰の例では、下記の事例が報告されている。

（例）
・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。
　　雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
・上水道　：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
　　火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
・道 路　：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
・鉄 道　：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

(2) 降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

6　農業者への支援

(1) 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

(2) 火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7　降灰の処理

(1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

(2) 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

(3) 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

(4) 町は、火山灰の処分場所を事前に選定する。

(5) 町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8　広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

9　物価の安定、物資の安定供給

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、住民や事業者に冷静な行動を求める。

第５　復旧対策

1　継続災害への備え

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、降灰後は、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

・警戒基準雨量の見直し ・警戒避難体制の確立 ・降雨時の避難の実施

第４部　複合災害対策編

第１　趣旨

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第２　基本方針及び対策の方向性

１　基本方針

町が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

１　人命救助が第一 人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。 ２　二次被害の防止 各自の役割を果たすとともに、町が行う災害応急対策を支援し、町内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。 ３　ライフラインの復旧 被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

２　対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源（※１）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※１　町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第３　予防・事前対策

１　複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、住民等に対して周知する。

(1) 複合する可能性のある災害の種類

・地震災害 ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害） ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）　など

(2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の３つのパターンに分けられる。

■パターン１
　先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。
■パターン２
　先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。
■パターン３
　町内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。
　なお、いずれのパターンにしても、近隣市町村が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町村からの迅速な支援が得られない可能性がある。

〔パターンごとの具体的なシナリオ例〕

パターン１	先発災害　巨大地震の発生 → 堤防が損傷、機能低下 後発災害　巨大台風が直撃 影　　響　河川氾濫が発生
パターン２	先発災害　巨大地震の発生 後発災害　復旧・復興活動中（１年以内）に巨大台風直撃 影　　響　先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ
パターン３	地震Ａ　県内Ａ地区で巨大地震発生 地震Ｂ　県内Ｂ地区で巨大地震がさらに発生 影　響　県内対応資源が不足し、対応が困難になる

２　複合災害発生時の被害想定の実施

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

３　防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

４　非常時情報通信の整備

町は、県や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）と連携し、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有できる体制整備を検討する。

５　避難対策

「第２部　第１章　第６節　避難予防対策」参照。

なお、町は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

６　災害医療体制の整備

「第２部　第１章　第８節　医療体制等の整備」 参照。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

7　災害時の要配慮者対策

「第２部　第１章　第 13 節　災害時に備えた要配慮者対策」 参照。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

8　緊急輸送体制の整備

「第２部　第１章　第４節　防災活動拠点計画」参照。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第４　応急対策

1　情報の収集・伝達

「第２部　第２章　第６節 災害情報通信計画」参照。

なお、町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2　交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

3　道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4　避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第５部　広域応援編

第１　基本方針

県防災計画における「第５編　広域応援編」においては、首都直下地震が発生した場合の基本方針として、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとしている。

そのため、本町においても、県の基本方針を踏まえ、首都直下地震による広域災害発生時における広域応援に備えるものとする。

第２　事前対策

１　広域避難者の受入体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から埼玉県に避難場所を求めることが想定される。

このため、町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、町は県と協力し、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設等や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

２　広域支援拠点の確保

町は、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広に候補地を選定する。

３　広域応援要員派遣体制の整備（職種混成の広域応援要員チームの編成）

町は、県による職種混成の広域応援要員チームの編成について協力する。

４　町内被害の極小化による活動余力づくり

(1) 住民への普及啓発

ア　家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。

イ　家庭内の取組（家具の固定･災害用伝言サービス･家庭内備蓄）を普及させる。

ウ　ＤＩＧ、ＨＵＧを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

(3) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

町は、建物の耐震化・不燃化、老朽化の進む社会資本(橋梁、下水道等)の予防保全的な維持管理への転換等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

(4) 企業等による事業継続の取組の促進

企業等による災害時の事業継続の取組、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を促進する。

第３　応急対策

１　広域応援要員の派遣

町は県が編成した職種混成の応援要員のチームに参加する職員を被災地に派遣する。

２　広域避難の支援

大規模災害発生時に、他都道府県からの避難者の受入協力を求められた場合は、町は、本町の避難者発生状況を踏まえつつ、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

〔広域避難（広域一時滞在）の流れ〕

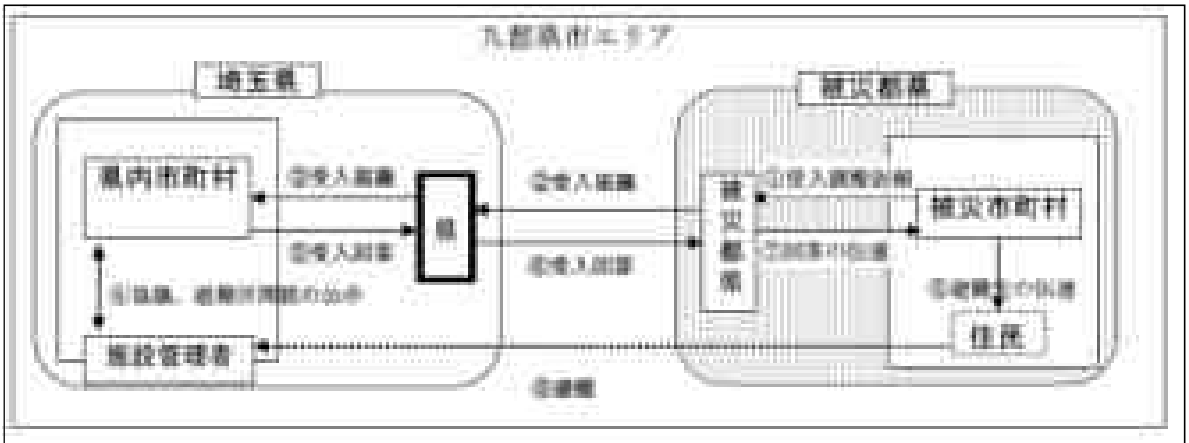

○ 応援要請と受入れの流れ

①被災市町村からの被災都道府県へ避難者受入調整の依頼

②被災都道府県内では受入困難な場合、当県への要請。被災都県との受入協議

③県内市町村と県との受入協議

④県内市町村と避難所（施設管理者）との協議

⑤県への受入回答及び避難所開設の公示

⑥被災都道府県への受入回答

⑦被災都道府県から被災市町村への受入回答の伝達

⑧被災市町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援

⑨避難者の受入れ（避難誘導を含む）

避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都道府県と県が行う）

〔県及び市町村の役割分担等について〕

(1) 被災都道府県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、大規模災害の発生に伴い、他の都道府県知事から避難者受入れの要請があった場合、本県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、市町村長に対して市町村が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。

なお、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定する。

(2) 避難者受入方針の決定

県は、市町村に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

(3) 避難所開設の公示及び避難者の収容

市町村長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

(4) 避難所の管理運営

「第２部第２章第11節第１　５　避難所の管理運営」を準用する。

(5) 要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

県及び受入市町村は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

(6) 自主避難者への支援
　県及び県内市町村は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。
(7) 避難者登録システム等の活用
　県は、市町村の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供する。
(8) さらに遠県への避難
　県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体（群馬県、新潟県（「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組）等）での二次受入れを調整する。
　避難者の移送については、受入県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

３　その他

がれき処理支援、環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援等、必要な支援を行うものとする。

第４　復旧・復興対策

町は、必要に応じて、広域復旧復興の支援のための職員派遣や業務代行、火葬依頼への対応、町内の空き工場・作業場の情報の提供、斡旋の協力、県が行う長期避難者への生活支援のサポート等を行うものとする。